七　出資の総口数
八　経費の分担に関する規定
九　剰余金の処分及び損失の処理に関する規定
十　準備金の額及びその積立ての方法
十一　連合員の権利義務に関する規定
十二　事業の執行に関する規定
十三　役員に関する規定
十四　会議に関する規定
十五　会計に関する規定
十六　公告の方法

2　前項第一号の事業には、貿易連合が輸出し又は輸入する貨物の種類及び仕向地又は船積地を記載しなければならない。

3　第十五条第二項の規定は、貿易連合の定款に準用する。

（定款又は業務の方法の変更）

第二十七条の十一　定款又は業務の方法の変更は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2　第二十七条の九第三項の規定は、前項の認可に準用する。

（定款又は業務の方法の変更命令）

第二十七条の十二　通商産業大臣は、定款又は業務の方法が第二十七条の九第三項各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、貿易連合に対し、その変更を命じなければならない。

（競業の禁止）

第二十七条の十三　連合員は、貿易連合の定款で定める輸出又は輸入に係る貨物と同種の貨物を当該輸出に係る仕向地と同一の地域を仕向地として輸出し、又は当該輸入に係る船積地と同一の地域を船積地として輸入してはならない。ただし、業務の方法で定めるところにより、貿易連合の委託を受けて輸出し又は輸入する場合は、この限りでない。

（連合員に対する売買義務）

第二十七条の十四　貿易連合は、貿易連合が輸出すべき貨物を連合員以外の者から購入し、又は貿易連合員以外の者に販売してはならない。ただし、総会の議決を経た場合は、この限りでない。

（解散）

第二十七条の十五　通商産業大臣は、貿易連合が次の各号の一に該当すると認めるときは、その貿易連合の解散を命ずることができる。

一　第二十七条の十二の規定による命令に違反したとき。
二　定款で定める事業以外の事業を行なつたとき。

（準用）

第二十七条の十六　中小企業等協同組合法第二条（登記）、第四条第二項（住所）、第十一条から第十三条まで、第十五条から第十八条まで、第十九条（第一項第四号を除く。）、第二十条から第二十三条まで（組合員）、第二十七条、第二十八条、第二十九条第一項から第三項まで、第三十条から第三十二条まで（設立）、第三十四条（規約）、第三十五条（第五項を除く。）、第三十五条の二から第三十六条の三まで、第三十七条第一項、第三十八条から第四十五条まで（役員等）、第四十六条から第五十条まで、第五十一条第一項、第五十二条から第五十四条まで（総会）、第五十六条、第五十七条（出資一口の金額の減少）、第五十八条第一項から第三項まで（準備金）、第五十九条第一項及び第二項、第六十条、第六十一条（剰余金の配当等）、第六十二条第一項及び第二項、第六十三条から第六十六条まで、第六十八条第一項、第六十九条（解散及び清算）、第八十三条（第二項第三号、第三項及び第四項を除く。）、第八十四条から

第百三条まで（登記）、第百四条、第百五条、第百五条の四、第百六条第二項（雑則）、第百十五条第二号及び第四号から第十七号まで並びに第百十五条の二（罰則）の規定は、貿易連合に準用する。この場合において、同法第十九条第二項第一号中「組合の施設を利用しない」とあるのは「貿易連合と取引をしない」と、同項第二号中「出資の払込、経費の支払その他組合に対する義務を怠つた組合員」とあるのは「出資の払込み、経費の支払その他貿易連合に対する義務を怠つた連合員又は輸出入取引法第二十七条の十三の規定に違反した連合員」と、第三十一条、第三十五条の二、第四十八条、第六十二条第二項、第六十三条第三項、第九十七条第三項、第百四条、第百五条、第百五条の四及び第百六条第一項中「行政庁」とあるのは「通商産業大臣」と、第五十一条第一項第一号及び第五十三条第一号中「定款」とあるのは「定款及び業務の方法」と、第五十九条第二項中「組合員が組合の事業を利用した分量」とあるのは「連合員が貿易連合と行なつた取引の額」と、第六十二条第一項第五号中「第百六条第二項」とあるのは「輸出入取引法第二十七条の十五」と、第九十二条第二項中「事業協同組合登記簿、事業協同小組合登記簿、火災共済協同組合登記簿、信用協同組合登記簿、中小企業等協同組合連合会登記簿、企業組合登記簿及び中小企業団体中央会登記簿」とあるのは「貿易連合登記簿」と、第百十五条の二中「第六条第三項」とあるのは「輸出入取引法第二十七条の四第三項」と読み替えるものとする。

2　輸出組合は、前項の規定により負担金を徴収しようとするときは、政令で定めるところにより、負担金の額及び徴収の方法を定め、当該事務の処理に関する計画及び収支予算を添えて、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3　輸出組合は、第一項の負担金及びこれを運用した場合に生ずる利子に係る経理については、政令で定めるところにより、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

4　中小企業等協同組合法第百五条の規定は、第一項の規定により負担金を納付した輸出業者について準用する。この場合において、同条中「行政庁」とあるのは、「通商産業大臣」と読み替えるものとする。

5　前四項に定めるもののほか、第一項の負担金に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十九条第一項中「前条第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同条第二項中「前条第三項」を「第二十八条第三項」に改める。

第三十条第一項中「第十九条の四第一項」を「第十九条の四第二項」に改め、同条第二項中「価格」の下に「、品質その他の取引条件」を加える。

第三十一項第二項を削り、同条第一項中「同項各号の一に掲げる」を「同項に規定する」に、「特定地域」を「指定地域」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

通商産業大臣は、第七条の三第一項の認可を受けて輸出業者及び輸入業者の協定が締結されている場合において、その協定をもつてしては同項に規定する事由を除去することが困難であると認めるとき

は、当該事由を除去しなければ当該特定の地域を仕向地として輸出する特定の種類の貨物の輸出取引及び当該特定の地域を船積地として輸入する特定の種類の貨物の輸入取引の秩序の確立を著しく害し、又は当該特定の地域との貿易の健全な発展に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合に限り、政令で定めるところにより、通商産業省令で、当該特定の地域を仕向地として輸出する特定の種類の貨物と当該特定の地域を船積地として輸入する特定の種類の貨物との種類、価格、数量、品質又は決済条件の調整に関する事項について輸出業者及び輸入業者の遵守すべき事項を定めることができる。

第三十一条に次の二項を加える。

3　第二十八条第二項から第四項まで及び前条第二項の規定は、第一項の場合に準用する。

4　第二十八条第二項から第六項まで及び前条第二項の規定は、第二項の場合に準用する。

第三十二条中「前条第二項」を「前条第四項」に、「前条第一項」を「前条第二項」に改める。

第三十二条の二第一項中「第三十一条第二項」を「第三十一条第四項」に改める。

第三十三条第一項中「若しくは第七条の二第一項」を「、第七条の二第一項若しくは第七条の三第一項」に、「又は第十一条第二項」を「若しくは第十一条第二項」に、「第十九条の四第一項」を「第十九条の四第二項」に改め、「団体協約」の下に「又は第二十七条の九第一項若しくは第二十七条の十一第一項の認可を受けて定めた業務の方法」を加え、同項第二号中「(第七条の二第三項(第十九条の四第三項において準用する場合を含む。)、第十一条第五項又は第二十三条第三項において準用する場合を含む。第三十五条を除き、以下この章において同じ。)」を「(第七条の二第三項(第十九条の四第三項において準用する場合を含む。)、第七条の三第三項、第十一条第五項又は第二十三条第四項において準用する場合を含む。第三十五条第一項を除き、以下この章において同じ。)若しくは第二十七条の十二」に改め、同条第二項中「又は組合員」を「、組合員」に改め、「団体協約」の下に「又は業務の方法」を加える。

第三十四条第一項中「第七条の二第一項」の下に「、第七条の三第一項」を加え、「第十九条の四第一項又は第二十三条第一項」を「第十九条の四第二項、第二十三条第一項、第二十七条の九第一項又は第二十七条の十一第一項」に改め、同条第三項中「若しくは第六条第一項若しくは第二項」を「、第六条第一項若しくは第二項若しくは第二十七条の十二」に改め、同条第五項中「第三十一条第二項」を「第三十一条第三項又は第四項」に改め、第三十一条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、同条第九項中「第七条の二第一項の認可を受けて締結した協定又は輸出組合」を「第七条の二第一項の認可を受けて締結した協定若しくは輸出業者及び輸入業者が第七条の三第一項の認可を受けて締結した協定若しくは輸出組合」に、「第十九条の四第一項」を「第十九条の四第二項」に改め、「認めるとき」の下に「、又は貿易連合の発起人若しくは貿易連合が第二十七条の九第一項若しくは第二十七条の十一第一項の認可を受けて定めた業務の方法が、第二十七条の九第三項第四号若しくは第五号に適合するものでなくなつたと認めるとき」を加え、「第六条第一項又は第二項」を「第六条第一項若しくは第二項又は第二十七条の十二」に改める。

第三十五条第一項中「若しくは第十九条の四第一項」を「、第十九条の四第二項、第二十七条の九第一項、第二十七条の十一第一項若しくは第二十七条の十六において準用する同法第六十三条第三項」に、「若しくは第十八条(第十九条の六において準用する場合を含む。以下同じ。)」を「、第十八条(第十九条の六において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)、第二十七条の十二若しくは第二十七条の十五」に、「若しくは第十九条第一項」を「、第十九条第一項」に、「第六十三条第三項の認可」を「第六十三条第三項、第二十七条の九第一項、第二十七条の十一第一項若しくは第二十七条の十六において準用する同法第六十三条第三項の認可」に、「第十八条の規定」を「第十八条、第二十七条の十二若しくは第二十七条の十五の規定」に、「又は輸入組合の組合員たる輸入業者」を、「輸入組合の組合員たる輸入業者又は貿易連合」に改める。

第三十七条中「、第十九条の三」を削り、「又は第三十一条第二項」を「又は第三十一条第四項」に、「(第三十一条第二項において準用する場合を含む。)」を「(第三十一条第三項又は第四項において準用する場合を含む。)」に改め、「第三十一条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

第三十八条第一項中「第六条第一項(第十一条第三項において準用する場合を含む。)若しくは第二項(第七条の二第三項(第十九条の四第三項において準用する場合を含む。)、第十一条第五項又は第二十三条第三項において準用する場合を含む。)又は第十八条(第十九条の六又は第二十七条において準用する場合を含む。)」を「第六条第一項若しくは第二項、第十八条(第十九条の六又は第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十七条の十二又は第二十七条の十五」に改める。

第三十九条第一項中「第三十一条第二項」を「第三十一条第四項」に改める。

第四十条第一項中「輸出入組合」の下に「、貿易連合」を加える。

第四十一条中「又は輸出入組合」を「、輸出入組合又は貿易連合」に、「若しくは輸出入組合」を「、輸出入組合若しくは貿易連合」に改める。

第四十一条の二第一項中「第三十一条第二項」を「第三十一条第四項」に改める。

第四十二条中「若しくは第二十八条第四項(第二十九条第二項、第三十条第三項又は第三十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による命令」を「、第二十八条第一項、第二項(第三十一条第三項又は第四項において準用する場合を含む。)若しくは第四項(第二十九条第二項、第三十条第三項又は第三十一条第三項若しくは第四項において準用する場合を含む。)、第二十九条第一項、第三十条第一項若しくは第二項(第三十一条第三項又は第四項において準用する場合を含む。)若しくは第三十一条第一項若しくは第二項の規定による命令若しくは処分」に改める。

第四十三条第二号中「第七条の二第三項」の下に「又は第七条の三第三項」を加え、同条第三号中「又は第七条の二第一項」を「、第七条の二第一項又は第七条の三第一項」に改める。

第四十四条中「又は輸出入組合」を「、輸出入組合又は貿易連合」に改め、同条第二号中「第十九条の四第一項」を第十九条の四第二項」に改め、同条第三号中「又は第十一条第五項」を「若しくは第十一条第五項」に、「第二十三条第三項」を「第二十三条第四項」に改め、「第六条第二項」の下に「又は第二十七条の十二」を加える。

第四十五条第一号中「又は同条第二項(第七条の二第三項(第十九条の四第三項において準用する場合を含む。)、第十一条第五項又は第二十三条第三項において準用する場合を含む。)」を「、同条第二項(第七条の二第三項(第十九条の四第三項において準用する場合を含む。)、第七条の三第三項、第十一条第五項又は第二十三条第四項において準用する場合を含む。)若しくは同条第三項」に改め、同条第三号中「(第十九条の六又は第二十七条において準用する場合を含む。)」の下に「若しくは第二十七条の十六」を、「第百五条の四」の下

含む。）の規定は、適用しない。

2　前項に規定する場合において、当該移行に際し、当該輸出組合等が当該組合の組合員に係る持分の贈与を受けたときは、当該非出資輸出組合等への移行の日を含む事業年度の所得に対する法人税法の規定の適用については、当該贈与を受けた持分の価額は、当該事業年度の所得の計算上、益金に算入しない。

3　前項の贈与をした組合員の当該贈与をした日を含む年又は事業年度の所得の計算については、当該贈与をした持分の価額は、個人にあつては当該持分に係る出資の金額、法人にあつては当該持分に係る帳簿価額による。

4　第一項に規定する場合において、出資輸出組合等が事業年度の中途において非出資輸出組合等に移行したときにおける法人税法及び地方税法の規定の適用については、当該組合の事業年度は、その移行の日に終了し、これに続く事業年度は、その移行の日の翌日から開始するものとする。

5　法人税法第五条第一項第四号の規定は、第一項第二条の五第一項第四号及び地方税法第七十二条の場合における非出資輸出組合等については、当該移行の日の翌日から開始する事業年度分の法人税及び事業税から適用する。

第三条　この法律の施行の際現にその名称中に貿易連合という文字を用いている者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。

2　新法第二十七条の四第二項の規定は、前項の期間内は、同項に規定する者には適用しない。

（商工組合中央金庫法の一部改正）

第四条　商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「又ハ環境衛生同業組合連合会」を「、環境衛生同業組合連合会又ハ貿易連合」に、「又ハ環境衛生同業組合」を「、環境衛生同業組合又ハ貿易連合」に改め、「組合員」の下に「又ハ連合員」を加え、同条第四項中「又ハ環境衛生同業組合連合会」を「、環境衛生同業組合連合会又ハ貿易連合」に改める。

第七条第一項に次の一号を加える。

七　貿易連合（直接又ハ間接ノ構成員タル事業者ノ三分ノ二以上ガ常時三十人以下ノ従業員ヲ使用スル者ナルモノニ限ル以下同ジ）

第二十七条第一項ただし書中「又ハ環境衛生同業組合連合会又ハ貿易連合」を「、環境衛生同業組合連合会又ハ貿易連合」に改める。

に「若しくは第二十八条の二第四項において準用する同法第百五条第二項」を加える。

第四十六条中「又は輸出入組合」を「、輸出入組合又は貿易連合」に改め、「（第十九条の六又は第二十七条において準用する場合を含む。）」の下に「又は第二十七条の十六」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行の際現に存する出資輸出組合、出資輸入組合又は出資輸出入組合（以下「出資輸出組合等」という。）が、この法律の施行の日から起算して一年以内に、この法律による改正後の輸出入取引法（以下「新法」という。）第十七条第一項（第十九条の六又は第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により非出資輸出組合、非出資輸入組合又は非出資輸出入組合（以下「非出資輸出組合等」という。）に移行する場合においては、同条第三項（第十九条の六又は第二十七条において準用する場合を

易連合」に改める。

第二十八条第一項第六号中「若ハ環境衛生同業組合連合会」を「、環境衛生同業組合連合会若ハ貿易連合」に改め、「此等ノ構成員」の下に「次条ニ規定スル法人」を加える。

第二十八条ノ三を第二十八条ノ四とし、第二十八条ノ二中「前条第三項」を「第二十八条第三項」に改め、同条を第二十八条ノ三とし、第二十八条の次に次の一条加える。

第二十八条ノ二　輸出ニ関シ所属団体ノ構成員ノ共通ノ利益ヲ増進スル為必要ナル施設ヲ行フ法人（直接又ハ間接ノ構成員タル事業者ガ主トシテ所属団体又ハ其ノ直接若ハ間接ノ構成員ナルモノニ限ル）ニシテ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルモノハ前条第一項第一号乃至第四号ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ所属団体ト看做ス

第二十九条第一項第三号中「又ハ環境衛生同業組合連合会」を「、環境衛生同業組合連合会又ハ貿易連合」に、同項第四号中「若ハ環境衛生同業組合連合会若ハ貿易連合」を「、環境衛生同業組合連合会若ハ貿易連合」に改める。

（所得税法の一部改正）

第百九十七号

第五条　所得税法の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十二号中「非出資組合である商工組合及び同連合会」の下に「、非出資組合である輸出組合、輸入組合及び輸出入組合」を加える。

（所得税法の一部改正に伴う経過措置）

第六条　この法律の施行の際現に存する非出資輸出組合等が、所得税法第四十一条第一項の規定により、この法律の施行の日前に徴収されるべきであつた所得税については、なお従前の例による。

（法人税法の一部改正）

第七条　法人税法の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「非出資組合である商工組合及び同連合会」の下に「、非出資組合である輸出組合、輸入組合及び輸出入組合」を加える。

第九条第七項中「輸出組合、輸入組合、輸出入組合」を「出資組合である輸出組合、輸入組合及び輸出入組合」に改める。

（法人税法の一部改正に伴う経過措置）

第八条　前条の規定による改正後の法人税法第五条第一項第四号の規定は、この法律の施行の際現に存する非出資輸出組合等については、この法律の施行の日以後開始する事業年度分の法人税から適用し、この法律の施行の日の前日に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（地方税法の一部改正）

第九条　地方税法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

附則第一条ただし書中「輸出入取引法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第　号）」を「輸出入取引法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百九十七号）」に改める。

（内閣総理・法務・大蔵・厚生・農林・通商産業・運輸・自治大臣署名）

法律第百九十八号（昭三六・一一・九）

◎臨時行政調査会設置法

（設置）

第一条 総理府に、附属機関として、臨時行政調査会（以下「調査会」という。）を置く。

（所掌事務）

第二条 調査会は、行政を改善し、行政の国民に対する奉仕の向上を図るため、行政の実態に全般的な検討を加え、行政制度及び行政運営の改善に関する基本的事項を調査審議する。

2 調査会は、前項に掲げる事項に関して、内閣総理大臣に意見を述べ、又は内閣総理大臣の諮問に答申する。

3 調査会は、前項の意見又は答申を、内閣総理大臣から国会に報告するように、内閣総理大臣に申し出ることができる。

（意見等の尊重）

第三条 内閣総理大臣は、前条第二項の意見若しくは答申又は同条第三項の申出を受けたときは、これを尊重しなければならない。

（組織）

第四条 調査会は、委員七人をもつて組織する。

（委員）

第五条 委員は、行政の改善問題に関してすぐれた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 前項の場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の承認を得なければならない。この場合において、両議院の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

4 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

6 委員は、非常勤とする。

（会長）

第六条 調査会に、会長一人を置き、委員のうちから、内閣総理大臣が指名する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（専門委員）

第七条 調査会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置く。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、会長の推薦により、内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

（調査員）

第八条 調査会に、調査員を置く。

2 調査員は、学識経験のある者及び行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 調査員は、専門委員を補佐して調査に従事する。

4 調査員は、非常勤とする。

（資料提出の要求等）

第九条 調査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、行政機関、地方公共団体及び公共企業体（公共企業体等労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第一項第一号に掲げる公共企業体をいう。）その他これに類する政令で定める団体の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 調査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、各行政機関の運営状況を調査し、又は委員若しくは専門委員にこれを調査させることができる。

3 調査会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、第一項に掲げる者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（事務局）

第十条 調査会の事務を処理させるため、調査会に、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、行政管理事務次官をもつて充てる。

4 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

（委任規定）

第十一条 この法律で定めるもののほか、調査会に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（行政管理庁設置法の一部改正）

2 行政管理庁設置法（昭和二十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

附則第三項の次に次の一項を加える。

4 長官は、臨時行政調査会設置法（昭和三十六年法律第百九十八号）第二条第一項の規定に基づき臨時行政調査会が調査審議することを適当とする事項については、同調査会が置かれている間は、行政審議会に諮問しないものとする。

（総理府設置法の一部改正）

3 総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中町名地番制度審議会の項の次に次のように加える。

臨時行政調査会	臨時行政調査会設置法（昭和三十六年法律第百九十八号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

（特別職の職員の給与に関する法律の一部改正）

4 特別職の職員の給与に関する法律（昭二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第十九号の四の次に次の一号を加える。

十九の五 臨時行政調査会の委員

（この法律の失効）

5 この法律は、昭和三十九年三月三十一日限り、その効力を失う。

（内閣総理大臣署名）

法律第百九十九号（昭三六・一一・九）

◎特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法

（この法律の目的）

第一条　この法律は、特殊海事損害（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第十八条第五項(g)の規定により同項の他の規定の適用を受けない損害をいう。以下次条において同じ。）をこうむつた日本国民又は日本国法人（以下次条において「被害者」という。）で、その損害の賠償を請求するものに対し、あつせんその他必要な援助を行なうことを目的とする。

（請求のあつせんの申請）

第二条　被害者は、総理府令で定めところにより、そのこうむつた特殊海事損害についてアメリカ合衆国に対して行なう賠償の請求のあつせんを調達庁長官に申請することができる。

（請求のあつせん）

第三条　調達庁長官は、前条の規定による請求のあつせんの申請があつたときは、当該申請に係る請求のあつせんを行なわなければならない。ただし、請求の理由がないと認められるときは、この限りでない。

（訴訟の援助）

第四条　政府は、前条本文の規定によるあつせんにより当該あつせんの申請をした者に係る請求が解決されない場合において、その者がアメリカ合衆国の裁判所に当該請求に係る訴訟を提起するときは、政令で定めるところにより、訴訟に関する費用の立替えその他当該訴訟について必要な援助を行なうことができる。

2　前項の立替金には、利息を附さない。

（立替金の償還等）

第五条　政府は、前条第一項の規定により費用の立替えを受けた者に係る訴訟が終了した場合には、その立替金を償還させなければならない。ただし、政令で定めるところにより、償還金の支払を猶予し、又は立替金の全部若しくは一部の償還を免除することができる。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理・外務・大蔵・農林・運輸大臣署名）

法律第二百号（昭三六・一一・九）

◎女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部を改正する法律（参法）

女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律（昭和三十年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律

第一条中「女子教育職員が産前産後の休暇をとる場合において、その休暇中」を「女子教育職員が出産する場合における」に、「職務を行わせる」を「職務を補助させる」に改め、「臨時的任用」及び「正常な実施を確保すること」の下にそれぞれ「等」を加える。

第二条第一項中「及び養護学校」を「、養護学校及び幼稚園」に改め、同条第二項中「校長」の下に「（園長を含む。以下同じ。）」を加える。

第三条を削る。

第四条を次のように改める。

（国立又は公立の学校における教育職員の臨時的任用）

第三条　国立又は公立の学校に勤務する女子教育職員が出産することとなる場合においては、任命権者は、出産予定日の六週間（人事院規則又は条例でこれより長い産前の休業の期間を定めたときは、当該期間）前の日から産後六週間（人事院規則又は条例でこれより長い産後の休業の期間を定めたときは、当該期間）を経過する日までの期間又は当該女子教育職員が産前産後の休業を始める日から、当該日から起算して十二週間（人事院規則又は条例でこれより長い産後の休業の期間を定めたときは、当該期間）を経過する日までの期間を定めたときは、当該期間）を産前産後の休業の期間を定めたときは、当該期間）を経過する日までの期間のいずれかの期間を任用の期間として、当該学校の教育職員の職務を補助させるため、校長以外の教育職員を臨時的に任用するものとする。

2　女子教育職員の出産に際しその勤務する学校の教育職員の職務を補助させることができるような特別の教育職員がある場合において、任命権者が、当該教育職員に、前項に規定する期間、同項の学校の教育職員の職務を補助させることとするときは、同項の臨時的任用は、行なうことを要しない。

第五条を第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（私立の学校において講ずべき措置）

第五条　私立の学校に勤務する女子教育職員が出産することとなる場合においては、当該学校の設置者は、出産予定日の六週間前の日から産後六週間を経過する日までの期間又は当該女子教育職員が産前の休業を始める日から、当該日から起算して十二週間を経過する日までの期間のいずれかの期間を任用の期間として、当該学校の教育職員の職務を補助させるため、校長以外の教育職員を任用するように努めなければならない。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第十条第二号を次のように改める。

二　女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第百二十五号）第三条第一項の規定により臨時的に任用される者

3　公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二号を次のように改める。

二　女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第百二十五号）第三条第一項の規定により臨時的に任用される者

（文部・内閣総理大臣署名）

法律第二百一号（昭三六・一一・九）

◎大豆なたね交付金暫定措置法

（目的）

第一条　この法律は、大豆の輸入に関する事情の変化が国内産の大豆及びなたねの価格に及ぼす影響に対処するため、国内産の大豆又はなたねにつき、販売の数量及び方法等を調整してその販売事業を行なう生産者団体等を通じその生産者に交付金を交付する措置を講じて、その生産の確保と農家所得の安定とに資することを目的とする。

（生産者団体等に対する交付金の交付）

第二条　政府は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる法人（以下「生産者団体等」という。）で、大豆又はなたねの販売の条件を有利にするため、次条の規定による承認を受けた調整販売計画等に従い、大豆又はなたねの集荷、保管又は販売の数量又は方法を調整して計画的かつ合理的にその販売事業を行なうものに対し、交付金を交付することができる。

一　大豆又はなたねの生産者がその直接又は間接の構成員の全部又は一部となつている農業協同組合又は農業協同組合連合会

二　大豆又はなたねの集荷の業務を行なう者がその直接又は間接の構成員の全部又は一部となつている法人（前号に掲げる者を除く。）

2　前項の交付金の金額は、生産者団体等ごとに、第一号の基準価格から第二号の標準販売価格を控除した金額に、当該生産者団体等が大豆又はなたねの売渡しの委託（当該委託を受けた第四条第一項の都道府県知事の登録を受けて大豆又はなたねの集荷の業務を行なう者からの当該委託に係る大豆又はなたねの売渡しの委託及び当該大豆又はなたねにつき順次される売渡しの委託を含む。）を受けて農林省令で定める期間内に販売した大豆又はなたねの数量（その数量が農林大臣の定める数量をこえる場合にあつては、その農林大臣の定める数量）に相当する数を乗じて得た金額とする。

一　政令で定めるところにより、政令で定める一定期間の大豆又はなたねの生産者の販売価格に農業パリテイ指数（食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）第四条ノ二第二項に規定する農業パリテイ指数をいう。）を乗じて得た金額及び大豆又はなたねの生産事情その他の経済事情を参酌し、大豆又はなたねの再生産を確保することを旨として農林大臣が定める金額（以下「基準価格」という。）

二　大豆又はなたねの生産者の標準的な販売価格として、政令で定めるところにより、生産者団体等の大豆又はなたねの標準的な販売価格からその流通経費を控除した金額を基準として農林大臣が定める金額（以下「標準販売価格」という。）

3　前項の農林大臣の定める数量は、政令で定める一定年間の年産の大豆又はなたねの生産者販売数量の年平均数量、大麦及びはだか麦の生産の転換のための施策の実施等による大豆又はなたねの生産事情、及び流通事情、生産者団体等の大豆又はなたねの販売の実績、当該生産者団体等に係る次条の規定による承認を受けた調整販売計画等に定められている前項の売渡しの委託を受ける大豆又はなたねの予定数量等を参酌して定めなければならない。

4　農林大臣は、基準価格、標準販売価格及び第二項の農林大臣の定める数量を定めようとするときは、政令で定める生産者団体等の意見を聞かなければならない。

5　基準価格は、毎年、おおむね収穫期前の期間内で政令で定める期日までに定めて告示しなければならない。

（調整販売計画等の承認）

第三条　前条第二項の交付金の交付を受けようとする生産者団体等は、政令で定めるところにより、大豆又はなたねの販売事業につき実施するその集荷、保管又は販売の数量又は方法の調整に関する計画、その同条第二項の売渡しの委託を受ける大豆又はなたねの予定数量並びにその大豆又はなたねの同項の売渡しの委託を受ける場合の方法及び条件（以下「調整販売計画等」という。）並びに第五条第一項の規定による交付金の交付の方法を定め、これらにつき農林大臣の承認を受けなければならない。

2　生産者団体等は、前項の承認を受けた調整販売計画等又は第五条第一項の規定による交付金の交付の方法を変更するには、あらかじめ、農林大臣の承認を受けなければならない。

（生産者の登録集荷業者に対する売渡しの委託等）

第四条　大豆又はなたねの生産者で次条の規定による交付金の交付を受けようとするものは、農林省令で定めるところにより、都道府県知事の登録を受けて大豆又はなたねの集荷の業務を行なう者に大豆又はなたねの売渡しの委託をしなければならない。

2　前項の登録に関し必要な事項は、政令で定める。

（生産者に対する交付金の交付）

第五条　第二条第二項の交付金の交付を受けようとする団体等は、農林省令で定めるところにより、その交付を受けた交付金の金額に相当する金額を、当該生産者団体等に大豆又はなたねの同条第二項の売渡しの委託をした者に対し、その売渡しの委託に係る大豆又はなたねの数量を基準として交付しなければならない。

2　前項の規定による交付金の交付を受けた者（大豆又はなたねの生産者を除く。）は、その交付を受けた金額に相当する金額を、同項の規定の例により、その者に大豆又はなたねの第二条第二項の売渡しの委託をした者に対し交付しなければならない。この項の規定による交付金の交付を受けた者（大豆又はなたねの生産者を除く。）についても、同様とする。

（農産物価格安定法の適用除外）

第六条　農産物価格安定法（昭和二十八年法律第二百二十五号）は、大豆及びなたねについては、適用しない。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行し、大豆については昭和三十六年産のものから、なたねについては昭和三十七年産のものから適用する。ただし、昭和三十六年産の大豆については、第四条の規定は、適用しない。

2　昭和三十六年産の大豆についてのこの法律の規定の適用については、第二条第二項中「当該委託を受けた第四条第一項の都道府県知事の登録を受けて大豆又はなたねの集荷の業務を行なう者」とあるのは「当該委託を受けた者」とし、同条第五項中「おおむね収穫期前の期間内で政令で定める期日」とあるのは「政令で定める期日」とし、第五条第二項中「大豆又はなたねの生産者」とあるのは「大豆又はなたねの生産者で他の者から大豆又はなたねの売渡しの委託を受けなかつたもの」と、「その交付を受けた金額」とあるのは「その交付を受けた金額（その者が第二条第二項の売渡しの委託をした大豆又はなたねに係る部分を除く。）」とする。

3　農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の

一部を次のように改正する。

第四条第四十七号の三の次に次の一号を加える。

四十七の四　大豆なたね交付金暫定措置法（昭和三十六年法律第二百一号）により交付金を交付すること。

第四十八条第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三　大豆なたね交付金暫定措置法による基準価格及び標準販売価格の決定に関すること。

第五十条に次の一号を加える。

六　大豆なたね交付金暫定措置法による交付金の交付に関すること。（第四十八条第三号の三に掲げる事務を除く。）

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第二百二号（昭三六・一一・一〇）

◎農業近代化資金助成法

（目的）

第一条　この法律は、農業者等に対し農業協同組合その他の機関で農業関係の融資をその業務とするものが行なう長期かつ低利の施設資金の融通を円滑にするため、都道府県が行なう利子補給等の措置に対して国が助成することとし、もつて農業者等の資本装備の高度化を図り、農業経営の近代化に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「農業者等」とは、次に掲げる者をいう。

一　農業（畜産業及び養蚕業を含む。）を営む者

二　農業協同組合

三　農業協同組合連合会

四　前三号に掲げる者のほか、これらの者が主たる構成員又は出資者となつている法人で政令で定めるもの

2　この法律において「融資機関」とは、次に掲げる者をいう。

一　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第一号の事業を行なう農業協同組合

二　農業協同組合法第十条第一項第二号及び第二号の事業をあわせ行なう農業協同組合連合会

三　農業協同組合法第十条第一項第八号の事業を行なう農業協同組合連合会

四　農林中央金庫

3　この法律において「農業近代化資金」とは、農業者等の資本装備の高度化及び経営の近代化に資するため、融資機関が当該農業者等に対して貸し付ける資金（畜舎、果樹棚、農機具、農業用道路その他の施設の改良、造成又は取得に要するもの、果樹その他の永年性植物の植栽に要するもの及び乳牛その他の家畜の購入に必要なものに限る。）で政令で定めるもののうち、次の各号に該当するものをいう。

一　一農業者等に係る貸付金の合計額が、第一項第二号から第四号までに掲げる者に貸し付ける場合にあつては五千万円（特別の理由がある場合において農林大臣が承認したときは、その承認した額）以内、同項第一号に掲げる者で政令で定める

ものに貸し付ける場合にあつては一千万円以内、その他の場合にあつては二百万円の範囲内で政令で定める額以内のものであること。

二　償還期限が、十五年の範囲内において政令で定める期限以内のものであること。

三　据置期間が、三年の範囲内において政令で定める期間以内のものであること。

四　利率が、年七分五厘以内で政令で定める利率以内のものであること。

（利子補給に係る政府の助成）

第三条　政府は、都道府県に対し、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、都道府県が融資機関との契約により当該融資機関が貸し付けた農業近代化資金につき利子補給を行なうのに要する経費の全部又は一部を補助することができる。

（農業近代化資金に係る債務の保証）

第四条　農業者等に対する農業近代化資金の融通を円滑にするため、融資機関に対して当該資金に係る農業者等の債務を保証することをその業務とする農業信用基金協会の制度を設けるものとする。

2　農業信用基金協会に関しては、農業信用基金協会法（昭和三十六年法律第二百四号）の定めるところによる。

（農業信用基金協会への出資に係る政府の助成）

第五条　政府は、都道府県に対し、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、都道府県が農業近代化資金に係る債務の保証の業務を行なう農業信用基金協会に対する出資を、当該保証に係る債務の弁済に充てるための基金とすることを条件として行なうことができる。

（納付金）

第六条　都道府県は、前条の規定による政府の補助（農業信用基金協会法附則第五条第一項の規定による同項の権利及び義務の承継に係る都道府県が同法による改正前の農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第百二号）第三条第一項の規定により受けた政府の補助を含む。）を受けて当該都道府県が出資した農業信用基金協会が次の各号の一に該当するときは、政令で定めるところにより、当該各号に掲げる金額の一部を当該補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならない。

一　解散した場合　農業信用基金協会法第五十二条第一項の規定により当該都道府県に分配された残余財産の額

二　農業近代化資金に係る債務の保証の業務を廃止した場合　当該保証に係る債務の弁済に充てるための基金として管理されている金額及び当該業務に係る弁済によつて得た求償権の行使によりその後において取得した金額の合計額

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　有畜農家創設特別措置法（昭和二十八年法律第二百六十号）は、廃止する。

3　日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項中「有畜農家創設特別措置法（昭和二十八年法律第二百六十号）第四条及び」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

4　この法律の施行前に旧有畜農家創設特別措置法第六条の融資機関が貸し付けた同法第二条の有畜農家創設事業資金、都道府県が購入した同法第四条第二号の家畜の購入代金及び同法第六条の組合等が有畜農家創設事業を行なうため農家に融資した家畜の購入又は借受けに要する資金（附則第七項に規定するものを除く。）については、なお従前の例による。

5　農業改良資金助成法の一部を次のように改正す

る。

第三条第三項を削る。

6　政府は、この法律の施行前に農業改良資金助成法第三条第一項第二号の保証を受けて同号の条件で貸し付けられた資金（次項に規定するものを除く。）につき、都道府県が農業協同組合との契約により、引き続き利子補給を行なうときは、当該都道府県に対し、当該利子補給に要する財源について必要な措置を講ずることができる。

7　昭和三十六年四月一日からこの法律の施行の日の前日までに融資機関が農業者等に貸し付けた資金であつて第二条第三項に規定する農業近代化資金の要件のすべてを備えているもの（政令で定める日までに当該要件のすべてを備えることとなつたものを含む。）は、農業近代化資金とみなし、この法律を適用する。

8　農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二　農業近代化資金助成法（昭和三十六年法律第二百二号）に基づいて、都道府県が利子補給及び出資を行なうのに要する経費につき助成を行なうこと。

9　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十三条の十四第四項中「第十八条の規定による資金」の下に「又は農業近代化資金助成法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項の農業近代化資金で道府県が行なう利子補給につき同法第三条の規定による政府の助成を受けているもの」を加える。

（大蔵・農林・自治・内閣総理大臣署名）

法律第二百三号（昭三六・一一・一〇）

◎農業近代化助成資金の設置に関する法律

（資金の設置）

第一条　農業近代化資金助成法（昭和三十六年法律第二百二号）の規定に基づき、農業近代化資金の融通につき都道府県が利子補給を行なうのに要する経費を補助するために必要な財源を確保するため、農業近代化助成資金（以下「資金」という。）を設置する。

（資金の所属及び管理）

第二条　資金は、一般会計の所属とし、農林大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

（資金への繰入れ）

第三条　政府は、予算の定めるところにより、一般会計から、資金に繰入れをすることができる。

（資金に充てる財源）

第四条　資金は、前条の規定による繰入金及び次条第一項の規定により預託した場合に生ずる利子をもつて充てる。

（資金の預託）

第五条　資金に属する現金は、資金運用部に預託することができる。

2　前項の規定により預託した場合に生ずる利子は、資金に編入するものとする。

（資金の使用）

第六条　資金は、農業近代化資金助成法第三条の規定により都道府県に対し補助するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、使用することができる。

（資金の経理）

第七条　資金の受払いは、歳入歳出外とし、その経理に関し必要な事項は、政令で定める。

（資金の増減及び現在額計算書）

第八条　農林大臣は、資金の毎会計年度間における増減及び毎会計年度末における現在額の計算書を作成し、翌年度の七月三十一日までに、大蔵大臣に送付しなければならない。

2　内閣は、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十九条の規定により歳入歳出決算を会計検査院に送付する場合においては、これに前項の計算書を添附しなければならない。

3　内閣は、財政法第四十条第一項の規定により歳入歳出決算を国会に提出する場合においては、これに第一項の計算書を添附しなければならない。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第十四号の二の次に次の一号を加える。

十四の三　農業近代化助成資金を管理すること。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第二百四号（昭三六・一一・一〇）

◎農業信用基金協会法

目次

第一章　総則（第一条―第七条）
第二章　業務（第八条―第十三条）
第三章　会員（第十四条―第二十二条）
第四章　設立（第二十三条―第二十八条）
第五章　管理（第二十九条―第四十八条）
第六章　解散及び清算（第四十九条―第五十四条）
第七章　監督（第五十五条―第五十九条）
第八章　罰則（第六十条―第六十二条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、農業経営に必要な資金の融通を円滑にするため、農業協同組合その他の融資を行なう機関の農業者等に対する貸付けについてその債務を保証することを主たる業務とする農業信用基金協会の制度を確立し、もつて農業の生産性の向上を図り、農業経営の改善に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「農業者等」とは、次に掲げる者をいう。

一　農業（畜産業及び養蚕業を含む。以下同じ。）を営む者及び農業に従事する者

二　農業協同組合

三　農業協同組合連合会

四　前三号に掲げる者のほか、これらの者が主たる構成員又は出資者となつている法人で政令で定めるもの

2　この法律において「融資機関」とは、次に掲げる者をいう。

一　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第一号の事業を行なう農業協同組合

二　農業協同組合法第十条第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行なう農業協同組合連合会

三　農業協同組合法第十条第一項第八号の事業を行なう農業協同組合連合会

四　農林中央金庫

五　銀行その他の金融機関で政令で定めるもの

（法人格）

第三条　農業信用基金協会（以下「協会」という。）は、法人とする。

（区域）

第四条　協会の区域は、都道府県の区域による。

（住所）

第五条　協会の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

（名称）

第六条　協会は、その名称中に農業信用基金協会という文字を用いなければならない。

2　協会でない者は、その名称中に農業信用基金協会であることを示すような文字を用いてはならない。

（登記）

第七条　協会は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2　前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

第二章　業務

（協会の業務）

第八条　協会は、次の業務を行なう。

一　会員（会員が農業協同組合である場合には、その組合員を含む。）たる農業者等が次に掲げる資金を借り入れることにより融資機関に対して負担する債務の保証

イ　農業近代化資金助成法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項の農業近代化資金

ロ　イに掲げるもののほか、農業者等の事業又は生活に必要な資金

二　前号に掲げる業務に附帯する業務

（基金）

第九条　協会は、第十五条の規定による出資金、次条第二項の規定による繰入金及び協会の負担する保証債務の弁済に充てることを条件として都道府県その他の団体から交付された金銭を、その負担する保証債務の弁済に充てるための基金として、次の方法により管理しなければならない。協会が保証債務の弁済によつて得た求償権の行使により取得した金銭（その保証債務の弁済のため支払つた金額をこえる部分を除く。）についても、また同様とする。

一　農業協同組合法第十条第一項第二号の事業を行なう農業協同組合連合会、農林中央金庫又は銀行への預金又は金銭信託

二　国債証券、地方債証券又は主務大臣の定める有価証券の保有

（剰余金の処分）

第十条　協会は、毎事業年度の剰余金の全部を、準備金として積み立てなければならない。

2　前項の準備金は、欠損のてん補に充て、又は前条の基金に繰り入れることができる。

3　第一項の準備金は、前項の場合を除き取りくずしてはならない。

（経理の区分）

第十一条　第八条第一号イ及びロに掲げる資金に係る債務の保証の業務を行なう協会は、主務省令の定めるところにより、同号イに掲げる資金に係る債務の保証の業務と同号ロに掲げる資金に係る債務の保証の業務とを区分して経理しなければならない。

（事業年度）

第十二条　協会の事業年度は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。ただし、設立当初の事業年度は、協会の成立の日から翌年三月三十一日までとする。

（業務の委託）

第十三条　協会は、業務方法書で定めるところにより、その業務（債務の保証の決定を除く。）の一部を融資機関に委託することができる。

2　融資機関たる農業協同組合法第十条の規定にかかわらず、農業協同組合又は農業協同組合連合会は、農業協同組合法第十条の規定にかかわらず、前項の規定による業務の委託を受け、当該業務を行なうことができる。

3　農林中央金庫は、農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）第十六条の規定にかかわらず、第一項の規定による業務の委託を受け、当該業務を行なうことができる。

第三章　会員

（会員の資格）

第十四条　協会の会員たる資格を有する者は、協会の区域内に住所を有する農業者等及び協会の区域の全部又は一部をその区域とする地方公共団体とする。

2　地方公共団体は、協会の会員になろうとするときは、当該地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（出資）

第十五条　会員は、出資一口以上を有しなければならない。

2　出資一口の金額は、一万円とする。

3　出資は、現金をもつて、出資の各口につきその全額を払い込むものとする。

4　会員は、出資の払込みについて、相殺をもつて協会に対抗することができない。

5　会員の責任は、その出資額を限度とする。

（持分の譲渡）

第十六条　会員は、協会の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

2　会員でない者が持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならない。

3　持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

4　会員は、持分を共有することができない。

5　死亡した会員の相続人で会員たる資格を有するものが協会に対し定款で定める期間内に加入の申出をし、協会がこれを承認したときは、第十八条第二項の規定にかかわらず、相続開始の時に会員になつたものとみなす。この場合には、相続人たる会員は、被相続人の持分についてその権利義務を承継する。

6　死亡した会員の相続人が数人あるときは、相続人の同意をもつて選定された一人に限り、前項の規定を適用する。

（議決権）

第十七条　会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

2　会員は、定款で定めるところにより、第四十条第三項の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて議決権を行なうことができる。

3　前項の規定により議決権を行なう者は、出席者とみなす。

4　代理人は、代理権を証する書面を協会に提出しなければならない。

（加入）

第十八条　会員たる資格を有する者が協会に加入しようとするときは、協会は、正当な理由がないのに、その加入を拒んではならない。

2　協会に加入しようとする者は、定款で定めるところにより、加入につき協会の承認を得て、引受出資口数に応ずる金額を払い込み、又は会員の持分の全部若しくは一部を承継した時に会員となる。

（脱退）

第十九条　会員は、次の事由によつて脱退する。

一　会員たる資格の喪失

二　死亡又は解散

三　破産

四　除名

2　除名は、定款で定める事由に該当する会員につき、総会の議決によつてすることができる。この場合には、協会は、その総会の会日の十日前までにその会員に対してその旨を通知し、かつ、総会で弁明する機会を与えなければならない。

3　除名は、除名した会員にその旨を通知しなければ、これをもつてその会員に対抗することができない。

第二十条　協会の会員は、事業年度の終りにおいて脱退することができる。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一　協会が当該会員（会員が農業協同組合である場合には、その組合員を含む。以下次号において同じ。）の債務を保証している場合

二　協会が当該会員に代つてその債務を弁済したことにより取得した求償権を有する場合

三　協会が当該会員に対してその脱退を承認しない旨を通知した場合

四　協会が保証契約を結んでいる融資機関が協会に対し当該会員の脱退について異議を申し出た場合

2　会員は、前項の規定により脱退しようとするときは、六月前までに協会に予告しなければならない。

3　協会は、前項の規定による予告があつたときは、第一項第四号の融資機関に対し、当該会員の脱退についても異議があれば協会の当該事業年度の終了の日までにこれを申し出るべき旨を、遅滞なく（前項の規定による予告があつた後に協会と新たに保証契約を結ぶに至つた融資機関に対しては、その契約の締結の際又は締結後遅滞なく）、催告しなければならない。ただし、第一項第三号の通知をするときは、この限りでない。

4　協会は、当該会員の脱退によりその業務の遂行に著しい支障を及ぼす場合でなければ、第一項第三号の通知をしてはならない。

5　融資機関は、当該会員の脱退により協会が現に当該融資機関と結んでいる保証契約に基づく債務の弁済に支障を及ぼす場合でなければ、第一項第四号の異議の申出をしてはならない。

（脱退者に対する払戻し）

第二十一条　会員が脱退したときは、その者は、定款で定めるところにより、その出資額の全部又は一部の払戻しを請求することができる。

2　会員が脱退した場合において、協会が当該会員

（会員が農業協同組合である場合には、その組合員を含む。以下この項において同じ。）の債務を保証しているとき、又は当該会員に代つてその債務を弁済したことによりその者に対して求償権を有しているときは、協会は、その債務につきその者に代つて弁済をしないことが明らかになるまで、又は当該求償権に係る債務が完済されるまでは、定款で定めるところにより、その脱退した者に対し前項の払戻しを停止することができる。

3　第一項の規定による請求権は、脱退の時（前項の規定により払戻しを停止されたときは、払戻しを請求することができるようになつた時）から二年間行なわないときは、時効によつて消滅する。

（出資口数の減少）

第二十二条　会員は、定款で定めるところにより、その出資口数を減少することができる。

2　前二条の規定は、前項の場合について準用する。

第四章　設立

（発起人）

第二十三条　協会を設立するには、第十四条第一項に規定する者で協会の会員になろうとするもの十五人以上が発起人とならなければならない。

2　発起人は、定款及び業務方法書を作成しなければならない。

3　定款には、発起人が署名するものとする。

（創立総会）

第二十四条　発起人は、定款及び業務方法書を作成したときは、会日の二週間前までに、会員たる資格及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

2　発起人及び協会の設立に同意した会見たる資格を有する者は、創立総会の開会までに、書面によつて出資の引受けをしなければならない。

3　定款及び業務方法書の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

4　創立総会では、定款及び業務方法書を修正することができる。

5　創立総会の議事は、会員たる資格を有する者であつてその開会までに出資の引受けをしたものの半数以上で、かつ、その引き受けた出資の合計額が引受出資総額の二分の一以上になるものが出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

6　創立総会については、第十七条及び民法（明治二十九年法律第八十九号）第六十六条（表決権のない場合）の規定を準用する。

（設立の認可の申請）

第二十五条　発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款、業務方法書及び事業計画書を主務大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

（設立の認可）

第二十六条　主務大臣は、前条の認可の申請があつた場合において、次の各号の一に該当せず、かつ、その事業が健全に行なわれ、農業の生産性の向上と農業経営の改善に資すると認められるときは、設立の認可をしなければならない。

一　設立の手続又は定款、業務方法書若しくは事業計画書の内容が法令又はこれに基づく行政庁の処分に違反するとき。

二　定款、業務方法書又は事業計画書に虚偽の記載があり、又はその記載が欠けているとき。

三　区域を同じくする他の協会が既に成立しているとき。

（理事への事務の引継ぎ）

第二十七条　設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なくその事務を理事に引き継がなければならない。

2　理事は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、第二十四条第二項の規定による出資の引受けをした者に対し、その出資の払込みをさせなければならない。

（成立の時期）

第二十八条　協会は、主たる事務所の所在地で設立の登記をすることによつて成立する。

第五章　管理

（定款に記載すべき事項）

第二十九条　協会の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一　目的
二　名称
三　区域
四　事務所の所在地
五　業務
六　会員たる資格並びに会員の加入及び脱退に関する規定
七　会員の出資の払込みの方法
八　剰余金の処分及び損失の処理に関する規定
九　準備金に関する規定
十　役員の定数、職務の分担並びに選任及び委嘱に関する規定
十一　事業年度
十二　公告の方法

（業務方法書に記載すべき事項）

第三十条　協会の業務方法書には、次の事項を記載しなければならない。

一　基金の管理方法
二　保証の金額の合計額の最高限度
三　一被保証者についての保証の金額の最高限度
四　被保証者の資格
五　保証に係る借入資金の種類及びその借入期間の最高限度
六　保証の範囲
七　保証契約の締結及び変更に関する事項
八　保証料に関する事項その他被保証者の守るべき条件に関する事項
九　保証債務の弁済に関する事項
十　求償権の行使方法及び償却に関する事項
十一　業務の委託に関する事項

（規約）

第三十一条　次の事項は、定款及び業務方法書で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。

一　総会に関する規定
二　業務の執行及び会計に関する規定
三　役員に関する規定
四　会員に関する規定
五　その他必要な事項

（役員の定数）

第三十二条　協会に、役員として理事及び監事を置く。

2　理事の定数は、五人以上とし、監事の定数は、二人以上とする。

（役員の選任等）

第三十三条　協会の役員は、定款で定めるところにより、次に掲げる者のうちから総会において選任する。

一　会員（法人たる会員にあつては、当該法人の業務を執行する役員）
二　会員たる地方公共団体の長又はその補助機関たる職員

2　前項の規定により選任される理事のほか、協会は、定款で定めるところにより、農業又は金融に関する学識経験を有する者を、総会の議決によつて理

事に委嘱することができる。ただし、その数は、理事の定数の五分の二をこえてはならない。

3　設立当初の役員は、前二項の規定に準じ、創立総会において選任し、又は委嘱する。

（役員の任期）

第三十四条　役員の任期は、二年とする。ただし、定款で三年以内において別段の期間を定めたときは、その期間とする。

2　設立当初の役員の任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会で定める期間とする。ただし、その期間は一年をこえてはならない。

（監事の兼職禁止）

第三十五条　監事は、理事又は協会の使用人と兼ねてはならない。

（理事の自己契約等の禁止）

第三十六条　協会が理事と契約をするときは、監事が協会を代表する。協会と理事との訴訟についても、また同様とする。

（総会の招集）

第三十七条　理事は、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

2　理事は、必要があると認めるときは、何時でも臨時総会を招集することができる。

第三十八条　会員が、総会員の五分の一以上又はその出資の合計額が出資総額の五分の一以上となる会員の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したときは、理事は、その請求のあつた日から二十日以内に総会を招集しなければならない。

第三十九条　理事の職務を行なう者がないとき、又は前条の請求があつた場合において理事が正当な理由がないのに総会の招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

（会員に対する通知又は催告）

第四十条　協会が会員に対してする通知又は催告は、会員名簿に記載したその者の住所（その者が別に通知又は催告を受ける場所を協会に通知したときは、その場所）にあててすれば足りる。

2　前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。

3　総会招集の通知は、その会日の十日前までに、その会議の目的たる事項を示してしなければならない。

2　会員及び協会の債権者は、前項の書類の閲覧を求めることができる。

（定款その他の書類の備付け及び閲覧）

第四十一条　理事は、定款、業務方法書、規約、会員名簿、基金明細書及び総会の議事録を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2　会員名簿には、各会員について次の事項を記載しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所
二　加入の年月日
三　出資口数及び出資各口の取得の年月日

3　基金明細書には、第九条の基金について、その金額及び取得又は繰入れの年月日を記載しなければならない。

4　会員及び協会の債権者（協会が保証契約を結んでいる融資機関を含む。以下次条において同じ。）は、第一項の書類の閲覧を求めることができる。

（決算関係書類の提出、備付け及び閲覧）

第四十二条　理事は、通常総会の会日の一週間前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、かつ、これらの書類を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2　会員及び協会の債権者は、前項の書類の閲覧を求めることができる。

二　業務方法書の変更
三　規約の設定、変更及び廃止
四　毎事業年度の事業計画の設定及び変更
五　事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び損失処理案

2　定款又は業務方法書の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3　第二十六条の規定は、前項の認可の申請があつた場合について準用する。

（総会の議事）

第四十六条　総会の議事は、この法律、定款又は規約に特別の定めがある場合を除き、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2　議長は、総会で選任する。

（特別の議決）

第四十七条　次の事項は、総会員の半数以上で、かつ、その出資の合計額が出資総額の二分の一以上となる者が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一　定款の変更
二　協会の解散
三　会員の除名

（総会に関する民法の準用）

第四十八条　総会については、民法第六十四条（総会の決議事項）及び第六十六条（表決権のない場合）の規定を準用する。この場合において、同法第六十四条中「第六十二条」とあるのは、「農業信用基金協会法第四十条第三項」と読み替えるものとする。

第六章　解散及び清算

（解散事由）

第四十九条　協会は、次の事由によつて解散する。

一　総会の議決
二　破産
三　第五十七条第二項の規定による解散の命令

2　解散の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3　主務大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、第一項第一号の議決の手続が法令若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款に違反しないと認められるときは、同項の認可をしなければならない。

（清算人）

第五十条　協会が解散したときは、破産による解散の

3　第一項の書類を通常総会に提出するときは、監事の意見書を添附しなければならない。

（役員の協会及び第三者に対する責任）

第四十三条　役員がその任務を怠つたときは、その役員は、協会に対して連帯して損害賠償の責に任じなければならない。

2　役員がその職務を行なうに当つて悪意又は重大な過失があつたときは、その役員は、第三者に対して連帯して損害賠償の責に任じなければならない。

（役員に関する民法の準用）

第四十四条　役員については、民法第四十四条第一項（法人の不法行為能力）、第五十二条第二項（理事の業務執行）、第五十三条から第五十六条まで（理事の代表権等）及び第五十九条（監事の職務）の規定を準用する。この場合において、同法第五十六条中「裁判所ハ利害関係人又ハ検察官ノ請求ニ因リ」とあるのは、「主務大臣ハ利害関係人ノ請求ニ因リ又ハ職権ヲ以テ」と読み替えるものとする。

（総会の議決事項）

第四十五条　次の事項は、総会の議決を経なければならない。

一　定款の変更

場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、総会で他人を選任したときは、この限りでない。

（清算事務）

第五十一条　清算人は、就職の後遅滞なく、協会の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作り、財産処分の方法を定め、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

第五十二条　清算人は、協会の債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを会員に対し、出資口数に応じて分配しなければならない。

2　前項の規定により会員に分配することができる額は、その出資額を限度とする。

3　第一項の規定による分配の結果なお残余財産がある場合におけるその財産の処分については、政令で定める。

第五十三条　清算事務が終つたときは、清算人は、遅滞なく、決算報告書を作り、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

（民法及び非訟事件手続法の準用）

第五十四条　協会の解散及び清算については、民法第七十三条（清算法人）、第七十五条（裁判所による清算人の選任）、第七十六条（清算人の解任）及び第七十八条から第八十三条まで（清算人の職務権限等）並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項（法人の解散及び清算の監督の管轄）、第三十六条（検査人の選任）、第三十七条ノ二十五第二項及び第三項（意見の聴取等）、第百三十六条前段（清算人の選任又は解任の裁判）及び第百三十八条（清算人不適格者）の規定を準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「農業信用基金協会法第五十条」と読み替えるものとする。

第七章　監督

（業務又は財産の状況の報告の徴収）

第五十五条　主務大臣は、協会の業務又は財産の状況に関して監督上必要があると認めるときは、協会又は協会から業務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）からその業務又は財産の状況に関し報告を徴することができる。ただし、受託者に対しては、その委託された業務の範囲内に限る。

（業務又は会計の検査）

第五十六条　会員が総会員の十分の一以上又はその出資の合計額が出資総額の十分の一以上となる会員の同意を得て、協会の業務又は会計が法令若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、業務方法書若しくは規約に違反する疑いがあることを理由として検査を請求したときは、主務大臣は、その協会の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

2　主務大臣は、協会又は受託者の業務又は会計が法令若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、業務方法書若しくは規約に違反する疑いがあると認めるときは、何時でも、その協会又は受託者の業務又は会計の状況を検査することができる。この場合には、前条ただし書の規定を準用する。

3　主務大臣は、協会の業務又は会計の状況につき、毎年一回を常例として検査しなければならない。

（法令等の違反に対する措置）

第五十七条　主務大臣は、第五十五条の規定により報告を徴した場合又は前条の規定により検査を行なつた場合において、協会の業務又は会計が法令若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、業務方法書若しくは規約に違反すると認めるときは、その協会に対して、役員の解任、業務の停止その他必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2　協会が前項の規定による命令に従わなかつたとき

は、主務大臣は、その役員を解任し、又はその協会の解散を命ずることができる。

（決議の取消し）

第五十八条　会員が総会員の十分の一以上又はその出資の合計額が出資総額の十分の一以上となる会員の同意を得て、総会の招集手続又は議決の方法が法令若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、業務方法書若しくは規約に違反することを理由として、その議決の日から三十日以内に、その決議の取消しを請求した場合において、主務大臣は、その違反の事実があると認めるときは、当該決議を取り消すことができる。

2　前項の規定は、創立総会の場合について準用する。

（主務大臣）

第五十九条　この法律において「主務大臣」とあるのは、農林大臣及び大蔵大臣とする。ただし、第五十五条及び第五十六条に規定する主務大臣の権限は、農林大臣又は大蔵大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。

2　この法律に規定する主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を都道府県知事に行なわせることができる。

第八条　罰則

第六十条　第五十五条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第五十六条の規定により検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

2　協会の役員若しくは受託者の代表者又は協会若しくは受託者の代理人、使用人その他の従業者がその協会の業務又は受託者の受託した業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その協会又は受託者に対しても同項の刑を科する。

第六十一条　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした協会の役員又は清算人は、三万円以下の過料に処する。

一　この法律の規定により主務大臣の認可を受けなければならない場合にその認可を受けなかつたとき。

二　第七条第一項の政令の規定に違反して登記をしたことを怠り、又は不実の登記をしたとき。

三　この法律の規定に基づき協会が行なうことができる業務以外の業務を行なつたとき。

四　第九条の規定に違反して資金を管理し、又は第十条第一項若しくは第三項若しくは第十一条の規定に違反する経理をしたとき。

五　第十八条第一項の規定に違反して協会への加入を拒み、又は第十九条第二項後段の規定に違反して弁明の機会を与えなかつたとき。

六　第二十条第三項の規定に違反して催告を怠つたとき。

七　第三十五条の規定に違反して兼職したとき。

八　第三十七条第一項、第三十八条又は第三十九条の規定に違反して総会を招集しなかつたとき。

九　第四十一条又は第四十二条の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに、その書類の閲覧を拒んだとき。

十　第五十一条又は第五十三条の規定に違反して書類を提出せず、又はその書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

十一　第五十二条の規定に違反して残余財産を処分したとき。

十二　第五十四条において準用する民法第七十九条第一項又は同法第八十一条第一項に規定する公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

十三　第五十四条において準用する民法第七十九条第一項の期間内に債権者に弁済をしたとき。

十四　第五十四条において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産宣告の請求を怠つたとき。

第六十二条　第六条第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（財団法人からの引継ぎ）

第二条　この法律の施行の際現に存する民法第三十四条の規定により設立した財団法人で第八条に規定する業務を主たる業務として行なうもの（以下「財団法人」という。）は、その寄附行為で定めるところにより、その主たる事務所の所在地をその区域に含む都道府県の区域を区域とする協会の発起人に対して、当該協会において当該財団法人の権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができる。

2　前項の申出があつた場合において、協会の創立総会でその申出を承認する旨の議決があつたときは、財団法人の権利及び義務は、協会の成立の時において協会に承継されるものとし、財団法人は、その時において解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

3　前項の規定により財団法人が解散した場合におけるその解散の登記については、政令で定める。

4　第二項の規定により協会が財団法人の権利及び義務を承継した場合には、当該財団法人の純財産のうちその寄附行為に基づいて定めた額は、当該協会の成立の時に、当該寄附行為により定めた者から当該協会に出資されたものとする。

（名称制限に関する経過措置）

第三条　この法律の施行の際現にその名称中に農業信用基金協会であるととを示すような文字を用いている者は、この法律の施行後一年以内にその名称を変更しなければならない。

2　第六条第二項の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

（農業改良資金助成法の一部改正）

第四条　農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「農業技術を導入し、及び農業施設を改良し、造成し、又は取得する」を「農業技術を導入する」に改め、「又は農業者等が融資を受ける施設資金に係る債務の保証」を削る。

第二条第二項を削る。

第三条第一項中「次に掲げる事業」を「農業者又はその組織する団体（以下「農業者等」という。）に対する技術導入資金の貸付けの事業」に改め、第一号及び第二号を削り、同条第二項中「並びに同項第一号及び第二号の事業別」を削る。

第四条及び第六条第一項中「第一号」を削る。

第七条中「第一号」を削り、「同号」を「同項」に改める。

第八条中「第一号」を削る。

第十二条から第十七条まで を次のように改める。

第十二条から第十七条まで　削除

第十八条第二項中「、保証債務の弁済により得た求償権の行使により取得する金額」を削り、「保証債務に係る弁済金、利子補給金、貸付及び債務の保証」を「貸付」に改める。

第十九条を次のように改める。

第十九条　削除

第二十条第一項中「及び債務の保証」を削る。

第二十一条中「と保証債務の弁済金の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れる金額に相当する金額との合計額」を削る。

第二十二条中「次に掲げる金額」を「その廃止の際における貸付金の未貸付額及びその後において支払いを受けた貸付金の償還金の額の合計額」に改め、第一号及び第二号を削る。

（都道府県の保証業務の引継ぎ等）

第五条　この法律の施行前に改正前の農業改良資金助成法（以下「旧法」という。）第三条第一項第二号の債務の保証の事業を行なつていた都道府県が、この法律の施行の日から一年を経過する日までに、当該都道府県の議会の議決を経て、当該都道府県の区域をその区域として設立される協会に当該事業に係る権利及び義務を移転する旨を公示したときは、当該協会は、その公示したところに従つて当該権利及び義務を承継するものとする。

2　前項の規定により協会が同項に規定する事業に係る都道府県の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、農業改良資金助成法第十八条第一項に規定する特別会計の旧法第三条第一項第二号の債務の保証に係る部門に属する現金及び預金の合計額（一万円未満の端数の額があるときは、これを切りすてた額）は、当該都道府県から当該協会に出資されたものとする。

3　第一項の規定により協会がその権利及び義務を承継した旧法第三条第一項第二号の事業に係る債務の保証は、第八条第一号に規定する農業近代化資金に係る債務の保証とみなす。

4　この法律の施行前に都道府県が締結した旧法第三条第一項第二号の債務の保証に関する契約に係る事業（第一項の規定によりその権利及び義務を協会に承継したものを除く。）については、なお従前の例による。

5　第一項の規定により都道府県から旧法第三条第一項第二号の事業に係る権利及び義務を承継した協会は、同号の債務の保証を受けて同号の条件で貸し付けられた資金につき、当該都道府県が農業協同組合との契約により、引き続き利子補給を行なうときは、その利子補給に要する財源に充てるため、農林大臣が定める金額を当該都道府県に納付しなければならない。

6　前項に規定する利子補給に関する都道府県の経理について必要な事項は、政令で定める。

（その他の法律の一部改正）

第六条　農林中央金庫法の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「漁船保険組合」の下に「、農業信用基金協会」を加える。

第七条　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第九号中「信用保証協会」の下に「、農業信用基金協会」を加える。

第八条　農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第五号の三中「及び債務保証」を削る。

第九条　農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第七号の次に次の一号を加える。

七の二　農業信用基金協会法（昭和三十六年法律第二百四号）

第十条　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「酪農振興基金」の下に「、農業信用基金協会」を、「酪農振興基金法」の下に「、農業信用基金協会法」を加える。

第十一条　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第九号ノ八中「開拓融資保証協会」を「農業信用基金協会又ハ開拓融資保証協会」に改める。

第十二条　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のよう改正する。

第三条第一項第十二号中「奄美群島復興信用基金」の下に「、農業信用基金協会」を加える。

第十三条　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「信用保証協会」の下に「、農業信用基金協会」を加える。

第十四条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中「信用保証協会」の下に「、農業信用基金協会」を加える。

（法務・大蔵・農林・自治・内閣総理大臣署名）

信用基金協会法」を加える。

第十一条　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第九号ノ八中「開拓融資保証協会」を「農業信用基金協会又ハ開拓融資保証協会」に改める。

第十二条　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のよう改正する。

第三条第一項第十二号中「奄美群島復興信用基金」の下に「、農業信用基金協会」を加える。

第十三条　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「信用保証協会」の下に「、農業信用基金協会」を加える。

第十四条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中「信用保証協会」の下に「、農業信用基金協会」を加える。

（法務・大蔵・農林・自治・内閣総理大臣署名）

法律第二百五号（昭三六・一一・一〇）

◎農林中央金庫法の一部を改正する法律

農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第九条中「理事、監事各三人以上」を「理事三人以上監事二人以上」に改める。

第十一条を次のように改める。

第十一条　理事長及監事ハ定款ノ定ムル所ニ依リ出資者総会ニ於テ之ヲ選任ス

副理事長及理事ハ理事長之ヲ任命ス

理事長、副理事長及理事ノ任期ハ四箇年監事ノ任期ハ三箇年トス

第十一条の次に次の一条を加える。

第十一条ノニ　理事長、副理事長、理事及監事ハ他ノ報酬アル職務又ハ営業ニ従事スルコトヲ得ズ但シ主務大臣ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十二条を次のように改める。

第十二条　農林中央金庫ニ審議委員十人以内ヲ置ク

審議委員ハ定款ノ定ムル所ニ依リ業務ノ運営ニ関スル重要ナル事項ニ就キ理事長ノ諮問ニ応ズルモノトス

審議委員ハ定款ノ定ムル所ニ依リ理事長之ヲ委嘱ス

審議委員ノ任期ハ四箇年トス

第二十五条第二項中「農商大臣」を「農林大臣」に改める。

第二十八条及び第二十九条を次のように改める。

第二十八条　主務大臣必要アリト認ムルトキハ農林中央金庫ニ命ジテ業務及財産ノ状況ヲ報告セシムルコトヲ得

第二十九条　主務大臣必要アリト認ムルトキハ其ノ職員ヲシテ農林中央金庫ノ業務及財産ノ状況ヲ検査セシムルコトヲ得

第三十一条及び第三十二条を次のように改める。

第三十一条　主務大臣農林中央金庫ノ業務ノ運営又ハ財産ノ管理ノ適正ヲ期スル為必要アリト認ムルトキハ農林中央金庫ニ対シ業務ノ方法ノ制限其ノ他監督上必要ナル命令ヲ為スコトヲ得

第三十二条　農林中央金庫ガ法令、定款又ハ主務大臣ノ命令ニ違反シタルトキハ主務大臣ハ業務ノ停止又ハ理事長、副理事長、理事若ハ監事ノ改任ヲ命ズルコトヲ得

第三十五条を削り、第三十四条中「百円以上千円以下」を「三万円以下」に改め、第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号中「第十七条第一項及」を「第十七条第一項又ハ」に改め、同号を同条第四号とし、同号の次に次の一号を加え、同条を第三十五条とする。

五　第三十一条又ハ第三十二条ノ規定ニ依ル主務大臣ノ命令ニ反シタルトキ

第三十五条の前に次の一条を加える。

第三十四条　第二十八条ノ規定ニ依ル報告ヲ為サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ為シ又ハ第二十九条ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル場合ニ於テハ其ノ違反行為ヲ為シタル農林中央金庫ノ役員又ハ職員ハ三万円以下ノ罰金ニ処ス

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2　この法律の施行に伴う農林中央金庫の定款の変更及び役員の選任について必要な手続は、この法律の施行の日よりも前に行なうことができる。

3　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第二百六号（昭三六・一一・一〇）

◎昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた地域における伝染病予防費に関する特別措置法

（市町村の支弁に対する国庫負担等の特例）

第一条　昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた政令で定める市町村が当該災害のための予防事務に関して行なつた伝染病予防法（明治三十年法律第三十六号）第二十一条の支弁（同法第十九条第二項に関する諸費を除く。）については、同法第二十四条中「三分ノ二」とあるのは「全額（第二十一条第一項第四号ニ規定スル施設ニ付テノ災害ノ復旧ニ要スル費用ニ付テハ六分ノ五）」と、同法第二十五条第一項中「二分ノ一」とあるのは「三分ノ二（第二十一条第一項第四号ニ規定スル施設ニ付テノ災害ノ復旧ニ要スル費用ニ付テハ五分ノ四）」と読み替えて、それぞれ同法第二十四条又は第二十五条第一項の規定を適

用する。

（都道府県等の支弁に対する国庫負担の特例）

第二条　前条に規定する災害を受けた政令で定める都道府県が当該災害のための予防事務に関して行なつた伝染病予防法第二十二条の支弁及び前条の規定に基づく政令で定める市が当該災害のための予防事務に関して行なつた同法第十九条第二項に関する支弁については、同法第二十五条第一項中「二分ノ一」とあるのは「四分ノ三」と読み替えて、同項の規定を適用する。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・厚生・内閣総理大臣署名）

法律第二百七号（昭三六・一一・一〇）

◎昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた社会福祉事業施設の災害復旧費に関する特別措置法

（保護施設の災害復旧費に関する特例）

第一条　昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた政令で定める地域において当該災害により被害を受けた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十条又は第四十一条の規定により設置された保護施設の復旧に要する費用については、同法第七十三条第三号中「四分の一」とあるのは「六分の一」と、同法第七十四条第一項中「四分の三」とあるのは「六分の五」と、同法第七十五条第一項第二号中「二分の一」とあるのは「三分の二」と、同条第二項中「二分の一」とあるのは「五分の四」と読み替えて、それぞれ同法第七十三条、第七十四条第一項、第七十五条第一項又は同条第二項の規定を適用する。

（児童福祉施設の災害復旧費に関する特例）

第二条　前条に規定する地域において同条に規定する災害により被害を受けた児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十五条の規定により設置された児童福祉施設の復旧に要する費用については、同法第五十二条中「二分の一（第五十条第十号及び前条第一項第二号の費用中、母子寮、保育所、精神薄弱児通園施設、盲ろうあ児施設、虚弱児施設及びし体不自由児施設の設備については、二分の一乃至三分の一）」とあるのは「三分の二」と、同法第五十四条中「四分の一（母子寮、保育所、精神薄弱児通園施設、盲ろうあ児施設、虚弱児施設及びし体不自由児施設の設備については、三分の一乃至四分の一）」とあるのは、「六分の一」と、同法第五十六条の二第一項中「四分の三」とあるのは「六分の五」と、同条第三項中「三分の二」とあるのは「五分の四」と読み替えて、それぞれ同法第五十二条、第五十四条又は第五十六条の二第一項及び第三項の規定を適用する。

2　前条に規定する地域において同条に規定する災害により被害を受けた児童福祉施設であつて児童福祉法第五十六条の二第一項第一号に該当しないもの（都道府県又は市町村が設置したものを除く。）が同

項第二号に該当するときは、当該災害によつて生じた当該施設の復旧に要する費用については、同条及び同法第五十六条の三の規定を準用する。この場合において、同法第五十六条の二第一項中「四分の三」とあるのは「六分の五」と、同条第三項中「三分の二」とあるのは「五分の四」と読み替えるものとする。

（身体障害者更生援護施設の災害復旧費に関する特例）

第三条　第一条に規定する地域において同条に規定する災害により被害を受けた身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第二十七条第二項の規定により設置された身体障害者更生援護施設の復旧に要する費用については、同法第三十七条の二第三号中「十分の五」とあるのは「三分の二」と読み替えて、同条の規定を適用する。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・厚生・内閣総理大臣署名）

法律第二百八号（昭三六・一一・一〇）

◎昭和三十六年六月及び八月の水害又は同年九月の風水害を受けた都道府県に対する母子福祉資金に関する国の貸付けの特例に関する法律

1　昭和三十六年六月及び八月の水害又は同年九月の風水害を受けた政令で定める都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市を含む。以下同じ。）に対し、国が母子福祉資金の貸付等に関する法律（昭和二十七年法律第三百五十号。以下「貸付法」という。）によつて貸し付ける金額は、昭和三十六年度及び昭和三十七年度に限り、同法第十三条第一項の規定にかかわらず、同項の規定によつて貸し付けるものとされる金額と、当該都道府県が当該災害による被害を受けた者（以下「被災者」という。）に対する貸付金の財源として特別会計に繰り入れる金額との合計額に相当する金額とする。

2　前項の都道府県が昭和三十八年三月三十一日までに被災者に貸し付けた金額が、当該都道府県が昭和三十六年度及び昭和三十七年度において被災者に対する貸付金の財源として特別会計に繰り入れた金額の四倍に相当する金額に満たないこととなつたときは、当該都道府県は、昭和三十八年度において、その満たない額の八分の一に相当する金額を特別会計に繰り入れ、又はその満たない額の四分の一に相当する金額を国に償還しなければならない。

3　前項の規定により都道府県が特別会計に繰り入れなければならない金額については、貸付法第十三条第一項の規定は、適用しない。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・厚生・内閣総理大臣署名）

法律第二百九号（昭三六・一一・一〇）

◎昭和三十六年五月二十九日及び三十日の強風に際し発生した火災、同年六月の水害、同年九月の風水害又は同年十月二日鹿児島市に発生した火災に伴う公営住宅法の特例等に関する法律

（公営住宅法の特例）

第一条　事業主体が、昭和三十六年五月二十九日及び三十日の強風に際し発生した火災、同年六月の水害若しくは同年九月の風水害であつて政令で定める地域に発生したもの又は同年十月二日鹿児島市に発生した火災により滅失した住宅に当該災害の当時居住していた者に貸貸するため第二種公営住宅を建設するときは、公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第八条第一項の規定にかかわらず、国は、予算の範囲内において、その費用の四分の三を補助することができる。ただし、当該災害により滅失した住宅の戸数の五割に相当する戸数をこえる分については、この限りでない。

2　事業主体が、昭和三十六年九月の風水害であつて前項の政令で定める地域に発生したものにより滅失した公営住宅に当該災害の当時居住していた者に貸貸するため公営住宅を建設するとき、又は当該災害により著しく損傷した公営住宅を補修するときは、公営住宅法第八条第二項の規定にかかわらず、国は、予算の範囲内において、第一種公営住宅についてはその費用の三分の二を、第二種公営住宅については、その費用の四分の三を補助することができる。

3　前二項の規定による公営住宅の建設に要する費用についての国の補助金額の算定については、公営住宅法第七条第三項の規定を準用する。

（産業労働者住宅資金融通法の特例）

第二条　住宅金融公庫は、昭和三十六年九月の風水害であつて政令で定める地域に発生したものにより滅失した産業労働者住宅その他の住宅に当該災害の当時居住していた産業労働者に貸し付けるためこの法律の施行の日から二年以内に住宅を建設しようとする事業者で、主務大臣の定める条件に該当し、かつ、当該災害により産業労働者住宅又は事業場に著しい損害を受けたものに対し、産業労働者住宅資金融通法（昭和二十八年法律第六十三号）第七条の規定により必要な資金を貸し付ける場合において、当該事業者が当該災害のため同法第九条第一項の償還期間内に償還することが困難な状況にあると認めるときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定による償還期間（すえおき期間を含む。）を三年以内延長し、かつ、貸付けの日から起算して三年以内のすえおき期間を設けることができる。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理・大蔵・建設大臣署名）

法律第二百十号（昭三六・一一・一〇）

◎昭和三十六年六月及び八月の豪雨による堆積土砂並びに同年六月、七月及び八月の豪雨による湛水の排除に関する特別措置法

（定義）

第一条　この法律において「堆積土砂」とは、昭和三十六年六月及び八月の豪雨に伴い発生した土砂等の流入、崩壊等により政令で定める地域内に堆積した政令で定める程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等をいう。

2　この法律において「湛水」とは、昭和三十六年六月、七月及び八月の豪雨に伴い政令で定める地域内に浸入した水で、浸水状態が政令で定める程度に達するものをいう。

（堆積土砂の排除事業）

第二条　地方公共団体又はその機関が河川、道路、公園その他の施設で政令で定めるもの区域内の堆積土砂の排除事業（国がその費用の一部を負担し、又は補助する災害復旧事業に附随して行なうものを除く。）を施行する場合においては、国は、他の法令に国の負担又は補助に関し別段の定めがある場合を除き、予算の範囲内において、その事業費の十分の九を補助することができる。

2　国は、市町村が、前項に規定する区域外の堆積土砂で、市町村長が指定した場所に集積されたもの又は市町村長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて排除事業を施行する場合においては、他の法令に国の負担又は補助に関し別段の定めがある場合を除き、予算の範囲内において、その事業費の十分の九を補助することができる。

3　前二項の規定による補助金の交付の事務は、政令で大臣が行なう。

（湛水の排除事業）

第三条　国は、地方公共団体その他政令で定める者が湛水の排除事業を施行する場合においては、予算の範囲内において、その事業費の十分の九を補助することができる。

2　前項の規定による補助金の交付の事務は、政令で定める区分に従つて農林大臣又は建設大臣が行なう。

（堆積土砂等の排除事業費の範囲）

第四条　第二条第一項若しくは第二項又は前条第一項の規定により国がその費用を補助する堆積土砂又は湛水の排除事業の事業費の範囲は、政令で定める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（この法律の施行前にした堆積土砂又は湛水の排除事業）

2　この法律は、この法律の施行前に施行された堆積土砂又は湛水の排除事業についても適用する。

（大蔵・農林・建設・内閣総理大臣署名）

法律第二百十一号（昭三六・一一・一〇）

◎昭和三十六年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美濃地震による災害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法

（公共土木施設災害復旧事業に関する特別措置）

第一条　昭和三十六年六月及び十月上旬の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美濃地震による災害であつて政令で定める地域に発生したものに関し、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号。以下「負担法」という。）第三条の規定により地方公共団体（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）に基づく港務局を含む。）に対し国が費用の一部を負担する場合における当該災害復旧事業費に対する国の負担率については、同法第四条第一項及び第四条の二の規定にかかわらず、当該地方公共団体（地方公共団体の組合又は港務局にあつては、これを組織する地方公共団体）について、昭和三十六年六月及び十月上旬の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美濃地震による災害に関し、負担法第三条各号に掲げる施設について国が施行する災害復旧事業の事業費で、地方公共団体（港務局を含む。以下同じ。）がその費用の一部を負担するものについての当該地方公共団体の負担の割合は、同法第五条及び他の法令の規定にかかわらず、それぞれ、前項の規定により国が負担すべき割合を除いた割合とする。

3　前二項の規定は、負担法の規定により算出した国の負担率が第一項の規定により算定した国の負担率をこえる場合においては、適用しない。

（災害関連事業に関する特別措置）

第二条　地方公共団体又はその機関が、昭和三十六年六月及び十月上旬の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美濃地震による災害であつて政令で定める地域に発生したものに関し、負担法第二条に規定する災害復旧事業を施行する場合において、当該災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併して負担法第三条各号に掲げる施設のうち政令で定めるものの新設又は改良に関する事業を施行するときは、他の法令の規定

により国が当該新設又は改良に関する事業の事業費の三分の二以上を負担し、又は補助する場合を除き、他の法令の規定により国がその事業費の一部を負担し、又は補助する場合にあつては、これらの規定にかかわらず、その負担率又は補助率を三分の二とし、その他の場合にあつては、国はその事業費の三分の二を補助する。

（水防資材に関する補助）

第三条　昭和三十六年六月及び十月上旬の水害又は同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害であつて政令で定める地域に発生したものに関し、都道府県又は水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第二条第一項に規定する水防管理団体が水防のため使用した資材に関する費用で政令で定めるものについては、国は、予算の範囲内において、その費用の三分の二を補助することができる。

附　則

この法律は、公布の日から施行し、この法律に規定する事項であつてこの法律の施行前に係るものについても適用する。

（大蔵・農林・運輸・建設・内閣総理大臣署名）

法律第二百十二号（昭三六・一一・一〇）

◎昭和三十六年五月の風害、同年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律

（趣旨）

第一条　この法律は、昭和三十六年五月の風害（当該強風に際し発生した火災を含む。）、同年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害を受けた中小企業者について、その事業の再建に必要な資金（以下「再建資金」という。）の融通を円滑にするため、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の規定の特例を定めるものとする。

（定義）

第二条　この法律において「被害中小企業者」とは、次に掲げる者をいう。

一　政令で定める地域内に事業所を有し、かつ、前条の災害を受けた中小企業者及び中小企業等協同組合その他の主として中小規模の事業者を直接又は間接の構成員とする団体（以下「中小企業者団体」という。）

二　中小企業者団体であつて、その直接又は間接の構成員のうちに前号に掲げる者を含むもの

（保険価額）

第三条　中小企業信用保険法（以下「法」という。）第三条第一項の保険関係であつて、災害関係保証（昭和三十七年三月三十一日までに行なわれた被害中小企業者の再建資金に係る同項に規定する債務の保証をいう。以下同じ。）を受けた被害中小企業者に係るものについての同条第一項、第五項及び第六項の規定の適用については、同条第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは「昭和三十六年五月の風害、同年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律第三条に規定する災害関係保証（以下「災害関係保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、「その合計額が」とあるのは「災害関係保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、同条第五項中「債務の保証をしたときは」とあるのは「債務の保証をしたときは、災害関係保証及びその他の保証ごとに」と、同条第六項中「当該保証をした」とあるのは「災害関係保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした」とする。

（保険金額及び保険金）

第四条　法第三条第一項の保険関係であつて、災害関係保証に係るものについての同条第二項及び法第五条の規定の適用については、これらの規定中「百分の七十」とあるのは、「百分の八十」とする。

（保険料）

第五条　法第三条第一項の保険関係であつて、災害関係保証に係るものについての保険料の額は、法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

附　則

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十六年五月二十九日から適用する。

（大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第二百十三号（昭三六・一一・一〇）

◎昭和三十六年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害を受けた中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法

（目的）

第一条　この法律は、昭和三十六年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害を受けた中小企業者について、その事業の再建に必要な資金（以下「再建資金」という。）の融通を円滑にするため、商工組合中央金庫の貸付利率の引下げのための措置を定めることにより、その事業の再建を促進し、経営の安定を図ることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「指定被害中小企業者」とは、次に掲げる者で政令で定めるものをいう。

一　政令で定める地域内に事業所を有し、かつ、前条の災害を受けた中小企業者及び中小企業等協同組合その他の主として中小規模の事業者を直接又は間接の構成員とする団体（以下「中小企業者団体」という。）

二　中小企業者団体であつて、その直接又は間接の構成員のうちに前号に掲げる者を含むもの

（商工組合中央金庫に対する利子補給）

第三条　政府は、商工組合中央金庫が指定被害中小企業者に対して再建資金の貸付けを行なうときは、政令で定めるところにより、当該貸付けにつき貸付け後三年間を限り利子補給金を支給する旨の契約を商工組合中央金庫と結ぶことができる。

（利子補給の対象となる貸付け）

第四条　前条の契約による利子補給金の支給の対象となる貸付けは、商工組合中央金庫が指定被害中小企業者に対して昭和三十七年三月三十一日までに行なう再建資金の貸付けであつて、その全部又は一部の利率が年六分五厘であるものとし、その利子補給金の支給の対象となる金額は、指定被害中小企業者ごとに、その利率によつて貸し付けた額（その額が次の各号に規定する貸付けの区分に応じ当該各号に掲げる金額をこえるときは、当該金額）以内の額とする。

一　指定被害中小企業者（中小企業者団体を除く。）に対する貸付けについては、百万円（その指定被害中小企業者の直接又は間接に所属する中小企業者団体が当該指定被害中小企業者に対し転貸する再建資金の貸付けを受けている場合において、その転貸する額のうちに利子補給金の支給の対象となる額があるときは、その対象となる額を控除した金額）

二　中小企業者団体に対する貸付け（次号の貸付けを除く。）については、三百万円

三　中小企業者団体に対する再建資金であつて、その直接又は間接の構成員たる指定被害中小企業者（以下この条において「被害構成員」という。）に転貸されるもの（以下次項において「転貸資金」という。）の貸付けについては、それぞれの被害構成員に転貸する金額のうち百万円（その被害構成員が再建資金の貸付けを受けている場合において、そのうちに利子補給金の支給の対象となる額があるとき、又はその直接若しくは間接に所属する他の中小企業者団体が当該被害構成員に対し転貸する再建資金の貸付けを受けている場合において、その転貸する額のうちに利子補給金の支給の対象となる額があるときは、その対象となる額を控除した金額）までの額に相当する金額の合計額

2　転貸資金の貸付けを受ける中小企業者団体がその被害構成員に転貸する場合において、その転貸資金の利率が年六分五厘をこえるときは、そのこえる率により転貸した金額は、前項の利子補給金の支給の対象となる金額には含まれないものとする。

3　政府が前条の契約により利子補給金の支給の対象とすることができる金額の総額は、十四億円を限度とする。

（利子補給金の支給額）

第五条　第三条の契約により政府が支給する利子補給金の額は、商工組合中央金庫が貸し付けた再建資金の額のうち利子補給金の支給の対象となる金額につき前条第一項に規定する利率により計算した利子の額と、当該利子補給金の支給の対象となる金額につき商工組合中央金庫がその貸付けと同種類の貸付けを行なう場合における通常の利率により計算した利子の額との差額に相当する金額とする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第二百十四号（昭三六・一一・一一）

◎昭和三十六年度分の地方交付税の単位費用の特例に関する法律

昭和三十六年度分に限り、地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる単位費用は、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十二条第一項及び地方交付税法及び地方財政法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百二十一号）附則第二項の規定にかかわらず、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類の欄に掲げる経費について、それぞれその測定単位の欄及び単位費用の欄に定めるものとする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	一　警察費	警察職員数	一人につき　五三三、六〇〇、〇〇〇円
	二　土木費		
	1　道路費	道路の面積	一平方メートルにつき　二四、八四銭
		道路の延長	一メートルにつき　一四四、〇〇〇
	2　橋りょう費	橋りょうの面積	一平方メートルにつき　三〇七、八五〇
		木橋の延長	一メートルにつき　一一、一八八、〇〇〇
		河川の延長	一メートルにつき　三六、〇七〇
	3　河川費		
	4　港湾費	港湾（漁港を含む。）における外かく施設の延長	一メートルにつき　二、〇八六、〇〇〇
		海岸保全施設の延長	一メートルにつき　四、四〇〇、〇〇〇
	5　その他の土木費	人口	一人につき　四一、九〇
		面積	一平方キロメートルにつき　六八二、九四〇、〇〇〇
	三　教育費		
	1　小学校費	教職員数	一人につき　三五六、〇〇〇
		学校数	一校につき　二一一、七七〇、〇〇〇
	2　中学校費	教職員数	一人につき　四六、七七五、〇〇〇
		学校数	一校につき　二二一、一八〇、〇〇〇
	3　高等学校費	生徒数	一人につき　四六、七七五、〇〇〇
	4　その他の教育費	人口	一人につき　二一、五二二、〇〇〇
		盲学校、聾学校及び養護学校の幼児、児童及び生徒の数	一人につき　七九〇、六〇〇
		町村部人口	一人につき　六六、一一四、〇〇〇
	四　厚生労働費		
	1　生活保護費	人口	一人につき　二一四、六九
	2　社会福祉費	人口	一人につき　八五、三二
	3　衛生費	人口	一人につき　二〇〇、九一〇
	4　労働費	工場事業場労働者数	一人につき　二〇二、七八〇
		失業者数	一人につき　二六、六八八、〇〇〇
	五　産業経済費		
	1　農業行政費	耕地の面積	一町歩につき　一、五八九、〇〇〇
		農家数	一戸につき　二、四八六、〇〇〇

	2 林野行政費	林野の面積	一町歩につき
	3 水産行政費	水産業者数	一人につき
	4 商工行政費	商工業の従事者数	一人につき
	六 その他の行政費		
	1 徴税費	道府県税の税額	千円につき
	2 恩給費	恩給受給権者数	一人につき
	3 その他の諸費	人口	一人につき
		面積	一平方キロメートルにつき
	七 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の昭和三十六年度における元利償還金	一円につき
		災害復旧事業費の財源に充てた地方債の昭和三十七年度以降において償還すべき元金の昭和三十六年度における償還額	一円につき
	八 特別地方債償還費		
	1 特別措置債償還費	特別の措置として発行を許可された地方債に係る元利償還金	一円につき
	2 特定債償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	一円につき

一、五一七〇〇				
九、一五九〇〇				
四九五〇〇				
一一〇六四				
三八、五九四〇〇				
三九〇〇〇				
一一四、〇〇〇〇〇				
九五				
一〇〇				
一〇〇				
二五				

	一 消防費	人口	一人につき
	二 土木費		
	1 道路費	道路の面積	一平方メートルにつき
		道路の延長	一メートルにつき
	2 橋りょう費	橋りょうの面積	一平方メートルにつき
		木橋の延長	一メートルにつき
	3 港湾費	港湾（漁港を含む。）における係留施設の延長	一メートルにつき
		港湾（漁港を含む。）における外かく施設の延長	一メートルにつき
	4 都市計画費	都市計画区域における人口	一人につき
		土地区画整理事業の施行地区の面積	一坪につき
	5 その他の土木費	人口	一人につき
	三 教育費		
	1 小学校費	児童数	一人につき
		学級数	一学級につき
		学校数	一校につき
	2 中学校費	生徒数	一人につき
		学級数	一学級につき
		学校数	一校につき
	3 高等学校	生徒数	一人につき

三〇六〇五				
一〇三七				
一一〇三				
二四七二四				
五九四六七				
二、〇五一〇〇				
四、四〇〇〇〇				
三三二六				
四五九				
五七三五				
一、三〇四〇〇				
四三、四五二〇〇				
二九四、九八四〇〇				
一、二五七〇〇				
四一、九一六〇〇				
三一〇、六五〇〇〇				
二〇、五四一〇〇				

	四 厚生労働費		
	1 生活保護費	市部人口	一人につき
	2 社会福祉費	人口	一人につき
	3 衛生費	人口	一人につき
	4 労働費	失業者数	一人につき
	五 産業経済費		
	1 農業行政費	農家数	一戸につき
	2 商工行政費	商工業の従事者数	一人につき
	3 その他の産業経済費	林業、水産業及び鉱業の従事者数	一人につき
	六 その他の行政費		
	1 徴税費	市町村税の税額	千円につき
	2 戸籍住民登録費	本籍人口	一人につき
		世帯数	一世帯につき
	3 その他の諸費	人口	一人につき
		面積	一平方キロメートルにつき
	七 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の昭和三十六年度における元利償還金	一円につき
		災害復旧事業費の財源に充てた地方債の昭和三十七年度以降において償還すべき元金の昭和三十六年度における償還額	一円につき
	八 特別地方債償還費		
	1 特別措置債償還費	特別の措置として発行を許可された地方債に係る元利償還金	一円につき
	2 特定債償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	一円につき

一六三二一				
一八四四七				
四七九三				
二一三七六				
二六、六八八〇〇				
一、六〇四六〇				
二二九〇〇				
一、〇九五七八				
一〇七三五				
三二八七				
一二七〇〇				
五八七〇〇				
二九三、〇〇〇〇〇				
九五				
一〇〇				
一〇〇				
二五				

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前すでに地方団体に交付された昭和三十六年度分の地方交付税のうち普通交付税の額は、昭和三十六年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の概算交付額とみなす。

（大蔵・自治・内閣総理大臣署名）

法律第二百十五号（昭三六・一一・一一）

◎連合国占領軍等の行為による被害者等に対する給付金の支給に関する法律

目次

第一章　総則（第一条―第五条）
第二章　給付金の種類及び支給（第六条―第十五条）
第三章　不服の申立て（第十六条―第十八条）
第四章　被害者給付金審査会（第十九条―第二十一条）
第五章　雑則（第二十二条―第二十六条）
附則

第一章　総則

（この法律の趣旨）

第一条　この法律は、連合国占領軍等の行為等により負傷し、又は疾病にかかつた者及び連合国占領軍等の行為等により死亡した者の遺族に対する給付金の支給に関して定めるものとする。

（定義）

第二条　この法律において「連合国占領軍等の行為等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

一　本邦（政令で定める地域を除く。以下この項において同じ。）内における昭和二十年九月二日から昭和二十七年四月二十八日までの間（以下この項において「占領期間」という。）の連合国の軍隊若しくは当局又はこれらの構成員若しくは被用者（これらの者に随伴する者で政令で定めるものを含む。以下この項において同じ。）の行為（正当な行為及び故意又は過失によらない行為を除き、日本の国籍のみを有する被用者の行為にあつては、職務執行中の行為に限る。）

二　本邦内における占領期間中の連合国の軍隊若しくは当局又はこれらの構成員若しくは被用者（日本の国籍のみを有する者を除く。）の占有し、所有し、又は管理する土地の工作物その他の物件の設置又は管理の欠陥

2　この法律において「被害者」とは、連合国占領軍等の行為等により死亡し、負傷し、又は疾病にかかつた者でその死亡し、負傷し、又は疾病にかかつた当時において日本の国籍を有していたものをいう。

3　この法律において「見舞金」とは、国が、連合国占領軍等の行為等による死亡、負傷又は疾病について、被害者又はその遺族に対してこの法律の施行前に行政措置に基づいて支給した療養見舞金（療養費、打切療養費及び療養の給付を含む。）、障害見舞金及び死亡見舞金をいう。

（給付金の支給）

第三条　国は、被害者又はその遺族で、この法律の施行の日（給付金の支給原因である事実の生じた日がこの法律の施行の日後であるときは、その支給原因である事実の生じた日）において日本の国籍を有するものに対し、給付金を支給する。ただし、被害者の死亡、負傷又は疾病がその者又は第三者の故意又は重大な過失に起因するものであるときは、この限りでない。

（認定）

第四条　給付金（打切給付金を除く。以下第十五条において同じ。）の支給を受ける権利の認定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、調達庁長官が行なう。

（他の給付との関係）

第五条　他の法令の規定により、この法律による給付金に相当する給付を受け、若しくは受けることができたとき、又はこの法律による給付金に相当する給

付を受けることができるときは、当該給付の支給原因である事実と同一の事実については、当該給付の価額（当該給付が療養給付金に相当するものであるときは、政令で定める金額）の限度において、この法律による給付金を支給しない。ただし、給付金を受けようとする者が、この法律の施行後において、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の規定により、この法律による給付金に相当する給付を受けることができるときは、この限りでない。

第二章　給付金の種類及び支給

（給付金の種類）

第六条　給付金の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　療養給付金
二　休業給付金
三　障害給付金
四　遺族給付金
五　葬祭給付金
六　打切給付金

（療養給付金の支給）

第七条　療養給付金は、被害者で連合国占領軍等の行為等により負傷し、又は疾病にかかつたものが、当該負傷又は疾病に関し、この法律の施行前に療養をした場合又はこれに引き続きこの法律の施行後に療養をする場合に支給する。ただし、その療養につき療養給付金に相当する見舞金が支給されている場合であつて、政令で定める期間内に当該負傷又は疾病がなおつているときは、この限りでない。

2　療養給付金の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　この法律の施行前にした療養に係る療養給付金の額　政令で定める金額

二　この法律の施行後にする療養に係る療養給付金の額　政令で定めるところにより算定する療養に要する費用の額に政令で定める療養雑費の額を加えた金額

3　前二項に規定する療養の範囲は、次の各号に掲げるものであつて、療養上相当と認められるものとする。

一　診察
二　薬剤又は治療材料の支給
三　処置、手術その他の治療
四　病院又は診療所への収容
五　看護
六　移送

（休業給付金の支給）

第八条　休業給付金は、被害者で連合国占領軍等の行為等により負傷し、又は疾病にかかつたものが、当該負傷又は疾病に関し、この法律の施行前に療養をした場合又はこれに引き続きこの法律の施行後に療養をする場合において、その療養のため業務上の収入を得ることができないときに、その業務上の収入を得ることができない期間につき支給する。

2　休業給付金の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　この法律の施行前にした療養のため業務上の収入を得ることができなかつた期間に係る休業給付金の額　当該期間が、六十日未満の場合にあつては三千円、六十日以上の場合にあつては七千五百円

二　この法律の施行後にする療養のため業務上の収入を得ることができない期間に係る休業給付金の額　一日につき百六十円

（障害給付金の支給）

第九条　障害給付金は、被害者で連合国占領軍等の行為等により負傷し、又は疾病にかかつたものが当該

負傷又は疾病がなおつたとき別表に定める程度の身体障害が存する場合に支給する。

2　障害給付金の額は、別表に定める障害の等級により定めた次の表の金額とする。

障害の等級	障害給付金の金額
第一級から第三級まで	二三八、〇〇〇円
第四級から第七級まで	一四七、〇〇〇円
第八級から第一〇級まで	七一、〇〇〇円
第一一級から第一四級まで	二四、〇〇〇円

3　別表に定める程度の身体障害が二以上ある場合の身体障害の等級は、重い身体障害に応ずる等級による。

4　次の各号に掲げる場合の身体障害の等級は、次の各号のうち被害者に最も有利なものによる。

一　第十三級以上に当該する身体障害が二以上ある場合には、前項の規定による等級の一級上位の等級

二　第八級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、前項の規定による等級の二級上位の等級

三　第五級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、前項の規定による等級の三級上位の等級

5　前項に規定する身体障害の等級による障害給付金の額は、それぞれの身体障害に応ずる等級による障害給付金の額を合算した金額をこえることとなつてはならない。

6　すでに身体障害のある被害者が、連合国占領軍等の行為等による負傷又は疾病により、同一部位について障害の程度を加重したときは、障害給付金の額から従前の障害に応ずる障害給付金の額に相当する金額を控除した金額を支給する。

7　第一項の被害者がこの法律の施行前にその身体障害につき障害給付金に相当する見舞金の支給を受けているときは、障害給付金の額から当該見舞金の額に相当する金額を控除した金額を支給する。

（遺族の範囲）

第十一条　遺族給付金の支給を受けることができる遺族の範囲は、被害者の死亡の当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子及び父母並びに被害者の死亡の当時においてその者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていた孫、祖父母及び兄弟姉妹とする。ただし、この法律の施行の日前に離縁によつて被害者との親族関係が終了した者を除く。

2　被害者の死亡の当時胎児であつた子が出生したときは、その子は、被害者の死亡の当時における子とみなす。

3　前項の子が、この法律の施行の日後に出生し、かつ、出生によつて日本の国籍を取得したときは、その子は、この法律の施行の日（被害者の死亡の日がこの法律の施行の日以後であるときは、その死亡の日）において日本の国籍を有していたものとみなす。

（遺族の順位等）

第十二条　遺族給付金の支給を受けることができる遺族の順位は、次の各号に掲げる順序による。ただし、

父母については、被害者の死亡の当時においてその者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていたものを先にし、同順位の父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

一　配偶者（被害者の死亡の日がこの法律の施行の日前である場合において、その死亡の日以後この法律の施行の日前に、被害者の二親等内の血族（以下この項において「遺族」という。）以外の者と婚姻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）した者又はこの法律の施行の日において遺族以外の者の養子となつている者を除く。）

二　子（この法律の施行の日（被害者の死亡の日がこの法律の施行の日後であるときは、その死亡の日。以下この項及び次項において同じ。）において、遺族以外の者の養子となつている者を除く。）

三　父母

四　孫（この法律の施行の日において、遺族以外の者の養子となつている者を除く。）

五　祖父母

六　兄弟姉妹（この法律の施行の日において、遺族以外の者の養子となつている者を除く。）

七　第二号において同号の順位から除かれている子

八　第四号において同号の順位から除かれている孫

九　第六号において同号の順位から除かれている兄弟姉妹

十　第一号において同号の順位から除かれている配偶者

2　前項の規定により遺族給付金の支給を受けることができる先順位にある遺族が、この法律の施行の日において生死不明であり、かつ、その日以後引き続き二年以上（その者がこの法律の施行の日までに二年以上生死不明であるときは、一年以上）生死不明である場合において、他に同順位にある遺族がないときは、次順位の遺族の請求により、その次順位の遺族と同順位の他の遺族があるときは、そのすべての同順位の遺族）を遺族給付金の支給を受けることができる先順位の遺族とみなす。

3　遺族給付金の支給を受けることができる同順位の遺族（その次順位の遺族と同順位の他の遺族があるときは、そのすべての同順位の遺族）を遺族給付金の支給を受けることができる先順位の遺族とみなすことができる。

4　遺族給付金の支給を受けることができる同順位の遺族が二人以上あるときは、その一人のした遺族給付金の請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした遺族給付金の支給を受ける権利の認定又は遺族給付金の支給は、全員に対してしたものとみなす。

（葬祭給付金の支給）

第十三条　葬祭給付金は、被害者で連合国占領軍等の行為等により死亡したものの遺族に支給する。

2　葬祭給付金の額は、五千円とする。

3　第十一条並びに前条第一項及び第二項の規定は葬祭給付金の支給を受けることができる遺族の範囲及び順位について、同条第三項の規定は葬祭給付金の支給を受けることができる同順位の遺族が二人以上ある場合について、それぞれ準用する。

（打切給付金の支給）

第十四条　打切給付金は、第七条の規定により療養給付金の支給を受けることができる被害者でこの法律の施行の際当該負傷又は疾病に関し現に療養中のものが、その療養の開始後、この法律の施行の日までに三年を経過している場合又はこの法律の施行後において三年を経過しても当該負傷又は疾病がなおらない場合に支給することができる。

2　打切給付金の額は、二十四万円とする。

3　第一項の規定により打切給付金の支給を行なつたときは、その後におけるこの法律による給付金の支給は、行なわない。

（給付金の支給を受ける権利の受継）

第十五条　給付金の支給を受ける権利を有する者が死亡した場合において、死亡した者がその死亡前に給付金の支給の請求をしていなかつたときは、死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者に係る給付金の支給を請求することができる。

2　第十二条第三項の規定は、前項の規定により給付金の支給を受けることができる同順位の相続人が二人以上ある場合について準用する。

第三章　不服の申立て

（不服の申立て）

第十六条　給付金の支給に関する処分に不服がある者は、その処分の通知を受けた日から起算して六十日以内に、書面で、調達庁長官に不服の申立てをすることができる。

2　前項の規定による不服の申立ては、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

3　調達庁長官は、特にやむをえない理由があると認めるときは、第一項の期間を経過した後においても不服の申立てを受理することができる。

（裁決）

第十七条　調達庁長官は、不服の申立てを受けたときは、必要な審査を行ない、すみやかに裁決をし、不服の申立てをした者にこれを通知しなければならない。

2　調達庁長官は、前項の裁決をしようとするときは、あらかじめ、被害者給付金審査会に諮問しなければならない。

（政令への委任）

第十八条　前二条に規定するもののほか、審査及び裁決の手続に関して必要な事項は、政令で定める。

第四章　被害者給付金審査会

（設置及び権限）

第十九条　調達庁に、附属機関として、被害者給付金審査会（以下この章において「審査会」という。）を置く。

2　審査会は、第十七条第二項の規定による調達庁長官の諮問に応じ、当該諮問事項について調査審議し、及び意見を述べる機関とする。

（組織、委員及び会長）

第二十条　審査会は、委員七人以内で組織する。

2　委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、調達庁長官が任命する。

3　委員は、非常勤とする。

4　審査会に、学識経験のある者のうちから任命された委員の互選により、会長一人を置く。

5　会長は、審査会の会務を総理する。

（政令への委任）

第二十一条　前二条に規定するもののほか、審査会の組織及び運営、委員の任期その他審査会に関して必要な事項は、政令で定める。

第五章　雑則

（時効）

第二十二条　給付金の支給を受ける権利は、三年間行なわないときは、時効によつて消滅する。

（譲渡等の禁止）

第二十三条　給付金の支給を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

（非課税）

第二十四条　租税その他の公課は、この法律の規定により支給を受ける給付金を標準として、課することができない。

（権限の委任）

第二十五条　第四条に規定する調達庁長官の権限は、調達局長にその一部を委任することができる。

（総理府令への委任）

第二十六条　この法律に規定するもののほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、総理府令で定める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して六十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（昭和二十年九月二日以前の終戦に伴う連合国の軍隊等の行為により死亡した者等に対するこの法律の適用）

2　本邦（政令で定める地域を除く。）内における昭和二十年八月十五日から同年九月二日までの間の終戦に伴う連合国の軍隊若しくは当局又はこれらの構成員若しくは被用者（これらの者に随伴する者で政令で定めるものを含む。）の行為（正当な行為及び故意又は過失によらない行為を除き、日本の国籍のみを有する被用者の行為にあつては、職務執行中の行為に限る。）により死亡し、負傷し、又は疾病にかかつた者でその死亡し、負傷し、又は疾病にかかつた当時において日本の国籍を有していたものについては、その行為を連合国占領軍等の行為等とみなし、その者を被害者とみなして、この法律の規定を適用する。

（調達庁設置法の一部改正）

3　調達庁設置法（昭和二十四年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第十七号の二の次に次の一号を加える。

十七の三　連合軍占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律（昭和三十六年法律第二百十五号）の規定に基づき、給付金を支給すること。

第七条第十九号の次に次の一号を加える。

十九の二　第四条第十七号の三に規定する給付金に関すること。

第十一条中「附属機関として」の下に「、被害者給付金審査会及び」を加え、同条に次の一項を加える。

2　被害者給付金審査会の権限、組織その他の事項については、連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の定めるところによる。

別表

等級	身体障害
第一級	一　両眼が失明したもの 二　咀嚼及び言語の機能を廃したもの 三　精神に、常時の介護を必要とする程度の障害を残すもの 四　胸腹部臓器の機能に、常時の介護を必要とする程度の障害を残すもの 五　半身不随となつたもの 六　両上肢をひじ関節以上で失つたもの 七　両上肢の用を全く廃したもの 八　両下肢をひざ関節以上で失つたもの 九　両下肢の用を全く廃したもの

第二級
一　一眼が失明し、かつ、他眼の視力が〇・〇二以下になつたもの
二　両眼の視力が〇・〇二以下になつたもの
三　両上肢を腕関節以上で失つたもの
四　両下肢を足関節以上で失つたもの

第三級
一　一眼が失明し、かつ、他眼の視力が〇・〇六以下になつたもの
二　咀嚼又は言語の機能を廃したもの
三　精神に、終身労務に服することができない程度の障害を残すもの
四　胸腹部臓器の機能に、終身労務に服することができない程度の障害を残すもの
五　両上肢のすべての指を失つたもの

第四級
一　両眼の視力が〇・〇六以下になつたもの
二　咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの
三　鼓膜の全部の欠損その他により、両耳の聴力を全く失つたもの
四　一上肢をひじ関節以上で失つたもの
五　一下肢をひざ関節以上で失つたもの
六　両上肢のすべての指の用を廃したもの
七　両下肢をリスフラン関節以上で失つたもの

第五級
一　一眼が失明し、かつ、他眼の視力が〇・一以下になつたもの
二　一上肢を腕関節以上で失つたもの
三　一下肢を足関節以上で失つたもの
四　一上肢の用を全く廃したもの
五　一下肢の用を全く廃したもの
六　両下肢のすべての足ゆびを失つたもの

第六級
一　両眼の視力が〇・一以下になつたもの
二　咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの
三　鼓膜の大部分の欠損その他により、両耳の聴力が、耳殻に接しなければ大声を解することができない程度に減じたもの
四　脊柱に著しい奇形又は運動障害を残すもの
五　一上肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの
六　一下肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの
七　一下肢を五センチメートル以上短縮したもの
八　一上肢の三大関節のうち、一関節の用を廃したもの
九　一下肢の三大関節のうち、一関節の用を廃したもの
一〇　一上肢に仮関節を残すもの
一一　一下肢に仮関節を残すもの
一二　脾臓又は一側の腎臓を失つたもの

第七級
一　一眼が失明し、かつ、他眼の視力が〇・六以下になつたもの
二　鼓膜の中等度の欠損その他により、両耳の聴力が、四十センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの
三　精神に、軽易な労務以外の労務に服することができない程度の障害を残すもの
四　胸腹部臓器の機能に、軽易な労務以外の労務に服することができない程度の障害を残すもの
五　一上肢のおや指及びひとさし指又はおや指若しくはひとさし指をあわせ一上肢の三指以上の用を廃したもの
六　一上肢のおや指及びひとさし指をあわせ一上肢の二指以上の用を廃したもの
七　一上肢の三大関節のうち、一関節の用を廃したもの
八　一下肢の三大関節のうち、一関節の用を廃したもの
九　一上肢に仮関節を残すもの
一〇　一下肢に仮関節を残すもの
一一　一下肢のすべての足ゆびを失つたもの
一二　脾臓又は一側の腎臓を失つたもの

第八級
一　一眼が失明し、又は一眼の視力が〇・〇二以下になつたもの
二　脊柱に運動障害を残すもの
三　神経系統の機能に、軽易な労務以外の労務に服することができない程度の障害を残すもの
四　おや指をあわせ一上肢の二指を失つたもの
五　一上肢のおや指及びひとさし指又はおや指若しくはひとさし指をあわせ一上肢の三指以上の用を廃したもの
六　一上肢のおや指の用を廃したもの又はおや指及びひとさし指をあわせ一上肢の二指の用を廃したもの
七　一下肢を五センチメートル以上短縮したもの
八　一上肢の三大関節のうち、一関節の用を廃したもの
九　一下肢の三大関節のうち、一関節の用を廃したもの
一〇　一上肢に仮関節を残すもの
一一　一下肢に仮関節を残すもの
一二　脾臓又は一側の腎臓を失つたもの

第九級
一　両眼の視力が〇・六以下になつたもの
二　一眼の視力が〇・〇六以下になつたもの
三　両眼の半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの
四　両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
五　鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの
六　咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの
七　鼓膜の全部の欠損その他により、一耳の聴力を全く失つたもの
八　一上肢のおや指を失つたもの、ひとさし指をあわせ一上肢の二指を失つたもの又はおや指及びひとさし指以外の一上肢の三指をあわせ一上肢の二指の用を廃したもの
九　おや指をあわせ一上肢の二指の用を廃したもの
一〇　第一足ゆびをあわせ一下肢の二以上の足ゆびを失つたもの
一一　一下肢のすべての足ゆびの用を廃したもの
一二　生殖器に著しい障害を残すもの

第一〇級
一　一眼の視力が〇・一以下になつたもの
二　咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの
三　十四歯以上に対し歯科補綴を加えたもの
四　鼓膜の大部分の欠損その他により、一耳の聴力が、耳殻に接しなければ大声を解することができない程度に減じたもの
五　一上肢のひとさし指を失つたもの又はおや指及びひとさし指以外の一上肢の二指を失つたもの
六　一下肢を五センチメートル以上短縮したもの
七　一上肢の三大関節のうち、一関節の用を廃したもの
八　一下肢の三大関節のうち、一関節の用を廃したもの
九　一上肢のおや指の用を廃したもの又はおや指及びひとさし指をあわせ一上肢の二指の用を廃したもの
一〇　一下肢の第一足ゆび又は他の四足ゆびを失つたもの
一一　一上肢の三大関節のうち、一関節の機能に著しい障害を残すもの
一二　一下肢の三大関節のうち、一関節の機能に著しい障害を残すもの

第一一級
一　両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの
二　両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの
三　一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
四　鼓膜の中等度の欠損その他により、一耳の聴力が、四十センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの
五　脊柱に奇形を残すもの
六　一上肢のなか指又はくすり指を失つたもの
七　一上肢のひとさし指の用を廃したもの又はおや指及びひとさし指以外の一上肢の二指の用を廃したもの
八　第一足ゆびをあわせ一下肢の二以上の足ゆびの用を廃したもの
九　胸膜部臓器に障害を残すもの

第一二級
一　一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの
二　一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの
三　七歯以上に対し歯科補綴を加えたもの
四　一耳の耳殻の大部分を欠損したもの
五　鎖骨、胸骨、肋骨、肩胛骨又は骨盤骨に著しい奇形を残すもの
六　一上肢の三大関節のうち、一関節の機能に障害を残すもの
七　一下肢の三大関節のうち、一関節の機能に障害を残すもの

	八　長管骨に奇形を残すもの
	九　一上肢のなか指又はくすり指の用を廃したもの
	一〇　一下肢の第二足ゆびを失つたもの、第二足ゆびをあわせ一下肢の二足ゆびを失つたもの又は一下肢の第三足ゆび以下の三足ゆびを失つたもの
	一一　一下肢の第一足ゆび又は他の四足ゆびの用を廃したもの
	一二　局部にがんこな神経症状を残すもの
	一三　男子の外貌に著しい醜状を残すもの
	一四　女子の外貌に醜状を残すもの
第二三級	一　一眼の視力が〇・六以下になつたもの
	二　一眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの
	三　両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの
	四　一上肢のこ指を失つたもの
	五　一上肢のおや指の指骨の一部を失つたもの
	六　一上肢のひとさし指の指骨の一部を失つたもの
	七　一上肢のひとさし指の末関節を屈伸することができなくなつたもの
	八　一下肢を一センチメートル以上短縮したもの
	九　一下肢の第三足ゆび以下の一又は二の足ゆびを失つたもの
	一〇　一下肢の第二足ゆびの用を廃したもの、第三足ゆびをあわせ一下肢の二足ゆびの用を廃したもの又は一下肢の第三足ゆび以下の三足ゆびの用を廃したもの
第一四級	一　一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの
	二　三歯以上に対し歯科補綴を加えたもの
	三　上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの
	四　下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの
	五　一上肢のこ指の用を廃したもの
	六　一上肢のおや指及びひとさし指以外の指の指骨の一部を失つたもの
	七　一上肢のおや指及びひとさし指以外の指の末関節を屈伸することができなくなつたもの
	八　一下肢の第三足ゆび以下の一又は二の足ゆびの用を廃したもの
	九　局部に神経症状を残すもの
	一〇　男子の外貌に醜状を残すもの

備考

一　視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。

二　指を失つたものとは、おや指は指関節、その他の指は第一指関節以上を失つたものをいう。

三　指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は掌指関節若しくは第一指関節（おや指にあつては、指関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

四　足ゆびを失つたものとは、その全部を失つたものをいう。

五　足ゆびの用を廃したものとは、第一足ゆびは末節の半分以上、その他の足ゆびは末関節以上を失つたもの又は蹠趾関節若しくは第一趾関節（第一足ゆびにあつては足趾関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

六　各等級の身体障害に該当しない身体の障害であつて、各等級の身体障害に相当するものは、当該等級の身体障害とする。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第二百十六号（昭三六・一一・一三）

◎低開発地域工業開発促進法

（目的）

第一条　この法律は、低開発地域における工業の開発を促進することにより、雇用の増大に寄与し、地域間における経済的格差の縮小を図り、もつて国民経済の均衡ある発展に資することを目的とする。

（低開発地域工業開発地区）

第二条　内閣総理大臣は、関係都道府県知事の申請に基づき、低開発地域工業開発審議会の議を経て、産業の開発の程度が低く、かつ、経済の発展の停滞的な地域（以下「低開発地域」という。）のうち、その地区内の工業の開発を促進することにより低開発地域における工業の開発を促進すると認められる地区で政令で定める要件をそなえているものを低開発地域工業開発地区（以下「開発地区」という。）として指定することができる。ただし、関係都道府県知事の申請に係る地区が北海道の区域内又は首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二条第一項の規定による首都圏の地域内（以下「首都圏の地域内」という。）にあるものであるときは、第四項後段の規定による経由に際し北海道開発庁長官又は首都圏整備委員会が当該開発地区の指定をすべき旨の意見を付したときに限るものとする。

2　前項の場合において、内閣総理大臣は、同項の申請に係る地区について、すでに工場立地の調査等に関する法律（昭和三十四年法律第二十四号）第二条の規定による工場適地の調査等工業の開発に関するの調査がされているときは、その調査の成果をしんしやくしなければならない。

3　内閣総理大臣は、開発地区を指定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4　都道府県知事は、第一項の申請をしようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見をきくとともに、申請書に政令で定める事項を記載した書類を添附し、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。この場合において、当該申請に係る地区が北海道の区域内又は首都圏の地域内にあるものであるときは、北海道開発庁長官又は首都圏整備委員会を経由しなければならない。

5　内閣総理大臣は、開発地区を指定するときは、当該開発地区の名称及び区域を官報で公示しなければならない。

6　内閣総理大臣は、関係都道府県知事の申請に基づき、開発地区の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、前五項の規定を準用する。

7　前項に定める場合のほか、内閣総理大臣は、開発地区の区域の全部又は一部が第一項の政令で定める要件を欠くに至つたと認めるときは、関係都道府県知事（当該開発地区が北海道の区域内又は首都圏の地域内にあるものであるときは、関係都道府県知事及び北海道開発庁長官又は首都圏整備委員会）の意見をきき、かつ、低開発地域工業開発審議会の議を経て、当該開発地区の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。ただし、当該開発地区が北海道の区域内又は首都圏の地域内にあるものであるときは、北海道開発庁長官又は首都圏整備委員会が当該開発地区の指定を解除し、又はその区域を変更すべき旨の意見を述べたときに限るものとする。

8　第二項、第三項及び第五項の規定は、前項の規定

により内閣総理大臣が開発地区の指定を解除し、又はその区域を変更するときに準用する。

（低開発地域工業開発審議会）

第三条　総理府に、附属機関として、低開発地域工業開発審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2　審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、低開発地域における工業の開発の促進に関する重要事項について調査審議する。

3　審議会は、低開発地域における工業の開発の促進に関する重要事項について、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

第四条　審議会は、委員十五人以内で組織する。

2　委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3　委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4　委員は、再任されることができる。

5　審議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

6　会長は、会務を総理する。会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

7　特定の地域に関する事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に、特別委員を置くことができる。

8　特別委員は、当該事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

9　特別委員は、当該事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

10　委員及び特別委員は、非常勤とする。

第五条　審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

第六条　前三条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項並びに審議会の庶務を処理する機関は、政令で定める。

（減価償却の特例）

第七条　開発地区内において製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者がある場合において当該新設又は増設により、当該開発地区内における雇用の増大に寄与すると認められるときは、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建築した機械及び装置並びに工場用の建物については、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の定めるところにより、特別償却を行なうことができる。

（地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置）

第八条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六条の規定により、地方公共団体が、開発地区内において製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかつた場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が政令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、自治省令で定める方法によつて算定した当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（事業税又は固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。）について同条の規定により当該地方公共団体の当該各年度における基準財政収入額に算入される額に相当する額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が自治省令で定める日以後において行なわれたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

（資金の確保等）

第九条　国及び地方公共団体は、開発地区内の工業の開発に寄与すると認められる製造の事業の用に供する施設の整備につき、必要な資金の確保その他の援助に努めなければならない。

（施設の整備等）

第十条　国及び地方公共団体は、開発地区内の工業の開発を促進するために必要な工場用地、道路、港湾施設、工業用水道、通信運輸施設及び開発地区内の工場に使用される者に対してその就業上必要な教育又は職業訓練を行なうための施設の整備の促進に努めなければならない。

第十一条　国の行政機関の長又は都道府県知事は、開発地区内の土地を前条に規定する施設の用に供するため農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該開発地区内の工業の開発が促進されるよう配慮するものとする。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（総理府設置法の一部改正）

2　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中北陸地方開発審議会の項の次に次のように加える。

低開発地域工業開発審議会	低開発地域工業開発促進法（昭和三十六年法律第二百十六号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

（経済企画庁設置法の一部改正）

3　経済企画庁設置法（昭和二十七年法律第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第二十号ワの次に次のように加える。

カ　低開発地域工業開発促進法（昭和三十六年法律第二百十六号）

第九条に次の一号を加える。

十二　低開発地域における工業の開発の促進に関すること。

（北海道開発法の一部改正）

4　北海道開発法（昭和二十五年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条に次の一号を加える。

三　低開発地域工業開発促進法（昭和三十六年法律第二百十六号）の規定に基づき、低開発地域工業開発地区の指定若しくはその解除又はその区域の変更について意見を付し、又は意見を述べること。

（首都圏整備法の一部改正）

5　首都圏整備法の一部を次のように改正する。

第十七条第二項に次の一号を加える。

六　低開発地域工業開発促進法（昭和三十六年法律第二百十六号）の規定に基づき、低開発地域工業開発地区の指定若しくはその解除又はその区域の変更について意見を付し、又は意見を述べること。

（租税特別措置法の一部改正）

6　租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和三十

六年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

租税特別措置法第十四条を削り、同法第十三条を同法第十四条とし、同法第十二条の二の次に一条を加える改正規定及び附則第一項中「低開発地域工業開発促進法（昭和三十六年法律第　　号）」を「低開発地域工業開発促進法（昭和三十六年法律第二百十六号）」に改める。

（内閣総理・大蔵・文部・農林・通商産業・運輸・郵政・労働・建設・自治大臣署名）

法律第二百十七号（昭三六・一一・一三）

◎水資源開発促進法

（目的）

第一条　この法律は、産業の開発又は発展及び都市人口の増加に伴い用水を必要とする地域に対する水の供給を確保するため、水源の保全かん養と相まつて、河川の水系における水資源の総合的な開発及び利用の合理化の促進を図り、もつて国民経済の成長と国民生活の向上に寄与することを目的とする。

（基礎調査）

第二条　政府は、次条第一項の規定による水資源開発水系の指定及び第四条第一項の規定による水資源開発基本計画の決定のため必要な基礎調査を行なわなければならない。

2　経済企画庁長官は、前項の規定により行政機関の長が行なう基礎調査について必要な調整を行ない、当該行政機関の長に対し、その基礎調査の結果について報告を求めることができる。

（水資源開発水系の指定）

第三条　内閣総理大臣は、第一条に規定する目的に照らして広域的な用水対策を緊急に実施する必要があると認めるときは、関係行政機関の長に協議し、かつ、関係都道府県知事及び水資源開発審議会の意見をきいて、当該地域に対する用水の供給を確保するため水資源の総合的な開発及び利用の合理化を促進する必要がある河川の水系を水資源開発水系として指定する。

2　内閣総理大臣が水資源開発水系の指定をするには、閣議の決定を経なければならない。

3　内閣総理大臣は、水資源開発水系の指定をしたときは、これを公示しなければならない。

（水資源開発基本計画）

第四条　内閣総理大臣は、水資源開発水系の指定をしたときは、関係行政機関の長に協議し、かつ、関係都道府県知事及び水資源開発審議会の意見をきいて、当該水資源開発水系における水資源の総合的な開発及び利用の合理化の基本となるべき水資源開発基本計画（以下「基本計画」という。）を決定しなければならない。

2　内閣総理大臣が基本計画の決定をするには、閣議の決定を経なければならない。

3　基本計画には、治山治水、電源開発及び当該水資源開発水系に係る後進地域の開発について十分の考慮が払われていなければならない。

4　内閣総理大臣は、基本計画を決定したときは、これを公示しなければならない。

5　前四項の規定は、基本計画を変更しようとするときに準用する。

第五条　基本計画には、次の事項を記載しなければならない。

一　水の用途別の需要の見とおし及び供給の目標

二　前号の供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項

三　その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項

（水資源開発審議会）

第六条　総理府に、附属機関として、水資源開発審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2　審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、水資源開発水系及び基本計画に関する重要事項について調査審議する。

3　審議会は、前項に規定する重要事項について、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

第七条　審議会は、委員十五人以内で組織する。

2　委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3　委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4　委員は、再任されることができる。

5　委員は、非常勤とする。

6　審議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

7　会長は、会務を総理する。会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

第八条　専門の事項を調査させるため、審議会に専門委員を置くことができる。

2　専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3　専門委員は、非常勤とする。

第九条　審議会は、その所掌事務に関し、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2　関係行政機関の長は、審議会の会議に出席して、意見を述べることができる。

第十条　前四条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営その他審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

（国土総合開発計画等との調整）

第十一条　国土総合開発計画と基本計画との調整は、内閣総理大臣が国土総合開発審議会と審議会の意見をきいて行なうものとする。

2　電源開発基本計画と基本計画との調整は、内閣総理大臣が電源開発調整審議会と審議会の意見をきいて行なうものとする。

（基本計画に基づく事業の実施）

第十二条　基本計画に基づく事業は、当該事業に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定に従い、国、地方公共団体、水資源開発公団その他の者が実施するものとする。

（基本計画の実施に要する経費）

第十三条　政府は、基本計画を実施するために要する経費については、必要な資金の確保その他の措置を講ずることに努めなければならない。

（損失の補償等）

第十四条　基本計画に基づく事業を実施する者は、当

該事業により損失を受ける者に対する措置が公平かつ適正であるように努めなければならない。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（総理府設置法の一部改正）

2　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中低開発地域工業開発審議会の項の次に次のように加える。

水資源開発審議会	水資源開発促進法（昭和三十六年法律第二百十七号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

（経済企画庁設置法の一部改正）

3　経済企画庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第二十号カの次に次のように加える。

ヨ　水資源開発促進法（昭和三十六年法律第二百十七号）

第九条に次の一号を加える。

十三　水資源の総合的な開発及び利用の合理化の促進に関すること。

（内閣総理大臣署名）

法律第二百十八号（昭三六・一一・一三）

◎水資源開発公団法

目次

第一章　総則（第一条―第六条）
第二章　役員及び職員（第七条―第十七条）
第三章　業務（第十八条―第二十五条）
第四章　水資源開発施設に関する費用（第二十六条―第三十三条）
第五章　財務及び会計（第三十四条―第四十七条）
第六章　監督（第四十八条・第四十九条）
第七章　雑則（第五十条―第五十七条）
第八章　罰則（第五十八条―第六十一条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　水資源開発公団は、水資源開発促進法（昭和三十六年法律第二百十七号）の規定による水資源開発基本計画（以下「水資源開発基本計画」という。）に基づく水資源の開発又は利用のための事業を実施すること等により、国民経済の成長と国民生活の向上に寄与することを目的とする。

（法人格）

第二条　水資源開発公団（以下「公団」という。）は、法人とする。

（事務所）

第三条　公団は、主たる事務所を東京都に置く。

2　公団は、内閣総理大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（登記）

第四条　公団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2　前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）

第五条　公団でない者は、水資源開発公団という名称を用いてはならない。

（民法の準用）

第六条　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、公団について準用する。

第二章　役員及び職員

（役員）

第七条　公団に、役員として、総裁一人、副総裁一人、理事八人以内及び監事二人以内を置く。

（役員の職務及び権限）

第八条　総裁は、公団を代表し、総裁の定めるところにより、総裁を補佐して公団の業務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行なう。

2　副総裁は、公団を代表し、総裁の定めるところにより、総裁を補佐して公団の業務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁及び副総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときはその職務を行なう。

3　理事は、総裁の定めるところにより、総裁及び副総裁を補佐して公団の業務を掌理し、総裁及び副総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときはその職務を行なう。

4　監事は、公団の業務を監査する。

（役員の任命）

第九条　総裁及び監事は、内閣総理大臣が任命する。

2　副総裁及び理事は、総裁が内閣総理大臣の認可を受けて任命する。

（役員の解任）

第十条　役員の任期は、四年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　役員は、再任されることができる。

（役員の欠格条項）

第十一条　次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一　国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長

二　政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）

三　物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて公団と取引上密接な利害関係を有するもの又は、これらの者が法人であるときは、その役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

四　前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

（役員の解任）

第十二条　内閣総理大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2　内閣総理大臣又は総裁は、それぞれその任命に係

る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一　心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二　職務上の義務違反があるとき。

3　総裁は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

（役員の兼職禁止）

第十三条　役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

（代表権の制限）

第十四条　公団と総裁又は副総裁との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が公団を代表する。

（代理人の選任）

第十五条　総裁及び副総裁は、公団の理事及び職員のうちから、公団の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

（職員の任命）

第十六条　公団の職員は、総裁が任命する。

（役員及び職員の地位）

第十七条　公団の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章　業務

（業務）

第十八条　公団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一　水資源開発基本計画に基づいて、次に掲げる施設（当該施設のうち発電に係る部分を除く。）の新築又は改築を行なうこと。

イ　ダム、河口堰、湖沼水位調節施設、多目的用水路、専用水路その他の水資源の開発又は利用のための施設

ロ　イに掲げる施設と密接な関連を有する施設

二　前号の業務を行なうことにより生じた施設（以下「水資源開発施設」という。）の操作、維持、修繕その他の管理を行なうこと。

三　水資源開発施設についての災害復旧工事を行なうこと。

四　前三号の業務に附帯する業務を行なうこと。

2　公団は、前項の業務の遂行に支障のない範囲内において、委託に基づき、次の業務を行なうことができる。ただし、第三号及び第四号の業務を行なうについては、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

一　水資源の開発又は利用に関する調査、測量、設計、試験及び研究を行なうこと。

二　前項第一号イの施設のうち発電に係る部分の新築、改築若しくは管理又はこれについての災害復旧工事を行なうこと。

三　水資源の開発若しくは利用のための施設に関する工事又はこれと密接な関連を有する工事を行なうこと。

四　水資源の開発又は利用のための施設の管理を行なうこと。

（事業実施方針）

第十九条　主務大臣は、政令で定めるところにより、前条第一項第一号の業務につき、水資源開発基本計画に基づいて事業実施方針を定め、内閣総理大臣を経てこれを公団に指示するとともに、その概要を公表しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

2　主務大臣は、前項の事業実施方針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

（事業実施計画）

第二十条　公団は、第十八条第一項第一号の業務を行なおうとするときは、政令で定めるところにより、前条第一項の事業実施方針に基づいて事業実施計画を作成し、関係都道府県知事に協議するとともに、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　公団は、前項の規定により事業実施計画を作成し、又は変更しようとする場合において、当該事業実施計画に係る水資源開発施設を利用して流水を水道又は工業用水道の用に供しようとする者が特定しているときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、その者の意見をきくとともに、第二十九条の規定による当該水資源開発施設の新築又は改築に要する費用の負担についてその者の同意を得なければならない。当該事業実施計画に係る水資源開発施設を利用して流水をかんがいの用に供しようとする者の組織する土地改良区が特定しているときも、同様とする。

3　土地改良区は、前項の同意をするには、政令で定めるところにより、総会の議決を経、かつ、その組合員のうち同項の流水をかんがいの用に供しようとする者の三分の二以上の同意を得なければならない。

（施設管理方針）

第二十一条　主務大臣は、政令で定めるところにより、第十八条第一項第二号の業務につき、施設管理方針を定め、これを公団に指示することができる。この場合において、主務大臣は、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（施設管理規程）

第二十二条　公団は、第十八条第一項第二号の業務を行なおうとする場合においては、政令で定めるところにより、かつ、前条の施設管理方針が指示されているときはこれに基づいて、施設管理規程を作成し、関係都道府県知事に協議するとともに、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3　建設大臣は、前項の規定による認定をしようとする場合において、当該特定施設の新築若しくは改築に要する費用について第二十条第二項の規定による同意をした者又は当該特定施設の一部の工事を公団に委託した者があるときは、あらかじめ、これらの者の同意を得なければならない。

4　第二項の規定により河川の附属物として認定された特定施設については、河川法第三条（私権の排除）の規定は、適用しない。

（河川法の特例）

第二十三条　公団は、第五十五条第二号に規定する施設（以下「特定施設」という。）の新築又は改築について、河川法（明治二十九年法律第七十一号）第七条（河川に関する工事等）（同法第五条（河川法の準用）の規定により準用される場合を含む。）の規定にかかわらず、同法にいう河川に関する工事を行なうことができる。

2　公団が特定施設の新築又は改築を完了したときは、河川法第四条第二項（河川の附属物）（同法第五条の規定により準用される場合を含む。）の規定にかかわらず、建設大臣が、これを河川の附属物として認定することができる。

3　建設大臣は、前項の規定による認定をしようとする場合において、当該特定施設の新築若しくは改築に要する費用について第二十条第二項の規定による同意をした者又は当該特定施設の一部の工事を公団に委託した者があるときは、あらかじめ、これらの者の同意を得なければならない。

4　第二項の規定により河川の附属物として認定された特定施設については、河川法第三条（私権の排除）の規定は、適用しない。

5　特定施設の新築及び改築並びに河川の附属物として認定された特定施設の管理に係る公団の監督については、河川法第四十九条（河川行政の監督）（同法第五条の規定により準用される場合を含む。）の規定は、適用しない。

6　公団が行なう特定施設の新築及び改築並びに第二項の規定により河川の附属物として認定された特定施設の管理に係る河川法の適用又は準用に関しては、この条に定めるもののほか、政令で定める。

7　公団は、その行なう特定施設の新築及び改築並びに第二項の規定により河川の附属物として認定された特定施設の管理に関しては、政令で定めるところにより、河川法に規定する地方行政庁の権限を行なうことができる。

8　公団が特定施設の新築又は改築の工事を開始しようとするとき、及び当該工事を完了したとき、並びに建設大臣が第二項の規定により特定施設を河川の附属物として認定したときは、公団又は建設大臣は、政令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

（特定施設の操作に関する建設大臣の指揮）

第二十四条　建設大臣は、洪水を防ぐため緊急の必要があると認めるときは、その必要の範囲内において、特定施設の操作に関し、政令で定めるところにより、公団を指揮することができる。

（危害防止のための通知等）

第二十五条　公団は、水資源開発施設を操作することによつて流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによつて生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、関係市町村長及び関係警察署長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

第四章　水資源開発施設に関する費用

（特定施設に係る国の交付金等）

第二十六条　国は、特定施設の新築又は改築に要する費用のうち、洪水調節に係る費用その他政令で定める費用を公団に交付するものとする。

2　前項の費用の範囲、同項の交付金の額の算出方法その他同項の交付金に関し必要な事項は、政令で定める。

3　都道府県は、第一項の規定により国が公団に交付する金額の一部を負担しなければならない。

4　前項の規定による都道府県の負担金については、政令で定める。

第二十七条　国は、特定施設の操作、維持、修繕その他の管理に要する費用及び特定施設についての災害復旧工事に要する費用のうち、洪水調節に係る費用その他政令で定める費用を公団に交付するものとする。

2　前項の費用の範囲、同項の交付金の額の算出方法その他同項の交付金に関し必要な事項は、政令で定める。

3　都道府県は、第一項の規定により国が公団に交付する金額の一部を負担しなければならない。

4　前条第四項の規定は、前項の都道府県の負担金について準用する。

5　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の適用に関しては、同法第四条第一項（国庫負担率）及び第四条の二（連年災害における国庫負担率の特例）の災害復旧事業費の総額には、同法第四条第二項に掲げるもののほか、第一項の規定により災害復旧工事に要する費用（政令で定めるものを除く。）として公団に交付される金額を含むものとする。

（費用の負担）

第二十八条　特定施設の新築又は改築に係る第二十六条第一項の規定による国の交付金にかんがいに係るものが含まれている場合において、専用の施設を新設し、又は拡張することにより当該特定施設を利用して流水をかんがいの用に供する者は、政令で定めるところにより、当該特定施設の新築又は改築に要する費用の一部を負担しなければならない。

2　前項の規定による負担金は、政令で定めるところにより、都道府県知事が徴収して、これを国に納付するものとする。

第二十九条　公団は、水資源開発施設を利用して流水を水道若しくは工業用水道の用に供する者又は水資源開発施設（特定施設でその新築又は改築に係る第二十六条第一項の規定による国の交付金にかんがいに係るものが含まれているものを除く。）を利用して流水をかんがいの用に供する者の組織する土地改良区に、政令で定めるところにより、当該水資源開発施設の新築、改築及び管理並びにこれについての災害復旧工事に要する費用を負担させるものとする。

第三十条　第十八条第一項第一号から第三号までの業務（特定施設でその新築又は改築に係る第二十六条第一項の規定による国の交付金にかんがいに係るものが含まれているものを除く。）を利用して、水資源開発施設の新築又は改築に要する費用の一部を負担しなければならない。

3　都道府県知事又は公団は、第一項の規定による督促を受けた納付義務者がその指定の期限までにその負担金及び第五項の規定による延滞金を納付しないときは、都道府県知事にあつては地方税の滞納処分の例により、公団にあつては内閣総理大臣の認可を受けて国税の滞納処分の例により、滞納処分をすることができる。

4　前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとし、その時効については、国税の例による。

5　都道府県知事又は公団は、第一項の規定により督促をしたときは、同項の負担金の額百円につき一日四銭の割合で、納期限の翌日からその負担金の完納の日又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。ただし、当該都道府県の条例又は総理府令で定める場合は、この限りでない。

6　前項の規定により都道府県知事が徴収した延滞金は、当該都道府県に帰属する。

（土地改良区の組合員に対する経費の賦課）

第三十三条　第二十九条の規定により土地改良区が費用を負担する場合においては、当該負担金について

は、これを土地改良区の事業に要する経費とみなして、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十六条第一項、第二項及び第四項（経費の賦課）、第三十八条（賦課金等の徴収の委任）並びに第三十九条（賦課金等の徴収）の規定を適用する。

第五章　財務及び会計

（事業年度）

第三十四条　公団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（収入及び支出の予算等の認可）

第三十五条　公団は、毎事業年度開始前に、その事業年度の収入及び支出の予算、事業計画並びに資金計画を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（決算）

第三十六条　公団は、毎事業年度の決算を翌事業年度の七月三十一日までに完結しなければならない。

（財務諸表）

第三十七条　公団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下次項において「財務諸表」という。）を作成し、決算完結後二月以内に、内閣総理大臣に提出してその承認を受けなければならない。

2　公団は、前項の規定により財務諸表を内閣総理大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

（利益及び損失の処理）

第三十八条　公団は、毎事業年度、損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2　公団は、毎事業年度、損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（借入金及び水資源開発債券）

第三十九条　公団は、内閣総理大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は水資源開発債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2　前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、内閣総理大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3　前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4　第一項の規定による債券の債権者は、公団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5　前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6　公団は、内閣総理大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7　商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条から第三百十一条まで（受託会社の権限及び義務）の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8　第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

（政府からの貸付け等）

第四十条　政府は、公団に対し長期若しくは短期の資金の貸付けをし、又は債券の引受けをすることができる。

（債務保証）

第四十一条　政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条（保証契約の禁止）の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、債券に係る債務について保証することができる。

（償還計画）

第四十二条　公団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画をたてて、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

（補助金）

第四十三条　政府は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、公団に対し、第十八条第一項第一号又は第三号に掲げる業務に要する経費の一部を補助することができる。

（余裕金の運用）

第四十四条　公団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一　国債その他内閣総理大臣の指定する有価証券の保有

二　銀行への預金又は郵便貯金

きる。

（財産の処分等の制限）

第四十五条　公団は、総理府令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。

（給与及び退職手当の支給の基準）

第四十六条　公団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、又は変更しようとするときは、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

（総理府令への委任）

第四十七条　この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、公団の財務及び会計に関し必要な事項は、総理府令で定める。

第六章　監督

（監督）

第四十八条　公団は、主務大臣が監督する。

2　主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公団に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（協議）

第五十二条　内閣総理大臣は、次の場合には、あらかじめ、主務大臣に協議しなければならない。

一　第三条第二項、第十八条第二項ただし書、第三

第四十九条　主務大臣は、必要があると認めるときは、公団に対して報告をさせ、又はその職員に公団の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章　雑則

（解散）

第五十条　公団の解散については、別に法律で定める。

（訴願）

第五十一条　この法律の規定に基づいて都道府県知事又は公団がした処分について不服のある者は、処分のあつた日から三十日以内に主務大臣に訴願することができる。

十五条又は第四十五条の規定による許可又は認可をしようとするとき。

二　第三十七条第一項の規定による承認をしようとするとき。

三　第四十七条の規定により総理府令を定めようとするとき。

第五十三条　主務大臣は、次の場合には、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。

一　第二十条第一項又は第二十二条の規定による認可をしようとするとき。

二　第四十八条第二項の規定による命令をしようとするとき。

第五十四条　内閣総理大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一　第十八条第二項ただし書、第三十五条、第三十九条第一項、第二項ただし書若しくは第六項、第四十二条又は第四十五条の規定による許可又は認可をしようとするとき。

二　第三十七条第一項又は第四十六条の規定による承認をしようとするとき。

三　第四十四条第一号の規定による指定をしようとするとき。

四　第四十七条の規定により総理府令を定めようとするとき。

（主務大臣）

第五十五条　この法律において主務大臣は、次のとおりとする。

一　役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、内閣総理大臣

二　洪水（高潮を含む。）防禦の機能又は流水の正常な機能の維持と増進をその設置の目的に含む多目的ダム、河口堰、湖沼水位調節施設その他の水資源の開発又は利用のための施設であつて政令で定めるものの新築、改築、管理その他の業務に関する事項については、建設大臣

三　前号の多目的ダムの利用に係る多目的用水路で政令で定めるものの新築、改築、管理その他の業務に関する事項については、建設大臣

四　前二号に掲げる施設以外のダム、堰、水路その他の水資源の開発又は利用のための施設（多目的ダムのものを含む。）の新築、改築、管理その他の業務に関する事項については、政令で定めるところにより、厚生大臣、農林大臣、通商産業大臣又は建設大臣

（内閣総理大臣の権限の委任）

第五十六条　内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、この法律の規定によるその権限の一部を経済企画庁長官に委任することができる。

（他の法令の準用）

第五十七条　不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、公団を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第八章　罰則

第五十八条　第四十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした公団の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第五十九条　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした公団の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一　この法律により内閣総理大臣又は主務大臣の許可、認可又は承認を受けなければならない場合において、その許可、認可又は承認を受けなかつたとき。

二　第四条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三　第十八条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四　第四十四条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五　第四十八条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

第六十条　前二条の規定の適用については、この法律の規定（第五十六条の規定を除く。）中内閣総理大臣又は主務大臣とあるのは、第五十六条の規定により権限の委任を受けた経済企画庁長官を含むものとする。

第六十一条　第五条の規定に違反して水資源開発公団という名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（公団の設立）

第二条　内閣総理大臣は、公団の総裁又は監事となるべき者を指名する。

2　前項の規定により指名された総裁又は監事となるべき者は、公団の成立の時において、この法律の規定によりそれぞれ総裁又は監事に任命されたものとする。

第三条　内閣総理大臣は、設立委員を命じて、公団の設立に関する事務を処理させる。

2　設立委員は、公団の設立の準備を完了したときは、その事務を前条第一項の規定により指名された総裁となるべき者に引き継がなければならない。

第四条　附則第二条第一項の規定により指名された総裁となるべき者は、前条第二項の事務の引継ぎを受けたときは、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条　公団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（経過規定）

第六条　この法律の施行の際現に水資源開発公団という名称を使用している者については、第五条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第七条　公団の最初の事業年度については、第三十四条の規定にかかわらず、政令で別段の定めをすることができる。

第八条　公団の最初の事業年度の収入及び支出の予算、事業計画並びに資金計画については、第三十五条中「毎事業年度開始前に」とあるのは、「公団の成立後遅滞なく」とする。

（登録税法の一部改正）

第九条　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一号ノ五中「愛知用水公団」を「水資源開発公団又ハ愛知用水公団」に改める。

（印紙税法の一部改正）

第十条　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ五ノ三中「愛知用水公団」を「水資源開発公団又ハ愛知用水公団」に改める。

（所得税法の一部改正）

第十一条　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号の四を次のように改める。

四の四　水資源開発公団及び愛知用水公団

（法人税法の一部改正）

第十二条　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「首都高速道路公団」の下に「、水資源開発公団」を加える。

（地方税法の一部改正）

第十三条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「首都高速道路公団」の下に「、水資源開発公団」を加える。

（土地収用法の一部改正）

第十四条　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第三十四号の次に次の一号を加える。

三十四の二　水資源開発公団が設置する水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百十八号）第十八条第一項第一号に掲げる施設

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

第十五条　地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「農地開発機械公団」の下に「、水資源開発公団」を加える。

（治山治水緊急措置法の一部改正）

第十六条　治山治水緊急措置法（昭和三十五年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項各号列記以外の部分中「施行するもの及び」を「施行するもの、」に改め、「補助するもの」の下に「及び水資源開発公団が施行し、かつ、これに要する費用を国が交付するもの」を加え、同項第一号中「第四号」の下に「及び第五号」を加え、同項に次の一号を加える。

五　水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百十八号）第十八条第一項第一号及び第二号の事業

（治水特別会計法の一部改正）

第十七条　治水特別会計法（昭和三十五年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項に次の一号を加える。

五　法第二条第二項第五号に掲げる事業（同条第三項の規定に該当するものを除く。）で水資源開発公団が施行するものに係る交付金の交付

第四条第一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　第一条第二項第五号に規定する事業に係る水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百十八号）第二十六条第三項又は第二十七条第三項の規定による都道府県の負担金及び同法第二十八条第二項の規定による納付金

第四条第二項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　第一条第二項第五号に規定する事業に係る国の交付金

第七条第一項中「費用」の下に「及び第一条第二項第五号に規定する事業に係る交付金」を加える。

（後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の一部改正）

第十八条　後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和三十六年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「前項」を「第二項」に改め、附則中第十一項を第十二項とし、第三項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3　前項の規定の適用上、水資源開発公団が施行する水資源開発施設の新築又は改築の工事のうちその費用の一部を都道府県が負担する政令で定めるものは、この法律による改正前の国の負担割合の特例に関する法令の規定による国の負担総額、この法律の規定による国の負担総額及び通常の国の負担割合による国の負担総額並びに同項後段に規定する数又は率の算定については、政令で定めるところにより、この法律による改正前の国の負担割合の特例に関する法令に規定する事業又は開発指定事業とみなす。

（行政管理庁設置法の一部改正）

第十九条　行政管理庁設置法（昭和二十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「日本住宅公団」の下に「、水資源開発公団」を加える。

（建設省設置法の一部改正）

第二十条　建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第八号の三の次に次の一号を加える。

八の四　水資源開発公団の業務の監督その他水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百十八号）の施行に関する事務を管理すること。

第三条第二十六号の二中「首都高速道路公団」の下に「、水資源開発公団」を加える。

（厚生省設置法の一部改正）

第二十一条　厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第七号の次に次の一号を加える。

七の二　水資源開発公団を監督すること。

（農林省設置法の一部改正）

第二十二条　農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第十五号中「及び農地開発機械公団」を「、農地開発機械公団及び水資源開発公団」に改める。

（経済企画庁設置法の一部改正）

第二十三条　経済企画庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第二十号ヨの次に次のように加える。

タ　水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百十八号）

第九条に次の一号を加える。

十四　水資源開発公団に関すること。

（通商産業省設置法の一部改正）

第二十四条　通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第十一号の三の次に次の一号を加える。

十一の四　水資源開発公団に関すること。

（内閣総理・法務・大蔵・厚生・農林・通商産業・建設・自治大臣署名）

法律第二百十九号（昭三六・一一・一三）

◎産炭地域振興臨時措置法

（目的）

第一条 この法律は、産炭地域における鉱工業等の急速かつ計画的な発展と石炭需要の安定的拡大を図ることを目的とする。

（産炭地域の範囲）

第二条 この法律において「産炭地域」とは、石炭鉱業の不況による疲弊の著しい石炭産出地域及びこれに隣接する地域のうち当該石炭産出地域における鉱工業等の振興と密接な関連を有する地域であつて、政令で定めるものをいう。

2 通商産業大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、産炭地域振興審議会の意見をきかなければならない。

（産炭地域振興基本計画）

第三条 通商産業大臣は、産炭地域振興審議会の意見をきいて、産炭地域について産炭地域振興基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画には、産炭地域における鉱工業等の振興に関する基本方針、産炭地域振興実施計画に関する地域の区分その他産炭地域振興実施計画の基本となるべき事項について定めるものとする。

3 通商産業大臣は、基本計画を定めようとするときは、関係行政機関の長と協議しなければならない。

4 通商産業大臣は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、その要旨を告示しなければならない。

（産炭地域振興実施計画）

第四条 通商産業大臣は、産炭地域振興審議会の意見をきいて、基本計画に定める地域の区分ごとに、基本計画の実施を図るため必要な産炭地域振興実施計画（以下「実施計画」という。）を定めなければならない。

2 実施計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 当該地域における鉱工業等の振興に関する基本方針

二 当該地域において振興すべき鉱工業等に関する事項

三 当該地域における石炭の需要の拡大に関する事項

四 当該地域における鉱工業等の振興による雇用の拡大に関する事項

五 当該地域における石炭鉱業に従事する労働者の職業の転換に関する事項

六 その他当該地域における鉱工業等の振興に関する重要事項

3 実施計画は、この法律の施行後二年以内に定めるものとする。

4 前条第三項及び第四項の規定は、実施計画について準用する。

（調査）

第五条 通商産業大臣は、あらかじめ調査をする地域、調査の方法その他調査に関する重要事項について産炭地域振興審議会の意見をきいて、基本計画及び実施計画を定めるため必要な事項についての調査を行なうものとする。

（地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置）

第六条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六条の規定により、地方公共団体が、産炭地域のうち政令で定める地区内において製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、その事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかつた場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が政令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、自治省令で定める方法によつて算定した当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。）について同条の規定により当該地方公共団体の当該各年度における基準財政収入額に算入される額に相当する額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が自治省令で定める日以後において行なわれたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

（施設の整備等）

第七条 国及び地方公共団体は、実施計画の円滑な実施を図るために必要な工場用地、道路、港湾施設、工業用水道その他の産業関連施設及び職業訓練を行なうための施設の整備の促進に努めるものとする。

第八条 国の行政機関の長又は道府県知事は、産炭地域内の土地を前条に規定する施設の用に供するため農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該地域内の鉱工業等の振興が促進されるよう配慮するものとする。

第九条 地方公共団体が実施計画の円滑な実施を図るために行なう事業の実施に要する経費に充てるため起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

第十条 政府は、実施計画の円滑な実施を図るため、実施計画に基づいて、鉱工業等を営む者に対し、技術的な助言、必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

第十一条 石炭鉱業合理化事業団は、実施計画に基づいて鉱工業等を営む者がその事業の用に供するために石炭鉱業合理化事業団の所有する鉱業施設の譲渡又は貸付けを求めたときは、通商産業省令で定めるところにより、その者に対し優先的に譲渡し、又は貸し付けることができる。

附　則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（この法律の失効）

2 この法律は、この法律の施行後五年を経過した日に、その効力を失う。ただし、この法律の失効前に地方公共団体が第六条の規定により不動産取得税又は固定資産税について課税免除又は不均一課税をした場合における地方交付税法第十四条の規定による当該地方公共団体の基準財政収入額の算定については、なお従前の例による。

（内閣総理・大蔵・農林・通商産業・運輸・郵政・労働・建設・自治大臣署名）

法律第二百二十号（昭三六・一一・一三）

◎昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美濃地震による災害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法

（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の特例）

第一条　昭和三十六年五月の風害（当該強風に際し発生した火災を含む。若しくは水害、同年六月及び十月上旬の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美濃地震による災害（以下「水害等」という。）を受けた地域についての農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第百六十九号。以下「暫定措置法」という。）の各号の定めるところによる。

一　政令で定める地域に発生した水害等に係る被害農地、被害農業用施設又は被害林道の災害復旧事業については、暫定措置法第三条第一項第二号中「次項各号（第三項の区域内の農地、農業用施設、林道及び漁港施設の災害復旧事業の事業費のうち同項の政令で定める額に相当する部分については、同項各号）」とあるのは「次項各号」とし、同条第二項第一号及び第三号ロ㈠中「十分の五」とあるのは「十分の六（当該事業費のうち政令で定める額に相当する部分については、十分の九）」とし、同項第二号及び第三号ロ㈠中「十分の六・五」とあるのは「十分の八（当該事業費のうち政令で定める額に相当する部分については、十分の九）」とする。

二　昭和三十六年においては、前号の政令で定める地域については、暫定措置法第三条第三項中「その年の一月一日から十二月三十一日まで」とあるのは「昭和三十六年一月一日から同年十二月三十一日まで」と、「その被害」とあるのは「その被害に関する法律（昭和二十五年法律第百六十九号。以下「暫定措置法」という。）の各号の定めるところによる。

一　政令で定める地域に発生した水害等に係る被害農地、被害農業用施設又は被害林道の災害復旧事業については、暫定措置法第三条第一項第二号中「次項各号（第三項の区域内の農地、農業用施設、林道及び漁港施設の災害復旧事業の事業費のうち同項の政令で定める額に相当する部分については、同項各号）」とあるのは「次項各号」とし、同条第二項第一号及び第三号ロ㈠中「十分の五」とあるのは「十分の六（当該事業費のうち政令で定める額に相当する部分については、十分の九）」とし、同項第二号及び第三号ロ㈠中「十分の六・五」とあるのは「十分の八（当該事業費のうち政令で定める額に相当する部分については、十分の九）」とする。

二　昭和三十六年においては、前号の政令で定める地域については、暫定措置法第三条第三項中「その年の一月一日から十二月三十一日まで」とあるのは「昭和三十六年一月一日から同年十二月三十一日まで」と、「その被害」とあるのは「その被害

月一日から四月三十日まで及び十月八日から十二月三十一日までに発生した災害による被害に限る。）」とする。

三　昭和三十六年においては、第一号の政令で定める地域については、暫定措置法第三条の二第一項中「その年の十二月三十一日まで」とあるのは「昭和三十六年十二月三十一日まで」と、「その年の一月一日から十二月三十一日までに」とあるのは「同年一月一日から四月三十日まで及び十月八日から十二月三十一日までに」と、「同条第二項及び第三項の補助の比率」とあるのは「昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美濃地震による災害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法（昭和三十六年法律第二百二十号）第一条第一項第一号及び第二号の規定を適用しないものとして前条第二項及び第三項の補助の比率」とし、同条第二項中「その年の一月一日から十二月三十一日まで」とあるのは「昭和三十六年一月一日から四月三十日まで及び十月八日から十二月三十一日まで」とする。

四　水害等に係る被害共同利用施設のうち、政令で定める地域内のものについては、暫定措置法第二条第六項及び第七項中「十万円」とあるのは「三万円」と、同法第三条第二項第五号中「十分の二」とあるのは「十分の四（当該事業費のうち政令で定める額に相当する部分については、十分の九）」とし、その他のものについては、同号中「十分の二」とあるのは「十分の三（当該事業費のうち政令で定める額に相当する部分については、十分の五）」とする。

2　前項第一号から第三号までの規定は、これらの規定を適用しないものとして暫定措置法の規定により算定した同法第三条第一項の規定による国の補助の額が、前項第一号から第三号までの規定を適用して同法の規定により算定した同法第三条第一項の規定による国の補助の額をこえる場合は、適用しない。

（開拓地の施設等に対する助成措置）

第二条　都道府県が、次に掲げる施設（暫定措置法第二条第一項に規定する農業用施設又は同条第四項に規定する共同利用施設に該当するものを除く。）で政令で定める地域に発生した水害等（第三号に掲げる施設については、政令で定める地域に発生した昭和三十六年九月の風水害）を受けたものの災害復旧事業があつて施設ごとの工事の費用が三万円以上のものの事業費につき十分の九（第三号に掲げる施設については、十分の九の範囲内で政令で定める率。以下この条において同じ。）を下らない率による補助をする場合には、国は、予算の範囲内で、当該都道府県に対し、その補助に要する経費（都道府県が十分の九をこえる率による補助をする場合には、そのこえる部分の補助に要する経費を除いた経費）の全部を補助することができる。

一　開拓地における住宅、農舎、畜舎及び鶏舎

二　開拓地における農業者の共同利用に供する施設で政令で定めるもの

三　水産動植物の養殖施設で定めるもの

（災害関連事業に関する特別措置）

第三条　都道府県が、第一条第一項第一号の政令で定める地域に発生した水害等を受けた暫定措置法第二条第一項に規定する農業用施設又は同条第二項に規定する林道に係る同条第六項に規定する災害復旧事業（同条第七項の規定により災害復旧事業とみなされるものを含む。）を行なう場合において、当該災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併して行なう必要がある農業用施設又は林道の新設又は改良に関する事業（以下「災害関連事業」という。）を行なうときは、国は、予算の範囲内で、当該災害関連事業の事業費につき、その三分の二を補助することができる。

2　都道府県が、前項に規定する災害復旧事業に係る災害関連事業を行なう者に対し、当該災害関連事業の事業費につき三分の二を下らない率による補助をする場合には、国は、予算の範囲内で、当該都道府県に対し、その補助に要する経費（都道府県が三分の二をこえる率による補助をする場合には、そのこえる部分の補助に要する経費を除いた経費）の全部を補助することができる。

附　則

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十六年一月一日以後に発生した災害について適用する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第二百二十一号（昭三六・一一・一三）

◎昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法

1　昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害（以下「第二室戸台風災害」という。）に係る小型漁船の被害が著しい都道府県で政令で定めるものが、漁業協同組合の必要とする共同利用小型漁船建造費につき、当該漁業協同組合に対し、三分の二を下らない率による補助をする場合には、国は、予算の範囲内において、当該都道府県に対し、その補助に要する経費（都道府県が三分の二をこえる率による補助をする場合には、そのこえる部分の補助に要する経費を除いた経費）の二分の一を補助することができる。

2　前項の共同利用小型漁船建造費とは、政令で定める要件に該当する漁業協同組合が、政令で定める小型漁船で第二室戸台風災害を受けたもの（沈没、滅失その他政令で定める著しい被害を受けたものに限る。）を第二室戸台風災害の発生の際に所有し、かつ、その営む漁業の用に供していた組合員の共同利用に供するため、政令で定めるところにより小型の漁船を建造するために要する経費をいうものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第二百二十二号（昭三六・一一・一四）

◎昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水災又は同年八月の北美濃地震による災害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律

（起債の特例）

第一条　昭和三十六年五月の風害（当該強風に際し発生した火災を含む。以下同じ。）若しくは水害、同年六月及び十月上旬の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美濃地震による災害（以下この条及び第三条において「五月の風害等」という。）を受けた地方公共団体のうち政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合においては、

昭和三十六年度に限り、地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の規定にかかわらず、地方債をもつてその財源とすることができる。

一　地方税、使用料、手数料その他の徴収金で自治省令で定めるものの五月の風害等のための減免であつて、その程度及び範囲が被害の状況に照らし相当と認められるものによつて生ずる財政収入の不足を補う場合

二　五月の風害等に係る災害救助対策、伝染病予防対策、病虫害駆除対策その他の災害対策で自治省令で定めるものに通常要する費用で当該地方公共団体の負担に属するものの財源とする場合

（公共土木施設等の小災害に係る地方債の元利補給）

第二条　公共土木施設について昭和三十六年六月及び十月上旬の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美濃地震による災害を受けた地方公共団体及び公立学校施設について昭和三十六年五月の風害、同年六月及び七月の水害又は同年九月の風水害を受けた地方公共団体が政令で定める地域（以下この条において「被災地域」という。）において施行する公共土木施設及び公立学校施設の災害復旧事業のうち、公共土木施設に係るものについては一箇所の工事の費用が都道府県及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の市にあつては十万円以上十五万円未満、その他の市町村にあつては五万円以上十万円未満のもの、公立学校施設に係るものについては一学校ごとの工事の費用が十万円をこえるもの（公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和二十八年法律第二百四十七号）第三条及び昭和三十六年五月の風害、同年六月及び七月の水害又は同年九月の風水害を受けた公立の学校等の建物等の災害復旧に関する特別措置法（昭和三十六年法律第百八十九号）第二条の規定による国の負担のないものに限る。）の事業費に充てるため発行が許可された地方債については、国は、毎年度当該年度分の元利償還金の百分の三十八・二に相当する額の地方債元利補給金を当該地方公共団体に交付するものとする。

（農地等の小災害に係る地方債の元利補給）

第三条　五月の風害等を受けた地域で農地その他の農林水産業施設に係る被害の著しいものを包括する市町村のうち政令で定めるもの（以下この条において「被災市町村」という。）が施行する農地、農業用施設又は林道に係る災害復旧事業のうち一箇所の工事の費用が三万円以上十万円未満のものの事業費に充てるため、農地に係るものにあつては当該事業費の百分の五十、農業用施設又は林道に係るものにあつては当該事業費の百分の六十五に相当する額の範囲内（被災市町村の区域のうち政令で定めるところにより特に被害の著しい地域とされる地域にあつては、政令で定めるところにより算定する額に相当する部分については、百分の九十に相当する額の範囲内）で発行が許可された地方債については、国は、毎年度当該年度分の元利償還金の百分の七十一・五に相当する額の地方債元利補給金を当該市町村に交付するものとする。

（地方債の引受け）

第四条　前三条の規定による地方債は、国が資金運用部資金又は簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金をもつてその全額を引き受けるものとする。

（起債許可についての協議）

第五条　自治大臣は、第一条の規定による地方債について地方自治法第二百五十条の規定による許可をしようとするときは、あらかじめ大蔵大臣と協議しなければならない。この場合において、当該地方債が簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金をもつて

引き受けるものであるときは、あわせて郵政大臣と協議しなければならない。

（政令への委任）

第六条　第一条から第三条までの規定による地方債の利息の定率及び償還の方法並びに第二条及び第三条の規定による地方債元利補給金の交付の方法その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・郵政・自治・内閣総理大臣署名）

法律第二百二十三号（昭三六・一一・一五）

◎災害対策基本法

目次

第一章　総則（第一条―第十条）
第二章　防災に関する組織
第一節　中央防災会議（第十一条―第十三条）
第二節　地方防災会議（第十四条―第二十三条）
第三節　非常災害対策本部（第二十四条―第二十八条）
第四節　災害時における職員の派遣（第二十九条―第三十三条）
第三章　防災計画（第三十四条―第四十五条）
第四章　災害予防（第四十六条―第四十九条）
第五章　災害応急対策
第一節　通則（第五十条―第五十三条）
第二節　警報の伝達等（第五十四条―第五十七条）
第三節　事前措置及び避難（第五十八条―第六十一条）
第四節　応急措置（第六十二条―第八十六条）
第六章　災害復旧（第八十七条―第九十条）
第七章　財政金融措置（第九十一条―第百四条）
第八章　災害緊急事態（第百五条―第百十二条）
第九章　雑則（第百十三条―第百十五条）
第十章　罰則（第百十六条―第百二十条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　災害　暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

二　防災　災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。

三　指定行政機関　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する国の行政機関及び同法第八条第一項に規定する機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。

四　指定地方行政機関　指定行政機関の地方支分部局（国家行政組織法第九条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。

五　指定公共機関　日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するものをいう。

六　指定地方公共機関　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項の港務局、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五条第一項の土地改良区その他の公共的施設の管理者及び都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するものをいう。

七　防災計画　防災基本計画及び防災業務計画並びに地域防災計画をいう。

八　防災基本計画　中央防災会議が作成する防災に関する基本的な計画をいう。

九　防災業務計画　指定行政機関又は指定公共機関で政機関が国家行政組織法第三条第二項の委員会である場合にあつては、当該指定行政機関。第十二条第五項を除き、以下同じ。）又は指定公共機関（指定行政機関の長又は指定公共機関から委任された事務又は業務については、当該委任を受けた指定地方行政機関の長又は指定地方公共機関）が防災基本計画に基づきその所掌事務又は業務について作成する防災に関する計画をいう。

十　地域防災計画　一定地域に係る防災に関する計画で、次に掲げるものをいう。

イ　都道府県地域防災計画　都道府県の地域につき、当該都道府県の都道府県防災会議が作成するもの

ロ　市町村地域防災計画　市町村の地域につき、当該市町村の市町村防災会議又は市町村長が作成するもの

ハ　指定地域都道府県防災計画　二以上の都道府県の区域の全部又は一部にわたる地域につき、都道府県防災会議の協議会が作成するもの

ニ　指定地域市町村防災計画　二以上の市町村の区域の全部又は一部にわたる地域につき、市町村防災会議の協議会が作成するもの

（国の責務）

第三条　国は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することにかんがみ、組織及び機能のすべてをあげて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。

2　国は、前項の責務を遂行するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の基本となるべき計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施の推進とその総合調整を行ない、及び災害に係る経費負担の適正化を図らなければならない。

3　指定行政機関及び指定地方行政機関は、その所掌

事務を遂行するにあたつては、第一項に規定する国の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

4　指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、この法律の規定による都道府県及び市町村の地域防災計画の作成及び実施が円滑に行なわれるように、その所掌事務について、当該都道府県又は市町村に対し、勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとらなければならない。

（都道府県の責務）

第四条　都道府県は、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行なう責務を有する。

2　都道府県の機関は、その所掌事務を遂行するにあたつては、前項に規定する都道府県の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

（市町村の責務）

第五条　市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

2　市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団等の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体等の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織の充実を図り、市町村の有するすべての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

3　消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあたつては、第一項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

（指定公共機関及び指定地方公共機関の責務）

第六条　指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行なわれるように、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。

2　指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、それぞれその業務を通じて防災に寄与しなければならない。

（住民等の責務）

第七条　地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

2　前項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、防災に寄与するように努めなければならない。

（施策における防災上の配慮等）

第八条　国及び地方公共団体は、その施策が、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、一体として国土並びに国民の生命、身体及び財産の災害をなくすることに寄与することとなるように意を用いなければならない。

2　国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一　災害及び災害の防止に関する科学的研究とその成果の実現に関する事項

二　治山、治水その他の国土の保全に関する事項

三　建物の不燃堅牢化、防災建築街区の整備その他都市の防災構造の改善に関する事項

四　防災上必要な気象、地象及び水象の観測、予報、情報その他の業務に関する施設及び組織並びに防災上必要な通信に関する施設及び組織の整備に関する事項

五　災害の予報及び警報の改善に関する事項

六　気象観測網の充実についての国際的協力に関する事項

七　台風に対する人為的調節その他防災上必要な研究、観測及び情報交換についての国際的協力に関する事項

八　水防、消防、救助その他災害応急措置に関する施設及び組織の整備に関する事項

九　防災上必要な教育及び訓練に関する事項

十　防災思想の普及に関する事項

3　国及び地方公共団体は、災害が発生したときは、すみやかに、施設の復旧と被災者の援護を図り、災害からの復興に努めなければならない。

（政府の措置及び国会に対する報告）

第九条　政府は、この法律の目的を達成するため必要な法制上、財政上及び金融上の措置を講じなければならない。

2　政府は、毎年、政令で定めるところにより、防災に関する計画及び防災に関してとつた措置の概況を国会に報告しなければならない。

（他の法律との関係）

第十条　防災に関する事務の処理については、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。

第二章　防災に関する組織

第一節　中央防災会議

（中央防災会議の設置及び所掌事務）

第十一条　総理府に、中央防災会議を置く。

2　中央防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一　防災基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二　非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、及びその実施を推進すること。

三　内閣総理大臣の諮問に応じて防災に関する重要事項を審議すること。

四　前各号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務

3　内閣総理大臣は、次の各号に掲げる事項については、中央防災会議に諮問しなければならない。

一　防災の基本方針

二　防災に関する施策の総合調整で重要なもの

三　非常災害に際し一時的に必要とする緊急措置の大綱

四　非常災害対策本部の設置

五　その他内閣総理大臣が必要と認める防災に関する重要事項

（中央防災会議の組織）

第十二条　中央防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2　会長は、内閣総理大臣をもつて充てる。

3　会長は、会務を総理する。

4　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5　委員は、指定行政機関の長をもつて充てる。

6　中央防災会議に、専門の事項を調査させるため、

専門委員を置くことができる。

7　専門委員は、関係行政機関及び指定公共機関の職員並びに学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

8　中央防災会議の事務を処理させるため、中央防災会議に事務局を置く。

9　事務局に、事務局長その他の職員を置く。

10　事務局長は、会長の命を受け、局務を掌理する。

11　前各号に定めるもののほか、中央防災会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（関係行政機関等に対する協力要求等）

第十三条　中央防災会議は、その所掌事務に関し、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

2　中央防災会議は、その所掌事務の遂行について、地方防災会議（都道府県防災会議又は市町村防災会議をいう。以下同じ。）又は地方防災会議の協議会（都道府県防災会議の協議会又は市町村防災会議の協議会をいう。以下同じ。）に対し、必要な勧告又は指示をすることができる。

第二節　地方防災会議

（都道府県防災会議の設置及び所掌事務）

第十四条　都道府県に、都道府県防災会議を置く。

2　都道府県防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一　都道府県地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二　当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。

三　当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し、当該都道府県並びに関係指定地方行政機関、関係市町村、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。

四　非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、かつ、その実施を推進すること。

五　前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（都道府県防災会議の組織）

第十五条　都道府県防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2　会長は、当該都道府県の知事をもつて充てる。

3　会長は、会務を総理する。

4　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5　委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。

一　当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員

二　当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長

三　当該都道府県の教育委員会の教育長

四　警視総監又は当該道府県の道府県警察本部長

五　当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者

六　当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者

七　当該都道府県の地域において業務を行なう指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者

6　都道府県防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

7　専門委員は、当該都道府県の知事をもつて充てる。

8　前各項に定めるもののほか、都道府県防災会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（市町村防災会議）

第十六条　市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進のため、市町村防災会議を置く。

2　前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村防災会議を設置することができる。

3　市町村は、前項の規定により市町村防災会議を共同して設置したとき、又は政令で定めるところにより、都道府県知事の承認を受けたときは、第一項の規定にかかわらず、市町村防災会議を設置しないことができる。

4　都道府県知事は、前項の規定による承認をしようとするときは、当該都道府県の都道府県防災会議の意見をきかなければならない。

5　市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例（第二項の規定により設置された市町村防災会議にあつては、規約）で定める。

（地方防災会議の協議会）

第十七条　都道府県相互の間又は市町村相互の間において、当該都道府県又は市町村の区域の全部又は一部にわたり指定地域都道府県防災計画又は指定地域市町村防災計画を作成することが必要かつ効果的であると認めるときは、当該都道府県又は市町村は、協議により規約を定め、都道府県防災会議の協議会又は市町村防災会議の協議会を設置することができる。

2　前項の規定により協議会を設置したときは、都道府県防災会議の協議会にあつては内閣総理大臣に、市町村防災会議の協議会にあつては都道府県知事にそれぞれ届け出なければならない。

（都道府県防災会議の協議会の設置）

第十八条　内閣総理大臣は、二以上の都道府県の区域の全部又は一部にわたり指定地域都道府県防災計画を作成することが必要かつ効果的であると認めるときは、中央防災会議の意見をきいて、当該計画に係る地域を指定し、かつ、関係都道府県に都道府県防災会議の協議会を設置すべきことを指示することができる。

2　内閣総理大臣は、前項の規定により地域を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

3　第一項の指示があつたときは、当該指示を受けた都道府県は、都道府県防災会議の協議会を設置しなければならない。

（市町村防災会議の協議会の設置）

第十九条　都道府県知事は、二以上の市町村の区域の全部又は一部にわたり指定地域市町村防災計画を作成することが必要かつ効果的であると認めるときは、都道府県防災会議の意見をきいて、当該計画に係る地域を指定し、かつ、関係市町村に市町村防災会議の協議会を設置すべきことを指示することができる。

2　都道府県知事は、前項の規定により地域を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

3　第一項の指示があつたときは、当該指示を受けた市町村は、市町村防災会議の協議会を設置しなけれ

ばならない。

（政令への委任）

第二十条　前三条に規定するもののほか、地方防災会議の協議会に関し必要な事項は、政令で定める。

（関係行政機関等に対する協力要求）

第二十一条　都道府県防災会議及び市町村防災会議（地方防災会議の協議会を含む。以下次条において「地方防災会議等」という。）は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

（地方防災会議等相互の関係）

第二十二条　地方防災会議等は、それぞれその所掌事務の遂行について相互に協力しなければならない。

2　都道府県防災会議は、その所掌事務の遂行について、市町村防災会議に対し、必要な勧告又は指示をすることができる。

（災害対策本部）

第二十三条　都道府県又は市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長は、都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画の定めるところにより、地方防災会議の意見をきいて、災害対策本部を設置することができる。

2　災害対策本部の長は、災害対策本部長とし、都道府県知事又は市町村長をもつて充てる。

3　災害対策本部長、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員を置き、当該都道府県又は市町村の職員のうちから、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長が任命する。

4　災害対策本部は、地方防災会議と緊密な連絡のもとに、当該都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画の定めるところにより、当該都道府県又は市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を実施するものとする。

5　都道府県の災害対策本部長は当該都道府県警察又は当該都道府県の教育委員会に対し、市町村の災害対策本部長は当該市町村の教育委員会に対し、それぞれ当該都道府県又は市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。

6　前各項に規定するもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、都道府県又は市町村の条例で定める。

第三節　非常災害対策本部

（非常災害対策本部の設置）

第二十四条　非常災害が発生した場合において、当該災害の規模その他の状況により当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、国家行政組織法第八条の規定にかかわらず、臨時に総理府に非常災害対策本部を設置することができる。

2　非常災害対策本部の名称、所管区域並びに設置の場所及び期間は、内閣総理大臣が閣議にかけて決定する。

3　内閣総理大臣は、非常災害対策本部を置いたときは当該本部の名称、所管区域並びに設置の場所及び期間を、当該本部を廃止したときはその旨を、直ちに、告示しなければならない。

（非常災害対策本部の組織）

第二十五条　非常災害対策本部の長は、非常災害対策本部長とし、国務大臣をもつて充てる。

2　非常災害対策本部長は、非常災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

3　非常災害対策本部に、非常災害対策副本部長、非常災害対策本部員その他の職員を置く。

4　非常災害対策副本部長は、非常災害対策本部長を助け、非常災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

5　非常災害対策副本部長、非常災害対策本部員その他の職員は、指定行政機関の職員又は指定地方行政機関の長若しくはその職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

（非常災害対策本部の所掌事務）

第二十六条　非常災害対策本部は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一　所管区域において指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が防災計画に基づいて実施する災害応急対策の総合調整に関すること。

二　非常災害に際し作成される緊急措置に関する計画の実施に関すること。

三　第二十八条の規定により非常災害対策本部長の権限に属する事務

四　前各号に掲げるもののほか、法令の規定により、その権限に属する事務

（指定行政機関の長の権限の委任）

第二十七条　指定行政機関の長は、非常災害対策本部が設置されたときは、災害応急対策に必要な権限の全部又は一部を当該非常災害対策本部員である当該指定行政機関の職員又は当該指定地方行政機関の長若しくはその職員に委任することができる。

2　指定行政機関の長は、前項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

（非常災害対策本部長の権限）

第二十八条　非常災害対策本部長は、前条の規定により権限を委任された職員の当該本部の所管区域における権限の行使について総合調整をすることができる。

2　非常災害対策本部長は、当該本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定地方行政機関の長、地方公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をすることができる。

（職員の派遣）

第二十九条　都道府県知事又は都道府県の委員会若しくは委員（以下「都道府県知事等」という。）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、当該指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣を要請することができる。

2　市町村長又は市町村の委員会若しくは委員（以下「市町村長等」という。）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定地方行政機関の長に対し、当該指定地方行政機関の職員の派遣を要請することができる。

3　都道府県又は市町村の委員会又は委員は、前二項の規定により職員の派遣を要請しようとするときは、あらかじめ、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長に協議しなければならない。

（職員の派遣のあつせん）

第三十条　都道府県知事等又は市町村長等は、災害応

急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる。

2　都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の規定による職員の派遣についてあつせんを求めることができる。

3　前条第三項の規定は、前二項の規定によりあつせんを求めようとする場合について準用する。

（職員の派遣義務）

第三十一条　指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに都道府県知事等及び市町村長等は、前二条の規定による要請又はあつせんがあつたときは、その所掌事務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣しなければならない。

（派遣職員の身分取扱い）

第三十二条　都道府県又は市町村は、前条又は他の法律の規定により災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対し、政令で定めるところにより、災害派遣手当を支給することができる。

2　前項に規定するもののほか、前条の規定により指定行政機関又は指定地方行政機関から派遣された職員の身分取扱いに関し必要な事項は、政令で定める。

（派遣職員に関する資料の提出等）

第三十三条　指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、内閣総理大臣に対し、第三十一条の規定による職員の派遣が円滑に行なわれるよう、定期的に、災害応急対策又は災害復旧に必要な技術、知識又は経験を有する職員の職種別現員数及びこれらの者の技術、知識又は経験の程度を記載した資料を提出するとともに、当該資料を相互に交換しなければならない。

第三章　防災計画

（防災基本計画の作成及び公表等）

第三十四条　中央防災会議は、防災基本計画を作成するとともに、災害及び災害の防止に関する科学的研究の成果並びに発生した災害の状況及びこれに対して行なわれた災害応急対策の効果を勘案して毎年防災基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

2　中央防災会議は、前項の規定により防災基本計画を作成し、又は修正したときは、すみやかにこれを内閣総理大臣に報告し、並びに指定行政機関の長、都道府県知事及び指定公共機関に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

第三十五条　防災基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

一　防災に関する総合的かつ長期的な計画

二　防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項

三　前各号に掲げるもののほか、防災業務計画及び地域防災計画の作成の基準となるべき事項で、中央防災会議が必要と認めるもの

2　前項に規定する防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項は、おおむね次の各号に掲げるとおりとする。

一　災害予防に関する事項

イ　防災上必要な教育に関する事項

ロ　防災上必要な訓練（図上演習、指導者演習等を含む。）に関する事項

ハ　災害安全運動に自然災害時対策を採用すること

とに関する事項

ニ　災害備蓄制度の運用に関する事項

ホ　地方公共団体の災害対策基金等の管理に関する事項

ヘ　気象業務に関する施設の整備に関する事項

ト　水防、消防及び救助に関する施設及び設備の整備に関する事項

チ　都市の不燃化促進と防災建築街区の整備に関する事項

リ　災害危険区域の指定に関する事項

ヌ　学校、病院、工場、事業場、作業場、百貨店等の災害予防措置に関する事項

ル　文化財の災害予防措置に関する事項

ヲ　漏電による大火の防止に関する事項

ワ　防災営農体制の確立に関する事項

二　災害応急対策に関する事項

イ　災害に関する予報及び警報の伝達並びに警告の方法に関する事項

ロ　災害時における災害に関する情報の収集に関する事項

ハ　災害時における広報宣伝に関する事項

ニ　避難（小学校の児童の集団避難を含む。）に関する事項

ホ　水防活動、消防の活動又は救助に関する事項

ヘ　建設機材の現況の把握及びその緊急使用に関する事項

ト　技術者の現況の把握及びその従事命令に関する事項

チ　災害時における食糧その他の生活必需品及び復旧資材の需給計画に関する事項

リ　災害時における家畜の管理（衛生を含む。）及び飼料の需給計画に関する事項

ヌ　災害時における児童及び生徒の応急の教育に関する事項

ル　災害時における清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項

ヲ　災害時における病害虫防除に関する事項

ワ　災害時における通信計画に関する事項

カ　災害時における電力の融通計画に関する事項

ヨ　災害時における交通輸送計画に関する事項

タ　災害時における危険物の保安に関する事項

レ　災害時における犯罪の予防、交通の規制その他の社会秩序の維持に関する事項

ソ　災害時における自衛隊の災害派遣の効率化に関する事項

三　災害復旧に関する事項

イ　災害復旧の実施の基本方針に関する事項

ロ　災害復旧上必要な金融その他の資金計画に関する事項

ハ　借地借家制度の特例の適用に関する事項

ニ　被災中小企業の振興に関する事項

ホ　被災者の生活確保に関する事項

3　防災基本計画には、次の各号に掲げる事項に関する資料を添付しなければならない。

一　国土の現況及び気象の概況

二　防災上必要な施設及び設備の整備の概況

三　防災業務に従事する人員の状況

四　防災上必要な物資の需給の状況

五　防災上必要な運輸又は通信の状況

六　前各号に掲げるもののほか、防災に関し中央防災会議が必要と認める事項

（指定行政機関の防災業務計画）

第三十六条　指定行政機関の長は、防災基本計画に基づき、その所掌事務に関し、防災業務計画を作成し、及び毎年防災業務計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならな

い。

2　指定行政機関の長は、前項の規定により防災業務計画を作成し、又は修正したときは、すみやかにこれを内閣総理大臣に報告し、並びに都道府県知事及び関係指定公共機関に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

3　第二十一条の規定は、指定行政機関の長が第一項の規定により防災業務計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

第三十七条　防災業務計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

一　所掌事務について、防災に関しとるべき措置

二　前項に掲げるもののほか、所掌事務に関し地域防災計画の作成の基準となるべき事項

2　指定行政機関の長は、防災業務計画の作成及び実施にあたつては、他の指定行政機関の長が作成する防災業務計画との間に調整を図り、防災業務計画が一体的かつ有機的に作成され、及び実施されるように努めなければならない。

（他の法令に基づく計画との関係）

第三十八条　指定行政機関の長が他の法令の規定に基づいて作成する次の各号に掲げる防災に関連する計画の防災に関する部分は、防災基本計画及び防災業務計画と矛盾し、又は抵触するものであつてはならない。

一　国土総合開発法（昭和二十五年法律第二百五号）第二条第三項に規定する全国総合開発計画

二　積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項に規定する農業振興計画

三　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四条第一項に規定する森林基本計画

四　特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第三条第一項に規定する災害防除に関する事業計画

五　急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和二十七年法律第百三十五号）第六条第一項に規定する農業振興計画

六　電源開発促進法（昭和二十七年法律第二百八十三号）第三条第一項に規定する電源開発基本計画

七　湿田単作地域農業改良促進法（昭和二十七年法律第三百五十四号）第五条第一項に規定する農業改良計画

八　海岸砂地地帯農業振興臨時措置法（昭和二十八年法律第十二号）第四条第一項に規定する農業振興計画

九　保安林整備臨時措置法（昭和二十九年法律第八十四号）第二条第一項に規定する保安林整備計画

十　首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二条第二項に規定する首都圏整備計画

十一　特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第四条第一項に規定する多目的ダムの建設に関する基本計画

十二　台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法（昭和三十三年法律第七十二号）第二条第二項に規定する災害防除事業五箇年計画

十三　治山治水緊急措置法（昭和三十五年法律第二十一号）第三条第一項に規定する治山事業に関する計画及び治水事業に関する計画

十四　前各号に掲げるもののほか、政令で定める計画

（指定公共機関の防災業務計画）

第三十九条　指定公共機関は、防災基本計画に基づき、その業務に関し、防災業務計画を作成し、及び毎年防災業務計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

2　指定公共機関は、前項の規定により防災業務計画を作成し、又は修正したときは、すみやかに主務大臣を経由して内閣総理大臣に報告し、及び関係都道府県知事に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

3　第二十一条の規定は、指定公共機関が第一項の規定により防災業務計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

（都道府県地域防災計画）

第四十条　都道府県防災会議は、防災基本計画に基づき、当該都道府県の地域に係る都道府県地域防災計画を作成し、及び毎年都道府県地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該都道府県地域防災計画は、防災業務計画に抵触するものであつてはならない。

2　都道府県地域防災計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

一　当該都道府県の地域に係る防災に関し、当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、当該都道府県、当該都道府県の区域内の市町村、指定公共機関及び指定公共機関は、前項の規定により防災業務計画を作成し、又は修正したときは、すみやかに主務大臣を経由して内閣総理大臣に報告し、及び関係都道府県知事に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

3　第二十一条の規定は、指定公共機関が第一項の規定により防災業務計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

（都道府県地域防災計画）

第四十条　都道府県防災会議は、防災基本計画に基づき、当該都道府県の地域に係る都道府県地域防災計画を作成し、及び毎年都道府県地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該都道府県地域防災計画は、防災業務計画に抵触するものであつてはならない。

2　都道府県地域防災計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

一　当該都道府県の地域に係る防災に関し、当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、当該都道府県、当該都道府県の区域内の市町村、指定公共機関及び指定公共機関の防災に関する計画

二　当該都道府県の地域に係る防災施設の新設又は重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱

三　当該都道府県の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

四　前各号に掲げるもののほか、当該都道府県の地域に係る防災に関し都道府県防災会議が必要と認める事項

3　都道府県防災会議は、第一項の規定により都道府県地域防災計画を作成し、又は修正しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。この場合において、内閣総理大臣は、中央防災会議の意見をきかなければならない。

4　都道府県防災会議は、第一項の規定により都道府県地域防災計画を作成し、又は修正したときは、その要旨を公表しなければならない。

第四十一条　都道府県又は都道府県知事が他の法令の規定に基づいて作成し、又は承認する次の各号に掲げる防災に関する計画又は防災に関連する計画の防災に関する部分は、防災基本計画、防災業務計画又は都道府県地域防災計画と矛盾し、又は抵触するものであつてはならない。

一　水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第七条第一項及び第二項に規定する都道府県の水防計画並びに同法第二十五条に規定する指定管理団体の水防計画

二　国土総合開発法第二条第四項に規定する都道府県総合開発計画、同条第五項に規定する地方総合開発計画及び同条第六項に規定する特定地域総合開発計画

三　積雪寒冷単作地帯農業改良促進法第四条第一項に規定する農業振興計画

四　急傾斜地帯農業振興臨時措置法第五条第一項に規定する農業振興計画

五　臨時石炭鉱害復旧法（昭和二十七年法律第二百九十五号）第四十八条第一項に規定する鉱害復旧

基本計画
六　湿田単作地域農業改良促進法第四条に規定する農業改良計画
七　海岸砂地地帯農業振興臨時措置法第三条第一項に規定する農業振興計画
八　離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第三条第一項に規定する離島振興計画
九　海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二十三条第一項に規定する海岸保全施設の整備に関する基本計画
十　地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第九条に規定する地すべり防止工事に関する基本計画
十一　前各号に掲げるもののほか、政令で定める計画

（市町村地域防災計画）

第四十二条　市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

2　市町村地域防災計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

一　当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱

二　当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

三　当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

四　前各号に掲げるもののほか、当該市町村の地域防災に関し市町村防災会議が必要と認める事項

3　市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。この場合において、都道府県知事は、都道府県防災会議の意見をきかなければならない。

4　市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、その要旨を公表しなければならない。

5　第二十一条の規定は、市町村長が第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

（指定地域都道府県防災計画）

第四十三条　都道府県防災会議の協議会は、防災基本計画に基づき、当該地域に係る指定地域都道府県防災計画を作成し、及び毎年指定地域都道府県防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該指定地域都道府県防災計画は、防災業務計画に抵触するものであつてはならない。

2　指定地域都道府県防災計画において定めるべき事項は、第四十条第二項各号に掲げる事項のうち、中

央防災会議が指定するものとする。

3　第四十条第三項の規定は、第一項の規定により都道府県防災会議の協議会が、指定地域都道府県防災計画を作成し、又は修正しようとする場合について準用する。

4　都道府県防災会議の協議会は、第一項の規定により指定地域都道府県防災計画を作成し、又は修正したときは、その要旨を公表しなければならない。

（指定地域市町村防災計画）

第四十四条　市町村防災会議の協議会は、防災基本計画に基づき、当該地域に係る指定地域市町村防災計画を作成し、及び毎年指定地域市町村防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該指定地域市町村防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

2　指定地域市町村防災計画において定める事項は、第四十二条第二項各号に掲げる事項のうち、都道府県防災会議が指定するものとする。

3　第四十二条第三項の規定は、第一項の規定により市町村防災会議の協議会が、指定地域市町村防災計画を作成し、又は修正しようとする場合について準用する。

4　市町村防災会議の協議会は、第一項の規定により指定地域市町村防災計画を作成し、又は修正したときは、その要旨を公表しなければならない。

（地域防災計画の実施の推進のための要請等）

第四十五条　地方防災会議の会長又は地方防災会議の協議会の代表者は、地域防災計画の的確かつ円滑な実施を推進するため必要があると認めるときは、都道府県防災会議又はその協議会にあつては当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長、当該都道府県及びその区域内の市町村の長その他の執行機関、指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者その他の関係者に対し、市町村防災会議又はその協議会にあつては当該市町村の区域内の公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者その他の関係者に対し、それぞれ、必要な要請、勧告又は指示をすることができる。

2　地方防災会議の会長又は地方防災会議の協議会の代表者は、都道府県防災会議又はその協議会にあつては当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長、当該都道府県及びその区域内の市町村の長その他の執行機関、指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者その他の関係者に対し、市町村防災会議又はその協議会にあつては当該市町村の区域内の公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者その他の関係者に対し、それぞれ、地域防災計画の実施状況について、報告又は資料の提出を求めることができる。

第四章　災害予防

（災害予防及びその実施責任）

第四十六条　災害予防は、次の各号に掲げる事項について、災害の発生を未然に防止する等のために行なうものとする。

一　防災に関する組織の整備に関する事項
二　防災に関する訓練に関する事項
三　防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関する事項
四　防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関する事項

五　前各号に掲げるもののほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関する事項

2　指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害予防の実施について責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害予防を実施しなければならない。

（防災に関する組織の整備義務）

第四十七条　指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者（以下この章において「災害予防責任者」という。）は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ、その所掌事務又は業務について、災害を予測し、予報し、又は災害に関する情報を迅速に伝達するため必要な組織を整備するとともに、絶えずその改善に努めなければならない。

2　前項に規定するもののほか、災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ、防災業務計画又は地域防災計画を的確かつ円滑に実施するため、防災に関する組織を整備するとともに、防災に関する事務又は業務に従事する職員の配置及び服務の基準を定めなければならない。

（防災訓練義務）

第四十八条　災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、防災訓練を行なわなければならない。

2　災害予防責任者の属する機関の職員その他の従業員又は災害予防責任者の使用人その他の従業者は、防災計画及び災害予防責任者の定めるところにより、前項の防災訓練に参加しなければならない。

3　災害予防責任者は、第一項の防災訓練を行なおうとするときは、住民その他関係のある公私の団体に協力を求めることができる。

（防災に必要な物資及び資材の備蓄等の義務）

第四十九条　災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務に係る災害応急対策又は災害復旧に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又はその管理に属する防災に関する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。

第五章　災害応急対策

第一節　通則

（災害応急対策及びその実施責任）

第五十条　災害応急対策は、次の各号に掲げる事項について、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防禦し、又は応急的救助を行なう等災害の拡大を防止するために行なうものとする。

一　警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項

二　消防、水防その他の応急措置に関する事項

三　被災者の救難、救助その他保護に関する事項

四　災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項

五　施設及び設備の応急の復旧に関する事項

六　清掃り防疫その他の保健衛生に関する事項

七　犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

八　緊急輸送の確保に関する事項

九　前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項

2　指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害応急対策を実施しなければならない。

（情報の収集及び伝達）

第五十一条　指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者（以下第五十八条において「災害応急対策責任者」という。）は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めなければならない。

（防災信号）

第五十二条　市町村長が災害に関する警報の発令及び伝達、警告並びに避難の勧告及び指示のため使用する防災に関する信号の種類、内容及び様式又は方法については、他の法令に特別の定めがある場合を除くほか、総理府令で定める。

2　何人も、みだりに前項の信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

（被害状況等の報告）

第五十三条　市町村長は、当該市町村の区域内に災害が発生したときは、政令で定めるところにより、すみやかに、当該災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を都道府県知事に報告しなければならない。

2　都道府県知事は、当該都道府県の区域内に災害が発生したときは、政令で定めるところにより、すみやかに、当該災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を内閣総理大臣に報告しなければならない。

3　指定公共機関の代表者は、その業務に係る災害が発生したときは、政令で定めるところにより、すみやかに、当該災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を内閣総理大臣に報告しなければならない。

4　指定行政機関の長は、その所掌事務に係る災害が発生したときは、政令で定めるところにより、すみやかに、当該災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を内閣総理大臣に報告しなければならない。

（都道府県知事の通知等）

第五十五条　都道府県知事は、法令の規定により、気象庁その他の国の機関から災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、又は自ら災害に関する

政機関の長は、第二項、第三項又は前項の規定により内閣総理大臣に報告するときは、あわせて当該報告に係る事項を中央防災会議に通報するものとする。

第二節　警報の伝達等

（発見者の通報義務等）

第五十四条　災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、その旨を市町村長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。

2　何人も、前項の通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。

3　第一項の通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨をすみやかに市町村長に通報しなければならない。

4　第一項又は前項の通報を受けた市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、その旨を気象庁その他の関係機関に通報しなければならない。

（都道府県知事の通知等）

第五十五条　都道府県知事は、法令の規定により、気象庁その他の国の機関から災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、又は自ら災害に関する

警報をしたときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、関係指定地方行政機関の長、指定地方公共機関、市町村長その他の関係者に対し、必要な通知又は要請をするものとする。

（市町村長の警報の伝達及び警告）

第五十六条　市町村長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知つたとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は前条の通知を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、必要な通知又は警告をすることができる。

（通信設備の優先利用等）

第五十七条　前二条の規定による通知、要請、伝達又は警告が緊急を要するものである場合において、その通信のため特別の必要があるときは、都道府県知事又は市町村長は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、政令で定めるところにより、公衆電気通信設備を優先的に利用し、若しくは有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第三条第三項第三号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用し、又は放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号に規定する放送局に同条第一号に規定する放送を行なうことを求めることができる。

第三節　事前措置及び避難

（市町村長の出動命令等）

第五十八条　市町村長は、災害が発生するおそれがあるときは、法令又は市町村地域防災計画の定めるところにより、消防機関若しくは水防団に出動の準備をさせ、若しくは出動を命じ、又は警察官若しくは海上保安官の出動を求める等災害応急対策責任者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、若しくは求めなければならない。

（市町村長の事前措置等）

第五十九条　市町村長は、災害が発生するおそれがあるときは、災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示することができる。

2　警察署長又は政令で定める管区海上保安本部の事務所の長（以下この項、第六十四条及び第六十六条において「警察署長等」という。）は、市町村長から要求があつたときは、前項に規定する指示を行なうことができる。この場合において、同項に規定する指示を行なつたときは、警察署長等は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

（市町村長の避難の指示等）

第六十条　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

2　前項の規定により避難のための立退きを勧告し、又は指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先を指示することができる。

3　市町村長は、第一項の規定により避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は立退き先を指示したときは、すみやかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

4　市町村長は、避難の必要がなくなつたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。

（警察官等の避難の指示）

第六十一条　前条第一項の場合において、市町村長が同項に規定する避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示することができる。前条第二項の規定は、この場合について準用する。

2　警察官又は海上保安官は、前項の規定により避難のための立退きを指示したときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

3　前条第三項及び第四項の規定は、前項の通知を受けた市町村長について準用する。

きは、市町村長は、その立退き先を指示することができる。

3　市町村長は、第一項の規定により避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は立退き先を指示したときは、すみやかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

4　市町村長は、避難の必要がなくなつたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。

（警察官等の避難の指示）

第六十一条　前条第一項の場合において、市町村長が同項に規定する避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示することができる。前条第二項の規定は、この場合について準用する。

2　警察官又は海上保安官は、前項の規定により避難のための立退きを指示したときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

3　前条第三項及び第四項の規定は、前項の通知を受けた市町村長について準用する。

第四節　応急措置

（市町村の応急措置）

第六十二条　市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、消防、水防、救助その他災害の発生を防禦し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置（以下「応急措置」という。）をすみやかに実施しなければならない。

2　市町村の委員会又は委員、市町村の区域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者その他法令の規定により応急措置の実施の責任を有する者は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、地域防災計画の定めるところにより、市町村長の所轄の下にその所掌事務若しくは所掌業務に係る応急措置を実施し、又は市町村長の実施する応急措置に協力しなければならない。

（市町村長の警戒区域設定権等）

第六十三条　災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

2　前項の場合において、市町村長若しくはその委任を受けて同項に規定する市町村長の職権を行なう市町村の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、同項に規定する市町村長の職権を行なうことができる。この場合において、同項に規定する市町村長の職権を行なつたときは、警察官又は海上保安官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

（応急公用負担等）

第六十四条　市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該市町村の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

2　市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生

し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの（以下この条において「工作物等」という。）の除去その他必要な措置をとることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、市町村長は、当該工作物等を保管しなければならない。

3　市町村長は、前項後段の規定により工作物等を保管したときは、当該工作物等の占有者、所有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下この条において「占有者等」という。）に対し当該工作物等を返還するため、政令で定めるところにより、政令で定める事項を公示しなければならない。

4　市町村長は、第二項後段の規定により保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、政令で定めるところにより、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

5　前三項に規定する工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者等の負担とし、その費用の徴収については、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第五条及び第六条の規定を準用する。

6　第三項に規定する公示の日から起算して六月を経過してもなお第二項後段の規定により保管した工作物等（第四項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、当該市町村長の統轄する市町村に帰属する。

7　前条第二項の規定は、第一項及び第二項前段の場合について準用する。

8　警察官又は海上保安官は、前項において準用する前条第二項の規定により工作物等を除去したときは、当該工作物等を当該工作物等が設置されていた場所を管轄する警察署長等に差し出さなければならない。この場合において、警察署長等は、当該工作物等を保管しなければならない。

9　前項の規定により警察署長等が行なう工作物等の保管については、第三項から第六項までの規定の例によるものとする。ただし、第三項の規定の例により公示した日から起算して六月を経過してもなお返還することができない工作物等の所有権は、警察署長が保管する工作物等にあつては当該警察署の属する都道府県に、政令で定める管区海上保安本部の事務所の長が保管する工作物等にあつては国に、それぞれ帰属するものとする。

第六十五条　市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、当該市町村の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

2　第六十三条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

（災害時における漂流物等の処理の特例）

第六十六条　災害が発生した場合において、水難救護法（明治三十二年法律第九十五号）第二十九条第一項に規定する漂流物又は沈没品を取り除いたときは、警察署長等は、同項の規定にかかわらず、当該物件を保管することができる。

2　水難救護法第二章の規定は、警察署長等が前項の規定により漂流物又は沈没品を保管した場合について準用する。

（他の市町村長等に対する応援の要求）

第六十七条　市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

2　前項の応援に従事する者は、応急措置の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。

（都道府県知事等に対する応援の要求等）

第六十八条　市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求め、又は応急措置の実施を要請することができる。

2　前条第一項後段の規定は、前項の場合について準用する。

（災害時における事務の委託の手続の特例）

第六十九条　市町村は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、地方自治法第二百五十二条の十四及び第二百五十二条の十五の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その事務又は市町村長等の権限に属する事務の一部を他の地方公共団体に委託して、当該地方公共団体の長その他の執行機関にこれを管理し、及び執行させることができる。

（都道府県の応急措置）

第七十条　都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、法令又は地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る応急措置をすみやかに実施しなければならない。この場合において、都道府県知事は、その区域内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれることとなるように努めなければならない。

2　都道府県の委員会又は委員は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、都道府県知事の所轄の下にその所掌事務に係る応急措置を実施しなければならない。

3　第一項の場合において、応急措置を実施するため、又はその区域内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため必要があると認めるときは、都道府県知事は、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は当該都道府県の他の執行機関、指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は求めることができる。

（都道府県知事の従事命令等）

第七十一条　都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、第五十条第一項第四号から第九号までに掲げる事項について応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二十四条から第二十七条までの規定の例により、従事命令、協力命令若しくは保管命令を発し、施設、土地、家屋若しくは物資を管理し、使用し、若しくは収用し、又はその職員に施設、土地、家屋若しくは物資の所在する場所若しくは物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせ、若しくは物資を保管させた者から必要な報告を取ることができる。

2　前項の規定による都道府県知事の権限は、政令で定めるところにより、その一部を市町村長に委任することができる。

（都道府県知事の指示）

第七十二条　都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、応急措置の実施について必要な指示をし、又は他の市町村長を応援すべきことを指示することができる。

2　前項の規定による都道府県知事の指示に係る応援に従事する者は、応急措置の実施については、当該応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。

（都道府県知事による応急措置の代行）

第七十三条　都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行なうことができなくなつたときは、当該市町村の市町村長が第六十三条第一項、第六十四条第一項及び第二項並びに第六十五条第一項の規定により実施すべき応急措置の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。

2　都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。

3　第一項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

（都道府県知事等に対する応援の要求）

第七十四条　都道府県知事等は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県の都道府県知事等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

2　前項の応援に従事する者は、応急措置の実施については、当該応援を求めた都道府県知事等の指揮の下に行動するものとする。この場合において、警察官にあつては、当該応援を求めた都道府県の公安委員会の管理の下にその職権を行なうものとする。

（災害時における事務の委託の手続の特例）

第七十五条　都道府県は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、地方自治法第二百五十二条の十四及び第二百五十二条の十五の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その事務又は都道府県知事等の権限に属する事務の一部を他の都道府県に委託して、当該都道府県の都道府県知事等にこれを管理し、及び執行させることができる。

（災害時における交通の禁止及び制限）

第七十六条　都道府県公安委員会は、当該都道府県又はこれに隣接する都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、道路の区間を指定して、当該緊急輸送を行なう車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができる。

（指定行政機関の長等の応急措置）

第七十七条　指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る応急措置をすみやかに実施するとともに、都道府県及び市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため、必要な施策を講じなければならない。

2　前項の場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、都道府県知事、市町村長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は指示することができる。

（指定行政機関の長等の収用等）

第七十八条　災害が発生した場合において、第五十条第一項第四号から第九号までに掲げる事項について応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、防災業務計画の定めるところにより、当該応急措置の実施に必要な物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対し、その取り扱う物資の保管を命じ、又は当該応急措置の実施に必要な物資を収用することができる。

2　指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、前項の規定により物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があると認めるときは、その職員に物資を保管させる場所又は物資の所在する場所に立ち入り検査をさせることができる。

3　指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、第一項の規定により物資を保管させた者から、必要な報告を取り、又はその職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。

（通信設備の優先使用権）

第七十九条　災害が発生した場合において、その応急措置の実施に必要な通信のため緊急かつ特別の必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事若しくは市町村長は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、公衆電気通信設備を優先的に利用し、又は有線電気通信法第三条第三項第三号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。

（指定公共機関等の応急措置）

第八十条　指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌業務に係る応急措置をすみやかに実施するとともに、指定地方行政機関の長、都道府県知事等及び市町村長等の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため、必要な措置を講じなければならない。

2　指定公共機関及び指定地方公共機関は、その所掌業務に係る応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、法令又は防災計画の定めるところにより、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事若しくは市町村長に対し、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事若しくは市町村長は、正当な理由がない限り応援を拒んではならない。

（公用令書の交付）

第八十一条　第七十一条又は第七十八条第一項の規定による処分については、都道府県知事若しくは市町村長又は指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長は、それぞれ公用令書を交付して行なわなければならない。

2　前項の公用令書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一　公用令書の交付を受ける者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）

二　当該処分の根拠となつた法律の規定

三　従事命令にあつては従事すべき業務、場所及

び期間、保管命令にあつては保管すべき物資の種類、数量、保管場所及び期間、施設等の管理、使用又は収用にあつては管理、使用又は収用する施設等の所在する場所及び当該処分に係る期間又は期日

3　前二項に規定するもののほか、公用令書の様式その他公用令書について必要な事項は、政令で定める。

（損失補償等）

第八十二条　国又は地方公共団体は、第六十四条第一項、同条第七項において同条第一項の場合について準用する第六十三条第二項、第七十一条又は第七十八条第一項の規定による処分が行なわれたときは、それぞれ、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2　都道府県は、第七十一条の規定による従事命令により応急措置の業務に従事した者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償しなければならない。

（立入りの要件）

第八十三条　第七十一条の規定により都道府県若しくは市町村の職員が立ち入る場合又は第七十八条第二項若しくは第三項の規定により指定行政機関若しくは指定地方行政機関の職員が立ち入る場合においては、当該職員は、あらかじめ、その旨をその場所の管理者に通知しなければならない。

2　前項の場合においては、その職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（応急措置の業務に従事した者に対する損害補償）

第八十四条　市町村長又は警察官若しくは海上保安官が、第六十五条第一項の規定又は同条第二項において準用する第六十三条第二項の規定により、当該市町村の区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は廃疾となつたときは、当該市町村は、政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

2　都道府県は、第七十一条の規定による従事命令により応急措置の業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は廃疾となつたときは、政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

2　都道府県は、第七十一条の規定による従事命令により応急措置の業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は廃疾となつたときは、政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

（被災者の公的徴収金の減免等）

第八十五条　国は、別に法律で定めるところにより、被災者の国税その他国の徴収金について、軽減若しくは免除又は徴収猶予その他必要な措置をとることができる。

2　地方公共団体は、別に法律で定めるところにより、又は当該地方公共団体の条例で定めるところにより、被災者の地方税その他地方公共団体の徴収金について、軽減若しくは免除又は徴収猶予その他必要な措置をとることができる。

（国有財産等の貸付け等の特例）

第八十六条　国は、災害が発生した場合における応急措置を実施するため必要があると認める場合において、国有財産又は国有の物品を貸し付け、又は使用させるときは、別に法律で定めるところにより、その貸付け又は使用の対価を無償とし、若しくは時価より低く定めることができる。

2　地方公共団体は、災害が発生した場合における応急措置を実施するため必要があると認めるときは、政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

急措置を実施するため必要があると認める場合において、その所有に属する財産又は物品を貸し付け、又は使用させるときは、別に法律で定めるところにより、その貸付け又は使用の対価を無償とし、若しくは時価より低く定めることができる。

第六章　災害復旧

（災害復旧の実施責任）

第八十七条　指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害復旧を実施しなければならない。

（災害復旧事業費の決定）

第八十八条　国がその費用の全部又は一部を負担し、又は補助する災害復旧事業について主務大臣が行なう災害復旧事業費の決定は、都道府県知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査の結果等に基づき、適正かつすみやかにしなければならない。

2　前項の規定による災害復旧事業費を決定するにあたつては、主務大臣は、再度災害の防止のため災害復旧事業とあわせて施行することを必要とする施設の新設又は改良に関する事業が円滑に実施されるように十分の配慮をしなければならない。

（防災会議への報告）

第八十九条　主務大臣は、災害復旧事業費の決定をなつたとき、又は災害復旧事業の実施に関する基準を定めたときは、政令で定めるところにより、それらの概要を中央防災会議に報告しなければならない。

（国の負担金又は補助金の早期交付等）

第九十条　国は、地方公共団体又はその機関が実施する災害復旧事業の円滑な施行を図るため必要があると認めるときは、地方交付税の早期交付を行なうほか、政令で定めるところにより、当該災害復旧事業に係る国の負担金若しくは補助金を早期に交付し、又は所要の資金を融通し、若しくは融通のあつせんをするものとする。

第七章　財政金融措置

（災害予防等に要する費用の負担）

第九十一条　法令に特別の定めがある場合又は予算の範囲内において特別の措置を講じている場合を除くほか、災害予防及び災害応急対策に要する費用その他この法律の施行に要する費用は、その実施の責めに任ずる者が負担するものとする。

（他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合の応急措置に要する費用の負担）

第九十二条　第六十七条第一項、第六十八条第一項又は第七十四条第一項の規定により他の地方公共団体の長又は委員会若しくは委員（以下この条において「地方公共団体の長等」という。）の応援を受けた地方公共団体の長等の属する地方公共団体は、当該応援に要した費用を負担しなければならない。

2　前項の場合において、当該応援を受けた地方公共団体の長等の属する地方公共団体が当該費用を支弁するいとまがないときは、当該地方公共団体は、当該応援をする他の地方公共団体の長等の属する地方公共団体に対し、当該費用の一時繰替え支弁を求めることができる。

（市町村が実施する応急措置に要する経費の都道府県の負担）

第九十三条　第七十二条第一項の規定による都道府県知事の指示に基づいて市町村長が実施した応急措置のために要した費用及び応援のために要した費用のうち、当該指示又は応援を受けた市町村長の統轄す

る市町村に負担させることが困難又は不適当なもので政令で定めるものについては、次条の規定により国がその一部を負担する費用を除き、政令で定めるところにより、当該都道府県知事の統轄する都道府県がその全部又は一部を負担する。

2　前項の場合においては、都道府県は、当該市町村に対し、前項の費用を一時繰替え支弁させることができる。

（災害応急対策に要する費用に対する国の負担又は補助）

第九十四条　災害応急対策に要する費用は、別に法令で定めるところにより、又は予算の範囲内において、国がその全部又は一部を負担し、又は補助することができる。

第九十五条　前条に定めるもののほか、第二十八条第二項に規定する非常災害対策本部長の指示に基づいて、地方公共団体の長が実施した応急措置のために要した費用うち、当該地方公共団体に負担させることが困難又は不適当なもので政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、国は、その全部又は一部を補助することができる。

（災害復旧事業費等に対する国の負担及び補助）

第九十六条　災害復旧事業その他災害に関連して行なわれる事業に要する費用は、別に法令で定めるところにより、又は予算の範囲内において、国がその全部又は一部を負担し、又は補助することができる。

（激甚災害の応急措置及び災害復旧に関する経費の負担区分等）

第九十七条　政府は、著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生したときは、別に法律で定めるところにより、災害復旧が迅速かつ適切に行なわれるよう措置するとともに、激甚災害を受けた地方公共団体等の経費の負担の適正を図るため、又は被災者の災害復興の意欲を振作するため、必要な施策を講ずるものとする。

第九十八条　前条に規定する法律は、できる限り激甚災害の発生のつどこれを制定することを避け、また、災害に伴う国の負担に係る制度の合理化を図り、激甚災害に対する前条の施策が円滑に講ぜられるようなものでなければならない。

第九十九条　第九十七条に規定する法律は、次の各号に掲げる事項について規定するものとする。

一　激甚災害のための施策として、特別の財政援助及び助成措置を必要とする場合の基準

二　激甚災害の復旧事業その他当該災害に関連して行なわれる事業が適切に実施されるための地方公共団体に対する特別の財政援助

三　激甚災害の発生に伴う被災者に対する特別の助成

（災害に対処するための国の財政上の措置）

第百条　政府は、災害が発生した場合において、国の円滑な財政運営をそこなうことなく災害に対処するため、必要な財政上の措置を講ずるように努めなければならない。

2　政府は、前項の目的を達成するため、予備費又は国庫債務負担行為（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第十五条第二項に規定する国庫債務負担行為をいう。）の計上等の措置について、十分な配慮をするものとする。

（地方公共団体の災害対策基金）

第百一条　地方公共団体は、別に法令で定めるところにより、災害対策に要する臨時的経費に充てるため、災害対策基金を積み立てなければならない。

（起債の特例）

第百二条　次の各号に掲げる場合においては、政令で定める地方公共団体は、政令で定める災害の発生し

た日の属する年度に限り、地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の規定にかかわらず、地方債をもつてその財源とすることができる。

一　地方税、使用料、手数料その他の徴収金で自治省令で定めるものの当該災害のための減免で、その程度及び範囲が被害の状況に照らし相当と認められるものによつて生ずる財政収入の不足を補う場合

二　災害予防、災害応急対策又は災害復旧で自治省令で定めるものに通常要する費用で、当該地方公共団体の負担に属するものの財源とする場合

2　前項の地方債は、資金事情の許す限り、国が資金運用部資金又は簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金（以下この条において「政府資金」という。）をもつて引き受けるものとする。

3　第一項の規定による地方債を政府資金で引き受けた場合における当該地方債の利息の定率、償還の方法その他地方債に関し必要な事項は、政令で定める。

（国の補助を伴わない災害復旧事業に対する措置）

第百三条　国及び地方公共団体は、激甚災害の復旧事業費のうち、国の補助を伴わないものについての当該地方公共団体等の負担が著しく過重であると認めるときは、別に法律で定めるところにより、当該復旧事業費の財源に充てるため特別の措置を講ずることができる。

（災害融資）

第百四条　政府関係金融機関その他これに準ずる政令で定める金融機関は、政令で定める災害が発生したときは、災害に関する特別な金融を行ない、償還期限又はすえ置き期間の延長、旧債の借換え、必要がある場合における利率の低減等実情に応じ適切な措置をとるように努めるものとする。

第八章　災害緊急事態

第百五条　削除

第百六条　削除

第百七条　削除

第百八条　削除

第百九条　削除

第百十条　削除

第百十一条　削除

第百十二条　削除

第九章　雑則

（特別区についてのこの法律の適用）

第百十三条　この法律の適用については、特別区は、市とみなす。ただし、特別区の存する区域に係る防災に関する事務で政令で定めるものは、都が処理するものとする。

（防災功労者表彰）

第百十四条　主務大臣は、防災に従事した者で、防災に関し著しい功労があると認められるものに対し、それぞれ主務省令で定めるところにより、表彰を行なうことができる。

（政令への委任）

第百十五条　この法律に特別の定めがあるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

第十章　罰則

（罰則）

第百十六条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一　第七十一条第一項の規定による都道府県知事（同条第二項の規定により権限の委任を受けた市町村長を含む。）の従事命令、協力命令又は保管命令に従わなかつた者

二　第七十八条第一項の規定による指定行政機関の

長又は指定地方行政機関の長（第二十七条第一項の規定により権限の委任を受けた職員を含む。）の保管命令に従わなかつた者

第百十七条　第七十六条の規定による都道府県公安委員会の禁止又は制限に従わなかつた車両の運転者は、三月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第百十八条　次の各号のいずれかに該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一　第七十一条第一項（同条第二項の規定により権限の委任があつた場合を含む。以下この条において同じ。）、第七十八条第二項（第二十七条第一項の規定により権限の委任があつた場合を含む。）又は第七十八条第三項（第二十七条第一項の規定により権限の委任があつた場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

二　第七十一条第一項又は第七十八条第三項の規定による報告をせず、又はいつわりの報告をした者

第百十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、一万円以下の罰金又は拘留に処する。

一　第五十二条第一項の規定に基づく総理府令によつて定められた防災に関する信号をみだりに使用し、又はこれと類似する信号を使用した者

二　第六十三条第一項の規定による市町村長（第十三条第一項の規定により市町村長の事務を代行する都道府県知事を含む。）又は第六十三条第二項の規定による警察官若しくは海上保安官の禁止若しくは制限又は退去命令に従わなかつた者

第百二十条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第百十六条又は第百十八条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附　則

この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（内閣総理・法務・大蔵・文部・厚生・農林・通商産業・運輸・郵政・労働・建設・自治大臣署名）

法律第二百二十四号（昭三六・一一・一五）

◎自作農維持創設資金融通法の一部を改正する法律（衆法）

自作農維持創設資金融通法（昭和三十年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

3　昭和三十六年度に限り、この法律により北海道の区域内の農業者に対し資金を貸し付ける場合における第三条の規定の適用については、同条中「二十年以内」とあるのは「二十五年以内」と、「三年以内」とあるのは「五年以内」とする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第二百二十五号（昭三六・一一・一五）

◎積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律（衆法）

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和三十一年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第三号中「凍雪害の防止」の下に「（流雪溝の整備を含む。以下同じ。）」を加える。

第六条中「予算の範囲内において、」を削り、「三分の二以内」を「三分の二」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

2　改正後の積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法第六条の規定は、昭和三十七年度分の予算に係る国の補助金から適用し、昭和三十六年度分の予算に係る国の補助金で翌年度に繰り越したものについては、なお従前の例による。

（大蔵・建設・内閣総理大臣署名）

法律第二百二十六号（昭三六・一一・一五）

◎国土開発縦貫自動車道建設法の一部を改正する法律（衆法）

国土開発縦貫自動車道建設法（昭和三十二年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

別表中九州自動車道の項の次に次のように加える。

北陸自動車道	新潟市	大津市	富山市附近	金沢市附近	福井市附近

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理・大蔵・農林・通商産業・運輸・建設・自治大臣署名）

法律第二百二十七号（昭三六・一一・一六）

◎社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部を改正する法律

社会保険審議会及び社会保険医療協議会法（昭和二十五年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条を次のように改める。

（設置）

第十三条　厚生省に、中央社会保険医療協議会（以下「中央協議会」という。）を置く。

2　各都道府県に、地方社会保険医療協議会（以下「地方協議会」という。）を置く。

第十四条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二　健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ四第一項及び第四十三条ノ六第一項の規定による命令、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十八条ノ二第二項の規定による命令並びに国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十条の規定による厚生省令に関する事項

第十四条第二項中「前項第一号に掲げる事項、」を削り、「国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）」を「国民健康保険法」に改める。

第十五条第一項を次のように改める。

中央協議会又は地方協議会は、それぞれ、次に掲げる委員二十人をもつて組織する。

一　健康保険、船員保険及び国民健康保険の保険者並びに被保険者、事業主及び船舶所有者を代表する委員　八人

二　医師、歯科医師及び薬剤師を代表する委員　八人

三　公益を代表する委員　四人

第十五条第四項中「第一項第一号から第三号まで」を「第一項第一号及び第二号」に改める。

第十五条第五項を同条第九項とし、同条第四項の次に次の四項を加える。

5　中央協議会の公益を代表する委員の任命については、両議院の同意を得なければならない。

6　前項の場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、厚生大臣は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する委員を任命することができる。

7　前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の承認を得なければならない。この場合において、両議院の承認を得られないときは、厚生大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

8　厚生大臣は、第五項に規定する委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は同項に規定する委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（経過規定）

2　この法律の施行前に任命された中央社会保険医療協議会又は地方社会保険医療協議会の委員でなおその職にあるものは、この法律の施行と同時にその地位を失うものとする。

3　この法律の施行後最初に任命される中央社会保険医療協議会又は地方社会保険医療協議会の委員のうち、厚生大臣又は都道府県知事が、それぞれ任命の際に指名する半数の者の任期は、第十六条第一項の規定にかかわらず、一年とする。

（健康保険法の一部改正）

4　健康保険法の一部を次のように改正する。

第四十三条ノ十四第一項中「第四十三条ノ九第二項ノ規定ニ依ル定又ハ第四十三条ノ七ノ規定ニ依ル指導ニ関スル大綱ヲ定メントスルトキ」を「ヲ定メントスルトキ又ハ第四十三条ノ九第二項ノ規定ニ依ル定ヲ為サントスルトキ」に改める。

（厚生省設置法の一部改正）

5　厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項の表中

「

中央社会保険医療協議会	健康保険及び船員保険の適正な診療報酬額並びに健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ四第一項及び第四十三条ノ六第一項の規定による命令、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十八条ノ二第二項の規定による命令並びに国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十条の規定による厚生省令に関する事項を審議すること。

」を

「

中央社会保険医療協議会	健康保険の保険医療機関、保険薬局、保険薬剤師並びに国民健康保険の療養取扱機関、国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師に対する適切な保険診療の指導監督に関する事項を審議するとともに、健康保険及び船員保険の適正な診療報酬額を審議すること。

」に改める。

（特別職の職員の給与に関する法律の一部改正）

6　特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第十九号の三の次に次の一号を加える。

十九の三の二　中央社会保険医療協議会の公益を代表する委員

（厚生・内閣総理大臣署名）

法律第二百二十八号（昭三六・一一・一六）

◎農林省設置法の一部を改正する法律

農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「研究部及び」を削る。

第七条中第十二号を第十五号とし、第十一号の次に次の三号を加える。

十二　農林畜水産業に関する基本的な政策及び計画を樹立し、並びにこれに関し必要な調査及び分析を行なうこと。

十三　農林省の所掌事務に係る国土の総合開発及び国土調査に関すること。

十四　統計的調査資料に基づき、農林畜水産業に関する予測事業を行なうこと。

第八条第一項中第二十七号を削り、第二十八号を第二十七号とし、第二十九号及び第三十号を削り、同条第三項中「第二十八号」を「第二十七号」に改める。

第九条第一項中第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、同条第四項中「第十五号」を「第十四号」に改め

二　農林省の試験研究機関の行なう試験研究に関する事務の総合調整に関すること。

三　農林省の試験研究機関の行なう試験研究と農林省の本省及び外局の内部部局の所掌する事務との連絡調整に関すること。

四　農林省の試験研究機関の行なう試験研究の状況及び成果の調査に関すること。

五　農林省の試験研究機関の運営の指導に関すること。

六　都道府県その他の者の行なう農林畜水産業又は農山漁家の生活に係る試験研究の助成及び当該試験研究についてのこれらの者との連絡に関すること。

七　農林畜水産業及び農山漁家の生活に係る試験研究を行なう者の資質の向上に関すること。

八　農林省の本省の試験研究機関の行なう試験研究に関する事務の総括に関すること。

「農業技術研究所」を削る。

第十七条中「農業技術研究所」を「農事試験場　畜産試験場　園芸試験場　茶業試験場　農業土木試験場」に改め、「農村工業指導所」を削る。

第十八条第一項中「調査研究、分析」を「基礎的調査研究並びにこれに関連する分析」に改める。

第十八条の次に次の五条を加える。

（農事試験場）

第十八条の二　農事試験場は、農業に関する技術上の試験研究、調査、分析、鑑定及び講習（農林省の本省の他の附属機関の所掌に属するものを除き、その所在する地方及びこれと農業事情を等しくする地方における農業に関するこれらの事項を含む。）を行なう機関とする。

2　農事試験場は、農業技術研究所に附置する。

3　農事試験場は、埼玉県に置く。

4　農林大臣は、農事試験場の事務を分掌させるため、所要の地に農事試験場の支場を設けることができる。

5　農事試験場の内部組織並びに支場の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

（畜産試験場）

第十八条の三　畜産試験場は、畜産に関する技術上の試験研究、調査、分析、鑑定及び講習を行なう機関とする。

2　畜産試験場は、千葉県に置く。

3　農林大臣は、畜産試験場の事務を分掌させるため、所要の地に畜産試験場の支場を設けることができる。

4　畜産試験場の内部組織並びに支場の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

（園芸試験場）

第十八条の四　園芸試験場は、園芸に関する技術上の試験研究、調査、分析、鑑定及び講習を行なう機関とする。

2　園芸試験場は、神奈川県に置く。

3　農林大臣は、園芸試験場の事務を分掌させるため、所要の地に園芸試験場の支場を設けることができる。

4　園芸試験場の内部組織並びに支場の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

（茶業試験場）

第十八条の五　茶業試験場は、茶業に関する技術上の試験研究、調査、分析、鑑定及び講習を行なう機関とする。

2　茶業試験場は、静岡県に置く。

3　農林大臣は、茶業試験場の事務を分掌させるため、所要の地に茶業試験場の支場を設けることができる。

4　茶業試験場の内部組織並びに支場の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

（農業土木試験場）

第十八条の六　農業土木試験場は、農業土木に関する技術上の試験研究、調査、分析、鑑定及び講習を行なう機関とする。

2　農業土木試験場は、神奈川県に置く。

3　農林大臣は、農業土木試験場の事務を分掌させるため、所要の地に農業土木試験場の支場を設けることができる。

4　農業土木試験場の内部組織並びに支場の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

（食糧研究所）

第二十二条の三　食糧研究所は、左に掲げる事項を行なう機関とする。

一　食糧資源の利用、食糧の加工、貯蔵等に関する試験研究及び調査

二　食糧に関する分析、鑑定及び検定

三　試験研究のため製造し、又は加工した製品及びその原料又は材料の配布

四　食糧の利用、加工及び貯蔵等に関する講習

2　食糧研究所は、東京都に置く。

3　農林大臣は、食糧研究所の事務を分掌させるため、所要の地に食糧研究所の支所を設けることができる。

4　食糧研究所の内部組織並びに支所の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

第二十七条第二項の表を次のように改める。

名称	位置	管轄区域
横浜植物防疫所	横浜市	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
名古屋植物防疫所	名古屋市	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県（下関市を除く。）、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
神戸植物防疫所	神戸市	
門司植物防疫所	門司市	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、下関市

る。

第十条第一項中第五号の六及び第六号を削り、第五号の七を第六号とし、第七号中「農業」の下に「（畜産業を含み、蚕糸業を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同項第八号中「、都道府県その他試験研究機関の行う試験研究及び」を削り、同項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を削り、第十二号を第十号とし、第十三号中「自然科学的試験研究及び」を削り、同号を同項第十一号とし、同条第二項を次のように改め、同条項第三項を削る。

2　普及部においては、前項第六号から第十一号までに掲げる事務をつかさどる。

第十一条第十一号中「畜産に関する試験研究を企画し、並びに関係試験研究機関の行う当該試験研究の連絡調整及び」を削る。

第十二条第八号中「蚕糸に関する試験研究を企画し、並びに関係試験研究機関の行う当該試験研究の連絡調整及び」を削る。

第十四条各号を次のように改める。

一　農林畜水産業及び農山漁家の生活に係る試験研究の基本的な計画の企画及び立案に関すること。

第二十九条及び第三十条を次のように改める。

第二十九条及び第三十条　削除

第四十八条中第七号を削り、第八号を第七号とする。

第五十一条から第五十三条までを次のように改める。

（食糧管理講習所）

第五十一条　第五十四条に規定するもののほか、食糧庁に附属機関として食糧管理講習所を置く。

2　食糧管理講習所は、食糧管理の実務に関する講習を行なう機関とする。

3　食糧管理講習所は、愛知県に置く。

4　食糧管理講習所の内部組織については、農林省令で定める。

第五十二条及び第五十三条　削除

附　則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十七条及び第十八条第一項の改正規定、第十九条第一項及び第二項の改正規定、第二十二条の二の次に一条を加える改正規定並びに第二十九条、第三十条、第四十八条及び第五十一条から第五十三条までの改正規定は、昭和三十六年十二月一日から施行する。

（農林・内閣総理大臣署名）

法律第二百二十九号（昭三六・一一・一六）

◎あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律

第一条　あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法（昭和二十二年法律第二百十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項及び第十九条の二第一項中「昭和三十六年十二月三十一日」を「昭和三十九年十二月三十一日」に改める。

第二条　あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第百六十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和三十六年十二月三十一日」を「昭和三十九年十二月三十一日」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（厚生・内閣総理大臣署名）

法律第二百三十号（昭三六・一一・一六）

◎環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律

（衆法）

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十四条」を「第十四条の八」に、「第二十一条」を「第二十一条の五」に、「第五節　管理（第二十八条―第四十九条）」を「第五節　管理（第二十八条―第四十九条の二）　移行（第四十九条の十九条の七）」に、「（第四十九条の九）」を「（第五十六条の二・第五十七条）」に改める。

第八条第一項第五号中「食品等」を「組合員の営業に関する食品等」に改め、同項中第九号を第十一号とし、第八号の次に次の二号を加える。

九　組合員の福利厚生に関する事業

十　組合員の共済に関する事業

第八条第二項を次のように改める。

2　組合員に出資をさせない組合（以下「非出資組合」という。）は、前項の規定にかかわらず、同項第六号、第七号又は第十号に掲げる事業を行なうことができない。

3　組合は、組合員の利用に支障がない限り、組合員以外の者に第一項第四号から第六号まで及び第八号から第十一号までに掲げる事業を利用させることができる。ただし、一事業年度における組合員以外の者の事業の利用分量の総額は、その事業年度における組合員の利用分量の総額の百分の二十をこえてはならない。

4　第一項第九号又は第十号に掲げる事業の利用に関する前項ただし書の規定の適用については、組合員の親族又は使用人は、これを組合員とみなす。

第二節中第十四条の次に次の七条を加える。

（共済規程の設定、認可等）

第十四条の二　組合は、第八条第一項第十号に掲げる事業（以下「共済事業」という。）を行なおうとするときは、共済規程を定めて、厚生大臣の認可を受けなければならない。ただし、厚生省令で定める場合は、この限りでない。

2　前項の共済規程には、共済事業の種類ごとに、その実施の方法、共済契約並びに共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関する事項を記載しなければならない。

3　共済規程の変更又は廃止は、第一項ただし書に規定する場合を除き、厚生大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（火災共済金額の制限）

第十四条の三　火災により生ずる財産上の損害をうめるための共済事業を行なう組合は、厚生省令で定める共済金額をこえる共済契約を締結してはならない。

（共済事業の支払備金及び責任準備金）

第十四条の四　共済事業を行なう組合は、毎事業年度末において、その事業の種類ごとに、厚生省令の定めるところにより、支払備金及び責任準備金を積み立てなければならない。

（区分経理）

第十四条の五　共済事業を行なう組合は、共済事業に係る会計を他の事業に係る会計と区分し、かつ、共済事業の種類ごとに経理しなければならない。

（共済事業の財産運用の制限）

第十四条の六　共済事業を行なう組合の財産で前条の規定により共済事業に係るものとして区分された会

計に属するものは、厚生省令で定める方法によるほか、これを運用してはならない。

（共済規程の設定等に関する決議）

第十四条の七　共済規程の設定は、総会又は創立総会の、共済規程の変更又は廃止は、総会の決議によらなければならない。

（省令への委任）

第十四条の八　前六条に定めるもののほか、共済事業に係る財務その他共済事業に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

第十六条の次に次の三条を加える。

（出資）

第十六条の二　組合は、定款の定めるところにより、組合員に出資をさせることができる。

2　前項の規定により出資をさせる組合（以下「出資組合」という。）の組合員は、出資一口以上を有しなければならない。

3　出資一口の金額は、均一でなければならない。

4　一組合員の有することのできる出資口数の最高限度は、組合員の総出資口数の四分の一をこえない範囲内において、定款で定めなければならない。

5　出資組合の組合員の責任は、第十八条の規定による経費の負担のほか、その出資額を限度とする。

6　組合員は、出資の払込みについて、相殺をもつて出資組合に対抗することができない。

（持分の譲渡）

第十六条の三　出資組合の組合員は、出資組合の承認を受けなければ、その持分を譲り渡すことができない。

2　組合員でない者が持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならない。

3　持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

4　組合員は、持分を共有することができない。

（非出資組合の組合員の責任）

第十六条の四　非出資組合の組合員の責任は、第十八条の規定による経費の負担に限る。

第二十一条第二項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　出資の払込み、経費の支払その他組合に対する義務を怠つた組合員

第三節中第二十一条の次に次の四条を加える。

（脱退者の持分の払いもどし）

第二十一条の二　出資組合の組合員は、脱退したときは、定款の定めるところにより、その持分の全部又は一部の払いもどしを請求することができる。

2　前項の持分は、脱退した事業年度の終りにおける当該出資組合の財産によつて定める。

3　前項の持分を計算するにあたり、組合の財産をもつてその債務を完済するに足りないときは、組合は、定款の定めるところにより、脱退した組合員に対し、その負担に帰すべき損失額の払込みを請求することができる。

（時効）

第二十一条の三　前条第一項又は第三項の規定による請求権は、脱退の時から二年間行なわないときは、時効によつて消滅する。

（払いもどしの停止）

第二十一条の四　脱退した組合員が出資組合に対する債務を完済するまでは、出資組合は、その持分の払いもどしを停止することができる。

（出資口数の減少）

第二十一条の五　出資組合の組合員は、定款の定めるところにより、その出資口数を減少することができる。

2　前項の場合には、第二十一条の二及び第二十一条の三の規定を準用する。

第二十五条の次に次の一条を加える。

（出資の第一回の払込み）

第二十五条の二　理事は、前条の規定により引継ぎを受けたときは、遅滞なく、出資の第一回の払込みをさせなければならない。

2　前項の第一回の払込みの金額は、出資一口につき、その金額の四分の一を下つてはならない。

3　現物出資者は、第一回の払込みの期日に、出資の目的たる財産の全部を給付しなければならない。ただし、登記、登録その他権利の設定又は移転をもつて第三者に対抗するため必要な行為は、組合の成立の後にすることを妨げない。

第二十八条第一項各号列記以外の部分中「事項」の下に「（非出資組合にあつては、第七号第九号及び第十号の事項を除く。）」を加え、同項中第十二号を第十五号とし、第七号から第十号までを順次四号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の四号を加える。

七　出資一口の金額及びその払込みの方法並びに一組合員の有することのできる出資口数の最高限度

八　経費の分担に関する規定

九　剰余金の処分及び損失の処理に関する規定

十　準備金の額及びその積立ての方法

第二十八条第二項中「、その時期又は事由を」を「その時期又は事由を」に、「その者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して与えられる出資たる口数を、組合の成立後に譲り受けることを約した財産があるときはその財産、その価格及び譲渡人の氏名を」に改める。

第五節中第四十九条の次に次の六条を加える。

（出資一口の金額の減少）

第四十九条の二　出資組合は、出資一口の金額の減少を議決したときは、その議決の日から二週間以内に財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

2　出資組合は、前項の期間内に、債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

3　前項の一定の期間は、三十日を下つてはならない。

第四十九条の三　債権者が前条第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、出資一口の金額の減少を承認したものとみなす。

2　債権者が異議を述べたときは、出資組合は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。

3　組合の出資一口の金額の減少については、商法第三百八十条（株式会社の資本減少の無効）の規定を準用する。

（準備金）

第四十九条の四　出資組合は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の十分の一以上を準備金として積み立てなければならない。

2　前項の定款で定める準備金の額は、出資総額の二分の一を下つてはならない。

3　第一項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取りくずしてはならない。

（剰余金の配当）

第四十九条の五　出資組合は、損失をてん補し、前条第一項の準備金を控除した後でなければ、剰余金の配当をしてはならない。

2　剰余金の配当は、定款の定めるところにより、組合の事業を利用した分量に応じ、又は年一割をこえない範囲内において払込済出資額に応じてしなけれ

ばならない。

第四十九条の六　出資組合は、定款の定めるところにより、組合員が払込みを終わるまでは、その組合員に配当する剰余金をその払込みに充てることができる。

（出資組合の持分取得の禁止）

第四十九条の七　出資組合は、組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

第五節の次に次の一節を加える。

第五節の二　移行

（出資組合への移行）

第四十九条の八　非出資組合であつて、第八条第一項第六号、第七号又は第十号の事業を行なおうとするものは、定款を変更して、出資組合に移行することができる。

2　理事は、前項の規定による出資組合への移行に関する定款の変更につき第二十八条第三項の認可があつたときは、遅滞なく、出資の第一回の払込みをさせなければならない。

3　総代会においては、第四十九条第六項の規定にかかわらず、第一項の規定による出資組合への移行に関する定款の変更について議決することができない。

4　第一項の規定による出資組合への移行は、主たる事務所の所在地において、登記することによつてその効力を生ずる。

5　第一項の規定による出資組合への移行については、第二十五条の二第二項及び第三項の規定を準用する。

6　第一項の規定により非出資組合が事業年度の中途において出資組合に移行する場合における法人税法（昭和二十二年法律第二百二十六号）及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定の適用については、当該事業年度開始の日から移行の日までの期間及び移行の日の翌日から当該事業年度の末日までの期間をそれぞれ一事業年度とみなす。

（非出資組合への移行）

第四十九条の九　出資組合は、定款を変更して、非出資組合に移行することができる。

2　前項の規定による非出資組合への移行については、第二十一条の二から第二十一条の四まで、第四十九条の二、第四十九条の三並びに前条第三項及び第四項の規定を準用する。

3　第一項の規定により出資組合が非出資組合に移行する場合における所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）、法人税法及び地方税法の規定の適用については、当該出資組合は、当該非出資組合に移行した時において解散したものとみなす。

第五十四条第一項中第六号を第十号とし、第五号を第六号とし、同号の次に次の三号を加える。

七　会員たる組合の組合員の福利厚生に関する事業

八　会員たる組合の組合員の共済に関する事業

九　会員たる組合が共済事業を行なうことによつて負う共済責任の再共済に関する事業

第五十四条第一項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加え、同条第二項を削る。

四　会員たる組合の組合員の営業に関する共同施設

第五十六条中「第七条、」の下に「第八条第二項から第四項まで、」を加え、「第十四条まで」を「第十四条の八まで」に、「第十七条」を「第十六条の二」に改め、「第二十条まで、」の下に「第二十一条の五第一項、」を加え、「第五十条」を「第四十九条の二」に改め、「この場合において、」の下に「第八条第二項中「前項」とあるのは「第五十四条」と、「同項第六号、第七号又は第十号」とあるのは「同条第四号、第五号、第八号又は第九号」と、「同条第三項中「第一項第四号から第六号まで及び第八号から第十一号まで」とあるのは「第五十四条第三号、第四号及び第六号から第十号まで」と、同条第四項中「第一項第九号又は第十号」とあるのは「第五十四条第七号又は第八号」と、」を、「第五十五条」と、」の下に「第十四条の二第一項中「第八条第一項第十号に掲げる事業」とあるのは「第五十四条第八号又は第九号に掲げる事業」と、」を加える。

第四章中第五十七条の前に次の一条を加える。

（組合員以外の者に対する事業活動の改善の勧告）

第五十六条の二　第九条の規定による適正化規程が実施された場合において、当該組合の申出があつたときは、厚生大臣は、当該組合の地区内において、当該営業者で当該適正化規程の適用を受けないもの（以下「組合員以外の者」という）の事業活動により、当該営業の健全な経営が阻害されている事態が存し、かつ、このような事態を放置しては適正な衛生措置の確保に支障を生ずると認めるときは、厚生省令の定めるところにより、当該組合員以外の者に対し、当該適正化規程の内容を参酌して、当該営業について、料金若しくは販売価格又は営業方法を改めるよう勧告することができる。この場合において、当該組合員以外の者がもつぱら特定の事業所又は事務所の従業員の福利厚生を図るための施設であつて現に当該従業員以外の者の利用に供していないものに係る当該施設に係る当該営業を営む者であり、かつ、当該施設に係る当該組合員以外の者の事業活動がこの条に定める事態の生じたことについて関係がないものであるときは、それらの者に限り、料金若しくは販売価格又は営業方法に関する勧告の全部又は一部を受けないことができる。

第五十七条第一項各号列記以外の部分に後段として次のように加える。

この場合において、厚生大臣は、当該営業者がもつぱら特定の事業所又は事務所の従業員の福利厚生を図るための施設であつて現に当該従業員以外の者の利用に供していないものに係る営業を営む者であり、かつ、当該施設に係る当該営業者の事業活動がこの条に定める事態の生じたことについて関係がないと認めるときは、それらの者に限り、料金若しくは販売価格又は営業方法の制限に関する命令の全部又は一部の適用を受けないものとすることができる。

第五十七条第一項第一号中「当該営業者で当該適正化規程の適用を受けないものを」「組合員以外の者」に改める。

第五十八条第三項中「認可の取消、」の下に「第五十六条の二の規定による勧告、」を加える。

第六十三条中「適正化基準、」の下に「第五十六条の二の規定による勧告、」を加える。

第六十四条第二項中「都道府県知事が」の下に「第五十六条の二の規定による勧告又は」を加え、「同項中」を「これらの規定中」に改める。

第七十条第二号の次に次の一号を加える。

二の二　第十四条の二第一項又は第十四条の四から第十四条の六まで（これらを第五十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

第七十条第十一号の次に次の三号を加える。

十一の二　第四十九条の二又は第四十九条の三第二項（これらを第五十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反して出資一口の金額を減少したとき。

十一の三　第四十九条の四又は第四十九条の五（これらを第五十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十一の四　第四十九条の七（第五十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反して組合員又は会員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過規定）

2　この法律の施行の際現に環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律（以下「法」という。）第八条第一項第六号若しくは第七号に掲げる事業若しくは改正前の法第八条第二項に規定する事業を行なつている環境衛生同業組合又は改正前の法第五十四条第一項第四号に掲げる事業若しくは改正前の法第五十四条第二項に規定する事業を行なつている環境衛生同業組合連合会は、改正後の法第八条第二項及び第十四条の二から第十四条の八まで（これらを第五十六条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して六箇月間は、なお当該事業を行なうことができる。

3　前項に規定する環境衛生同業組合又は環境衛生同業組合連合会のうち改正前の法第八条第二項又は第五十四条第二項の規定により共済に関する事業を行なつているものが、前項の期間内に改正後の法第四十九条の八（第五十六条において準用する場合を含む。）の規定により出資組合に移行した場合には、この法律の施行前になされた当該事業に係る認可は、改正後の法第十四条の二（第五十六条において準用する場合を含む。）の規定によりなされた認可とみなす。

（所得税法の一部改正）

4　所得税法の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十二号中「非出資組合である商工組合及び同連合会」の下に「、非出資組合である環境衛生同業組合及び同連合会」を加える。

（所得税法の一部改正に伴う経過措置）

5　この法律の施行の際現に存する非出資組合である環境衛生同業組合及び環境衛生同業組合連合会（以下「非出資組合等」という。）が、所得税法第四十一条第一項の規定により、この法律の施行の日前に徴収されるべきであつた所得税については、なお従前の例による。

（法人税法の一部改正）

6　法人税法の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「非出資組合である商工組合及び同連合会」の下に「、非出資組合である環境衛生同業組合及び同連合会」を加える。

第九条第七項中「環境衛生同業組合、環境衛生同業組合連合会」を「出資組合である環境衛生同業組合及び環境衛生同業組合連合会」に改める。

（法人税法の一部改正に伴う経過措置）

7　前項の規定による改正後の法人税法第五条第一項第四号の規定は、この法律の施行の際現に存する非出資組合等については、この法律の施行の日以後開始する事業年度分の法人税から適用し、この法律の施行の日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。この場合において、この法律の施行の日が当該非出資組合等の事業年度の中途であるときは、当該非出資組合等の事業年度は、この法律の施行の日の前日に終了し、これに続く事業年度は、この法律の施行の日から開始するものとする。

（地方税法の一部改正）

8　地方税法の一部を次のように改正する。

第七十二号の五第一項第四号中「非出資組合である商工組合及び商工組合連合会」の下に「、非出資組合である環境衛生同業組合及び環境衛生同業組合連合会」を加える。

第七十二条の二十二第四項第五号中「環境衛生同業組合、環境衛生同業組合連合会」を「出資組合である環境衛生同業組合及び環境衛生同業組合連合会」に改める。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

9　前項の規定による改正後の地方税法第七十二条の五第一項第四号の規定は、この法律の施行の際現に存する非出資組合等については、この法律の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の事業税から適用し、この法律の施行の日前に終了した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。この場合において、この法律の施行の日が当該非出資組合等の事業年度の中途であるときは、当該非出資組合等の事業年度は、この法律の施行の日の前日に終了し、これに続く事業年度は、この法律の施行の日から開始するものとする。

（附則第二項に規定する組合等に係る所得税法等の適用に関する特例）

10　この法律の施行後附則第二項の規定により法第八条第一項第六号若しくは第七号に掲げる事業若しくは改正前の法第八条第二項に規定する事業又は改正前の法第五十四条第一項第四号に掲げる事業若しくは改正前の法第五十四条第二項に規定する事業を行なう非出資組合等に対するこの法律による改正後の所得税法、法人税法又は地方税法の適用については、当該非出資組合等は、出資組合である環境衛生同業組合若しくは出資組合である環境衛生同業組合連合会に移行するまでの間又は当該事業を廃止するまでの間、出資組合である環境衛生同業組合又は出資組合である環境衛生同業組合連合会とみなす。この場合において、当該非出資組合等が出資組合に移行した場合には、改正後の法第四十九条の八第六項の規定は、適用せず、また当該事業を廃止した場合には、改正後の法第四十九条の九第一項の規定により非出資組合に移行したものとみなして、同条第三項の規定を適用する。

（大蔵・厚生・自治・内閣総理大臣署名）

法律第二百三十一号（昭三六・一一・一六）

◎医師及び歯科医師の免許及び試験の特例に関する法律（衆法）

医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第三十六条第三項若しくは第四項又は歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第三十三条第三項若しくは第四項の規定に該当する者に対する医師免許又は歯科医師免許及び試験については、昭和三十七年十二月三十一日まで、なお、試験を受けることができる回数に関する部分を除いて医師法第三十六条第三項又は歯科医師法第三十三条第三項の例によることができる。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（厚生・内閣総理大臣署名）

法律第二百三十二号（昭三六・一一・一六）

◎医師国家試験予備試験及び歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律（衆法）

（医師国家試験予備試験の受験資格の特例）

第一条　次の各号の一に該当する者は、当分の間、医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十二条の規定にかかわらず、医師国家試験予備試験を受けることができる。

一　旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の卒業者又は旧専門学校入学者検定規程（大正十三年文部省令第二十二号）により専門学校入学の資格を有するものとして検定された者以上の程度を入学資格とする修業年限三年以上の医学の教習を目的とする学校（医師法第十一条第一号及び第四十三条の規定による大学及び専門学校を除く。）を卒業した者

二　昭和二十年八月十五日以前に、朝鮮総督、台湾総督、樺太庁長官、南洋庁長官若しくは満洲国駐割特命全権大使の医師免許を受け、又は領事官の医業免許を受けた日本国民

三　昭和二十年八月十五日以前に、朝鮮総督の行なつた医師試験の第一部試験に合格し、又は満洲国の行なつた医師考試の第一部考試に及格した者

（歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例）

第二条　次の各号の一に該当する者は、当分の間、歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第十二条の規定にかかわらず、歯科医師国家試験予備試験を受けることができる。

一　昭和二十年八月十五日以前に、朝鮮総督、台湾総督、樺太庁長官、南洋庁長官若しくは満洲国駐割特命全権大使の歯科医師免許を受け、又は領事官の歯科医業免許を受けた日本国民

二　昭和二十年八月十五日以前に、朝鮮総督の行なつた歯科医師試験の第一部試験に合格し、又は満洲国の行なつた歯科医師考試の第一部考試に及格した者

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（厚生・内閣総理大臣署名）

法律第二百三十三号（昭三六・一一・一六）

◎中央卸売市場法の一部を改正する法律

中央卸売市場法（大正十二年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条後段を削る。

第三条第一項第一号中「取扱品目」を「位置、面積及取扱品目」に改め、同項に次の一号を加える。

四　中央卸売市場ニ於ル売買ノ方法

第七条の次に次の二条を加える。

第七条ノ二　農林大臣第一条第一項ニ掲グル物品ノ適正且円滑ナル流通ヲ図ル為必要アリト認ムルトキハ中央卸売市場ノ開設及整備ニ関スル計画ヲ定ムルコトヲ得

前項ノ計画ニ於テハ左ニ掲グル事項ヲ定ムルモノトス

一　計画ノ期間

二　中央卸売市場ヲ開設スルコトガ必要ト認メラルル都市ノ名称及其ノ取扱品目ノ適正化又ハ其ノ設備ノ改善ヲ図ルコトガ必要ト認メラルル中央卸売市場ノ名称

三　取扱品目ノ設定又ハ変更ニ関スル事項

四　命令ヲ以テ定ムル設備ノ新設、増設又ハ改設ニ関スル事項

五　其ノ他中央卸売市場ノ開設及整備ニ関シ必要ト認メラルル事項

農林大臣第一項ノ計画ヲ定ムルトキハ中央卸売市場審議会及関係地方公共団体ノ意見ヲ聞クベシ

農林大臣第一項ノ計画ヲ定メタルトキハ遅滞ナク之ヲ告示スベシ

前二項ノ規定ハ第一項ノ計画ノ変更ニ付之ヲ準用ス

第七条ノ三　農林大臣前条第一項ノ計画ノ適正且円滑ナル実施ヲ図ル為必要アリト認ムルトキハ予メ中央卸売市場審議会ノ意見ヲ聞キ当該計画ニ於テ定メラレタル同条第二項第二号ノ都市ノ区域ヲ管轄スル地方公共団体又ハ同号ノ中央卸売市場ノ開設者ニ対シ中央卸売市場ノ開設又ハ整備ニ関シ必要ナル勧告ヲ為スコトヲ得

第八条中「農林大臣ハ開設者ニ対シ命令ノ定ムル設備」を「政府ハ第七条ノ二第一項ノ計画ニ於テ定メラレタル同条第二項第二号ノ都市ノ区域ヲ管轄スル地方公共団体又ハ同号ノ中央卸売市場ノ開設者ガ当該計画ニ基キ同項第四号ノ命令ヲ以テ定ムル設備ノ新設、増設又ハ改設（命令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク）ヲ為ストキハ当該地方公共団体又ハ開設者ニ対シ当該新設、増設又ハ改設」に改める。

第九条を次のように改める。

第九条　削除

第十条ノ三第四号中「前三号」を「前四号」に改め、同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　第十八条第一項ノ規定ニ依リ同項第三号ノ許可ノ取消ヲ受ケタル法人ノ其ノ処分ヲ受クル原因トナリタル事項ノ発生シタル当時現ニ其ノ法人ノ無限責任社員又ハ取締役其ノ他業務ヲ執行スル役員トシテ在任シタル者（命令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク）又ハ同項ノ規定ニ依リ同項第四号ノ命令ヲ受ケタル法人ノ当該命令ニ依リ解任セラルベキモノトセラレタル者ニシテ此等ノ処分ノ日ヨリ三年ヲ経過セザルモノ

第十条ノ五の次に次の一条を加える。

第十条ノ五ノ二　第十条ノ許可ニハ条件ヲ附スルコトヲ得

前項ノ条件ハ中央卸売市場ニ於ル卸売ノ業務ノ適正且健全ナル運営ヲ確保スル為必要ニシテ最少限度ノモノニ限ルモノトシ且当該卸売ノ業務ヲ為ス者ニ不当ナル義務ヲ課スルモノナルコトヲ得ズ

第十条ノ六第一項中「又ハ第四号」を「、第四号又ハ第五号」に改める。

第十四条中「糶売」の下に「又ハ入札」を加え、「業務規程ノ定ムル特別ノ事情アル場合」を「災害ノ発生其ノ他命令ノ定ムル所ニ依リ業務規程ヲ以テ定ムル特別ノ事情アル場合及第一条第一項ニ掲グル物品ニシテ政令ヲ以テ定ムルモノ（以下特定物品ト謂フ）又ハ同条第三項ニ規定スル其ノ他ノ日用品ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ業務規程ヲ以テ定ムル他ノ方法ニ依ル場合」に改め、同条に次の二項を加える。

中央卸売市場ノ開設者ハ特定物品ノ売買ニ付前項但書ノ規定ニ依リ同項本文ニ規定スル方法及同項但書ニ規定スル他ノ方法ノ双方ニ依ルベキ旨又ハ同項但書ニ規定スル他ノ方法ノ二以上ニ依ルベキ旨ヲ業務規程ヲ以テ定ムル場合ニハ併セテ命令ノ定ムル所ニ依リ業務規程ヲ以テ方法ヲ異ニスル売買毎ニ売買ガ為サルル場所又ハ時間ガ区分セラルルコトトナルベキ措置ヲ定ムルコトヲ要ス

中央卸売市場ノ開設者ハ特定物品ノ売買ニ付第一項

但書ノ規定ニ依リ同項但書ニ規定スル他ノ方法ニ依ルベキ旨ヲ業務規程ヲ以テ定ムル場合ニハ併セテ命令ノ定ムル所ニ依リ業務規程ヲ以テ特定物品ノ種類毎ニ当該方法ニ依ル売買ノ場合ニ使用セラルル当該特定物品ノ品位ヲ表ス取引上ノ呼称並ニ其ノ品位ノ格付ニ関スル基準及実施方法ヲ定ムルコトヲ要ス

第十四条ノ次に次の一条を加える。

第十四条ノ二　第十条ノ規定ニ依リ卸売ノ業務ヲ為ス者ハ当該卸売ノ業務及之ニ附帯スル業務以外ノ業務（以下本条ニ於テ兼業業務ト謂フ）ヲ営マムトスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ兼業業務ニ関スル事業計画ヲ添附シ其ノ旨ヲ農林大臣ニ届出ヅベシ其ノ兼業業務ヲ追加セムトスルトキ亦同ジ

前項ノ規定ニ依ル届出ヲ為シタル者ハ其ノ届出ヲ為シタル事項ヲ変更セムトスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ変更ニ係ル事項ヲ農林大臣ニ届出ヅベシ

第一項ノ規定ニ依ル届出ヲ為シタル者ハ其ノ兼業業務ノ全部ヲ廃止シタルトキハ遅滞ナク其ノ旨ヲ農林大臣ニ届出ヅベシ

第十五条ノ二第一項中「之ニ基キテ為ス行為」の下に「並ニ同条ノ規定ニ依リ卸売ノ業務ヲ為ス者ト当該中央卸売市場ノ取扱品目ニ付当該指定区域内ニ於テ中央卸売市場類似ノ業務ヲ為ス市場ニ於テ卸売ノ業務ヲ為ス者（以下本項ニ於テ他市場卸売業者ト謂フ）トノ間ニ於ル過度ノ競争ニ因ル弊害ヲ防止シ当該中央卸売市場ニ於ル卸売ノ業務ノ適正且健全ナル運営ヲ確保スル為必要アリト認ムルトキハ当該卸売ノ業務ヲ為ス者ニ対シ其ノ者ノ業務ト密接ニ関連スル場合ニ於テ当該中央卸売市場ニ於ル業務ノ適正且健全ナル運営ヲ確保スル為特ニ必要アル場合ニ於テ同条ノ規定ニ依リ卸売ノ業務ヲ為ス者ガ命令ノ定ムル所ニ依リ予メ農林大臣ノ認可ヲ受ケ当該他市場卸売業者トノ間ニ於テ為ス合併又ハ営業ノ譲受（他市場卸売業者ガ合併後存続シ又ハ営業ヲ譲受クル場合ヲ除ク）ヲ加え、同条第二項第一号中「防止シ」の下に「当該中央卸売市場ニ於ル」を加える。

第十七条第二項中「其ノ業務」を「其ノ者ノ業務」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

農林大臣ハ第十条ノ規定ニ依リ卸売ノ業務ヲ為ス者ノ当該卸売ノ業務ノ適正且健全ナル運営ヲ確保スル為必要アリト認ムルトキハ当該卸売ノ業務ヲ為ス者ニ対シ其ノ者ノ業務又ハ会計ニ関シ必要ナル改善措置ヲ採ルベキ旨ヲ命ズルコトヲ得

第十八条第一項に次の一号を加える。

四　卸売ノ業務ヲ為ス法人ノ無限責任社員又ハ取締役其ノ他業務ヲ執行スル役員ニシテ当該違反行為ヲ為シタルモノノ解任ノ命令

第十八条第二項に後段として次のように加える。

此ノ場合ニ於テ同項第四号ノ処分ニ付テハ第十条ノ八中「相手方」トアルハ「相手方及当該処分ニ於テ解任セラルベキモノトセラルル者」ト、「其ノ者」トアルハ「此等ノ者」ト読ミ替フルモノトス

第二十三条の次に次の二条を加える。

第二十三条ノ二　農林大臣ハ指定区域ノ周辺ノ地域ニシテ農林大臣ノ指定スルモノニ於テ当該指定区域ニ係ル中央卸売市場ノ取扱品目ニ係ル物品ノ卸売ヲ為ス為開設セラルル市場ニシテ其ノ施設ガ命令ヲ以テ定ムル基準ヲ超ユルモノ（以下本条ニ於テ周辺地市場ト謂フ）ニ於ル業務ガ当該物品ノ流通ニ付当該中央卸売市場ニ於ル業務ト密接ニ関連スル場合ニ於テ当該中央卸売市場ニ於ル業務ノ適正且健全ナル運営ヲ確保スル為特ニ必要アリト認ムルトキハ当該周辺地市場ノ開設者又ハ当該周辺地市場ニ於テ卸売ノ業務ヲ為ス者ニ対シ其ノ施設又ハ業務ノ方法ニ関シ当該物品ノ円滑ナル流通ヲ図ル為必要ナル改善措置ヲ採ルベキ旨ノ勧告ヲ為スコトヲ得

第二十三条ノ三　農林省ニ中央卸売市場審議会（以下審議会ト謂フ）ヲ置ク

審議会ハ本法ニ依リ其ノ権限ニ属セシメラレタル事項ヲ処理スルノ外農林大臣ノ諮問ニ応ジ本法ノ施行ニ関スル重要事項ヲ調査審議ス

審議会ハ前項ニ規定スル事項ニ関シ農林大臣ニ意見ヲ述ブルコトヲ得

審議会ハ委員五人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

委員ハ第二項ニ規定スル事項ニ関シ学識経験ヲ有スル者ノ中ヨリ農林大臣之ヲ任命ス

本法ニ定ムルモノノ外審議会ノ組織及運営ニ関シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十五条第二号中「第十七条第二項」を「第十七条第三項」に改め、同条中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号中「第十八条第一項第三号」の下に「又ハ第四号」を加え、同号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三　第十四条ノ二第一項又ハ第二項ノ規定ニ依ル届出ヲ為サズ又ハ虚偽ノ届出ヲ為シタル者

四　第十七条第二項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

第二十六条中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、第一号として次の一号を加える。

一　第十四条ノ二第三項ノ規定ニ依ル届出ヲ為サズ又ハ虚偽ノ届出ヲ為シタル者

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

2　この法律の施行の際現に開設されている中央卸売市場における売買の方法その他業務規程をもつて定めるべき事項については、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日（その日までに次項の申請に対し同項の認可を受けた中央卸売市場にあつては、その認可に係る業務規程の変更の効力が発生する日）までは、なお従前の例による。

3　この法律の施行の際現に開設されている中央卸売市場の開設者は、この法律の施行の日から起算して六十日を経過した日から起算して三十日を経過する日までに、農林省令で定めるところにより、農林大臣に対し、改正後の中央卸売市場法の規定に適合するように必要な業務規程の変更につき同法第四条の認可の申請をしなければならない。

4　この法律の施行の際現に中央卸売市場法第十条の許可を受け中央卸売市場において卸売の業務を行なつている者でこの法律の施行の際現に当該卸売の業務及びこれに附帯する業務以外の業務（以下「兼業業務」という。）を営んでいるものについては、この法律の施行の日から起算して三十日を経過する日までは、当該兼業業務について、改正後の中央卸売市場法第十四条ノ二第一項前段の規定は、適用しない。

5　前項に規定する者で同項に規定する日後においても当該兼業業務を引き続いて営もうとするものは、その日までに、農林大臣に対し、改正後の中央卸売市場法第十四条ノ二第一項前段の規定による届出をしなければならない。

6　農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

「農林物資規格調査会」を「農林畜水産物の規格及び標準に関する事項を調査審議すること。」に改める。

中央卸売市場審議会

（内閣総理・大蔵・農林大臣署名）

中央卸売市場法（大正十二年法律第三十二号）によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。」に改める。

法律第二百三十四号（昭三六・一一・一六）

◎電気用品取締法

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　製造事業者の登録（第三条―第十七条）
第三章　電気用品の型式等（第十八条―第二十六条）
第四章　販売等の制限（第二十七条・第二十八条）
第五章　指定試験機関（第二十九条―第四十二条）
第六章　雑則（第四十三条―第五十六条）
第七章　罰則（第五十七条―第六十三条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、電気用品の製造、販売等を規制することにより、粗悪な電気用品による危険及び障害の発生を防止することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「電気用品」とは、主として一般用電気工作物（電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）第二条第一項に規定する一般用電気工作物をいう。）の部分となり、又はこれに接続して用いられる機械、器具又は材料であつて、政令で定めるものをいう。

第二章　製造事業者の登録

（登録）

第三条　電気用品の製造の事業を行なおうとする者は、通商産業省令で定める電気用品の製造の事業の区分（以下「事業区分」という。）に従い、通商産業大臣の登録を受けなければならない。

（登録の申請）

第四条　前条の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　事業区分

三　当該電気用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地

四　当該電気用品の製造のための設備であつて通商産業省令で定めるもの（以下「特定製造設備」という。）の名称及び性能又は数

五　当該電気用品の検査のための設備であつて通商産業省令で定めるもの（以下「特定検査設備」という。）の名称及び性能又は数

2　前項の申請書には、工場又は事業場の図面その他の通商産業省令で定める書類を添附しなければならない。

（欠格条項）

第五条　次の各号の一に該当する者は、第三条の登録を受けることができない。

一　この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二　第十四条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三　第三条の登録を受けた者（以下「登録製造事業者」という。）であつて法人であるものが第十四条の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその登録製造事業者の業務を行なう役員であつた者で、その処分のあつた日から二年を経過しないもの

四　法人であつて、その業務を行なう役員のうちに前三号の一に該当する者があるもの

（登録の基準）

第六条　通商産業大臣は、第三条の登録の申請が次の各号に該当すると認めるときは、登録をしなければならない。

一　特定製造設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

二　特定検査設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

（登録簿）

第七条　通商産業大臣は、登録簿を備え、次の事項を登録しなければならない。

一　登録の年月日及び登録番号

二　第四条第一項第一号から第三号までに掲げる事項

（登録証）

第八条　通商産業大臣は、第三条の登録をしたときは、登録証を交付する。

2　前項の登録証には、次の事項を記載しなければならない。

一　登録の年月日及び登録番号

二　氏名又は名称及び住所

三　事業区分

（承継）

第九条　登録製造事業者が当該登録に係る事業の全部を譲渡し、又は登録製造事業者について相続若しくは合併があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その登録製造事業者の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人が第五条各号の一に該当するときは、この限りでない。

（変更の届出等）

第十条　登録製造事業者は、第四条第一項第一号又は第三号から第五号までに掲げる事項に変更があつたときは、変更の日から三十日以内に、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。ただし、その変更が通商産業省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

2　前項の場合において、登録証に記載された事項に変更があつた登録製造事業者は、同項の規定による届出にその登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

3　第二項の場合において、前条の規定により登録製造事業者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を提出しなければならない。

（廃止の届出）

第十一条　登録製造事業者は、当該登録に係る事業を廃止したときは、廃止の日から三十日以内に、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

（登録証の再交付）

第十二条　登録製造事業者は、登録証をよごし、損じ、又は失つたときは、通商産業大臣に申請し、その再交付を受けることができる。

（登録の失効）

第十三条　登録製造事業者が当該登録に係る事業を廃止したときは、当該登録は、その効力を失う。

（登録の取消し）

第十四条　通商産業大臣は、登録製造事業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一　第三条、第十条第一項、第十八条又は第二十五条第二項の規定に違反したとき。

二　第五条第一号、第三号又は第四号に該当するに至つたとき。

三　第四十七条又は第四十八条の規定による命令に

違反したとき。

四　不正の手段により登録を受けたとき。

（登録の消除）

第十五条　通商産業大臣は、登録製造事業者の登録がその効力を失つたときは、その登録を消除しなければならない。

（登録証の返納）

第十六条　登録製造事業者は、その登録が効力を失つたときは、効力を失つた日から三十日以内に、通商産業大臣にその登録証を返納しなければならない。

（登録簿の謄本等）

第十七条　何人も、通商産業大臣に対し、登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求することができる。

第三章　電気用品の型式等

（登録製造事業者に係る電気用品の型式の認可）

第十八条　登録製造事業者は、製造しようとする電気用品の型式について、通商産業省令で定める型式の区分（以下単に「型式の区分」という。）に従い、通商産業大臣の認可を受けなければならない。ただし、特定の用途に使用される電気用品を製造する場合において通商産業大臣の承認を受けたとき、又は試験的に製造する場合には、この限りでない。

（認可の申請）

第十九条　前条の認可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　登録の年月日及び登録番号

三　型式の区分

2　前項の申請書には、通商産業省令で定める数量の試験用の電気用品及びその構造図その他の通商産業省令で定める書類を添附しなければならない。ただし、第二十一条第一項の試験に合格した電気用品について前条の認可を受けようとするときは、当該試験に合格したことを証する書面をもつて足りる。

（認可の基準）

第二十条　通商産業大臣は、第十八条の認可の申請が次の各号（次条第一項の試験に合格したことを証する書面を添附してある場合には、第二号）に該当すると認めるときは、認可をしなければならない。

一　申請に係る試験用の電気用品が通商産業省令で定める技術上の基準に適合していること。

二　申請者が申請に係る型式の区分の属する事業区分について第三条の登録を受けていること。

（指定試験機関の試験）

第二十一条　登録製造事業者は、通商産業省令で定める型式の電気用品については、通商産業大臣が指定した者（以下「指定試験機関」という。）の行なう試験を受けることができる。

2　前項の試験を受けようとする登録製造事業者は、通商産業省令で定める区分に従い、次の事項を記載した申請書に第十九条第二項の通商産業省令で定める数量の試験用の電気用品及び同項の通商産業省令で定める書類を添えて、指定試験機関に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　型式の区分

3　第一項の試験においては、その試験用の電気用品が前条第一号の通商産業省令で定める技術上の基準に適合しているときは、これを合格とする。

（基準適合義務等）

第二十二条　第十八条の認可を受けた登録製造事業者が当該認可に係る型式の電気用品を製造する場合においては、第二十三条第一項の認可を受けた登録製造事業者又は輸入事業者は、当該認可に係る型式の電気用品（第二十二条第二項において準用する第十八条ただし書の規定の適用を受けて製造されたものを除く。）を販売する時までに、これに通商産業省令で定める方式による表示を附さなければならない。

2　何人も、前項に規定する場合を除くほか、電気用品に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を附してはならない。

（認可の取消し）

第二十三条　通商産業大臣は、第十八条又は第二十三条第一項の認可を受けた登録製造事業者又は輸入事業者が次の各号の一に該当するときは、その認可を取り消すことができる。

一　第二十二条第三項又は前条第一項の規定に違反したとき。

二　第四十三条第一項の条件に違反したとき。

三　第四十七条又は第四十八条の規定による命令に違反したとき。

四　不正の手段により第十八条又は第二十三条第一

おいては、第二十条第一号の通商産業省令で定める技術上の基準に適合するようにしなければならない。

2　第十八条ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

3　第一項の登録製造事業者は、通商産業省令で定めるところにより、その製造に係る同項の電気用品（前項において準用する第十八条ただし書の規定の適用を受けて製造されたものを除く。）について検査を行ない、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

（輸入事業者に係る電気用品の型式の認可等）

第二十三条　電気用品の輸入の事業を行なう者（以下「輸入事業者」という。）は、販売しようとする電気用品（その者の輸入したものに限る。）の型式について、型式の区分に従い、当該電気用品の製造事業者ごとに、通商産業大臣の認可を受けなければならない。ただし、特定の用途に使用される電気用品を販売する場合において、通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2　第十九条から第二十一条までの規定は、前項の認可に準用する。この場合において、第十九条第一項第二号中「登録の年月日及び登録番号」とあるのは「当該電気用品の製造事業者の氏名又は名称及び住所」と、第二十条中「認可の申請が次の各号（次条第一項の試験に合格したことを証する書面を添附してある場合には、第二号）に該当すると認めるとき」と読み替えるものとする。

（表示）

第二十五条　第十八条又は第二十三条第一項の認可を受けた登録製造事業者又は輸入事業者は、当該認可に係る型式の電気用品（第二十二条第二項において準用する第十八条ただし書の規定の適用を受けて製造されたものを除く。）を販売する時までに、これに通商産業省令で定める方式による表示を附さなければならない。

2　何人も、前項に規定する場合を除くほか、電気用品に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を附してはならない。

（認可の取消し）

第二十六条　通商産業大臣は、第十八条又は第二十三条第一項の認可を受けた登録製造事業者又は輸入事業者が次の各号の一に該当するときは、その認可を取り消すことができる。

一　第二十二条第三項又は前条第一項の規定に違反したとき。

二　第四十三条第一項の条件に違反したとき。

三　第四十七条又は第四十八条の規定による命令に違反したとき。

四　不正の手段により第十八条又は第二十三条第一項の認可を受けたとき。

（登録の消除）

第二十七条　通商産業大臣は、登録製造事業者の登録がその効力を失つたときは、その登録を消除しなければならない。

（登録証の返納）

第二十八条　登録製造事業者は、その登録が効力を失つたときは、効力を失つた日から三十日以内に、通商産業大臣にその登録証を返納しなければならない。

（登録簿の謄本等）

第二十九条　何人も、通商産業大臣に対し、登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求することができる。

第四章　雑則

（報告、検査等）

第三十条　通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録製造事業者又は輸入事業者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、登録製造事業者若しくは輸入事業者の事務所若しくは工場に立ち入り、電気用品若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは電気用品を無償で収去させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（指定試験機関の指定）

第三十一条　通商産業大臣は、第二十一条第一項の試験を行なう者を指定することができる。

2　前項の指定は、通商産業省令で定めるところにより、試験の種類ごとに行なう。

3　通商産業大臣は、第一項の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

（指定試験機関の指定の基準）

第三十二条　通商産業大臣は、前条第一項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の指定をしてはならない。

一　試験事務を行なう役員の選任及び解任の方法が定められていること。

二　試験事務を行なう役員又は職員の構成が試験事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三　試験事務の実施に関する計画が適正であり、かつ、その計画を確実に実施するに足りる経理的基礎を有すること。

四　試験事務以外の業務を行なつている場合には、その業務を行なうことによつて試験事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

（試験事務の休廃止）

第三十三条　指定試験機関は、通商産業大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

（指定の取消し等）

第三十四条　通商産業大臣は、指定試験機関が第三十二条の指定の基準に適合しなくなつたと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

2　通商産業大臣は、指定試験機関が前条の規定に違反したときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

3　通商産業大臣は、前二項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

（試験事務の引継ぎ）

第三十五条　指定試験機関は、第三十一条第一項の指定を取り消されたとき、又は試験事務の全部若しくは一部の廃止を許可されたときは、通商産業省令で定めるところにより、試験事務の引継ぎを行なわなければならない。

（試験事務の監督）

第三十六条　通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定試験機関に対し、試験事務に関し報告をさせ、又はその職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、試験事務の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　第三十条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により立入検査をする職員について準用する。

（手数料）

第三十七条　第二十一条第一項の試験を受けようとする者は、実費を勘案して通商産業省令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

2　前項の手数料は、指定試験機関が徴収するものとし、指定試験機関の収入とする。

3　指定試験機関は、第一項の手数料を納めた者が、試験を受けた日から通商産業省令で定める期間内に、その試験に合格しなかつた場合において、その者から再試験を受けようとする旨の申出があつたときは、通商産業省令で定めるところにより、再試験を行なわなければならない。

4　指定試験機関は、前項の再試験を行なう場合には、通商産業省令で定めるところにより、第一項の手数料を減額しなければならない。

項の認可を受けたとき。

第四章　販売等の制限

（販売の制限）

第二十七条　電気用品の販売の事業（自ら製造し、又は輸入した電気用品の販売の事業を除く。）を行なう者（以下「販売事業者」という。）は、第二十五条第一項の表示が附されているものでなければ、電気用品を販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。ただし、第十八条ただし書（第二十二条第二項において準用する場合を含む。）又は第二十三条第一項ただし書の承認に係る電気用品については、この限りでない。

（使用の制限）

第二十八条　電気に関する臨時措置に関する法律（昭和二十七年法律第三百四十一号）の規定によりその例によるものとされた旧公益事業令（昭和二十五年政令第三百四十三号）第二条第四号に規定する電気事業者、同令附則第三項の規定によりなお効力を有する旧電気事業法（昭和六年法律第六十一号）第三十条第一項の命令の適用を受ける電気工作物を設置する者又は電気工事士法第三条に規定する電気工事士は、第二十五条第一項の表示が附されているものでなければ、電気用品を電気施設（発電、変電、送電若しくは配電又は電気の使用のために設置する機械、器具、電線路その他の工作物をいう。）の設置又は変更の工事に使用してはならない。

2　電気用品を部品又は附属品として使用して製造する物品であつて、政令で定めるものの製造の事業を行なう者は、第二十五条第一項の表示が附されているものでなければ、電気用品をその製造に使用してはならない。

3　前条ただし書の規定は、前二項の場合に準用する。

第五章　指定試験機関

（指定）

第二十九条　第二十一条第一項の指定は、通商産業省令で定める区分ごとに、同項の試験（以下この章において単に「試験」という。）を行なおうとする者の申請により行なう。

（欠格条項）

第三十条　次の各号の一に該当する者は、第二十一条第一項の指定を受けることができない。

一　第四十一条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

二　その業務を行なう役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある者

イ　この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ロ　第三十八条の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者

（指定の基準）

第三十一条　通商産業大臣は、第二十一条第一項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一　通商産業省令で定める機械器具その他の設備を用いて試験を行なうものであること。

二　通商産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が試験を実施し、その数が通商産業省令で定める数以上であること。

三　民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人であつて、その役員又は社員の構成が試験の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四　試験の業務以外の業務を行なつている場合には、その業務の実施によつて試験が不公正になるおそれがないものであること。

五　試験の業務を適確かつ円滑に行なうに必要な経理的基礎を有するものであること。

六　その指定をすることによつて申請に係る試験の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

（試験の義務）

第三十二条　指定試験機関は、試験を行なうべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、試験を行なわなければならない。

2　指定試験機関は、試験を行なうときは、前条第一号に規定する機械器具、その他の設備を使用し、かつ、同条第二号に規定する者（以下「試験員」という。）に試験を実施させなければならない。

（事業所の変更）

第三十三条　指定試験機関は、試験を行なう事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、通商産業大臣に届け出なければならない。

（業務規定）

第三十四条　指定試験機関は、試験の業務に関する規定（以下「業務規定」という。）を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　業務規定で定めるべき事項は、通商産業省令で定める。

3　通商産業大臣は、第一項の認可をした業務規定が試験の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規定を変更すべきことを命ずることができる。

（業務の休廃止）

第三十五条　指定試験機関は、通商産業大臣の許可を受けなければ、試験の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

（事業計画等）

第三十六条　指定試験機関は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　指定試験機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

（役員の選任及び解任）

第三十七条　指定試験機関の役員の選任及び解任は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（解任命令）

第三十八条　通商産業大臣は、指定試験機関の役員又は試験員がこの法律又は業務規定に違反したときは、その指定試験機関に対し、その役員又は試験員を解任すべきことを命ずることができる。

（役員及び職員の地位）

第三十九条　試験の業務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（適合命令）

第四十条　通商産業大臣は、指定試験機関が第三十一条第一号から第五号までに適合しなくなつたと認めるときは、その指定試験機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（指定の取消し等）

第四十一条　通商産業大臣は、指定試験機関が次の各号の一に該当するときは、第二十一条第一項の指定

を取り消し、又は期間を定めて試験の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　この章の規定に違反したとき。

二　第三十四条第一項の認可を受けた業務規定によらないで試験を行なつたとき。

三　第三十四条第三項、第三十八条又は前条の規定による命令に違反したとき。

四　不正の手段により指定を受けたとき。

（帳簿の記載）

第四十二条　指定試験機関は、帳簿を備え、試験に関し通商産業省令で定める事項を記載しなければならない。

2　前項の帳簿は、通商産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。

第六章　雑則

（認可等の条件）

第四十三条　第十八条若しくは第二十三条第一項の認可又は第十八条ただし書（第二十二条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二十三条第一項ただし書の承認には、条件を附することができる。

2　前項の条件は、認可又は承認に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、認可又は承認を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

（公示）

第四十四条　通商産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一　第十八条又は第二十三条第一項の認可をしたとき。

二　第二十一条第一項の指定をしたとき。

三　第二十六条の規定により認可を取り消したとき。

四　第三十三条の規定による届出があつたとき。

五　第三十五条の許可をしたとき。

六　第四十一条の規定により指定を取り消し、又は試験の業務の停止を命じたとき。

（報告の徴収）

第四十五条　通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、登録製造事業者、輸入事業者、販売事業者又は第二十八条第二項に規定する事業を行なう者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2　通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定試験機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

（立入検査等）

第四十六条　通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録製造事業者、輸入事業者、販売事業者又は第二十八条第二項に規定する事業を行なう者の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、電気用品、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2　通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定試験機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3　前二項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4　第一項又は第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（業務停止命令）

第四十七条　通商産業大臣は、第十八条又は第二十三

条第二項の認可を受けた登録製造事業者又は輸入事業者が製造し、又は輸入した電気用品であつて当該認可に係るもの（第二十二条第二項において準用する第十八条ただし書の規定の適用を受けて製造されたものを除く。）が第二十条第一号の通商産業省令で定める技術上の基準に適合していない場合において、危険又は障害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、当該登録製造事業者又は輸入事業者に対し、一年以内の期間を定めてその業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（改善命令）

第四十八条　通商産業大臣は、次の場合には、登録製造事業者に対し、特定製造設備又は特定検査設備の修理又は改造、電気用品の製造又は検査の業務の方法の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一　特定製造設備又は特定検査設備が第六条第一号又は第二号の通商産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるとき。

二　第二十二条第一項の規定に違反していると認めるとき。

（公聴会）

第四十九条　通商産業大臣は、第二条又は第二十八条第二項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、公聴会を開き、広く一般の意見をきかなければならない。

（異議の申立て）

第五十条　この法律の規定による通商産業大臣の処分（第五十六条の規定により通商産業大臣の権限が通商産業局長又は都道府県知事に委任された場合には、当該通商産業局長又は都道府県知事の処分）に対して不服のある者は、その処分のあつたことを知つた日から三十日以内に、その旨を記載した書面をもつて、通商産業大臣に異議の申立てをすることができる。ただし、処分の日から六十日を経過したときは、異議の申立てをすることができない。

第五十一条　通商産業大臣は、前条の異議の申立てがあつたときは、異議の申立てをした者に対し、相当な期間をおいて予告をした上、公開による聴聞を行なわなければならない。

2　前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3　聴聞に際しては、異議の申立てをした者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第五十二条　通商産業大臣は、前条の聴聞を行なつた後、文書をもつて決定をし、その写しを異議の申立てをした者に送付しなければならない。

（手数料）

第五十三条　次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

第三条の登録を受けようとする者	一件につき　四千円
第十八条若しくは第二十三条第一項の認可又は第二十四条第一項の更新を受けようとする者（指定試験機関の行なう試験に合格した電気用品の型式について、これらの認可又は認可の更新を受けようとする者を除く。）	一件につき　四万円
指定試験機関の行なう試験を受けようとする者	一件につき　四万円
登録証の訂正又は再交付を受けようとする者	一件につき　二百円
登録簿の謄本の交付を請求しようとする者	一枚につき　二十円
登録簿の閲覧を請求しようとする者	一回につき　二十円

2　前項の手数料は、指定試験機関の行なう試験を受けようとする者の納付するものについては当該指定試験機関の、その他の者の納付するものについては国庫の収入とする。

（輸出用電気用品の特例）

第五十四条　輸出用の電気用品については、政令で、この法律の一部の適用を除外し、その他必要な特例を定めることができる。

（経過措置）

第五十五条　この法律の規定に基づき政令又は通商産業省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は通商産業省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

（権限の委任）

第五十六条　この法律の規定により通商産業大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、通商産業局長又は都道府県知事に委任することができる。

第七章　罰則

第五十七条　次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第三条の登録を受けないで電気用品の製造の事業を行なつた者

二　第十八条又は第二十三条第一項の規定に違反してこれらの認可を受けた型式の電気用品以外の電気用品を製造し、又は販売した者

三　第四十七条の規定による業務の停止の命令に違反した者

第五十八条　第四十一条の規定による業務の停止の命令に違反した場合には、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第五十九条　次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一　第二十二条第三項の規定に違反して検査を行なわず、検査記録を作成せず、虚偽の検査記録を作成し、又は検査記録を保存しなかつた者

二　第二十五条第一項の規定に違反して表示を附さなかつた者

三　第二十五条第二項の規定に違反して表示を附した者

四　第二十七条の規定に違反して電気用品を販売し、又は販売の目的で陳列した者

五　第二十八条第一項又は第二項の規定に違反して電気用品を使用した者

第六十条　次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一　第四十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二　第四十六条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して、正当な理由なく陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第六十一条　次の各号の一に掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

一　第三十五条の許可を受けないで試験の業務の全部を廃止したとき。

二　第四十二条第一項の規定に違反して同項に規定する事項の記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は同条第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかつたとき。

三　第四十五条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四　第四十六条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して、正当な理由なく陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第六十二条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十七条、第五十九条又は第六十六条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第六十三条　次の各号の一に該当する者は、一万円以下の過料に処する。

一　第十条第一項（第二十三条第三項において準用する場合を含む。）又は第十一条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　正当な理由なく、第十六条の規定に違反して登録証を返納しなかつた者

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して九月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四十九条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行の際現に電気に関する臨時措置に関する法律施行規則（昭和二十七年通商産業省令第九十九号）第一条第一項の規定によりその例によるものとされた旧電気用品取締規則（昭和十年通信省令第三十号。以下「旧規則」という。）第二条の免許を受けている者は、この法律の施行の日から三月間は、第三条の規定にかかわらず、その者がこの法律の施行の際現に旧規則第三条の型式承認を受け、又は同条の型式承認を申請している型式の別の属する事業区分について電気用品の製造の事業を行なうことができる。その者が次項の規定による届出をした場合において、当該登録を受けるまでの期間についても、同様とする。

2　前項に規定する者は、同項前段に規定する期間内に、通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出たときは、同項に規定する事業区分について第三条の登録の申請をしたものとみなす。この場合においては、通商産業大臣は、第六条の規定にかかわらず、その登録をしなければならない。

第三条　この法律の施行の際現に旧規則第三条又は第四条の型式承認を受けている者は、その型式の別に相当する型式の区分について第十八条又は第二十三条第一項の認可を受けたものとみなす。この場合において、昭和三十三年三月三十一日以前に型式承認を受けたものに係る第二十四条第一項の規定の適用については、同年四月一日に認可を受けたものとする。

第四条　前二条に規定するものを除くほか、旧規則の規定によつてした処分、手続その他の行為は、この法律中これに相当する規定があるときは、この法律の規定によつてしたものとみなす。

第五条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（通商産業省設置法の一部改正）

第六条　通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四十五号中「製造を免許すること。」を「製造事業者を登録し、若しくは電気用品の型式を認可すること。」に改める。

（電気に関する臨時措置に関する法律の一部改正）

第七条　電気に関する臨時措置に関する法律の一部を次のように改正する。

本則中「、電気用品」を削る。

（電気工事士法の一部改正）

第八条　電気工事士法の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「この法律」の下に「又は電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第二十八条第一項」を加える。

（通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第二百三十五号（昭三六・一一・二〇）

◎地方自治法の一部を改正する法律

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「又は所属未定地」を削る。

第七条第一項後段を削る。

第一章中第九条の二の次に次の三条を加える。

第九条の三　公有水面のみに係る市町村の境界変更又は前項の規定による公有水面のみに係る市町村の境界変更は、第七条第一項の規定にかかわらず、関係市町村の同意を得て都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を自治大臣に届け出なければならない。

公有水面のみに係る市町村の境界変更で都道府県の境界にわたるものは、第七条第三項の規定にかかわらず、関係のある普通地方公共団体の同意を得て自治大臣がこれを定める。

公有水面のみに係る市町村の境界に関し争論があるときは、第九条第一項及び第二項の規定にかかわらず、都道府県知事は、職権によりこれを第二百五十一条の規定による調停に付し、又は当該調停により市町村の境界が確定しないとき、若しくはすべての関係市町村の裁定することについての同意があるときは、これを裁定することができる。

第一項若しくは第二項の規定による公有水面のみに係る市町村の境界変更又は前項の規定による公有水面のみに係る市町村の境界の裁定は、当該公有水面の埋立て（干拓を含む。以下同じ。）が行なわれる場合においては、前三項の規定にかかわらず、公有水面の埋立てに関する法令により当該埋立ての竣功の認可又は通知がなされる時までこれをすることができる。

第一項から第三項までの同意については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

第七条第六項及び第七項の規定は第一項及び第二項の場合に、第九条第三項、第五項から第八項まで、第九項前段及び第十項の規定は第三項の場合にこれを準用する。

第九条の四　自治大臣又は都道府県知事は、公有水面の埋立てが行なわれる場合において、当該埋立てにより造成されるべき土地の所属すべき市町村を定めるため必要があると認めるときは、できる限りすみやかに、前二条に規定する措置を講じなければならない。

第九条の五　市町村の区域内にあらたに土地を生じたときは、市町村長は、当該市町村の議会の議決を経てその旨を確認し、都道府県知事に届け出なければならない。

前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示するとともに、自治大臣に報告しなければならない。

第九十三条第二項中「第二百五十八条第一項」を「第二百五十八条」に改める。

第百条第二項ただし書中「勾引又は過料」を「過料、罰金、拘留又は勾引」に改める。

第百二十七条第一項中「被選挙権を有しない者であるとき」の下に「又は第九十二条の二の規定に該当するとき」を、「その被選挙権の有無」の下に「又は同条の規定に該当するかどうか」を加える。

第百四十三条第一項中「被選挙権を有しなくなつたとき」の下に「又は前条の規定に該当するとき」を、「その被選挙権の有無」の下に「又は同条の規定に該当するかどうか」を加える。

第百六十六条に次の一項を加える。

普通地方公共団体の長は、副知事又は助役が前項において準用する第百四十二条の規定を該当するときは、これを解職しなければならない。

第百六十八条に次の二項を加える。

出納長及び収入役が、前項において準用する第百四十二条の規定に該当するときは、その職を失う。その同条の規定に該当するかどうかは、普通地方公共団体の長がこれを決定しなければならない。

第百十八条第五項及び第六項の規定は、前項の場合これを準用する。

第百八十条の五に次の二項を加える。

法律に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体の委員会の委員又は委員が前項の規定に該当するときは、その職を失う。その同項の規定に該当するかどうかは、その選任権者がこれを決定しなければならない。

第百十八条第五項及び第六項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第百八十四条第一項中「選挙権を有しなくなつたとき」の下に「又は第百八十条の五第六項の規定に該当するとき」を、「その選挙権の有無」の下に「又は同項の規定に該当するかどうか」を加える。

第百九十一条第一項中「置くことができる」を「置く」に改める。

第二百五十二条の二第一項中「又は」を「若しくは」に、「図るため」を「図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため」に改め、同条第二項中「国の事務の一部について」を「国の事務の一部を共同して管理し及び執行するため」に改め、同条第三項に次のただし書を加える。

ただし、普通地方公共団体又は普通地方公共団体の長その他の執行機関の権限に属する事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

第二百五十二条の二に次の三項を加える。

公益上必要がある場合においては、都道府県の加入するものについては自治大臣、その他のものについては都道府県知事は、関係のある普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の協議会を設けるべきことを勧告することができる。

普通地方公共団体の協議会が広域にわたる総合的な計画を作成したときは、関係普通地方公共団体又は関係普通地方公共団体の長その他の執行機関は、

該当計画に基づいて、その事務を処理し、又はその権限に属する事務を管理し及び執行するようにしなければならない。

普通地方公共団体の協議会は、必要があると認めるときは、関係のある公の機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

第二百五十二条の四第三号を次のように改める。

三　協議会の管理し及び執行し、若しくは協議会において連絡調整を図る関係普通地方公共団体若しくは関係普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員の権限に属する事務又は協議会の作成する計画の項目

第二百五十二条の四中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号及び第九号を削り、同条に次の一項を加える。

普通地方公共団体の事務の一部又は普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員の権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行するため普通地方公共団体の協議会を設ける場合には、協議会の規約には、前項各号に掲げるもののほか、左に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

一　協議会の管理し及び執行する関係普通地方公共団体又は関係普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員の権限に属する事務（以下本項中「協議会の担任する事務」という。）の管理及び執行の方法

二　協議会の担任する事務を管理し及び執行する場所

三　協議会の担任する事務に従事する関係普通地方公共団体の職員の身分の取扱い

四　協議会の担任する事務の用に供する関係普通地方公共団体の物品若しくは財産の取得、管理及び処分又は営造物の設置、管理及び処分の方法

五　前各号に掲げるものを除くほか、協議会と協議会を設ける関係普通地方公共団体との関係その他協議会に関し必要な事項

第二百五十二条の六中「第二百五十二条の二の下に「第一項から第三項まで」を加える。

第二百五十二条の七第三項中「第三項の規定は、」を「第三項本文の規定は」に、「場合に」を「場合に、同条第四項の規定は第一項の場合に」に改める。

第二百五十二条の十四第三項中「第三項の規定は、」を「第三項本文の規定は」に、「場合に」を「場合に、同条第四項の規定は第一項の場合に」に改める。

第二百九十三条　市町村及び特別区の組合で数都道府県にわたるものに係る第二百八十四条第一項から第四項まで、第二百八十六条及び第二百八十八条第二項の規定による処分は、これらの規定にかかわらず、自治大臣が関係都道府県知事の意見をきいてこれを行ない、市町村及び特別区の組合で数都道府県にわたるものに係る第二百八十八条第一項の規定による届出は、同項の規定にかかわらず、関係都道府県知事を経て自治大臣にこれをしなければならない。

附則第二十条の次に次の一条を加える。

第二十条の二　地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第二百三十五号）の施行前に公有水面の埋立てに関する法令により埋立ての竣功（しゅんこう）の認可又は通知がなされている埋立地又は干拓地で、その編入すべき市町村について同法の施行の際現に争論があり、同法による改正前の第七条第一項後段の規定による処分がなされていないものは、これを公有水面とみなして第九条の三第三項の規定を適用することができる。

別表第一中第一号の七を第一号の十一とし、第一号の六の次に次の四号を加える。

一の七　九州地方開発促進法（昭和三十四年法律第六十号）の定めるところにより、開発促進計画に基づく事業を実施すること。

一の八　四国地方開発促進法（昭和三十五年法律第六十三号）の定めるところにより、開発促進計画に基づく事業を実施すること。

一の九　北陸地方開発促進法（昭和三十五年法律第百七十一号）の定めるところにより、開発促進計画に基づく事業を実施すること。

一の十　中国地方開発促進法（昭和三十五年法律第百七十二号）の定めるところにより、開発促進計画に基づく事業を実施すること。

別表第一第三号中「設置すること」を「設置し、及び優生手術に関する費用を支弁すること」に改める。

別表第一第四号中「設置すること」を「設置し、及び精神障害者の入院に要する費用を負担すること」に改める。

別表第一第六号中「療養所への入所を命じた患者が経済的事情により医療を受けることが困難であるときその医療費の全部又は一部」を「療養所に入所し、若しくは入所させることを命じた場合において患者又はその保護者の申請があつたとき当該患者の医療等に要する費用」に改める。

別表第一第十八号中「及び」を「並びに」に改め、「設置し」の下に、「身体障害者の収容の委託に要する費用を一時繰替え支弁し」を、「身体障害者更生援護施設」の下に「及び養成施設」を加える。

別表第一中第十八号の二を第十八号の三とし、第十八号の次に次の一号を加える。

十八の二　精神薄弱者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）の定めるところにより、精神薄弱者の援護の委託に要する費用を一時繰替え支弁し、及び市町村の精神薄弱者援護施設の設置に要する費用の一部を負担すること。

別表第一第二十号中「育成医療」を「養育医療等」に改める。

別表第一第二十二号の二中「現に児童を扶養している者」の下に「、父母のない児童又は母子福祉団体」を加え、「生業資金」を「事業開始資金」に、「技能習得資金等」を「技能習得資金、修学資金等」に改め、同号の次に次の二号を加える。

二十の三　国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）の定めるところにより、国民健康保険事業の運営が健全に行なわれるように、必要な指導をし、及び都にあつては、特別区の行なう国民健康保険事業の運営につき、条例で、特別区相互間の調整上必要な措置を講ずること。

二十の四　身体障害者雇用促進法（昭和三十五年法律第百二十三号）の定めるところにより、求職者である身体障害者について適応訓練を行なうこと。

別表第一中第二十一号の次に次の二号を加える。

二十一の二　職業訓練法（昭和三十三年法律第百三十三号）の定めるところにより、一般職業訓練所を設置すること。

二十一の三　農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）の定めるところにより、農業改良普及所を設置すること。

別表第一第二十号の三の次に次の一号を加える。

二十三の四　養鶏振興法（昭和三十五年法律第四十九号）の定めるところにより、鶏の生産の用に供する施設の整備、優良な種鶏の確保その他必要な措置を講じ、並びに養鶏の振興を図るために必要な試験研究及び普及を行なうとともに、これらを

助長すること。

別表第一中第二十六号の五を第二十六号の六とし、同号の次に次の一号を加える。

二十六の七　下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）の定めるところにより、公共下水道及び都市下水路の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行なうこと。（都が特別区の存する区域において処理する場合に限る。）

別表第一第二十六号の四の次に次の一号を加える。

二十六の五　公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律（昭和三十六年法律第百九号）の定めるところにより、市街地改造事業を施行すること。

別表第一中第二十八号の四を第二十八号の六とし、第二十八号の三を第二十八号の五とし、同表第二十八号の二中「又は改築」を「若しくは改築又は首都高速道路公団の作成する工事実施計画書」に改め、同号の次に次の二号を加える。

二十八の三　首都高速道路公団法（昭和三十四年法律第百三十三号）の定めるところにより、主務大臣が定める基本計画に関し協議すること。

二十八の四　住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）の定めるところにより、住宅地区改良事業を行なうこと。（都が特別区の存する区域において処理する場合に限る。）

別表第一第二十九号の三中「ろう学校」を「聾学校」に改め、「その区域内に住所を有する」を削り、「ろう学校」を「聾学校」に改める。

別表第一第三十号中「設置し、及びへき地学校に勤務する教職員の採用について必要な指導を行うこと」を「設置する等へき地における教育の振興に関する事務を行なうこと」に改める。

別表第一中第三十一号の四を第三十一号の五とし、第三十一号の四とし、第三十一号の次に次の一号を加える。

三十一の二　学校保健法（昭和三十三年法律第五十六号）の定めるところにより、その設置する義務教育諸学校の児童又は生徒の伝染性又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病の治療のための医療に要する費用について必要な援助を行なうこと。

別表第一第三十六号中「風俗営業等取締法」に、「定めること」を「定め、並びに飲食店営業の深夜における業態について必要な制限を条例で定めること」に改める。

別表第一第三十八号を次のように改める。

三十八　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）及びこれに基づく政令で定めるところにより、道路における危険防止その他交通の安全と円滑を図るため、道路の通行を禁止し、若しくは制限し、又は道路標識等を設ける等道路交通の規制を行なうこと。

別表第一第三十八号の次に次の一号を加える。

三十九　消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）の定めるところにより、消防に必要な水利施設を設置し、維持し、及び管理し、並びに火災の予防等に関する条例を設け、その他火災の予防、警戒、鎮圧等のため必要な措置を講じ、並びに消防作業に従事した者の災害について療養その他の給付を行なうこと。（都が特別区の存する区域において処理する場合に限る。）

別表第二第一号(二)中「行なうこと」を「行ない、及び従業の禁止又は療養所に入所し、若しくは入所させることを命じた場合において患者又はその保護者の申請があつたとき当該患者の医療等に要する費用を負担すること」に改める。

別表第二第二号(四)の次に次のように加える。

(四の二)　身体障害者福祉法の定めるところにより、身体障害者の収容の委託に要する費用を一時繰替え支弁すること。

(四の三)　精神薄弱者福祉法の定めるところにより、精神薄弱者の援護の委託に要する費用を一時繰替え支弁すること。

別表第二第二号(二)中「（昭和二十三年法律第百八十六号）」を削り、「危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所、映写技術者の資格、映写室の構造及び設備、消火設備等について条例で必要な基準を定め」を「火災の予防等に関する条例を設け」に改める。

別表第二第二号(二の七)の次に次のように加える。

(二の八)　九州地方開発促進法の定めるところにより、開発促進計画に基づく事業を実施すること。

(二の九)　四国地方開発促進法の定めるところにより、開発促進計画に基づく事業を実施すること。

(二の十)　北陸地方開発促進法の定めるところにより、開発促進計画に基づく事業を実施すること。

(二の十一)　中国地方開発促進法の定めるところにより、開発促進計画に基づく事業を実施すること。

別表第二第二号(五)及び(六)を次のように改める。

(五)及び(六)　削除

別表第二第二号(十四)の次に次のように加える。

(十四の二)　身体障害者福祉法の定めるところにより、身体障害者の収容の委託に要する費用を一時繰替え支弁すること。（福祉事務所を設置する町村に限る。）

(十四の三)　精神薄弱者福祉法の定めるところにより、精神薄弱者の援護の委託に要する費用を一時繰替え支弁すること。（福祉事務所を設置する町村に限る。）

別表第二第二号(十八)を次のように改める。

(十八)　国民健康保険法の定めるところにより、国民健康保険を行なうこと。

別表第二第二号中(二十五の四)を(二十五の五)とし、(二十五の五)の次に次のように加える。

(二十五の六)　下水道法の定めるところにより、公共下水道及び都市下水路の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行なうこと。

別表第二第二号(二十五の三)の次に次のように加える。

(二十五の四)　公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律の定めるところにより、市街地改造事業を施行すること。

別表第二第二号中(二十六の三)を(二十六の六)とし、(二十六の二)の次に次のように加える。

(二十六の三)　道路整備特別措置法の定めるところにより、首都高速道路公団の作成する工事実施計画書に関し同意を与えること。

(二十六の四)　首都高速道路公団法の定めるところにより、主務大臣が定める基本計画に関し協議すること。

(二十六の五)　住宅地区改良法の定めるところにより、住宅地区改良事業を行なうこと。

別表第二第二号(二十八)中「設けること」を「設ける等へき地における教育の振興に関する事務を行なうこと」に改める。

別表第二第二号中(二十九の六を二十九の七とし、二十九の五を二十九の六とし、

別表第三第一号(十三)の次に次のように加える。

(十三の二) 調理師法(昭和三十三年法律第百四十七号)第十七条第一項の規定による調理師の停止の処分を受けた者で、その処分の期間中に調理師の業務を行つたもの

別表第三第一号(十五)中「第十五条」を「第十四条」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

別表第三第一号(十五の二)を次のように改める。

(十五の二) 医師法(昭和二十三年法律第二百一号)第七条第二項の規定による医師の免許の取消処分を受けた者で、その処分の日から起算して二年を経過しないもの

別表第三第一号(十六)中「第十条第一項」を「第十条第二項」に改める。

別表第三第一号(十七)中「第十条第一項」を「第十条第二項」に改める。

別表第三第一号(十八)中「第十条第一項」を「第十条第二項」に改める。

別表第三第一号(十九)を次のように改める。

(十九) 薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)又はあへん法(昭和二十九年法律第七十一号)の規定により、薬局開設者、医薬品の販売業者の許可に関する事務をつかさどつている保健所の長の職にある者の行なつた処分で、薬局の開設、医薬品の販売業者の許可の取消処分又は薬局の開設の停止の処分に該当するもの

別表第三第一号(二十)を次のように改める。

(二十) 薬事法第二十八条第一項又は第二項の規定により、薬局開設者又は医薬品の販売業者の許可の取消処分又は薬局の開設の停止の処分を受けた者で、その処分の日から起算して二年を経過しないもの

別表第三第一号(二十一)中「第十条第一項」を「第十条第二項」に改める。

別表第三第一号(二十二)中「第十条第一項」を「第十条第二項」に改める。

別表第三第一号(二十三)を次のように改める。

(二十三) 医薬品の製造業者又は輸入販売業者に対する薬事に関する法律又はこれに基づく処分に違反したことにより、医薬品の製造又は輸入販売を主務大臣の指示の処分を受けた者で、その処分の日から起算して二年を経過しないもの

別表第三第一号(二十四)中「第十五条第一項」を「第十五条第二項」に改める。

別表第三第一号(二十五)を次のように改める。

(二十五) 医薬品の製造業者又は輸入販売業者に対する薬事に関する法律又はこれに基づく処分に違反したことにより、医薬品の製造又は輸入販売を主務大臣の指示の処分を受けた者で、その処分の日から起算して二年を経過しないもの

別表第三第一号(二十六)中「第十五条第一項」を「第十五条第二項」に改める。

別表第三第一号(二十七)を次のように改める。

(二十七) 医薬品の製造業者又は輸入販売業者に対する薬事に関する法律又はこれに基づく処分に違反したことにより、医薬品の製造又は輸入販売を主務大臣の指示の処分を受けた者で、その処分の日から起算して二年を経過しないもの

別表第三第一号(二十八)を次のように改める。

(二十八) 医薬品の製造業者又は輸入販売業者に対する薬事に関する法律又はこれに基づく処分に違反したことにより、医薬品の製造又は輸入販売を主務大臣の指示の処分を受けた者で、その処分の日から起算して二年を経過しないもの

別表第三第一号(二十九)中「第十五条第一項」を「第十五条第二項」に改める。

別表第三第一号(三十)を次のように改める。

(三十) 薬事法第二十八条第一項又は第二項の規定により、薬局開設者又は医薬品の販売業者の許可の取消処分又は薬局の開設の停止の処分を受けた者で、その処分の日から起算して二年を経過しないもの

別表第三第一号(三十一)を次のように改める。

(三十一) 薬事法第二十八条第一項又は第二項の規定により、薬局開設者又は医薬品の販売業者の許可の取消処分又は薬局の開設の停止の処分を受けた者で、その処分の日から起算して二年を経過しないもの

別表第三第一号(三十二)を次のように改める。

(三十二) 薬事法第二十八条第一項又は第二項の規定により、薬局開設者又は医薬品の販売業者の許可の取消処分又は薬局の開設の停止の処分を受けた者で、その処分の日から起算して二年を経過しないもの

別表第三第一号(三十三)を次のように改める。

(三十三) 薬事法第二十八条第一項又は第二項の規定により、薬局開設者又は医薬品の販売業者の許可の取消処分又は薬局の開設の停止の処分を受けた者で、その処分の日から起算して二年を経過しないもの

別表第三第一号(三十四)を次のように改める。

(三十四) 薬事法第二十八条第一項又は第二項の規定により、薬局開設者又は医薬品の販売業者の許可の取消処分又は薬局の開設の停止の処分を受けた者で、その処分の日から起算して二年を経過しないもの

別表第三第一号(三十五)を次のように改める。

(三十五) 薬事法第二十八条第一項又は第二項の規定により、薬局開設者又は医薬品の販売業者の許可の取消処分又は薬局の開設の停止の処分を受けた者で、その処分の日から起算して二年を経過しないもの

別表第三第一号(三十六)を次のように改める。

(三十六) 薬事法第二十八条第一項又は第二項の規定により、薬局開設者又は医薬品の販売業者の許可の取消処分又は薬局の開設の停止の処分を受けた者で、その処分の日から起算して二年を経過しないもの

別表第三第一号(三十七)を次のように改める。

(三十七) 薬事法第二十八条第一項又は第二項の規定により、薬局開設者又は医薬品の販売業者の許可の取消処分又は薬局の開設の停止の処分を受けた者で、その処分の日から起算して二年を経過しないもの

別表第三第一号(三十八)を次のように改める。

(三十八) 薬事法第二十八条第一項又は第二項の規定により、薬局開設者又は医薬品の販売業者の許可の取消処分又は薬局の開設の停止の処分を受けた者で、その処分の日から起算して二年を経過しないもの

別表第三第一号(三十九)を次のように改める。

(三十九) 薬事法第二十八条第一項又は第二項の規定により、薬局開設者又は医薬品の販売業者の許可の取消処分又は薬局の開設の停止の処分を受けた者で、その処分の日から起算して二年を経過しないもの

別表第三第一号(四十)を次のように改める。

(四十) 薬事法第二十八条第一項又は第二項の規定により、薬局開設者又は医薬品の販売業者の許可の取消処分又は薬局の開設の停止の処分を受けた者で、その処分の日から起算して二年を経過しないもの

別表第三第一号(四十一)を次のように改める。

(四十一) 薬事法第二十八条第一項又は第二項の規定により、薬局開設者又は医薬品の販売業者の許可の取消処分又は薬局の開設の停止の処分を受けた者で、その処分の日から起算して二年を経過しないもの

別表第三第一号(四十二)を次のように改める。

(四十二) 薬事法第二十八条第一項又は第二項の規定により、薬局開設者又は医薬品の販売業者の許可の取消処分又は薬局の開設の停止の処分を受けた者で、その処分の日から起算して二年を経過しないもの

別表第三第一号(四十三)を次のように改める。

(四十三) 薬事法第二十八条第一項又は第二項の規定により、薬局開設者又は医薬品の販売業者の許可の取消処分又は薬局の開設の停止の処分を受けた者で、その処分の日から起算して二年を経過しないもの

別表第三第一号(四十四)を次のように改める。

(四十四) 薬事法第二十八条第一項又は第二項の規定により、薬局開設者又は医薬品の販売業者の許可の取消処分又は薬局の開設の停止の処分を受けた者で、その処分の日から起算して二年を経過しないもの

別表第三第一号(四十五)を次のように改める。

(四十五) 薬事法第二十八条第一項又は第二項の規定により、薬局開設者又は医薬品の販売業者の許可の取消処分又は薬局の開設の停止の処分を受けた者で、その処分の日から起算して二年を経過しないもの

別表第三第一号(四十六)を次のように改める。

(四十六) 薬事法第二十八条第一項又は第二項の規定により、薬局開設者又は医薬品の販売業者の許可の取消処分又は薬局の開設の停止の処分を受けた者で、その処分の日から起算して二年を経過しないもの

別表第三第一号(四十七)を次のように改める。

(四十七) 薬事法第二十八条第一項又は第二項の規定により、薬局開設者又は医薬品の販売業者の許可の取消処分又は薬局の開設の停止の処分を受けた者で、その処分の日から起算して二年を経過しないもの

別表第三第一号(四十八)を次のように改める。

(四十八) 薬事法第二十八条第一項又は第二項の規定により、薬局開設者又は医薬品の販売業者の許可の取消処分又は薬局の開設の停止の処分を受けた者で、その処分の日から起算して二年を経過しないもの

別表第三第一号(四十九)を次のように改める。

(四十九) 薬事法第二十八条第一項又は第二項の規定により、薬局開設者又は医薬品の販売業者の許可の取消処分又は薬局の開設の停止の処分を受けた者で、その処分の日から起算して二年を経過しないもの

別表第三第一号(五十)を次のように改める。

(五十) 薬事法第二十八条第一項又は第二項の規定により、薬局開設者又は医薬品の販売業者の許可の取消処分又は薬局の開設の停止の処分を受けた者で、その処分の日から起算して二年を経過しないもの

別表第三第一号(五十一)を次のように改める。

(五十一) 薬事法第二十八条第一項又は第二項の規定により、薬局開設者又は医薬品の販売業者の許可の取消処分又は薬局の開設の停止の処分を受けた者で、その処分の日から起算して二年を経過しないもの

別表第三第一号(五十二)を次のように改める。

(五十二) 薬事法第二十八条第一項又は第二項の規定により、薬局開設者又は医薬品の販売業者の許可の取消処分又は薬局の開設の停止の処分を受けた者で、その処分の日から起算して二年を経過しないもの

別表第三第一号(五十三)を次のように改める。

(五十三) 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)の定めるところにより、国民健康保険に関する市町村の条例の制定又は改正、国民健康保険について協議し、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会について、認可、解散等の認可その他その業務の運営に関し厚生労働大臣又は都道府県知事の指揮監督を受けた者で、厚生労働省令で定めるもの

別表第三第一号(五十四)を次のように改める。

(五十四) 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十五年法律第百五十五号)の定めるところにより、社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設又は社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設の役員又は職員で厚生労働省令で定めるもの

別表第三第一号(五十五)を次のように改める。

(五十五) 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十五年法律第百五十五号)の定めるところにより、社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設又は社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設の役員又は職員で厚生労働省令で定めるもの

別表第三第一号(五十六)を次のように改める。

(五十六) 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十五年法律第百五十五号)の定めるところにより、社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設又は社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設の役員又は職員で厚生労働省令で定めるもの

別表第三第一号(五十七)を次のように改める。

(五十七) 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十五年法律第百五十五号)の定めるところにより、社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設又は社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設の役員又は職員で厚生労働省令で定めるもの

別表第三第一号(五十八)を次のように改める。

(五十八) 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十五年法律第百五十五号)の定めるところにより、社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設又は社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設の役員又は職員で厚生労働省令で定めるもの

別表第三第一号(五十九)を次のように改める。

(五十九) 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十五年法律第百五十五号)の定めるところにより、社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設又は社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設の役員又は職員で厚生労働省令で定めるもの

別表第三第一号(六十)を次のように改める。

(六十) 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十五年法律第百五十五号)の定めるところにより、社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設又は社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設の役員又は職員で厚生労働省令で定めるもの

別表第三第一号(六十一)を次のように改める。

(六十一) 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十五年法律第百五十五号)の定めるところにより、社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設又は社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設の役員又は職員で厚生労働省令で定めるもの

別表第三第一号(六十二)を次のように改める。

(六十二) 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十五年法律第百五十五号)の定めるところにより、社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設又は社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設の役員又は職員で厚生労働省令で定めるもの

別表第三第一号(六十三)を次のように改める。

(六十三) 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十五年法律第百五十五号)の定めるところにより、社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設又は社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設の役員又は職員で厚生労働省令で定めるもの

別表第三第一号(六十四)を次のように改める。

(六十四) 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十五年法律第百五十五号)の定めるところにより、社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設又は社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設の役員又は職員で厚生労働省令で定めるもの

別表第三第一号(六十五)を次のように改める。

(六十五) 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十五年法律第百五十五号)の定めるところにより、社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設又は社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設の役員又は職員で厚生労働省令で定めるもの

別表第三第一号(六十六)を次のように改める。

(六十六) 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十五年法律第百五十五号)の定めるところにより、社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設又は社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設の役員又は職員で厚生労働省令で定めるもの

別表第三第一号(六十七)を次のように改める。

(六十七) 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十五年法律第百五十五号)の定めるところにより、社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設又は社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設の役員又は職員で厚生労働省令で定めるもの

別表第三第一号(六十八)を次のように改める。

(六十八) 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十五年法律第百五十五号)の定めるところにより、社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設又は社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設の役員又は職員で厚生労働省令で定めるもの

別表第三第一号(六十九)を次のように改める。

(六十九) 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十五年法律第百五十五号)の定めるところにより、社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設又は社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設の役員又は職員で厚生労働省令で定めるもの

別表第三第一号(七十)を次のように改める。

(七十) 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十五年法律第百五十五号)の定めるところにより、社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設又は社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設の役員又は職員で厚生労働省令で定めるもの

別表第三第一号(七十一)を次のように改める。

(七十一) 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十五年法律第百五十五号)の定めるところにより、社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設又は社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設の役員又は職員で厚生労働省令で定めるもの

別表第三第一号(七十二)を次のように改める。

(七十二) 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十五年法律第百五十五号)の定めるところにより、社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設又は社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設の役員又は職員で厚生労働省令で定めるもの

別表第三第一号(七十三)を次のように改める。

(七十三) 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十五年法律第百五十五号)の定めるところにより、社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設又は社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設の役員又は職員で厚生労働省令で定めるもの

別表第三第一号(七十四)を次のように改める。

(七十四) 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十五年法律第百五十五号)の定めるところにより、社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設又は社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設の役員又は職員で厚生労働省令で定めるもの

別表第三第一号(七十五)を次のように改める。

(七十五) 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十五年法律第百五十五号)の定めるところにより、社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設又は社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設の役員又は職員で厚生労働省令で定めるもの

別表第三第一号(七十六)を次のように改める。

(七十六) 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十五年法律第百五十五号)の定めるところにより、社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設又は社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設の役員又は職員で厚生労働省令で定めるもの

別表第三第一号(七十七)を次のように改める。

(七十七) 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十五年法律第百五十五号)の定めるところにより、社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設又は社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設の役員又は職員で厚生労働省令で定めるもの

別表第三第一号(七十八)を次のように改める。

(七十八) 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十五年法律第百五十五号)の定めるところにより、社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設又は社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設の役員又は職員で厚生労働省令で定めるもの

別表第三第一号(七十九)を次のように改める。

(七十九) 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十五年法律第百五十五号)の定めるところにより、社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設又は社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設の役員又は職員で厚生労働省令で定めるもの

別表第三第一号(八十)を次のように改める。

(八十) 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十五年法律第百五十五号)の定めるところにより、社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設又は社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設の役員又は職員で厚生労働省令で定めるもの

別表第三第一号(八十一)を次のように改める。

(八十一) 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十五年法律第百五十五号)の定めるところにより、社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設又は社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設の役員又は職員で厚生労働省令で定めるもの

別表第三第一号(八十二)を次のように改める。

(八十二) 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十五年法律第百五十五号)の定めるところにより、社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設又は社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設の役員又は職員で厚生労働省令で定めるもの

別表第三第一号(八十三)を次のように改める。

(八十三) 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十五年法律第百五十五号)の定めるところにより、社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設又は社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設の役員又は職員で厚生労働省令で定めるもの

別表第三第一号(八十四)を次のように改める。

(八十四) 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十五年法律第百五十五号)の定めるところにより、社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設又は社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設の役員又は職員で厚生労働省令で定めるもの

別表第三第一号(八十五)を次のように改める。

(八十五) 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十五年法律第百五十五号)の定めるところにより、社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設又は社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設の役員又は職員で厚生労働省令で定めるもの

別表第三第一号(八十六)を次のように改める。

(八十六) 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十五年法律第百五十五号)の定めるところにより、社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設又は社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設の役員又は職員で厚生労働省令で定めるもの

別表第三第一号(八十七)を次のように改める。

(八十七) 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十五年法律第百五十五号)の定めるところにより、社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設又は社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設の役員又は職員で厚生労働省令で定めるもの

別表第三第一号(八十八)を次のように改める。

(八十八) 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十五年法律第百五十五号)の定めるところにより、社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設又は社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設の役員又は職員で厚生労働省令で定めるもの

別表第三第一号(八十九)を次のように改める。

(八十九) 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十五年法律第百五十五号)の定めるところにより、社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設又は社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設の役員又は職員で厚生労働省令で定めるもの

別表第三第一号(九十)を次のように改める。

(九十) 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十五年法律第百五十五号)の定めるところにより、社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設又は社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設の役員又は職員で厚生労働省令で定めるもの

別表第三第一号(九十一)を次のように改める。

(九十一) 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十五年法律第百五十五号)の定めるところにより、社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設又は社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設の役員又は職員で厚生労働省令で定めるもの

別表第三第一号(九十二)を次のように改める。

(九十二) 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十五年法律第百五十五号)の定めるところにより、社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設又は社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設の役員又は職員で厚生労働省令で定めるもの

別表第三第一号(九十三)を次のように改める。

(九十三) 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十五年法律第百五十五号)の定めるところにより、社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設又は社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設の役員又は職員で厚生労働省令で定めるもの

別表第三第一号(九十四)を次のように改める。

(九十四) 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十五年法律第百五十五号)の定めるところにより、社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設又は社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設の役員又は職員で厚生労働省令で定めるもの

別表第三第一号(九十五)を次のように改める。

(九十五) 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十五年法律第百五十五号)の定めるところにより、社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設又は社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設の役員又は職員で厚生労働省令で定めるもの

別表第三第一号(九十六)を次のように改める。

(九十六) 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十五年法律第百五十五号)の定めるところにより、社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設又は社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設の役員又は職員で厚生労働省令で定めるもの

別表第三第一号(九十七)を次のように改める。

(九十七) 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十五年法律第百五十五号)の定めるところにより、社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設又は社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設の役員又は職員で厚生労働省令で定めるもの

別表第三第一号(九十八)を次のように改める。

(九十八) 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十五年法律第百五十五号)の定めるところにより、社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設又は社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設の役員又は職員で厚生労働省令で定めるもの

別表第三第一号(九十九)を次のように改める。

(九十九) 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十五年法律第百五十五号)の定めるところにより、社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設又は社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設の役員又は職員で厚生労働省令で定めるもの

別表第三第一号(百)を次のように改める。

(百) 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十五年法律第百五十五号)の定めるところにより、社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設又は社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設の役員又は職員で厚生労働省令で定めるもの

別表第三第一号(百一)を次のように改める。

(百一) 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十五年法律第百五十五号)の定めるところにより、社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設又は社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設の役員又は職員で厚生労働省令で定めるもの

別表第三第一号(百二)を次のように改める。

(百二) 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十五年法律第百五十五号)の定めるところにより、社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設又は社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設の役員又は職員で厚生労働省令で定めるもの

別表第三第一号(百三)を次のように改める。

(百三) 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十五年法律第百五十五号)の定めるところにより、社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設又は社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設の役員又は職員で厚生労働省令で定めるもの

別表第三第一号(百四)を次のように改める。

(百四) 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十五年法律第百五十五号)の定めるところにより、社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設又は社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設の役員又は職員で厚生労働省令で定めるもの

別表第三第一号(百五)を次のように改める。

(百五) 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十五年法律第百五十五号)の定めるところにより、社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設又は社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設の役員又は職員で厚生労働省令で定めるもの

別表第三第一号(百六)を次のように改める。

(百六) 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十五年法律第百五十五号)の定めるところにより、社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設又は社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設の役員又は職員で厚生労働省令で定めるもの

別表第三第一号(百七)を次のように改める。

(百七) 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十五年法律第百五十五号)の定めるところにより、社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設又は社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設の役員又は職員で厚生労働省令で定めるもの

別表第三第一号(百八)を次のように改める。

(百八) 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十五年法律第百五十五号)の定めるところにより、社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設又は社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設の役員又は職員で厚生労働省令で定めるもの

別表第三第一号(百九)を次のように改める。

(百九) 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十五年法律第百五十五号)の定めるところにより、社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設又は社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設の役員又は職員で厚生労働省令で定めるもの

別表第三第一号(百十)を次のように改める。

(百十) 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十五年法律第百五十五号)の定めるところにより、社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設又は社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設の役員又は職員で厚生労働省令で定めるもの

別表第三第一号(百十一)を次のように改める。

(百十一) 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十五年法律第百五十五号)の定めるところにより、社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設又は社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設の役員又は職員で厚生労働省令で定めるもの

別表第三第一号(百十二)を次のように改める。

(百十二) 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十五年法律第百五十五号)の定めるところにより、社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設又は社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設の役員又は職員で厚生労働省令で定めるもの

別表第三第一号(百十三)を次のように改める。

(百十三) 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十五年法律第百五十五号)の定めるところにより、社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設又は社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設の役員又は職員で厚生労働省令で定めるもの

別表第三第一号(百十四)を次のように改める。

(百十四) 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十五年法律第百五十五号)の定めるところにより、社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設又は社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設の役員又は職員で厚生労働省令で定めるもの

別表第三第一号(百十五)を次のように改める。

(百十五) 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十五年法律第百五十五号)の定めるところにより、社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設又は社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設の役員又は職員で厚生労働省令で定めるもの

別表第三第一号(百十六)を次のように改める。

(百十六) 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十五年法律第百五十五号)の定めるところにより、社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設又は社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設の役員又は職員で厚生労働省令で定めるもの

別表第三第一号(百十七)を次のように改める。

(百十七) 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十五年法律第百五十五号)の定めるところにより、社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設又は社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設の役員又は職員で厚生労働省令で定めるもの

別表第三第一号(百十八)を次のように改める。

(百十八) 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十五年法律第百五十五号)の定めるところにより、社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設又は社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設の役員又は職員で厚生労働省令で定めるもの

別表第三第一号(百十九)を次のように改める。

(百十九) 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十五年法律第百五十五号)の定めるところにより、社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設又は社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設の役員又は職員で厚生労働省令で定めるもの

別表第三第一号(百二十)を次のように改める。

(百二十) 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十五年法律第百五十五号)の定めるところにより、社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設又は社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設の役員又は職員で厚生労働省令で定めるもの

別表第三第一号(百二十一)を次のように改める。

(百二十一) 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十五年法律第百五十五号)の定めるところにより、社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設又は社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設の役員又は職員で厚生労働省令で定めるもの

別表第三第一号(百二十二)を次のように改める。

(百二十二) 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十五年法律第百五十五号)の定めるところにより、社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設又は社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設の役員又は職員で厚生労働省令で定めるもの

別表第三第一号(百二十三)を次のように改める。

(百二十三) 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十五年法律第百五十五号)の定めるところにより、社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設又は社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設の役員又は職員で厚生労働省令で定めるもの

別表第三第一号(百二十四)を次のように改める。

(百二十四) 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十五年法律第百五十五号)の定めるところにより、社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設又は社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設の役員又は職員で厚生労働省令で定めるもの

別表第三第一号(百二十五)を次のように改める。

(百二十五) 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十五年法律第百五十五号)の定めるところにより、社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設又は社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設の役員又は職員で厚生労働省令で定めるもの

別表第三第一号(百二十六)を次のように改める。

(百二十六) 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十五年法律第百五十五号)の定めるところにより、社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設又は社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設の役員又は職員で厚生労働省令で定めるもの

別表第三第一号(百二十七)を次のように改める。

(百二十七) 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十五年法律第百五十五号)の定めるところにより、社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設又は社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設の役員又は職員で厚生労働省令で定めるもの

別表第三第一号(百二十八)を次のように改める。

(百二十八) 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十五年法律第百五十五号)の定めるところにより、社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設又は社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設の役員又は職員で厚生労働省令で定めるもの

別表第三第一号(百二十九)を次のように改める。

(百二十九) 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十五年法律第百五十五号)の定めるところにより、社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設又は社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設の役員又は職員で厚生労働省令で定めるもの

別表第三第一号(百三十)を次のように改める。

(百三十) 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十五年法律第百五十五号)の定めるところにより、社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設又は社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設の役員又は職員で厚生労働省令で定めるもの

別表第三第一号(百三十一)を次のように改める。

(百三十一) 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十五年法律第百五十五号)の定めるところにより、社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設又は社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設の役員又は職員で厚生労働省令で定めるもの

別表第三第一号(百三十二)を次のように改める。

(百三十二) 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十五年法律第百五十五号)の定めるところにより、社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設又は社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設の役員又は職員で厚生労働省令で定めるもの

別表第三第一号(百三十三)を次のように改める。

(百三十三) 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十五年法律第百五十五号)の定めるところにより、社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設又は社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設の役員又は職員で厚生労働省令で定めるもの

別表第三第一号(百三十四)を次のように改める。

(百三十四) 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十五年法律第百五十五号)の定めるところにより、社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設又は社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設の役員又は職員で厚生労働省令で定めるもの

別表第三第一号(百三十五)を次のように改める。

(百三十五) 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十五年法律第百五十五号)の定めるところにより、社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設又は社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設の役員又は職員で厚生労働省令で定めるもの

別表第三第一号(百三十六)を次のように改める。

(百三十六) 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十五年法律第百五十五号)の定めるところにより、社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設又は社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設の役員又は職員で厚生労働省令で定めるもの

別表第三第一号(百三十七)を次のように改める。

(百三十七) 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十五年法律第百五十五号)の定めるところにより、社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設又は社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設の役員又は職員で厚生労働省令で定めるもの

別表第三第一号(百三十八)を次のように改める。

(百三十八) 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十五年法律第百五十五号)の定めるところにより、社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設又は社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設の役員又は職員で厚生労働省令で定めるもの

別表第三第一号(百三十九)を次のように改める。

(百三十九) 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十五年法律第百五十五号)の定めるところにより、社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設又は社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設の役員又は職員で厚生労働省令で定めるもの

別表第三第一号(百四十)を次のように改める。

(百四十) 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十五年法律第百五十五号)の定めるところにより、社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施設又は社会福祉施設職員退職手当共済契約者福祉施

づく政令の定めるところにより、退職金共済奨励の解除、退職金の減額支給等の事由の認定等に関する事務を行なう、並びに国民健康保険の保険者等から必要な報告を求め、又は職員をして事業及び財産の状況等を検査させる等の事務を行なうこと。

別表第三第一号(十八)中「、公共職業補導所を設置し、及び経営し、工場、事業場等が行う訓練に対して技術援助を行い、」を削る。

別表第三第一号中五十九の二を五十九の四とし、五十九の四を五十九の五とし、五十九の三を五十九の四とし、五十九の二を五十九の三とし、五十九の次に次のように加える。

五十九の二　身体障害者福祉法第五条第一項に規定する身体障害者更生相談所の行なう職業更生相談及び同法第十八条第一項に規定する身体障害者の職業更生援助

別表第三第一号中五十九を五十九の四とし、五十八を五十九の三とし、五十七の二を五十八の二とし、五十七の次に次のように加える。

五十七の三　職業訓練法第十条第一項に規定する職業訓練所の行なう職業訓練

別表第三第一号中五十六を五十七とし、五十五の二を五十六とし、五十五の次に次のように加える。

五十五の三　職業訓練法第十条第一項に規定する職業訓練所の行なう職業訓練

別表第三第一号中五十四を五十五とし、五十三の二を五十四とし、五十三の次に次のように加える。

五十三の三　職業訓練法第十条第一項に規定する職業訓練所の行なう職業訓練

別表第三第一号中五十二を五十三とし、五十一の二を五十二とし、五十一の次に次のように加える。

五十一の三　職業訓練法第十条第一項に規定する職業訓練所の行なう職業訓練

別表第三第一号中五十を五十一とし、四十九の二を五十の二とし、四十九の次に次のように加える。

四十九の三　職業訓練法第十条第一項に規定する職業訓練所の行なう職業訓練

別表第三第一号中四十八を四十九とし、四十七の二を四十八の二とし、四十七の次に次のように加える。

四十七の三　職業訓練法第十条第一項に規定する職業訓練所の行なう職業訓練

別表第三第一号中四十五を四十六とし、四十四の二を四十五の二とし、四十四の次に次のように加える。

四十四の三　職業訓練法第十条第一項に規定する職業訓練所の行なう職業訓練

別表第三第一号中四十二を四十四とし、四十一の二を四十三の二とし、四十一の次に次のように加える。

四十一の三　職業訓練法第十条第一項に規定する職業訓練所の行なう職業訓練

別表第三第一号中四十を四十一とし、三十九の二を四十の二とし、三十九の次に次のように加える。

三十九の三　職業訓練法第十条第一項に規定する職業訓練所の行なう職業訓練

別表第三第一号中三十七を三十九とし、三十六の二を三十八の二とし、三十六の次に次のように加える。

三十六の三　職業訓練法第十条第一項に規定する職業訓練所の行なう職業訓練

別表第三第一号中三十四を三十六とし、三十三の二を三十五の二とし、三十三の次に次のように加える。

三十三の三　職業訓練法第十条第一項に規定する職業訓練所の行なう職業訓練

別表第三第一号中三十一を三十三とし、三十の二を三十二の二とし、三十の次に次のように加える。

三十の三　職業訓練法第十条第一項に規定する職業訓練所の行なう職業訓練

別表第三第一号中二十八を三十とし、二十七の二を二十九の二とし、二十七の次に次のように加える。

二十七の三　職業訓練法第十条第一項に規定する職業訓練所の行なう職業訓練

別表第三第一号中二十五を二十七とし、二十四の二を二十六の二とし、二十四の次に次のように加える。

二十四の三　職業訓練法第十条第一項に規定する職業訓練所の行なう職業訓練

別表第三第一号中二十二を二十四とし、二十一の二を二十三の二とし、二十一の次に次のように加える。

二十一の三　職業訓練法第十条第一項に規定する職業訓練所の行なう職業訓練

別表第三第一号中十九を二十一とし、十八の二を二十の二とし、十八の次に次のように加える。

十八の三　職業訓練法第十条第一項に規定する職業訓練所の行なう職業訓練

別表第三第一号中十六を十八とし、十五の二を十七の二とし、十五の次に次のように加える。

十五の三　職業訓練法第十条第一項に規定する職業訓練所の行なう職業訓練

別表第三第一号中十三を十五とし、十二の二を十四の二とし、十二の次に次のように加える。

十二の三　職業訓練法第十条第一項に規定する職業訓練所の行なう職業訓練

別表第三第一号中十を十二とし、九の二を十一の二とし、九の次に次のように加える。

九の三　職業訓練法第十条第一項に規定する職業訓練所の行なう職業訓練

別表第三第一号中七を九とし、六の二を八の二とし、六の次に次のように加える。

六の三　職業訓練法第十条第一項に規定する職業訓練所の行なう職業訓練

別表第三第一号中四を六とし、三の二を五の二とし、三の次に次のように加える。

三の三　職業訓練法第十条第一項に規定する職業訓練所の行なう職業訓練

別表第三第一号中「、職業訓練法第十条第一項に規定する職業訓練所の行なう職業訓練」を削る。

別表第三第一号(十)中「、公共職業補導所を設置し、及び経営し、工場、事業場等が行なう訓練に対して技術援助を行い、」を削る。

別表第三第一号(十八)中「、公共職業補導所を設置し、及び経営し、工場、事業場等が行なう訓練に対して技術援助を行い、」を削る。

別表第三第一号中五十九の二を五十九の四とし、五十九の次に次のように加える。

五十九の三　職業訓練法第十条第一項に規定する職業訓練所の行なう職業訓練

別表第三第一号中五十九の五を五十九の七とし、五十九の四を五十九の六とし、五十九の三を五十九の五とし、五十九の二を五十九の四とし、五十九の次に次のように加える。

五十九の三　職業訓練法第十条第一項に規定する職業訓練所の行なう職業訓練

別表第三第一号中五十九を五十九の二とし、五十八の次に次のように加える。

五十八の三　職業訓練法第十条第一項に規定する職業訓練所の行なう職業訓練

別表第三第一号中五十六を五十八とし、五十五の二を五十七の二とし、五十五の次に次のように加える。

五十五の三　職業訓練法第十条第一項に規定する職業訓練所の行なう職業訓練

別表第三第一号中五十二を五十四とし、五十一の二を五十三の二とし、五十一の次に次のように加える。

五十一の三　職業訓練法第十条第一項に規定する職業訓練所の行なう職業訓練

別表第三第一号中四十九を五十一とし、四十八の二を五十の二とし、四十八の次に次のように加える。

四十八の三　職業訓練法第十条第一項に規定する職業訓練所の行なう職業訓練

別表第三第一号中四十五を四十七とし、四十四の二を四十六

改良、補修等をさせる等の事務を行なわない、並びに小売市場の許可の取消し等の処分に立入検査をさせる等の事務の申立てを決定すること。

二　対する異議の申立てを決定すること。

別表第三第一号中百八の二を百八の三とし、百八の次に次のように加える。

百八の二　公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第百五十号）の定める事務を行なう土地収用委員会

別表第三第一号中百八の二を百八の三とし、百八の次に次のように加える。

百八の二　公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第百五十号）の定める事務を行なう土地収用委員会

別表第三第一号中百九を百十とし、百八の次に次のように加える。

百九　土地区画整理審議会

別表第三第一号中百十を百十一とし、百九の次に次のように加える。

百十　都市計画地方審議会

別表第三第一号中百十一を百十二とし、百十の次に次のように加える。

百十一　都市再開発審議会

別表第三第一号中百十二を百十三とし、百十一の次に次のように加える。

百十二　公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律及びこれに基づく政令の定めるところにより、市街地改造事業を施行し、市街地改造事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更等の許可に関する事務を行なう都道府県知事又は市町村長

別表第三第一号中百十三を百十四とし、百十二の次に次のように加える。

百十三　下水道法及びこれに基づく政令の定めるところにより、公共下水道の事業計画の認可に関する事務を行なう都市下水路管理者又は都市下水路管

理者

別表第三第一号中百十三を百十四とし、百十二の次に次のように加える。

百十四　水洗便所改造資金融通法（昭和三十三年法律第百三十四号）の定めるところにより、水洗便所改造資金の融通に関する事務を行なう都道府県知事又は市町村長

別表第三第一号中百十四を百十五とし、百十三の次に次のように加える。

百十五　宅地造成等規制法（昭和三十七年法律第百九十一号）の定めるところにより、宅地造成に関する工事の許可又は検査に関する事務を行なう都道府県知事又は市町村長

別表第三第一号中百十五を百十六とし、百十四の次に次のように加える。

百十六　都市緑地保全法（昭和四十八年法律第七十二号）の定めるところにより、緑地保全地区内における建築物の新築、改築又は増築の制限に関する事務を行なう都道府県知事又は市町村長

別表第三第一号中百十六を百十七とし、百十五の次に次のように加える。

百十七　都市緑地保全法の定めるところにより、緑地保全地区内における建築物の新築、改築又は増築の制限に関する事務を行なう都道府県知事又は市町村長

別表第三第一号中百十七を百十八とし、百十六の次に次のように加える。

百十八　都市の美観を損なう恐れのある土地の形質の変更、木竹の伐採、物件の堆積その他これらに類する行為の制限に関する事務を行なう都道府県知事又は市町村長

別表第三第一号中百十八を百十九とし、百十七の次に次のように加える。

百十九　都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）の定めるところにより、緑地保全地域内における建築物の新築、改築又は増築の制限に関する事務を行なう都道府県知事又は市町村長

別表第三第一号中百十九を百二十とし、百十八の次に次のように加える。

百二十　都市緑地法の定めるところにより、緑化地域内における建築物の緑化率の最低限度に関する事務を行なう都道府県知事又は市町村長

別表第三第一号中百二十を百二十一とし、百十九の次に次のように加える。

百二十一　都市緑地法の定めるところにより、緑化地域内における建築物の緑化率の最低限度に関する事務を行なう都道府県知事又は市町村長

別表第三第一号中百二十一を百二十二とし、百二十の次に次のように加える。

百二十二　都市緑地法の定めるところにより、緑化地域内における建築物の緑化率の最低限度に関する事務を行なう都道府県知事又は市町村長

別表第三第一号中百二十二を百二十三とし、百二十一の次に次のように加える。

百二十三　下水道法及びこれに基づく政令の定めるところにより、公共下水道の事業計画の認可に関する事務を行なう都道府県知事又は市町村長

上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号中九十七の四を九十七の五とし、九十七の三を九十七の四とし、九十七の二の次に次のように加える。

九十七の三　水洗便所改造資金の融通に関する事務を行なう都道府県知事

別表第三第一号中「許可に関する事務を行ない」の下に「、水洗便所改造資金の融通に関する事務を行ない」を加える。

別表第三第一号中九十五を九十六とし、九十四の次に次のように加える。

九十五　計量器の取締上、適正な計量の確保上必要な措置

別表第三第一号中「検定を実施し」を「、及び」に、「検定及び基準器の検査を実施し、並びに」を「検定及び基準器の検査を実施し、並びに」に改める。

別表第三第一号中九十四を九十五とし、九十三の次に次のように加える。

九十四　水洗便所改造資金の融通に関する事務を行なう都道府県知事又は市町村長

別表第三第一号中九十三を九十四とし、九十二の次に次のように加える。

九十三　水洗便所改造資金の融通に関する事務を行なう都道府県知事又は市町村長

別表第三第一号中九十二を九十三とし、九十一の次に次のように加える。

九十二　浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務を行なう都道府県知事又は市町村長

別表第三第一号中九十一を九十二とし、九十の次に次のように加える。

九十一　浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務の申立てを決定すること。

別表第三第一号中八十九を九十とし、八十八の次に次のように加える。

九十　浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務の申立てを決定すること。

別表第三第一号中八十八を八十九とし、八十七の次に次のように加える。

八十九　浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務の申立てを決定すること。

別表第三第一号中八十七を八十八とし、八十六の次に次のように加える。

八十七　浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務の申立てを決定すること。

別表第三第一号中八十六を八十七とし、八十五の次に次のように加える。

八十六　浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務の申立てを決定すること。

別表第三第一号中八十五を八十六とし、八十四の次に次のように加える。

八十五　浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務の申立てを決定すること。

別表第三第一号中八十四を八十五とし、八十三の次に次のように加える。

八十四　浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務の申立てを決定すること。

別表第三第一号中八十三を八十四とし、八十二の次に次のように加える。

八十三　浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務の申立てを決定すること。

別表第三第一号中八十二を八十三とし、八十一の次に次のように加える。

八十二　浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務の申立てを決定すること。

別表第三第一号中八十一を八十二とし、八十の次に次のように加える。

八十一　浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務の申立てを決定すること。

別表第三第一号中八十を八十一とし、七十九の次に次のように加える。

八十　浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務の申立てを決定すること。

別表第三第一号中七十九を八十とし、七十八の次に次のように加える。

七十九　浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務の申立てを決定すること。

別表第三第一号中七十八を七十九とし、七十七の次に次のように加える。

七十八　浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務の申立てを決定すること。

別表第三第一号中七十七を七十八とし、七十六の次に次のように加える。

七十七　浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務の申立てを決定すること。

別表第三第一号中七十六を七十七とし、七十五の次に次のように加える。

七十六　浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務の申立てを決定すること。

別表第三第一号中七十五を七十六とし、七十四の次に次のように加える。

七十五　浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務の申立てを決定すること。

別表第三第一号中七十四を七十五とし、七十三の次に次のように加える。

七十四　浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務の申立てを決定すること。

別表第三第一号中七十三を七十四とし、七十二の次に次のように加える。

七十三　浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務の申立てを決定すること。

別表第三第一号中七十二を七十三とし、七十一の次に次のように加える。

七十二　浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務の申立てを決定すること。

別表第三第一号中七十一を七十二とし、七十の次に次のように加える。

七十一　浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務の申立てを決定すること。

別表第三第一号中七十を七十一とし、六十九の次に次のように加える。

七十　浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務の申立てを決定すること。

別表第三第一号中六十九を七十とし、六十八の次に次のように加える。

六十九　浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務の申立てを決定すること。

別表第三第一号中六十八を六十九とし、六十七の次に次のように加える。

六十八　浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務の申立てを決定すること。

別表第三第一号中六十七を六十八とし、六十六の次に次のように加える。

六十七　浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務の申立てを決定すること。

別表第三第一号中六十六を六十七とし、六十五の次に次のように加える。

六十六　浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務の申立てを決定すること。

別表第三第一号中六十五を六十六とし、六十四の次に次のように加える。

六十五　浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務の申立てを決定すること。

別表第三第一号中六十四を六十五とし、六十三の次に次のように加える。

六十四　浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務の申立てを決定すること。

別表第三第一号中六十三を六十四とし、六十二の次に次のように加える。

六十三　浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務の申立てを決定すること。

別表第三第一号中六十二を六十三とし、六十一の次に次のように加える。

六十二　浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務の申立てを決定すること。

別表第三第一号中六十一を六十二とし、六十の次に次のように加える。

六十一　浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務の申立てを決定すること。

別表第三第一号中六十を六十一とし、五十九の次に次のように加える。

六十　浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務の申立てを決定すること。

別表第三第一号中五十九を六十とし、五十八の次に次のように加える。

五十九　浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務の申立てを決定すること。

別表第三第一号中五十八を五十九とし、五十七の次に次のように加える。

五十八　浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務の申立てを決定すること。

別表第三第一号中五十七を五十八とし、五十六の次に次のように加える。

五十七　浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務の申立てを決定すること。

別表第三第一号中五十六を五十七とし、五十五の次に次のように加える。

五十六　浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務の申立てを決定すること。

別表第三第一号中五十五を五十六とし、五十四の次に次のように加える。

五十五　浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務の申立てを決定すること。

別表第三第一号中五十四を五十五とし、五十三の次に次のように加える。

五十四　浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務の申立てを決定すること。

別表第三第一号中五十三を五十四とし、五十二の次に次のように加える。

五十三　浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務の申立てを決定すること。

別表第三第一号中五十二を五十三とし、五十一の次に次のように加える。

五十二　浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務の申立てを決定すること。

別表第三第一号中五十一を五十二とし、五十の次に次のように加える。

五十一　浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務の申立てを決定すること。

別表第三第一号中五十を五十一とし、四十九の次に次のように加える。

五十　浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務の申立てを決定すること。

別表第三第一号中四十九を五十とし、四十八の次に次のように加える。

四十九　浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務の申立てを決定すること。

別表第三第一号中四十八を四十九とし、四十七の次に次のように加える。

四十八　浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務の申立てを決定すること。

別表第三第一号中四十七を四十八とし、四十六の次に次のように加える。

四十七　浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務の申立てを決定すること。

別表第三第一号中四十六を四十七とし、四十五の次に次のように加える。

四十六　浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務の申立てを決定すること。

別表第三第一号中四十五を四十六とし、四十四の次に次のように加える。

四十五　浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務の申立てを決定すること。

別表第三第一号中四十四を四十五とし、四十三の次に次のように加える。

四十四　浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務の申立てを決定すること。

別表第三第一号中四十三を四十四とし、四十二の次に次のように加える。

四十三　浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務の申立てを決定すること。

別表第三第一号中四十二を四十三とし、四十一の次に次のように加える。

四十二　浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務の申立てを決定すること。

別表第三第一号中四十一を四十二とし、四十の次に次のように加える。

四十一　浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務の申立てを決定すること。

別表第三第一号中四十を四十一とし、三十九の次に次のように加える。

四十　浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務の申立てを決定すること。

別表第三第一号中三十九を四十とし、三十八の次に次のように加える。

三十九　浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務の申立てを決定すること。

別表第三第一号中三十八を三十九とし、三十七の次に次のように加える。

三十八　浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務の申立てを決定すること。

別表第三第一号中三十七を三十八とし、三十六の次に次のように加える。

三十七　浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務の申立てを決定すること。

別表第三第一号中三十六を三十七とし、三十五の次に次のように加える。

三十六　浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務の申立てを決定すること。

別表第三第一号中三十五を三十六とし、三十四の次に次のように加える。

三十五　浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務の申立てを決定すること。

別表第三第一号中三十四を三十五とし、三十三の次に次のように加える。

三十四　浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務の申立てを決定すること。

別表第三第一号中三十三を三十四とし、三十二の次に次のように加える。

三十三　浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務の申立てを決定すること。

別表第三第一号中三十二を三十三とし、三十一の次に次のように加える。

三十二　浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務の申立てを決定すること。

別表第三第一号中三十一を三十二とし、三十の次に次のように加える。

三十一　浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務の申立てを決定すること。

別表第三第一号中三十を三十一とし、二十九の次に次のように加える。

三十　浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務の申立てを決定すること。

別表第三第一号中二十九を三十とし、二十八の次に次のように加える。

二十九　浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務の申立てを決定すること。

別表第三第一号中二十八を二十九とし、二十七の次に次のように加える。

二十八　浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務の申立てを決定すること。

別表第三第一号中二十七を二十八とし、二十六の次に次のように加える。

二十七　浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務の申立てを決定すること。

別表第三第一号中二十六を二十七とし、二十五の次に次のように加える。

二十六　浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務の申立てを決定すること。

別表第三第一号中二十五を二十六とし、二十四の次に次のように加える。

二十五　浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務の申立てを決定すること。

別表第三第一号中二十四を二十五とし、二十三の次に次のように加える。

二十四　浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務の申立てを決定すること。

別表第三第一号中二十三を二十四とし、二十二の次に次のように加える。

二十三　浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務の申立てを決定すること。

別表第三第一号中二十二を二十三とし、二十一の次に次のように加える。

二十二　浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務の申立てを決定すること。

別表第三第一号中二十一を二十二とし、二十の次に次のように加える。

二十一　浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務の申立てを決定すること。

別表第三第一号中二十を二十一とし、十九の次に次のように加える。

二十　浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務の申立てを決定すること。

別表第三第一号中十九を二十とし、十八の次に次のように加える。

十九　浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務の申立てを決定すること。

別表第三第一号中十八を十九とし、十七の次に次のように加える。

十八　浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務の申立てを決定すること。

別表第三第一号中十七を十八とし、十六の次に次のように加える。

十七　浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務の申立てを決定すること。

別表第三第一号中十六を十七とし、十五の次に次のように加える。

十六　浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務の申立てを決定すること。

別表第三第一号中十五を十六とし、十四の次に次のように加える。

十五　浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務の申立てを決定すること。

別表第三第一号中十四を十五とし、十三の次に次のように加える。

十四　浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務の申立てを決定すること。

別表第三第一号中十三を十四とし、十二の次に次のように加える。

十三　浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務の申立てを決定すること。

別表第三第一号中十二を十三とし、十一の次に次のように加える。

十二　浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務の申立てを決定すること。

別表第三第一号中十一を十二とし、十の次に次のように加える。

十一　浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務の申立てを決定すること。

別表第三第一号中十を十一とし、九の次に次のように加える。

十　浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務の申立てを決定すること。

別表第三第一号中九を十とし、八の次に次のように加える。

九　浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務の申立てを決定すること。

別表第三第一号中八を九とし、七の次に次のように加える。

八　浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務の申立てを決定すること。

別表第三第一号中七を八とし、六の次に次のように加える。

七　浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務の申立てを決定すること。

別表第三第一号中六を七とし、五の次に次のように加える。

六　浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務の申立てを決定すること。

別表第三第一号中五を六とし、四の次に次のように加える。

五　浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務の申立てを決定すること。

別表第三第一号中四を五とし、三の次に次のように加える。

四　浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務の申立てを決定すること。

別表第三第一号中三を四とし、二の次に次のように加える。

三　浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務の申立てを決定すること。

別表第三第一号中二を三とし、一の次に次のように加える。

二　浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務の申立てを決定すること。

別表第三第一号中一を二とし、次のように加える。

一　浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務の申立てを決定すること。

別表第三第一号中「、水洗便所改造資金の融通」を削る。

別表第三第一号中「、計量器の取締上、適正な計量の確保上」を削る。

別表第三第一号中「、浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分」を削る。

別表第三第一号中「、都市緑地保全法の定めるところにより、緑地保全地区内における建築物の新築、改築又は増築の制限」を削る。

別表第三第一号中「、都市緑地法の定めるところにより、緑化地域内における建築物の緑化率の最低限度」を削る。

別表第三第一号中「、都市の美観を損なう恐れのある土地の形質の変更、木竹の伐採、物件の堆積その他これらに類する行為の制限」を削る。

別表第三第一号中「、宅地造成等規制法の定めるところにより、宅地造成に関する工事の許可又は検査」を削る。

別表第三第一号中「、都市再開発法の定めるところにより、市街地再開発事業を施行し、市街地改造事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更等の許可に関する事務を行なう都道府県知事又は市町村長」を削る。

別表第三第一号中「、公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第百五十二号）の定める事務を行なう土地収用委員会」を削る。

別表第三第一号中「、公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律及びこれに基づく政令の定めるところにより、市街地改造事業を施行し、市街地改造事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更等の許可に関する事務を行なう都道府県知事又は市町村長」を削る。

別表第三第一号中「、水洗便所改造資金の融通に関する事務を行なう都道府県知事又は市町村長」を削る。

別表第三第一号中「、浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務を行なう都道府県知事又は市町村長」を削る。

別表第三第一号中「、浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽からの汚泥の収集、運搬又は処分に関する事務の申立てを決定すること。

理者に対して公共下水道又は都市下水路の改善等を命じ、及びこれらの者から必要な報告を求める等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第二号百二十の二の次に次のように加える。

百二十の三　住宅地区改良法の定めるところにより、住宅地区改良事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更等の許可に関する事務を行ない、土地の原状回復又は違反建築物等の移転若しくは除却を命じ、住宅地区改良事業の施行の準備又は施行のための他人の占有する土地の試掘等を許可し、及び市町村に対して必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な勧告、助言若しくは援助をする等の事務を行ない、並びに土地の原状回復等の命令に対する異議の申立てを決定すること。

百二十の四　防災建築街区造成法（昭和三十六年法律第百十号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、防災建築街区造成組合の組合員たる資格を有する者に対して防災建築街区造成組合への加入を勧告し、及び防災建築街区造成組合の地区内の土地又は建物について権利を有する当事者間の権利関係の調整についてあっせんを行ない、並びに防災建築街区造成事業の施行の準備又は施行のための他人の占有する土地の試掘等及び防災建築街区造成事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更等の許可に関する事務を行ない、土地の原状回復又は違反建築物等の移転若しくは除却を命じ、市町村に対して技術的援助、勧告、助言等を行ない、又は必要な報告若しくは資料の提出を求め、並びに土地の原状回復命令等に対する異議の申立てを決定すること。

別表第三第一号百二十四の二中「大学」の下に「及び高等専門学校」を加える。

別表第三第二号(二)中「大学」の下に「及び高等専門学校」を加える。

別表第三第二号中五の二から五の四までを削る。

別表第三第二号六の五の次に次のように加える。

六の六　公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）の定めるところにより、公立の義務教育諸学校の一学級の児童又は生徒の数の基準を定め、及び市町村の設置する義務教育諸学校の学級編制を認可すること。

別表第三第二号(七)中「社会教育法の定めるところにより」の下に「、社会教育主事、社会教育主事補及び公民館の職員の研修を行ない」を加え、「（明治二十九年法律第八十九号）」を削り、「及び公民館」を「並びに法人の設置する公民館の事業又は行為の停止を命じ、及び市町村の設置する公民館に」に、「行い、並びに市町村の公民館の運営に要する経費についての国の補助に関する事務を行うこと」を「行なうこと」に改める。

別表第三第二号(十一)中「銃砲刀剣類等所持取締令（昭和二十五年政令第三百三十四号）」を「銃砲刀剣類等所持取締法（昭和三十三年法律第六号）」に改める。

別表第三第二号(十三)中「生徒のための教科用図書の給与に対する国の補助」を「生徒に係る就学奨励についての国の援助」に改める。

別表第三第二号中十三の四を十三の五とし、十三の三を十三の四とし、十三の二を十三の三とし、十三の次に次のように加える。

十三の二　学校保健法の定めるところにより、市町村立の義務教育諸学校の校長及び教員の結核に関する定期の健康診断を行なうこと。

別表第三第四号中「風俗営業取締法」を「風俗営業等取締法」に改め、「営業停止」の下に「並びに飲食店営業を営む者の営業の停止等」を加える

別表第三第四号(六)を次のように改める。

(六)　道路交通法及びこれに基づく政令の定めるところにより、自動車及び原動機付自転車の運転免許試験及び運転免許に関する事務等を行なうこと。

別表第三第四号(七)中「銃砲刀剣類等所持取締令」を「銃砲刀剣類等所持取締法」に改める。

別表第三第四号(七)の次に次のように加える。

(八)　火薬類取締法の定めるところにより、火薬類を運搬しようとする者に対して運搬証明書を交付し、及び必要な指示をし、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため火薬類の運搬を一時禁止し、又は制限し、並びに職員をして火薬類の製造所等に立入検査させる等の事務を行なうこと。

別表第四第一号(一)中「及び必要な指導を」を「必要な指導を行ない、及び医療手当を支給し、並びに被爆者一般疾病医療機関の指定」に改める。

別表第四第一号(二)中「並びに」の下に「患者に対して従業を禁止し、若しくは療養所に入所することを命じ、」を加える。

別表第四第一号中十九の三を十九の五とし、十九の二を十九の三とし、十九の三の次に次のように加える。

十九の四　小売商業調整特別措置法の定めるところにより、都道府県知事が行なう小売市場の許可に関し協議する等の事務を行なうこと。

別表第四第一号十九の次に次のように加える。

十九の二　児童福祉法の定めるところにより、妊産婦等に対して保健指導を受けることを勧奨し、妊娠の届出をした者に母子手帳を交付し、及び未熟児に対して養育医療の給付を行なうこと。（保健所を設置する市の市長に限る。）

別表第四第一号二十の二中「又は改築」を「若しくは改築又は首都高速道路公団の作成する工事実施計画書に改め、同号二十の二の次に次のように加える。

二十の三　首都高速道路公団法の定めるところにより、主務大臣が定める基本計画に関し協議すること。（第二百五十二条の十九第一項の指定都市の市長に限る。）

別表第四第二号中一の三を一の四とし、一の二の次に次のように加える。

一の三　消防法の定めるところにより、製造所、貯蔵所又は取扱所について、設置及び位置、構造又は設備の変更を許可し、完成検査を行ない、修理、改造、移転又は使用の停止を命じ、並びにこれらの所有者等から資料の提出を求め、又は職員をしてこれらの場所に立入検査させる等監督上必要な措置を講じ、並びに映写技術者の選任等の届出を受理すること。（消防本部及び消防署を置く市町村の市町村長に限る。）

別表第四第二号(三)及び(四)を次のように改める。

(三)及び(四)　削除

別表第四第二号(七)中「書き換え」の下に「、登録原票の記載を訂正し」を加える。

別表第四第二号二十二の次に次のように加える。

二十二の二　精神薄弱者福祉法の定めるところにより、福祉事務所を設置しない町村の長は、都道府県知事又は福祉事務所長の行なう事務に協力し、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、精神薄弱者について精神薄弱者援護施設に入所させ、又は援護を職親若しくは社会福祉法人の設置する精神薄弱者援護施設に委託する等福祉の措置を講ずること。

別表第四第二号二十四の三の次に次のように加える。

(二十四の四)　国民年金法及びこれに基づく政令の定めるところにより、国民年金印紙の検認を行ない、被保険者、受給権者等から資格の取得及び喪失、任意脱退、任意加入、保険料の免除等に関する届出、承認の申請、申出、申請等を受理し、これらに係る事実を審査し、福祉年金の受給権の裁定の請求を受理し、その請求に係る事実を審査し、並びに国民年金手帳及び福祉年金に関する証書の交付に関する事務等を行なうこと。

別表第四第二号(三十六の二)を削る。

別表第四第二号中(三十七の四)を(三十七の六)とし、(三十七の三)を(三十七の五)とし、(三十七の二)を(三十七の三)とし、(三十七の三)の次に次のように加える。

(三十七の四)　水洗炭業に関する法律の定めるところにより、水洗炭業者の登録の申請、届出及び報告を都道府県知事に送付すること。

別表第四第二号(三十七)の次に次のように加える。

(三十七の二)　計量法の定めるところにより、定期検査を受けるべき計量器の種類及び数を調査し、都道府県知事に報告すること。(政令で定める特定市町村の市町村長を除く。)

別表第四第二号(四十三)中「事業の認定書」を「事業認定申請書」に、「収用委員会の裁決の申請書」を「裁決申請書」に改める。

別表第四第二号中(四十三の二)を(四十三の三)とし、(四十三)の次に次のように加える。

(四十三の二)　公共用地の取得に関する特別措置法の定めるところにより、特定公共事業認定申請書を公告し、又は縦覧させること。

別表第四第二号中(四十九の二)を(四十九の三)とし、(四十九の三)の次に次のように加える。

(四十九の四)　住宅地区改良法の定めるところにより、住宅地区改良事業の施行の準備又は施行のための他人の占有する土地の障害物の伐除を許可すること。

(四十九の五)　防災建築街区造成法及びこれに基づく政令の定めるところにより、防災建築街区造成組合の創立総会の公告に係る掲示がされている旨を公告し、設立申請書に意見をつけて主務大臣に送付し、防災建築街区造成組合の組合員たる資格を有する者に対して防災建築街区造成組合への加入を勧告し、及び防災建築街区造成組合の地区内の土地又は建物について権利を有する当事者間の権利関係の調整についてあっせんを行ない、並びに防災建築街区造成事業の施行の準備又は施行のための他人の占有する土地の障害物の伐除の許可に関する事務を行なうこと。

別表第四第二号(四十九)の次に次のように加える。

(四十九の二)　公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律及びこれに基づく政令の定めるところにより、市街地改造事業を施行し、市街地改造事業の施行の準備又は施行のための他人の占有する土地の障害物の伐除の許可に関する事務を行ない、及び施行者が書類の送付に代えて行なう公告に係る掲示がされている旨を公告すること。

別表第四第三号(五)中「生徒のための教科用図書の給与に対する国の補助」を「生徒に係る就学奨励についての国の援助」に、「教科用図書又はその購入費」を「教科用図書若しくはその購入費、学用品若しくはその購入費、交通費又は修学旅行費」に改める。

別表第四第三号中(五の二)を(五の三)とし、(五)の次に次のように加える。

(五の二)　学校保健法の定めるところにより、小学校又は盲学校若しくは聾学校の小学部に就学させるべき者の健康診断を行ない、及びその結果に基づき、治療を勧告し、保健上必要な助言を行なう等の措置を講ずること。

別表第五第一号の表福祉の項所掌事務の欄中「及び身体障害者福祉法」を「、身体障害者福祉法及び精神薄弱者福祉法」に改める。

別表第五第二号の表福祉に関する事務所の項所掌事務の欄中「及び身体障害者福祉法」を「、身体障害者福祉法及び精神薄弱者福祉法」に改める。

別表第六第一号の表都道府県の部中統計主事の項の次に次のように加える。

保健所の所長	保健所法施行令(昭和二十三年政令第七十七号)第四条の定めるところによる。

別表第六第一号の表都道府県の部中社会福祉主事の項の次に次のように加える。

計量器の検定等の事務に従事する職員	計量法第二百二十五条の定めるところによる。

別表第六第二号の表都道府県の部中

教諭 養護教諭	教育職員免許法第三条第一項の定めるところによる。
学校保健技師	

に改める。

別表第六第二号の表市町村の部中指導主事の項の次に次のように加える。

社会教育主事	社会教育法第九条の四の定めるところによる。

別表第六第二号の表市町村の部中養護教諭の項の次に次のように加える。

社会教育主事補	市

別表第七第一号の表中

温泉審議会	温泉法第十九条第二項並びに第二十条の規定による温泉及びこれに関する行政に関する調査審議並びに温泉に関する都道府県知事の処分に関する意見の答申に関する事務

を

保健所の所長	保健所法施行令第四条の定めるところによる。
栄養指導員	栄養改善法第九条第三項の定めるところによる。

に改める。

別表第六第一号の表都道府県の部中身体障害者福祉司の項の次に次のように加える。

精神薄弱者福祉司	精神薄弱者福祉法第十一条の定めるところによる。

別表第六第一号の表都道府県の部薬事監視員の項資格の欄中「(昭和二十八年政令第二百三十号)第六条一」を「(昭和三十六年政令第十一号)第十三条」に改める。

別表第六第一号の表市町村の部中

栄養指導員	栄養改善法第九条第三項の定めるところによる

を

教諭 養護教諭	教育職員免許法第三条第一項の定めるところによる。

に改める。

危険物取扱主任者等試験委員	消防法第十三条の三第一項（第十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定による危険物取扱主任者試験及び映写技術者試験の実施に関する事務
温泉審議会	温泉法第十九条第二項並びに第二十条の規定による温泉及びこれに関する行政に関する調査審議並びに温泉に関する都道府県知事の処分に関する意見の答申に関する事務

に改める。

別表第七第一号の表結核審査協議会の項担任する事務の欄中「規定による」の下に「従業禁止命令及び入所命令並びに」を加える。

別表第七第一号の表国民健康保険審査会の項担任する事務の欄を次のように改める。

国民健康保険審査会	国民健康保険法第九十一条第一項の規定による保険給付に関する処分（被保険者証の交付の請求に関する処分を含む。）又は保険料その他同法の規定による徴収金に関する処分に対する不服の審査に関する事務

別表第七第一号の表中国民健康保険診療報酬審査委員会の項を削る。

別表第七第一号の表中都道府県森林審議会の項の次に次のように加える。

電気工事士試験委員	電気工事士法第五条第一項の規定による電気工事士試験の実施に関する事務

別表第七第二号の表結核審査協議会の項担任する事務の欄中「規定による」の下に「従業禁止命令及び入所命令並びに」を加える。

別表第七第二号の表中

国民健康保険を行う市町村の市町村長	国民健康保険法第八条ノ十九の規定による国民健康保険の運営に関する事項の審議に関する事務
国民健康保険運営協議会	国民健康保険事業の運営に関する重要事項の審議に関する事務

を

市町村長	国民健康保険運営協議会

に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律の施行の際現に改正前の地方自治法第二百九十三条において準用する同法第二百五十三条第一項の規定による協議により管理すべき都道府県知事が定められている市町村及び特別区の組合で数都道府県にわたるものに係る処分については、改正後の地方自治法第二百九十三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「被選挙権を有しない」を削り、「同法第百二十七条第一項中」の下に「第九十二条の二」とあり、又は「同条」とあるのは、「地方自治法第百八十条の五第六項」と、」を加える。

4　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第九十七条の次に次の一条を加える。

（就職の制限による委員の失職）

第九十七条の二　委員が地方自治法第百八十条の五第六項の規定に該当するときは、その職を失う。その同項の規定に該当するかどうかは、第八十五条第三項第一号の委員にあつては委員会、同項第二号の委員にあつては都道府県知事が決定する。この場合において、委員会の決定は、出席委員の三分の二以上の多数によらなければならない。

2　前条第二項（委員の弁明）の規定は第八十五条第三項第一号の委員に、前条第三項（決定書の交付）及び第四項（出訴）の規定は委員会及び都道府県知事の決定に準用する。

第百三十二条中「第九十六条（委員の辞職の制限）」の下に「、第九十七条の二（就職の制限による委員の失職）」を加える。

（農林・自治・内閣総理大臣臨時代理署名）

法律第二百三十六号（昭三六・一一・二二）

◎会計法の一部を改正する法律

会計法（昭和二十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二十九条を次のように改める。

第二十九条　各省各庁の長は、第十条の規定によるほか、その所掌に係る売買、貸借、請負その他の契約に関する事務を管理する。

第四章中第二十九条の次に次の十一条を加える。

第二十九条の二　各省各庁の長は、政令の定めるところにより、当該各省各庁所属の職員に前条の契約に関する事務を委任することができる。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、他の各省各庁所属の職員に前項の事務を委任することができる。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員又は第一項若しくは前項の規定により委任された職員をいう。以下同じ。）に事故がある場合（契約担当官が第五項において準用する第四条の二第五項の規定により指定された官職にある者である場合においては、その官職にある者が欠けたときを含む。）におけるその事務を代理せしめることができる。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に、契約担当官の事務の一部を分掌せしめることができる。

第四条の二第五項の規定は、前四項の場合に、これを準用する。

第三項の規定により契約担当官の事務を代理する職員は、これを代理契約担当官といい、第四項の規定により契約担当官の事務の一部を分掌する職員は、これを分任契約担当官という。

第二十九条の三　契約担当官、代理契約担当官、分任契約担当官、支出負担行為担当官、代理支出負担行為担当官及び分任支出負担行為担当官（以下「契約担当官等」と総称する。）は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

前項の競争に加わろうとする者に必要な資格及び同項の公告の方法その他同項の競争について必要な事項は、政令でこれを定める。

契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で第一項の競争に付する必要がない場合及び同項の競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、指名競争に付するものとする。

契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。

契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

第二十九条の四　契約担当官等は、前条第一項、第三項又は第五項の規定により競争に付そうとする場合においては、その競争に加わろうとする者をして、その者の見積る契約金額の百分の五以上の保証金を納めさせなければならない。ただし、その必要がないと認められる場合においては、政令の定めるところにより、その全部又は一部を納めさせないことができる。

前項の保証金の納付は、政令の定めるところにより、国債又は確実と認められる有価証券その他の担保の提供をもつて代えることができる。

第二十九条の五　第二十九条の三第一項、第三項又は第五項の規定による競争（以下「競争」という。）は、特に必要がある場合においてせり売りに付するときを除き、入札の方法をもつてこれを行なわなければならない。

前項の規定により入札を行なう場合においては、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

第二十九条の六　契約担当官等は、競争に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、国の支払の原因となる契約のうち政令で定めるものについて、相手方となるべき者の申込みに係る価格によつては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち最低の価格をもつて申込みをした者を当該契約の相手方とすることができる。

国の所有に属する財産と国以外の者の所有する財産との交換に関する契約その他その性質又は目的から前項の規定により難い契約については、同項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、価格及びその他の条件が国にとつて最も有利なもの（同項ただし書の場合にあつては、次に有利なもの）をもつて申込みをした者を契約の相手方とすることができる。

第二十九条の七　第二十九条の四の規定により納付された保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）のうち、落札者（前条の規定により契約の相手方とする者をいう。以下次条において同じ。）の納付に係るものは、その者が契約を結ばないときは、国庫に帰属するものとする。

第二十九条の八　契約担当官等は、競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、政令の定めるところにより、契約の目的、契約金額、履行期限、契約保証金に関する事項その他必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、政令で定める場合においては、これを省略することができる。

前項の規定により契約書を作成する場合においては、契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、当該契約は、確定しないものとする。

第二十九条の九　契約担当官等は、国と契約を結ぶ者をして、契約金額の百分の十以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、他の法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されるとき、その者が物品の売払代金を即納する場合その他政令で定める場合においては、その全部又は一部を納めさせないことができる。

第二十九条の四第二項の規定は、前項の契約保証金の納付について、これを準用する。

第二十九条の十　前条の規定により納付された契約保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、これを納付した者がその契約上の義務を履行したときは、政令の定めるところにより、契約の目的、契約金額、履行期限、契約保証金に関する事項その他必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、政令で定める場合においては、これを省略することができる。

前項の規定により契約書を作成する場合においては、契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、当該契約は、確定しないものとする。

第二十九条の九　契約担当官等は、国と契約を結ぶ者をして、契約金額の百分の十以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、他の法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されるとき、その者が物品の売払代金を即納する場合その他政令で定める場合においては、その全部又は一部を納めさせないことができる。

第二十九条の四第二項の規定は、前項の契約保証金の納付について、これを準用する。

第二十九条の十　前条の規定により納付された契約保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、これを納付した者がその契約上の義務を履行したときは、政令の定めるところにより、契約の目的、契約金額、履行期限、契約保証金に関する事項その他必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、政令で定める場合においては、これを省略することができる。

前項の規定により契約書を作成する場合においては、契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、当該契約は、確定しないものとする。

第二十九条の十一　契約担当官等は、工事又は製造その他の請負契約を締結した場合においては、政令の定めるところにより、自ら又は補助者に命じて、その受けた損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めたところによるものとする。ただし、ないときは、国庫に帰属するものとする。

各省各庁の長は、特に必要があるときは、政令の定めるところにより、第一項の監督及び第二項の検査を、当該契約に係る契約担当官等及びその補助者以外の当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に行なわせることができる。

契約担当官等は、特に必要があるときは、政令の定めるところにより、国の職員以外の者に第一項の監督及び第二項の検査を委託して行なわせることができる。

第二十九条の十二　契約担当官等は、政令の定めるところにより、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給又は公衆電気通信の役務の提供を受ける契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。

第四十八条第一項中「認証」の下に「、契約（支出負担行為に該当するものを除く。以下同じ。）」を加え、同条第二項中「認証」の下に「、契約」を加える。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して九月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

2　予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第百七十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　会計法第二十九条の二第三項に規定する契約担当官

第二条第一項に次の一号を加える。

十　会計法第二十九条の十一第四項の規定に基づき契約に係る監督又は検査を行なうことを命ぜられた職員

第二条第三項中「及び会計法」を「、会計法」に改め、「命令」の下に「及び同法第二十九条の契約」を加える。

第八条第一項中「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第八号」に、「同項第八号」を「同項第九号」に改める。

（大蔵・内閣総理大臣臨時代理署名）

法律第二百三十七号（昭三六・一一・二五）

◎租税特別措置法の一部を改正する法律

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三款　輸出所得の課税の特例（第二十一条―第二十三条）」を「第三款　輸出所得の課税の特例（第二十一条―第二十三条の三）」に、第一款　山林所得の課税の特例（第三十条―第三十条の三）」を「第一款　山林所得の課税の特例（第三十条―第三十七条」を「第三節　輸出所得の課税の特例（第五十五条―第五十七条の四）」に改める。

第十三条の見出し中「指定された地区内」を「低開発地域」に改め、同条第一項中「指定された地区内」を「低開発地域等」は産炭地域振興臨時措置法（昭和三十六年法律第二百十九号）第二条第一項に規定する産炭地域のうち政令で定める地区内」を加える。

第二十一条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる取引」の下に「（以下第二十三条の二までにおいて「輸出取引」という。）」を加え、「当該取引による」を「輸出取引による」に、「第二十三条」を「第二十三条の三」に、「当該取引に係る」を「当該輸出取引に係る」に改める。

第二十一条の二第一項中「第二十三条」を「第二十三条の二」に改め、同条を第二十一条の三とし、第二十一条の次に次の一条を加える。

（輸出所得の特別控除額の特例）

第二十一条の二　青色申告書を提出する個人の昭和三十六年十月一日から昭和三十八年三月三十一日までの期間（以下第二十三条の三までにおいて「指定期間」という。）内の日の属する各年の指定期間内の輸出取引による収入金額の合計額が、基準輸出金額に当該個人がその年中において事業を営んでいた期間内の指定期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額をこえる場合（当該個人が指定期間内の日の属する各年の前年において輸出取引を行なわなかつた場合その他基準輸出金額がない場合として政令で定める場合を含む。）には、当該個人のその年の指定期間内における輸出取引については、前条第一項の規定にかかわらず、当該輸出取引に係る当該年分の事業所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の八十に相当する金額は、

当該年分の事業所得の計算上、必要な経費に算入する。

2　前項に規定する基準輸出金額とは、同項に規定する個人の指定期間内の日の属する各年につき、それぞれその前年中の輸出取引第二十二条の規定により総収入金額に算入する金額があるときは、同条に規定する証明がされなかつた物品に係る取引を除く。）による収入金額（前条第三項各号に規定する取引については、当該各号に掲げる金額により計算した収入金額）の合計額を当該個人が当該前年において事業を営んでいた期間の月数で除してこれに十二を乗じて計算した金額をいう。

3　前二項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

4　第一項に規定する個人が指定期間内の日の属する年又はその前年において相続又は包括遺贈により事業を承継した場合における当該個人に係るその年の同項に規定する基準輸出金額の計算については、第二項の規定にかかわらず、政令で定める。

5　前条第三項から第五項までの規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

第二十二条第一項中「第二十一条第一項の規定により同項第三号」を「第二十一条第一項又は第二十一条の二第一項の規定により第二十一条第一項第三号」に改め、「計算した金額」の下に「（第二十一条の二第一項の規定によりこれらの号に掲げる取引に関し必要な経費に算入した金額がある場合において、当該証明がされなかつた物品の取引（指定期間内における取引に限る。）の行なわれた日の属する年において当該取引が行なわれなかつたものとした場合にその年の指定期間内における輸出取引につき同項の規定の適用を受けることができないこととなるときは、同項の規定によりその年の事業所得の計算上必要な経費に算入した金額から、その年の指定期間内における輸出取引のうち当該物品の取引以外のものにつき第二十一条第一項の規定を適用した場合に同項の規定によりその年分の事業所得の計算上必要な経費に算入することとなる金額を控除した金額。以下次項において同じ。）」を加え、同条第二項中「第二十一条第一項の規定により同項第三号」を「第二十一条第一項又は第二十一条の二第一項の規定により第二十一条第一項第三号」に改める。

第二十三条第五項中「第二十一条の二第三項」を「第二十一条の三第三項」に、「第二十一条第一項各号に掲げる取引」を「輸出取引」に、「当該取引につき第二十一条第一項の規定

条第一項又は第二十一条の二第一項の規定の適用があつた」を「当該対外支払手段による支払に係る金額を輸出取引又は技術輸出取引による収入金額とみなして第二十一条第一項、第二十一条の二第一項又は第二十一条の三第一項の規定を適用する」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項前段の場合において、同項に規定する個人が、同項に規定する証明を受けた取引（指定期間内における取引に限る。以下この項において同じ。）を行なつた日の属する年の指定期間内における輸出取引につき既に第二十一条の二第一項の規定の適用を受けているとき、又は当該証明を受けた取引を第二十一条第一項第三号又は第五号から第九号までに掲げる取引とみなした場合にその年の指定期間内における輸出取引につき第二十一条の二第一項の規定の適用を受けることができることとなるときは、第一項前段中「同項」とあるのは、「同項（当該取引が指定期間内に行なわれたものである場合には、第二十一条の二第一項）」として、同項の規定を適用する。

第二章第二節第三款中第二十三条の次に次の二条を

までの規定の適用を受けるものを除く。）の減価償却費として必要な経費に算入する金額は、同法第十条第二項の規定にかかわらず、当該固定資産について同項の規定により計算した減価償却費の額とこれに第四項の規定による割合を乗じて計算した金額との合計額以下の金額で当該個人が必要な経費として計算した金額とする。ただし、当該固定資産の減価償却費として同条第二項の規定により必要な経費に算入される金額を下ることはできない。

2　前項に規定する基準輸出金額とは、同項に規定する個人の指定期間内の日の属する各年につき、それぞれその前年中の輸出取引等（次条第一項第一号に規定する証明がされなかつた物品に係る取引を除くものとし、同項第二号に規定する証明を受けた取引を含むものとする。）による収入金額（第二十一条第三項各号に規定する取引については、当該各号に掲げる金額により計算した収入金額）の合計額を当該個人が当該前年において事業を営んでいた期間の月数で除してこれに十二を乗じて計算した金額をいう。

3　第一項に規定する輸出金額割合とは、同項に規定する個人の指定期間内の日の属する各年につき、それぞれその年分の事業所得のうち指定期間内における事業に係るものの総収入金額（所得税法第二十条第一項の規定の適用に係る収入金額を含まないものとし、第二十一条第三項各号に規定する取引については、当該各号に掲げる金額により計算した金額とする。以下この項において同じ。）のうちに当該指定期間内の第一項に規定する輸出取引等による収入金額の合計額の占める割合をいい、同項に規定する基準輸出金額割合とは、当該個人の当該各年につき、それぞれその前年分の事業所得の総収入金額のうちに当該前年中の前項に規定する輸出取引等による収入金額の合計額の占める割合をいう。

4　第一項の規定により減価償却費の額に乗ずべき割合は、同項に規定する個人の指定期間内の日の属する各年につき、それぞれその年の同項に規定する輸出金額割合から同項に規定する基準輸出金額割合を控除した割合（当該個人がその年の前年において輸出取引等を行なわなかつた場合その他同項に規定する政令で定める場合には、その年の当該輸出金額割合とし、これらの割合が百分の五十をこえる場合には、百分の五十とする。）に、その年中において事業を営んでいた期間内の指定期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額（以下次条において「指定期間に係る基準輸出金額」という。）をこえ、かつ、その年の輸出金額割合が基準輸出金額割合をこえる場合（当該個人が指定期間内の日の属する各年の前年において輸出取引等を行なわなかつた場合その他基準輸出金額及び基準輸出金額割合がない場合として政令で定める場合を含む。）には、その年における当該個人の事業所得の計算上、その年の十二月三十一日（当該個人が同日前に所得税法第二十九条第一項又は第二項の規定に該当することとなる場合には、その該当することとなつた日。以下次条第一項において同じ。）において当該個人の有する固定資産（その年における事業所得の計算上必要な経費に算入する減価償却費の額の計算に関し第十一条から第十七条

加える。

（輸出取引がある場合の特別償却）

第二十三条の二　青色申告書を提出する個人の指定期間内の日の属する各年の指定期間内の輸出取引及び技術輸出取引（以下この条及び次条において「輸出取引等」という。）による収入金額の合計額が、基準輸出金額に当該個人がその年中において事業を営んでいた期間内の指定期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額（以下次条において「指定期間に係る基準輸出金額」という。）をこえ、かつ、その年の輸出金額割合が基準輸出金額割合をこえる場合（当該個人が指定期間内の日の属する各年の前年において輸出取引等を行なわなかつた場合その他基準輸出金額及び基準輸出金額割合がない場合として政令で定める場合を含む。）には、その年における当該個人の事業所得の計算上、その年の十二月三十一日（当該個人が同日前に所得税法第二十九条第一項又は第二項の規定に該当することとなる場合には、その該当することとなつた日。以下次条第一項において同じ。）において当該個人の有する固定資産（その年における事業所得の計算上必要な経費に算入する減価償却費の額の計算に関し第十一条から第十七条

をその年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した割合（当該割合に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とする。

5　第一項、第二項及び前項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

6　第一項に規定する個人が指定期間内の日の属する年又はその前年において相続又は包括遺贈により事業を承継した場合における当該個人に係るその年の同項に規定する基準輸出金額及び基準輸出金額割合の計算については、第二項及び第三項の規定にかかわらず、政令で定める。

7　第二十一条第三項及び第四項並びに第二十一条の三第二項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

8　第一項の規定は、確定申告書等に、同項の規定により必要な経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、これらの書類に同項に規定する固定資産の減価償却費の額の計算に関する明細書の添附がある場合に限り、適用する。

（輸出の証明がされない場合等の減価償却費の額の増減）

第二十三条の三　次の各号に規定する個人が当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、その該当することとなつた日の属する年における当該個人の事業所得の計算上、その年の十二月三十一日において当該個人の有する固定資産（その年における事業所得の計算上必要な経費に算入する減価償却費の額の計算に関し第十一条から第十七条までの規定の適用を受けるものを除く。）の減価償却費として必要な経費に算入する金額は、前条第二項の規定にかかわらず、当該固定資産について同項の規定により計算した減価償却費の額とこれに第四項の規定による割合を乗じて計算した金額との合計額以下の金額で当該個人が必要な経費として計算した金額とする。

一　前条第一項の規定の適用を受けた個人の指定期間内における第二十一条第一項第三号又は第五号から第九号までに掲げる取引に係る物品のうちに当該取引の行なわれた日の属する年の翌年十二月三十一日（当該個人が同日前に所得税法第二十九条第一項又は第二項の規定に該当することとなる場合には、同条第一項から第三項までの規定による申告書の提出期限。以下次号において同じ。）までに第二十二条に規定する証明がされなかつたものがある場合において、当該証明がされなかつた物品に係る取引の行なわれた日の属する年において当該取引が行なわれなかつたものとして前条第一項の規定を適用した場合にその年の指定期間内の輸出取引等による収入金額の合計額が指定期間に係る基準輸出金額以下となるためその年における同項に規定する固定資産の減価償却費の額に係る償却割増率（同項の規定により減価償却費の額に乗ずべき割合をいう。以下この項において同じ。）が適用されないこととなり、又は当該償却割増率が減少し、若しくはないこととなるとき。

二　第二十三条第一項に規定する個人が指定期間内における同項各号に掲げる取引（輸出のための販

売又は加工を除く。）につき当該取引の行なわれた日の属する年の翌年十二月三十一日までに同項に規定する証明を受けた場合において、当該証明を受けた取引を第二十一条第一項第三号又は第五号から第九号までに掲げる取引とみなして前条第一項の規定を適用した場合に当該取引の行なわれた日の属する年の指定期間内の輸出取引等による収入金額の合計額のうち指定期間に係る基準輸出金額をこえる部分の金額が新たに生じ、又は増加し、かつ、その年における同項に規定する固定資産の減価償却費の額に係る償却割増率が新たに生じ、又は増加するとき。その新たに生じ、又は増加する償却割増率に対応する当該固定資産の減価償却費の額。

2　前項各号に掲げる輸出取引等による収入金額の計算その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

3　前条第八項の規定は、第一項第二号の規定を適用する場合について準用する。

「第一款　山林所得の概算経費控除」を「第一款　山林所得の課税の特例」に改める。

第二章第四節第一款中第三十条の次に次の二条を加える。

（昭和三十六年分及び昭和三十七年分の山林所得の計算の特例等）

第三十条の二　個人が、昭和三十六年又は昭和三十七年において、昭和二十七年十二月三十一日から引き続き所有していた山林を伐採し、又は譲渡した場合において、その年分の当該伐採又は譲渡による山林所得の計算上、総収入金額から控除すべき植林費、取得費、管理費、伐採費その他の必要な経費の金額は、所得税法第十条第二項及び第三項並びに第十条の四第一項の規定にかかわらず、当該伐採又は譲渡をした山林の昭和二十八年一月一日における価額として政令で定めるところにより計算した金額と当該山林につき同日後に支出した同法第九条第一項第七号に規定する必要な経費の金額との合計額とする。

2　前項の規定の適用については、相続、包括遺贈、被相続人からの遺贈又は被相続人たる贈与者からの贈与でその死亡により効力を生ずるものにより取得した山林は、相続人又は包括受遺者が引き続き所有していたものとみなす。ただし、昭和二十八年中に包括遺贈により取得した山林については、この限りでない。

3　第一項の規定の適用を受ける者については、前条第一項中「昭和二十一年三月三日」とあるのは「昭和二十七年十二月三十一日」と、「所得税法第十条第二項及び第三項並びに第十条の四第一項」とあるのは「次条第一項」と、同条第二項中「昭和二十五年四月一日から昭和二十六年十二月三十一日までの間に相続若しくは被相続人からの遺贈（包括遺贈を除く。）により取得した山林又は昭和二十五年四月一日から昭和二十八年十二月三十一日までの間」とあるのは、「昭和二十八年中」と、同条第五項中「山林について通要常すべき植林費、取得費、管理費その他の必要な経費の金額の合計額を基礎とし、山林の譲渡により通常課されるべき再評価税額を考慮に入れて」とあるのは、「その年において伐採又は譲渡をされた山林の昭和二十八年一月一日における次条第一項の価額の平均額と当該山林につき同日後において通常要すべき管理費その他の必要な経費の金額との合計額を基礎として」として、同条の規定を適用する。

4　第二項の規定の適用を受ける者に係るその適用を受ける年分の山林所得を計算する場合における所得税法第十条の四第三項の規定の適用については、同項中「前二項」とあるのは、「租税特別措置法第三十条

の二第一項」とする。

5　資産再評価法第九条の規定は、第一項の規定の適用があつた山林については、適用しない。

（昭和三十六年分及び昭和三十七年分の山林所得についての所得税額の計算の特例）

第三十条の三　個人が、昭和三十六年又は昭和三十七年において、政令で定める樹齢に達した山林（以下この条において「適材林」という。）の伐採又は譲渡（その譲渡を受けた者が当該適材林をその受けた年において伐採する場合における当該譲渡に限る。以下この条において同じ。）をした場合（その者が次項第一号に掲げる者に該当する場合には、当該伐採又は譲渡をした適材林の立木材積が基準立木材積をこえる場合に限る。）には、その年分の山林所得に係る所得税法第十三条第二項又は第十五条第二項の規定による所得税の税額は、これらの規定にかかわらず、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額による。

一　その年分の所得税法第十三条第二項に規定する課税山林所得金額につき同条第一項又は同法第十五条第二項の規定により計算した金額

二　前号に掲げる金額に、ロに掲げる金額がイに掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額の二分の一に相当する金額

イ　その年分の山林所得に係る総収入金額から必要な経費を控除した残額

ロ　イに掲げる残額のうち適材林に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に、その年において伐採又は譲渡をした適材林の立木材積のうち基準立木材積をこえる部分が当該適材林の立木材積のうちに占める割合を乗じて計算した金額

2　前項に規定する基準立木材積とは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる立木材積をいう。

一　昭和三十三年から昭和三十五年までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内の二以上の年において山林所得の金額があつた者　当該山林所得に係る山林の立木材積の合計を指定期間内の山林所得の金額があつた年の数で除して計算した立木材積

二　指定期間内のいずれか一の年において山林所得の金額があつた者　当該林所得に係る山林の立木材積と前項の規定の適用を受ける年分の山林所得に係る適材林の立木材積とのうちいずれか少ない立木材積

三　指定期間内の各年において山林所得の金額がなかつた者　前項の規定の適用を受ける年分の山林所得に係る適材林の立木材積の三分の二に相当する立木材積

3　第一項の伐採又は譲渡をした個人が昭和三十三年一月一日以後に相続又は包括遺贈により山林を取得していた場合における当該個人に係る同項に規定する基準立木材積の計算については、前項の規定にかかわらず、政令で定める。

4　第一項の規定は、確定申告書等に、同項の規定による所得税の税額の計算に関する明細書及び当該税額の計算の基礎となつた山林所得のうちに譲渡によるものがある場合には当該譲渡を受けた者が当該適材林をその受けた年において伐採した旨を証する書面の添附がない場合には、適用しない。

第三十八条の三第四項に次の一号を加える。

四　前三号に掲げる区域及び地区以外の地域で産炭地域振興臨時措置法第二条第一項に規定する産炭地域に該当するもののうち、政令で定める地区

第四十五条の見出し中「低開発地域」を「低開発地域

年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度において輸出取引を行なわなかつた場合その他基準輸出金額がない場合として政令で定める場合を含む。）には、当該法人の当該事業年度の指定期間内における輸出取引については、前条第一項の規定にかかわらず、当該輸出取引に係る当該事業年度の所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の八十に相当する金額は、当該事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

2　前項に規定する基準輸出金額とは、同項に規定する法人の指定期間内の日を含む各事業年度につき、それぞれその開始の日前一年以内に開始した各事業年度の輸出取引（第五十六条第一項又は第二項の規定により益金に算入する金額があるときは、これらの規定に規定する証明がされなかつた物品に係る取引を除く。）による収入金額（前条第四項各号に規定する取引については、当該各号に掲げる金額により計算した収入金額）の合計額を当該一年以内に開始した各事業年度の指定期間の月数の合計で除してこれに十二を乗じて計算した金額をいう。

3　前二項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

4　第一項に規定する法人が合併後存続する法人（当該合併を指定期間内の日を含む事業年度又は当該事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度において行なつたものに限る。）又は合併により設立した法人（当該設立後最初に開始した事業年度が指定期間内の日を含むものに限る。）である場合における当該法人に係る当該事業年度の同項に規定する基準輸出金額の計算については、第二項の規定にかかわらず、政令で定める。

5　前条第四項から第七項までの規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

第五十六条の二第一項中「第五十六条第一項の規定により同項第三号」を「第五十五条第一項又は第五十五条の二第一項の規定により第五十五条第一項第三号」に改め、「計算した金額」の下に「（第五十五条の二第一項の規定によりこれらの号に掲げる取引に関し損金に算入した金額がある場合において、当該証明がされなかつた物品の取引（指定期間内における取引に限る。）の行なわれた日を含む事業年度において当該取引が行なわれなかつたものとした場合に当該事業年度の指定期間内における輸出取引につき同項の規定の適用を受けることができないこととなるときは、同項の規定によ

等」に改め、同条第一項中「指定された地区内」の下に「又は産炭地域振興臨時措置法第二条第一項に規定する産炭地域のうち政令で定める地区内」を加える。

第五十五条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる取引」の下に「（以下第五十七条の三までにおいて「輸出取引」という。）」を加え、「当該取引による」を「輸出取引による」に、「第五十七条」を「第五十七条の四」に、「当該取引に係る」を「当該輸出取引に係る」に改める。

第五十五条の二第一項中「第五十七条」を「第五十七条の三」に改め、同条を第五十五条の三とし、第五十五条の次に次の一条を加える。

（輸出所得の特別控除額の特例）

第五十五条の二　青色申告書を提出する法人の昭和三十六年十月一日から昭和三十八年三月三十一日までの期間（以下第五十七条の四までにおいて「指定期間」という。）内の日を含む各事業年度の指定期間内の輸出取引による収入金額の合計額が、基準輸出金額に当該事業年度の指定期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額（以下第五十六条の二及び第五十七条の二において「指定期間に係る基準輸出金額」という。）をこえる場合（当該法人が当該事業年度の所得の計算上損金に算入した金額のうち当該事業年度の指定期間内における輸出取引のうち当該物品の取引以外のものにつき第五十五条第一項の規定を適用した場合に同項の規定により当該事業年度の所得の計算上損金に算入することとなる金額を控除した金額。以下次項において同じ。）を加え、「、当該事業年度の所得」を「、当該一年を経過した日を含む事業年度の所得」に改め、同条第二項中「第五十五条第一項の規定により同項第三号」を「第五十五条第一項又は第五十五条の二第一項の規定により同項第三号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（基準輸出金額が減少した場合の更正の請求）

第五十六条の二　前条第一項又は第二項の規定の適用を受けた法人の第五十五条の二第一項に規定する基準輸出金額がその適用を受けたことにより減少したため、当該事業年度の指定期間内の輸出取引による収入金額の合計額が指定期間に係る基準輸出金額をこえることとなる場合（当該基準輸出金額がその適用を受けたことによりないこととなる場合を含む。）において、当該事業年度分の法人税に係る法人税法第十八条から第二十一条までの規定による申告書の提出期限が経過しているときは、当該法人は、当該事業年度の所得の計算上損金に算入した金額から、当該事業年度分の確定申告書等に記載された課税標準又は法人税額の更正の請求をすることができる。

2　前項の規定による更正の請求書は、法人税法の適用については、同法第二十四条の規定による修正申告書とみなす。

3　第五十五条第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第六項中「確定申告書等」とあるのは、「第五十六条の二第一項の規定による請求書」と読み替えるものとする。

第五十七条第五項中「第五十五条の三第三項」を「第五十五条の二第三項」に、「第五十五条第一項各号に掲げる取引」を「輸出取引」に、「当該取引につき第五十五条第一項又は第五十五条の二第一項の規定の適用があつた」を「当該対外支払手段による支払に係る金額を輸出取引又は技術輸出取引による収入金額とみなして第五十五条第一項、第五十五条の二第一項又は第五十五条の三第一項の規定を適用する」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項前段の場合において、同項に規定する法人が、当該輸出取引につき第五十五条第一項又は第五十五条の二第一項の規定の適用を受けた取引（指定期間内における取引に限る。以下この項において同じ。）を行なつた日を含む事業年度の指定期間内における輸出取引につき既に第五十五条の二第一項の規定の適用を受けているとき、又は当該証明を受けた取引を第五十五条第一項第三号又は第五号から第九号までに掲げる取引とみなした場合に当該事業年度の指定期間内における輸出取引につき第五十五条の二第一項の規定の適用を受けることができることとなるときは、第一項前段中「同項」とあるのは、「同項（当該取引が指定期間内に行なわれたものである場合には、第五十五条の二第一項）」として、同項の規定を適用する。

第三章第三節中第五十七条の次に次の三条を加える。

（基準輸出金額が増加した場合の益金算入）

第五十七条の二　前条第一項の規定の適用を受けた法人の第五十五条の二第一項に規定する基準輸出金額がその適用を受けたことにより新たに生じ、又は増加したため、当該事業年度の指定期間内の輸出取引による収入金額の合計額が指定期間に係る基準輸出金額以下となる場合には、同項の規定により当該事業年度の所得の計算上損金に算入した金額から、

当該輸出取引につき第五十五条第一項の規定を適用した場合に同項の規定により当該事業年度の所得の計算上損金に算入することとなる金額を控除した金額は、当該収入金額の合計額が指定期間に係る基準輸出金額以下となるに至つた事業年度の所得の計算上、益金に算入する。

（輸出取引がある場合の特別償却）

第五十七条の三　青色申告書を提出する法人の指定期間内の日を含む各事業年度の指定期間内の輸出取引及び技術輸出取引（以下この条及び次条において「輸出取引等」という。）による収入金額の合計額が、基準輸出金額に当該事業年度の指定期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額（以下次条において「指定期間に係る基準輸出金額」という。）をこえ、かつ、当該事業年度の輸出金額割合が基準輸出金額割合をこえる場合（当該法人が当該事業年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度において輸出取引等を行なわなかつた場合その他基準輸出金額及び基準輸出金額割合がない場合として政令で定める場合を含む。）には、当該事業年度終了の日において当該法人の有する固定資産（当該事業年度における償却額の計算に関し第四十三条から第四十六条まで又は第四十八条から第五十一条までの規定の適用を受けるものを除く。）に係る当該事業年度の法人税法及び同法に基づく命令の規定により計算される償却範囲額は、これらの規定にかかわらず、当該償却範囲額（これらの規定に定める償却不足額があるときは、当該償却不足額に相当する金額を控除した金額）とこれに第四項の規定による割合を乗じて計算した金額との合計額（その控除した償却不足額に相当する金額があるときは、当該金額を加算した金額）とする。

2　前項に規定する基準輸出金額とは、同項に規定する法人の指定期間内の日を含む各事業年度につき、それぞれその開始の日前一年以内に開始した各事業年度の輸出取引等（次条第一項第一号に規定する証明がされなかつた物品に係る取引のうち、同号に規定する当該証明に係る期限が当該指定期間内の日を含む各事業年度終了の日以前であるものを除くものとし、同項第三号に規定する証明を受けた取引のうち、その受けた日が当該各事業年度終了の日以前であるものを含むものとする。）による収入金額（第五十五条第四項各号に規定する取引については、当該各号に掲げる金額により計算した収入金額）の合計額を当該一年以内に開始した各事業年度の月数の合計で除してこれに十二を乗じて計算した金額をいう。

3　第一項に規定する輸出金額割合とは、同項に規定する法人の指定期間内の日を含む各事業年度につき、それぞれ当該事業年度の指定期間内の総収入金額（当該事業年度の所得の計算上益金に算入されないものその他政令で定めるものを除くものとし、第五十五条第四項各号に規定する取引については、当該各号に掲げる金額により計算した金額とする。以下この項において同じ。）のうちに当該指定期間内の第一項に規定する輸出取引等による収入金額の合計額の占める割合をいい、同項に規定する基準輸出金額割合とは、当該法人の当該各事業年度につき、それぞれその開始の日前一年以内に開始した各事業年度の総収入金額の合計額のうちに当該一年以内に開始した各事業年度の前項に規定する輸出取引等による収入金額の合計額の占める割合をいう。

4　第一項の規定により償却範囲額に乗ずべき割合は、同項に規定する法人の指定期間内の日を含む各事業年度につき、それぞれ当該事業年度の同項に規定する輸出金額割合から同項に規定する基準輸出金額割合を控除した割合（当該法人が当該事業年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度において輸出取引等を行なわなかつた場合その他同項に規定する政令で定める場合には、当該事業年度の当該輸出金額割合とし、これらの割合が百分の五十をこえる場合には、百分の五十とする。）に、当該事業年度の指定期間の月数を乗じてこれを当該事業年度の月数で除して計算した割合（当該割合に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とする。

5　第一項、第二項及び前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

6　第一項に規定する法人が合併後存続する法人（当該合併を指定期間内の日を含む事業年度又は当該事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度において行なつたものに限る。）又は合併により設立した法人（当該設立後最初に開始した事業年度が指定期間内の日を含むものに限る。）である場合における当該法人に係る当該事業年度の同項に規定する基準輸出金額及び基準輸出金額割合の計算については、第二項及び第三項の規定にかかわらず、政令で定める。

7　第五十五条第四項及び第五項並びに第五十五条の三第二項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

8　第一項の規定は、確定申告書等に同項に規定する償却範囲額の計算に関する明細書の添附がない場合には、適用しない。

（輸出の証明がされない場合等の償却範囲額の増減）

第五十七条の四　次の各号に規定する法人が当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、その該当することとなつた日を含む事業年度終了の日において当該法人の有する固定資産（当該事業年度における償却額の計算に関し第四十三条から第四十六条まで又は第四十八条から第五十一条までの規定の適用を受けるものを除く。）に係る当該事業年度の法人税法及び同法に基づく命令の規定又は前条第一項の規定により計算される償却範囲額は、これらの規定にかかわらず、第一号及び第四号の場合にあつては、当該償却範囲額からこれらの号に掲げる金額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額とし、第二号及び第三号の場合にあつては、当該償却範囲額にこれらの号に掲げる金額として政令で定めるところにより計算した金額を加算した金額とする。

一　前条第一項の規定の適用を受けた法人（第三号の規定に該当してこの項の規定の適用を受けた法人を含む。以下この項において同じ。）の指定期間内における第五十五条第一項第三号又は第五号から第九号までに掲げる取引に係る物品のうちに当該取引の行なわれた日以後一年を経過した日を含む事業年度終了の日（当該法人が当該一年を経過した日前に合併により消滅した場合には、当該合併の日）までに第五十六条第一項又は第二項に規定する証明がされなかつたものがある場合において、当該証明がされなかつた物品に係る取引の行なわれた日を含む事業年度において当該取引が行なわれなかつたものとして前条第一項の規定を適用した場合に当該事業年度の指定期間内の輸出取引等による収入金額の合計額が指定期間に係る基準輸出金額以下となるため当該事業年度における同項に規定する固定資産の償却範囲額に係る償却割増率（同項の規定により償却範囲額に乗ずべき割合をいう。以下この項において同じ（が適用されないこととなり、又は当該償却割増率が減少し、若しくはないこととなるとき。　その適用されない

ことととなり、又は減少し、若しくはないこととなる償却割増率に対応する当該固定資産の償却範囲額

二　前条第一項の規定の適用を受けた法人の指定期間内における前号に規定する取引で、その適用を受けた事業年度の同項に規定する基準輸出金額及び基準輸出金額割合の計算の基礎となるものにつき同号に規定する事由が生じた場合において、当該取引が行なわれなかつたものとして同項の規定を適用した場合に当該事業年度の指定期間内の輸出取引等による収入金額の合計額のうち指定期間に係る基準輸出金額をこえる部分の金額が新たに生じ、又は増加し、かつ、当該事業年度における同項に規定する固定資産の償却範囲額に係る償却割増率が新たに生じ、又は増加するとき。　その新たに生じ、又は増加する償却割増率に対応する当該固定資産の償却範囲額

三　第五十七条第一項に規定する法人が指定期間内における同項各号に掲げる取引（輸出のための販売又は加工を除く。以下次号において同じ。）につき当該取引の行なわれた日以後一年を経過した日を含む事業年度終了の日までに同項に規定する証明を受けた場合において、当該証明を受けた取引を第五十五条第一項第三号又は第五号から第九号までに掲げる取引とみなして前条第一項の規定を適用した場合に当該取引の行なわれた日を含む事業年度の指定期間内の輸出取引等による収入金額の合計額のうち指定期間に係る基準輸出金額をこえる部分の金額が新たに生じ、又は増加し、かつ、当該事業年度における同項に規定する固定資産の償却範囲額に係る償却割増率が新たに生じ、又は増加するとき。　その新たに生じ、又は増加する償却割増率に対応する当該固定資産の償却範囲額

四　前条第一項の規定の適用を受けた法人の指定期間内における第五十七条第一項各号に掲げる取引につき前号に規定する事由が生じた場合において、当該証明を受けた取引を第五十五条第一項第三号又は第五号から第九号までに掲げる取引とみなして前条第一項の規定を適用した場合にその適用を受けた事業年度の指定期間内の輸出取引等による収入金額の合計額が指定期間に係る基準輸出金額以下となるため当該事業年度における同項に規定する固定資産の償却範囲額に係る償却割増率が適用されないこととなり、又は当該償却割増率が減少し、若しくはないこととなるとき。　その適用されないこととなり、又は減少し、若しくはないこととなる償却割増率に対応する当該固定資産の償却範囲額

2　前項各号に掲げる輸出取引等による収入金額の計算その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

3　前条第八項の規定は、第一項第二号又は第三号の規定を適用する場合について準用する。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十三条、第三十八条の三第四項及び第四十五条の改正規定は、産炭地域振興臨時措置法（昭和三十六年法律第二百十九号）の施行の日から施行する。

2　改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第二十三条の二第一項及び第二十三条の三第一項に規定する固定資産には、これらの規定に規定する年における事業所得の計算上必要な経費に算入する減価償却費の額の計算に関し次に掲げる法律の規定の適用を受ける固定資産は、含まれないものとする。

一　新法附則第五条第二項又は第五項の規定によりその効力を有するものとされる旧租税特別措置法

（昭和二十一年法律第十五号）第五条の五又は第二十一条の二第一項

二　租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四十号。以下「改正法」という。）附則第三条第一項、第三項若しくは第四項又は同条第二項の規定によりその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第十条若しくは第十一条

3　新法第五十七条の三第一項及び第五十七条の四第一項に規定する固定資産には、これらの規定に規定する事業年度における償却額の計算に関し次に掲げる法律の規定の適用を受ける固定資産は、含まれないものとする。

一　新法附則第十二条第二項、第五項又は第七項の規定によりその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第五条の六、第七条の五又は第二十一条の二第二項

二　改正法附則第十一条第一項、第三項若しくは第四項又は同条第二項の規定によりその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二条、第四十三条若しくは第四十五条

（大蔵・内閣総理大臣臨時代理署名）

法律第二百三十八号（昭三六・一一・二九）

◎児童扶養手当法

目次

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　児童扶養手当の支給（第四条―第十六条）
第三章　不服の申立て（第十七条―第二十条）
第四章　雑則（第二十一条―第三十六条）
附則

第一章　総則

（この法律の目的）

第一条　この法律は、国が、父と生計を同じくしていない児童について児童扶養手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

（児童扶養手当の趣旨）

第二条　児童扶養手当は、児童の心身の健やかな成長に寄与することを趣旨として支給されるものであつて、その支給を受けた者は、これをその趣旨に従つて用いなければならない。

（用語の定義）

第三条　この法律において「児童」とは、義務教育終了

前（十五歳に達した日の属する学年の末日以前をいい、同日以後引き続いて中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部に在学する場合には、その在学する間を含む。）の者をいう。

2　この法律において「公的年金給付」とは、次の各号に掲げる給付をいう。

一　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）に基づく年金たる給付

二　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）に基づく年金たる給付（同法附則第二十八条に規定する共済組合が支給する年金たる給付を含む。）

三　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に基づく年金たる給付

四　恩給法（大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。）に基づく年金たる給付

五　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）及び国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）に基づく年金たる給付

六　地方公務員の退職年金に関する条例に基づく年金たる給付

七　市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第百四号）に基づく年金たる給付

八　私学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）に基づく年金たる給付

九　公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）に基づく年金たる給付

十　農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）に基づく年金たる給付

十一　国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）に基づく年金たる給付

十二　執達吏規則（明治二十三年法律第五十一号）に基づく年金たる給付

十三　旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）に基づいて国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付

十四　戦傷者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）に基づく年金たる給付（遺族給与金を含む。）

十五　未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）に基づく留守家族手当及び特別手当（同法附則第四十五項に規定する手当を含む。）

3　この法律にいう「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含み、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。

第二章　児童扶養手当の支給

（支給要件）

第四条　国は、次の各号のいずれかに該当する児童の母がその児童を監護するとき、又は母がないか若しくは母が監護をしない場合において、当該児童の母以外の者がその児童を養育する（その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。）ときは、その母又はその養育者に対し、児童扶養手当（以下「手当」という。）を支給する。

一　父母が婚姻を解消した児童

二　父が死亡した児童

三　父が別表に定める程度の廃疾の状態にある児童

四　父の生死が明らかでない児童

五　その他前各号に準ずる状態にある児童で政令で定めるもの

2　前項の規定にかかわらず、手当は、児童が次の各号のいずれかに該当するときは、当該児童については、支給しない。

一　日本国民でないとき。

二　日本国内に住所を有しないとき。

三　父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。

四　父若しくは母の死亡について労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）若しくは国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十六号）の規定による遺族補償、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による遺族補償費その他政令で定める法令によるこれらに相当する給付を受けることができる場合、父の死亡について支給されるこれらの給付を受けることができる母の監護を受けている場合又は父若しくは母の死亡について支給されるこれらの給付を受けることができる者の養育を受けている場合であつて、当該給付の事由が発生した日から六年を経過していないとき。

五　父に支給される公的年金給付の額の加算の対象となつているとき。

六　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号に規定する里親に委託されているとき。

七　父（母が当該児童を懐胎した当時婚姻関係と同様の事情にあつた配偶者を含む。）と生計を同じくしているとき。ただし、その者が別表に定める程度の廃疾の状態にあるときを除く。

八　母の配偶者に養育されているとき。

3　第一項の規定にかかわらず、手当は、母に対する手当にあつては当該母が、養育者に対する手当にあつては当該養育者が、次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。

一　日本国民でないとき。

二　日本国内に住所を有しないとき。

三　公的年金給付を受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。

（手当額）

第五条　手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、八百円とする。ただし、当該母又は養育者が監護し又は養育する前条に定める要件に該当する児童が二人であるときは、千二百円とし、三人以上であるときは、千二百円にその児童のうち二人を除いた児童一人につき二百円を加算した額とする。

（認定）

第六条　手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、都道府県知事の認定を受けなければならない。

2　前項の認定を受けた者が、手当の支給要件に該当しなくなつた後再びその要件に該当するに至つた場合において、その該当するに至つた後の期間に係る手当の支給を受けようとするときも、同項と同様とする。

（支給期間及び支払期月）

第七条　手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

2　受給資格者が災害その他やむを得ない理由により前条の規定による認定の請求をすることができなか

つた場合において、その理由がやんだ後十五日以内にその請求をしたときは、手当の支給は、前項の規定にかかわらず、受給資格者がやむを得ない理由により認定の請求をすることができなくなつた日の属する月の翌月から始める。

3　手当は、毎年一月、五月及び九月の三期に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであつた手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の手当は、その支払期月でない月であつても、支払うものとする。

（手当の額の改定）

第八条　手当の支給を受けている者につき、新たに監護し又は養育する児童があるに至つた場合における手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行なう。

2　前条第二項の規定は、前項の改定について準用する。

3　手当の支給を受けている者につき、その監護し又は養育する児童の数が減じた場合における手当の額の改定は、その減じた日の属する月の翌月から行なう。

（支給の制限）

第九条　手当は、第四条に定める支給要件に該当する者が前年において十三万円（第四条に定める支給要件に該当する者が前年の十二月三十一日において児童の生計を維持したときは、十三万円にその児童一人につき三万円を加算した額とする。）をこえる所得を有したときは、その年の五月から翌年の四月までは、支給しない。

2　前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

第十条　手当は、第四条に定める支給要件に該当する者の配偶者の所得につき、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の規定により計算した前年分の所得税額（この所得税額を計算する場合には、同法第十五条の六及び第十五条の八の規定を適用しないものとする。以下同じ。）があるときは、その年の五月から翌年の四月までは、支給しない。

第十一条　母に対する手当は、その母の民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条第一項に定める扶養義務者でその母と生計を同じくするものの所得につき、所得税法の規定により計算した前年分の所得税額が、給与所得の収入金額が五十万円であり、かつ、同法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族が五人である者が通常納付すべき同年分の所得税額を基準とし控除対象配偶者及び扶養親族の有無並びに扶養親族の数及び年齢に応じて政令で定める金額以上であるときは、その年の五月から翌年の四月までは、支給しない。

第十二条　養育者に対する手当は、その養育者の民法第八百七十七条第一項に定める扶養義務者でその養育者の生計を維持するものの所得につき、所得税法の規定により計算した前年分の所得税額が、前条の規定に基づく政令で定める金額以上であるときは、その年の五月から翌年の四月までは、支給しない。

第十三条　震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は政令で定めるその他の財産につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね二分の一以上である損害を受けた者（以下「被災者」という。）がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の四月までの手当については、その損害を受けた年の前年又は前前年における当該被災者の所得又は所得税額に関しては、前四条の規定を適用しない。

2　前項の規定の適用により同項に規定する期間に係る手当が支給された場合において、次の各号に該当するときは、その支給を受けた者は、それぞれ当該各号に規定する手当で同項に規定する期間に係るものに相当する金額を国に返還しなければならない。

一　当該被災者が損害を受けた年において十三万円（当該被災者がその年の十二月三十一日において児童の生計を維持したときは、十三万円にその児童一人につき三万円を加算した額とする。）をこえる所得を有したこと。　当該被災者に支給された手当

二　当該被災者の所得につき、所得税法の規定により計算した当該損害を受けた年分の所得税額が、第十一条の規定に基づく政令でめる金額以上であること。　当該被災者を扶養義務者とする者に支給された手当

三　当該被災者に支給された手当

3　前項第一号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法については、第九条第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法の例による。

第十四条　手当は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その額の全部又は一部を支給しないことができる。

一　受給資格者が、正当な理由がなくて、第二十九条第一項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかつたとき。

二　当該児童の父その他の者が、正当な理由がなくて、第二十九条第二項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の診断を拒んだとき。

三　受給資格者が、当該児童の監護又は養育を著しく怠つているとき。

第十五条　手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、第二十八条第一項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、手当の支払を一時差しとめることができる。

（未支払の手当）

第十六条　手当の受給資格者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき手当で、まだその者に支払つていなかつたものがあるときは、その者が監護し、又は養育していた第四条に定める要件に該当する児童にその未支払の手当を支払うことができる。

第十七条　都道府県知事のした手当の支給に関する処分に不服がある者は、その処分のあつた日から六十日以内に、都道府県知事に異議の申立てをすることができる。

（都道府県知事に対する異議の申立て）

2　都道府県知事は、特にやむを得ない理由があると認めたときは、前項の期間を経過した後においても、異議の申立てを受理することができる。

（厚生大臣に対する審査の請求）

第十八条　前条の異議の申立てに対する都道府県知事の決定に対してなお不服がある者は、その決定のあつた日から六十日以内に、厚生大臣に審査の請求をすることができる。

2　前条第二項の規定は、前項の審査の請求に準用する。

3　前条の異議の申立てをした日から六十日以内に都道府県知事の決定がないときは、申立てをした者は、都道府県知事が異議の申立てを棄却したものとみなして、厚生大臣に審査の請求をすることができる。

第三章　不服の申立て

（時効の中断）

第十九条　前二条の規定による異議の申立て及び審査の請求は、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

（政令への委任）

第二十条　前三条に定めるもののほか、異議の申立て及び審査の請求の手続に関して必要な事項は、政令で定める。

第四章　雑則

（事務費の交付）

第二十一条　国は、政令の定めるところにより、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し、都道府県知事及び市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定によつて行なう事務の処理に必要な費用を交付する。

（時効）

第二十二条　手当の支給を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

（不正利得の徴収）

第二十三条　偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、厚生大臣は、国税徴収の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

2　国民年金法第九十六条第一項から第五項まで、第九十七条及び第九十八条の規定は、前項の規定による徴収金の徴収について準用する。

（受給権の保護）

第二十四条　手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

（公課の禁止）

第二十五条　租税その他の公課は、手当として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

（期間の計算）

第二十六条　この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、民法の期間に関する規定を準用する。

（戸籍事項の無料証明）

第二十七条　市町村長（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長とする。）は、都道府県知事又は受給資格者に対して、当該市町村の条例の定めるところにより、受給資格者又はその監護し若しくは養育する児童の戸籍に関し、無料で証明を行なうことができる。

（届出）

第二十八条　手当の支給を受けている者は、厚生省令の定めるところにより、都道府県知事に対し、厚生省令で定める事項を届け出、かつ、厚生省令で定める書類その他の物件を提出しなければならない。

2　手当の支給を受けている者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、厚生省令の定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（調査）

第二十九条　厚生大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無及び手当の額の決定のために必要な事項に関する書類その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給資格者、当該児童その他の関係人に質問させることができる。

2　厚生大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、別表に定める程度の廃疾の状態にあることにより手当の支給が行なわれる児童の父その他の者に対して、その指定する医師の診断を受けるべきことを命じ、又は当該職員をしてその者の廃疾の状態を診断させることができる。

3　前二項の規定によつて質問又は診断を行なう当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（資料の提供等）

第三十条　都道府県知事は、手当の支給に関する処分に関し必要があると認めるときは、受給資格者、当該児童又は受給資格者の配偶者若しくは扶養義務者の資産若しくは収入の状況又は受給資格者、当該児童若しくは当該児童の父に対する公的年金給付の支給状況につき、郵便局その他の官公署、公的年金給付に係る年金制度の管掌者たる組合若しくは国家公務員共済組合連合会に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは受給資格者の雇用主その他の関係人に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

（手当の支払の調整）

第三十一条　手当を支給すべきでないにもかかわらず、手当の支給としての支払が行なわれたときは、その支払われた手当は、その後に支払うべき手当の内払とみなすことができる。第十三条第二項の規定によりすでに支給を受けた手当に相当する金額を返還すべき場合におけるその返還すべき金額及び手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の手当が支払われた場合における当該手当の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。

（手当の支払）

第三十二条　手当の支払に関する事務は、政令の定めるところにより政令で定める機関に取り扱わせる場合を除き、郵政大臣が取り扱うものとする。

2　厚生大臣は、前項の規定により郵政大臣が手当の支払に関する事務を取り扱う場合には、その支払に必要な資金を郵政大臣の指定する出納官吏に交付しなければならない。

（実施命令）

第三十三条　この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、省令で定める。

（事務の委任）

第三十四条　手当の支給に関する事務の一部は、政令の定めるところにより、市町村長に行なわせることができる。

（罰則）

第三十五条　偽りその他不正の手段により手当を受けた者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。

第三十六条　第二十八条第二項の規定に違反して届出をしなかつた戸籍法の規定による死亡の届出義務者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和三十七年一月一日から施行する。ただし、附則第二項の規定は、公布の日から施行する。

（認定の請求に関する経過措置）

2　昭和三十七年一月一日において手当の支給要件に該当すべき者は、同日前においても、同日にその要件に該当することを条件として、当該手当について第六条第一項の認定の請求の手続をとることができる。

（手当の支給に関する経過措置）

3　前項の手続をとつた者が、この法律の施行の際手当の支給要件に該当しているときは、その者に対する手当の支給は、第七条第一項の規定にかかわらず、昭和三十七年一月から始める。

4　この法律の施行の際現に手当の支給要件に該当している者又はこの法律の施行後昭和三十七年二月二十八日までの間に手当の支給要件に該当するに至つた者が、同年三月三十一日までの間に第六条第一項の認定の請求をしたときは、その者に対する手当の支給は、第七条第一項の規定にかかわらず、同年一月又はその者が手当の支給要件に該当するに至つた日の属する月の翌月から始める。

5　昭和三十七年一月から三月までの分の手当は、第七条第三項本文の規定にかかわらず、同年三月に支払う。

6　昭和三十五年分の所得につき、第十一条の規定を適用する場合においては、同条中「同法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族」とあるのは「所得税法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第三十五号）による改正前の所得税法に規定する扶養親族」と、「控除対象配偶者及び扶養親族の有無並びに扶養親族の数及び年齢」とあるのは「扶養親族の数」と、それぞれ読み替えるものとする。

（印紙税法の一部改正）

7　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ九の次に次の一号を加える。

六ノ十ノ十　児童扶養手当法ニ依ル児童扶養手当ニ関スル証書、帳簿

（地方財政法の一部改正）

8　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十条の四第七号中「及び船員保険」を「、船員保険及び児童扶養手当」に改める。

（厚生省設置法の一部改正）

9　厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第五号の次に次の一号を加える。

五の二　児童扶養手当法（昭和三十六年法律第百三十八号）を施行すること。

（地方税法の一部改正）

10　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二百六十二条第四号の二の次に次の一号を加える。

四の三　児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）の規定によつて児童扶養手当として支給を受ける金銭

第六百七十二条第四号の二の次に次の一号を加える。

四の三　児童扶養手当法の規定によつて児童扶養手当として支給を受ける金銭

別表

一　両眼の視力の和が〇・〇四以下のもの

二　両耳の聴力損失が九〇デシベル以上のもの

三　両上しの機能に著しい障害を有するもの

四　両上しのすべての指を欠くもの

五　両上しのすべての指の機能に著しい障害を有するもの

六　両下しの機能に著しい障害を有するもの

七　両下しを足関節以上で欠くもの

八　体幹の機能にすわつていることができない程度又は立ち上ることができない程度の障害を有するもの

九　前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの

十　精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの

十一　傷病がなおらないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するものであつて、厚生大臣が定めるもの

（備考）　視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。

（大蔵・厚生・郵政・自治・内閣総理大臣臨時代理署名）

（大蔵省印刷局製造）